

# 高等教育システムにおける ガバナンスと組織の変容

広島大学高等教育研究開発センター

# 高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容

広島大学高等教育研究開発センター編

広島大学高等教育研究開発センター

## COE 研究シリーズの刊行にあたって

広島大学高等教育研究開発センターは、略称を高教研と称し、英語名を Research Institute for Higher Education、略称を RIHE としております。その前身は広島大学大学教育研究センターですが、1972 年 5 月に、さらにその前身の大学問題調査室を発展的に継承して、文部省令による教育研究施設として、日本最初の高等教育研究の専門機関として設置されました。爾来、年輪を重ねる中で着実に研究教育活動を展開し、内外の高等教育研究に重要な役割を果たしてきましたが、お陰様で昨年 2002 年には創立 30 周年を迎えるに至りました。

この節目の年に、文部科学省の 21 世紀 COE プログラムの人文科学領域において、本センターのプロジェクト「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」（拠点リーダー：有本章）が 113 件（うち人文が 20 件）の拠点の一つとして選定されました。このことは高等教育研究の発展に鋭意取り組んできたセンターの歴史の中でも特筆すべき快挙であると、当センターの関係者一同率直に喜んでおります。とりわけ高等教育の分野では全国唯一の拠点到選定されましたことは、これまでの実績と今後の可能性が認知された点でも、長年にわたって積み重ねてきた努力が報われた点でも、実に名誉なことでありますと同時に、責任の重さを痛感する次第であります。これも高等教育研究が一種のタブー視された時代から盛況を呈するに至った今日まで、数多くの先輩やコリーグ諸氏に支えられて営々と築かれた伝統や風土や精神の賜と考えております。したがって、「巨人の肩に乗った小人」であるとの謙虚な気持ちでこのような機会を受け止めますとともに、これを契機にさらなるフロンティア開拓の精神を醸成し、斯界の発展において一層の貢献を実現したいと祈念しているところであります。

本プロジェクトは、主題に掲げました研究を推進するために、5 年間にわたって取り組むものですが、具体的には FD・SD の制度化と教育システムの質的保証、研究システムの質的保証、大学組織編成と質的保証などの問題を中心に、データベースの構築、若手研究者の養成などの問題に重点的に取り組むことを期しております。さらに、研究成果を積極的に国内外へ公表し、研究成果を紹介することによって拠点としての研究ネットワークの形成に努め、日英両語による出版物を精力的に刊行することにしております。そして、その一環として、このような体裁で COE 研究シリーズを刊行することにいたしました。その目的は、主として、センターの COE プログラムと関連して取り組んでいる研究活動の実績を記録にとどめることとその国内外への発信によって研究ネットワークの形成を着実に推進することに置かれています。

本企画によって世に送り出される刊行物が、国内外の高等教育研究者はもとより、高等

教育に関心のある多くの人々に貴重な価値ある情報を提供することができれば、望外の幸せであります。また、研究ネットワークの一層の発展のために、読者の皆様から絶大なご支援とご協力を賜りますことができましたら、この上ない喜びです。何卒よろしく願い申し上げます。

2003年3月

21世紀COEプログラム

拠点リーダー 有本 章

# はじめに

羽田 貴史

## 1. COE プロジェクトと組織班の課題

本書「COE 研究シリーズ 8 高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容」は、COE プログラム「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」の組織班の研究成果である。COE プロジェクトは、「21 世紀型高等教育システム」とは何かを問う大きなものである。デカルトに倣って困難を分割し、教育システム班、研究システム班、組織班の 3 つのグループを編成し、実質 1 年半、研究プロジェクトを進めてきた。組織班は、メンバーの何人かは他のグループにも属しているが、羽田貴史、黄福涛、大場淳、杉本和弘、安原義仁、成定薫の 6 名からなり、ここにその研究の中間的取りまとめを公刊する運びとなった。

ところで、われわれのグループは、狭くは統合・連合・連携などの組織変化と管理運営を対象とするが、個別現象を超えて一般化に至ることを求めると、理論的実証的にも課題は多く、まだ十分な見通しが無い。一般的にいえば、大学の組織は、外的・内部的要因によって変化する。要約すれば、グローバリゼーション、IT、学問研究における好奇心駆動型から使命達成型、財源の多元化とガバナンスおよびマネジメントの変化など多様な要因によって、従来の学問分野に基盤をおく大学組織、あえて 硬い組織構造 とでもいいうる構造、すなわち教職員のタイトな結合関係（終日勤務）によって時間的に統合され、単一キャンパスによって空間的にも統合される形態から、職業ニーズ、学際性など教育研究の質的变化に基づく やわらかい組織構造 への変化、教職員の多様な結合関係、マルチキャンパスとネットワーク化、B・クラークの言葉を借りれば「マトリクス構造」への変化が生じているといえよう。

しかし、変化要因が同一でも、それぞれの国の高等教育システムがおかれている国民教育制度の歴史的構造によって、組織変化の形態や方向は異なると考えられる。また、EU のような汎国家的に社会・経済の組織化、共通言語を基盤にメタ・ナショナルレベルでの国際的連携が推進される世界や、アメリカのように巨大な経済・政治権力を基盤に教育システムが構築されていく世界と、日本・アジアのように比較的孤立化し、国民国家の枠組みが維持されながらネットワーク化が進展する世界とでは、組織化の形態も多様である。これらの点を視野に入れ、組織変化の要因、組織変化の形態、組織変化が教育研究に及ぼすインパクト(効果)及び新しいネットワーク的形態でのガバナンスとマネジメントの課題とあり方とを探るのが、当初設定した組織班の課題であった。

## 2. 内包された論点

研究テーマを分節化したからといって、研究指針や方法が明確になるとは限らず、分節化したがゆえに、いかに統合するかという課題も発生する。教育システム、研究システムは、大学を構成するサブ・システムであるとともに、メガ・システム - 初等・中等教育機関と体系をなす国民教育制度、民間企業、研究所など各種のセクターや研究費制度 - の一部でもある。

一方、組織とは、人間が共通の目標を持ちながら分化した役割を担い、統一的な意志のもとに協同行為を継続するものであり（見田宗介・栗原彬・田中義久『社会学事典』1988）、人間の社会的結合体であって、その結合が継続するために、諸活動を調整し制御するシステムでもある（森岡清美・塩原勉・本間康平『新社会学辞典』1993）。組織の形態は、そこで営まれる活動の性格に根本的に規定される。大学内部の組織形態は、ベン＝デービッド（*The Scientist's Role in Society: A Comparative Study*, 1971）やバートン・クラーク（*Academic Organization in Cross-National Perspective*, 1983）が指摘したように、大学における業務（task）、すなわち知識産出のあり方、知の構造によって組織構造が規定され、業務の変化によって機関内部の水平的分化・垂直的分化がもたらされるのであり、結局、組織変容の問題は、現在の高等教育における教育及び研究の動態と切り離すことができない。たとえば、教職員の職能開発（faculty development, staff development）は教育システムの問題であるだけでなく、研究者養成と関わり、人的資源のマネジメントの問題でもある。

また、大学の組織変容の要因はこれだけではない。コンラート・ヤオラーシュ（*The Transformation of Higher Learning 1860-1930*, 1981）が、19世紀後半から前世紀にかけての、イングランド・アメリカ・ドイツ・ロシアにおける高等教育の変貌と社会変動の関係を考察したように、労働の分業化、専門職業化がもたらす新たな専門職教育の必要性を原動力として、非伝統的教育機関が高等教育に参入し、これによって機関間の水平的多様化・垂直的多様化が進行し、システム内部における組織変化も進行する。80年代以降の日本・アメリカは、産学連携によって大学における研究と企業の研究とが接近し、大学人の行動変化と組織変化を急速にもたらしている。

このように、マクロ＝システムレベル及びミクロ＝機関レベルでの組織変化とガバナンスの問題を、大学における活動、教育及び研究と結びつけて構造的に把握し、質保証のあり方を探ることは、実は、研究プロジェクト全体の課題でもあり、簡単に切り分けられるものではない。ほぼ毎月開催された全体会議でも数回議論にはなったが、問題が大きすぎることもあり、十分な解は得られず、今日に至っている。組織班でもまだ明確なコンセンサスはないが、今後、腰をすえた論議を行うつもりである。

### 3. 組織班の研究計画

われわれのグループが、グループとしては質問紙調査による統計分析など、定型的に共同研究と見られやすい手法をこの2年間採用せず、研究会(2回)、国際セミナー・ワークショップ(3回)、国内訪問調査(2回)とともに、個人研究としてメンバーがさらに分節化したテーマを設定して進めてきたのは、上に述べたような課題と認識の到達点に基づく判断からであった。

そもそも質問紙調査による統計的分析は、処理するデータの特質によってことからの限定的側面しか把握できない。反面、限定し統制した情報によって相関・因果関係を分析するところに利点があるが、質問項目に想定される変数が組み込まれていなければ有効ではなく、そのためには事実把握と仮説設定が明確でなければならない。先行研究のレビューや実態把握が不十分なまま行われる調査は、データによって研究者の認識が制約され、意味のないことが多いし、場合によっては有害というべきであろう。

たまたま組織班は統計分析を扱うメンバーがいないこともあり、また、1人(私)を除いては外国の高等教育に造詣が深く、比較教育、科学技術政策、教育行政など多様なデシプリンを持つ集団なので、方策としては、問題意識や課題を共有しつつ、各人のもっとも得意な方法でテーマに対応した研究を行う、いわば個人事業主の集合体としての共同研究の手法をとることになったが、内心は先の過ちを恐れたこともある。

具体的なテーマは、おおまかに次の3つ、統合・連携・連合など組織形態に関する研究のキャッチアップ、組織形態と教育・研究・社会サービスなど機能との関係、日本の統合・連合・連携の現状把握・動向とその発信を2002年度の課題として設定した。

2003年度にはやや修正を加え、「高等教育機関の国際的連携およびトランスナショナル教育の研究」(黄福涛及び大場淳)、「高等教育機関の連合および学位認定機能の社会的編成に関する研究 イギリスの歴史的考察を中心に」(安原義仁)、「統合・連携・連合の組織形態とガバナンス・マネジメントの相互関係に関する研究 日本・オーストラリア・ニュージーランド・UK・USA・中国」(羽田貴史、成定薫、杉本和弘)という分担を設定し、調査や研究会を設定した。本書は、これらの研究活動にもとづくが、そのすべてではない。組織班の研究活動でも、安原義仁によるイギリス学位制度やロンドン大学の連合組織についての報告が数回行われたが、本報告書に盛り込むことはできなかった。また、質的保証は、直接統制に代わる政府のガバナンスの主要な領域と政策手段であり、各国の国民国家の枠組みの中で、それぞれの社会経済、文化的伝統を基盤に形成された高等教育の質的保証の特質を明らかにし、共通理解とするために、吉川裕美子(大学評価・学位授与機構助教授)、米澤彰純(同助教授)、福留東土(日本学術振興会研究員)、渡辺達雄(COE研究員)の参加も得た研究会も開催してきたが、まだ十分な結論に達していない。これらの成果も、今後に期待していただきたい。

さて、結果は、読者の判定にゆだね、自画自賛の愚は避けるつもりだが、一見個人論文の集積のような形になっているが、高等教育システムの組織変容とガバナンス・マネジメントのあり方を論じる知見が得られていると思う。以下に概略を述べたい。

#### 4. 本書の構成

本書は、3部10本の論文によって構成されている。

第1部は、総括的に高等教育システム変容を考察する枠組みや一国レベルのシステム変化を扱ったものである。第1章は、十分成熟した内容となっていないことは筆者自ら認めるところだが、今後の議論の共通土俵となることを念じ、また中間段階の報告としては許されるのではないかと考え、公にした。第2章は、福祉国家としての日本の特質を、戦後の福祉国家論の展開から探ったものである。第3章は、オーストラリア高等教育研究のエキスパートである杉本が、ニュージーランドを対象に、80年代後半からの市場化政策とその帰結を分析したものである。90年代に市場化政策によってニュージーランド経済が一時復調したこともあって、行政改革のモデル扱いをされたこともある。一方、高等教育の市場化による失敗も指摘されているが（大井玄「ニュージーランドの行政改革と高等教育および科学研究への影響」『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ 第30回 研究員集会の記録』高等教育研究叢書75, 2003）、高等教育研究者はニュージーランドを対象にしてこなかった。高等教育における市場化のインパクトは、それぞれの国の経済力や市場の範囲によって異なるものであり、巨大な資源と経済力、政治力によって唯一の超大国となっているアメリカや、地域統合を強めているヨーロッパの一部でもあるイギリスを対象にするだけでは、適正な解は得られない。その点でも、今後、オーストラリア・ニュージーランド研究は重要な課題となろう。

第2部は、大学運営の変化に関する2つの論文と翻訳を収録している。第4章は、国立大学法人化の背景となる大学の市場化と大学の資源配分の動向を検討した。第5章は、成定による解説に述べられているように、グローバリゼーションと市場化を扱った先駆的研究であり、今日まで翻訳が行われていなかったのが不思議なほどである。高等教育研究者が多く引用するB・クラークの *Entrepreneurial University* (1998) よりも1年早く、しかもクラークの研究が滞在調査による成功した大学の物語であるのに対し、アメリカ・オーストラリア・カナダ・イギリスを対象とするシステムレベルの比較研究である。今回は第1章のみの訳だが、全訳も期待されよう。

第6章は、日本の国立大学法人化による運営の変化として、重要な教職員の身分保障を検討したもので、法人化による教職員の身分問題は、主として労働法学者（たとえば、盛誠吾「大学法人化と教職員の地位（上・下） 「非公務員型」の意味と課題」『一橋法学』1巻2号・1巻3号, 2002）によって検討されてきたが、私立大学へのインパクトも



考察した重要な論考である。

第 3 部は、統合・連合・連携など大学の組織変化に関する 4 本の論文を収録している。第 7 章は、1950 年代に始まる中国の高等教育機関の統合を歴史的に分析したもので、マクロな再編動向と統合パターンの類型化の試みも含め、構造的に統合を把握する上で貴重な貢献をなしている。第 8 章は、統合に関する外国研究の動向と日本の現状を、教員養成機関の統合に絞って検討した。

第 9 章、第 10 章は、フランスにおける組織的連携を扱っている。統合・連合・連携の中でも、機関相互が連携するのではなく、ある部分の機能的連携のタイプであるが、教育研究組織ではなく、管理運営の共同化も促進されていることは、重要な知見である。第 9 章は、よく知られていないフランスの事例というだけでなく、個別大学の自治と運営から、Universities 21 (イギリス UK)、AVCC (オーストラリア) など大学連合による大学運営の共同化も含めて考察する課題を示唆し、第 10 章は、フランスにおける大学組織のネットワーク化の状況と地域統合との関係を論じ、日本の連携問題を地域との関係で検討する上でも示唆的である。

なお、それぞれの章は、書下ろしもあるが、学会機関誌や紀要などに発表したものをベースに加筆修正してブラッシュアップを図ったものもある。以下に初出を示しておく。

- 第 1 章 大学組織の変容と質的保証に関する考察 (書き下ろし)
- 第 2 章 日本型福祉国家論の形成と教育 (「戦後教育と国家認識 福祉国家論と教育の諸相」『日本の教育史学』第 46 集, 2003 年, に修正加筆)
- 第 3 章 ニュージーランド高等教育における市場化政策の展開 (書き下ろし)
- 第 4 章 企業的大学経営と集権的分権化 (『大学論集』第 34 集, 2004 年)
- 第 5 章 アカデミック・キャピタリズム (書き下ろし)
- 第 6 章 国立大学法人化と教職員の身分保障 (中・四国法政学会第 44 回民事法部シンポジウム報告)
- 第 7 章 1990 年代の中国における高等教育機関の合併 (『大学論集』第 33 集, 2003 年)
- 第 8 章 高等教育の再編成と大学統合 教員養成大学・学部の統合を中心に (『教育学研究』70-2, 2003 年, に修正加筆)
- 第 9 章 フランスの大学における組織改革と連携の推進 (科研報告書『21 世紀の大学像構築と戦略的組織改革の国際比較研究』(研究代表者 有本章)を基に作成)
- 第 10 章 フランスにおける大学事務の情報化と管理運営支援活動 大学・高等教育機関相互支援機構 (AMUE) (2003 年日本高等教育学会大会報告)

## 5. 今後の課題

最後に今後の課題に若干触れたい。21世紀型高等教育システムが、社会・経済変動を背景としつつ、20世紀半ばから30年間にわたって展開してきた福祉国家の再編とかかわって進行していることは、周知の事実ではある。長期にわたる構造変動のプロセスを検討し、予測するためにも、19世紀後半から20世紀にかけて確立してきた近代高等教育システムを理解することが何よりも重要であると思われる。それは、現在の近代高等教育システムが何かを明確にする作業でもある。ここ10年間でも、イギリス、アメリカ、ドイツなど各国の高等教育に関する歴史的研究の専門書が相当訳出されてきた。V・H・H・グリーン『イギリスの大学 その歴史と生態』（1994）、K・ヤオラーシュ『高等教育の変貌 1860 - 1930 拡張・多様化・機会開放・専門職化』（2000）、H・バイザード、G・フラムハイン『ドイツの高等教育システム』（1997）、K・カー『アメリカ高等教育の大変貌 1960 - 1980年』（1996）、同『アメリカ高等教育 試練の時代 1990 - 2010年』（1998）、同『アメリカ高等教育の歴史と未来 21世紀への展望』（1998）、P・アルトバック、R・バーダール、P・ガムポート『アメリカ社会と高等教育』（1998）、H・J・パーキン『イギリス高等教育と専門職社会』（1998）、F・ルドルフ『アメリカ大学史』（2003）、M・サンダーソン『イギリスの大学改革』（2003）などがあげられる。

また、日本人の手になる外国高等教育に関する歴史的な研究も公刊されてきている。喜多村和之『現代アメリカ高等教育論 1960年代から1990年代へ』（1994）、相原次男『ソビエト高等教育の社会政策的研究』（1994）、望田幸男『近代ドイツ=「資格社会」の制度と機能』（1995）、大塚豊『現代中国高等教育の成立』（1996）、松本忠士『ドイツにおける学問の自由と大学自治』（1997）、別府昭郎『ドイツにおける大学教授の誕生』（1998）、望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史』（1998）、伊藤敏雄『米国近代大学史研究 ミシガン大学を事例として』（1999）、坂本辰朗『アメリカの女性大学：危機の構造』（1999）、橋本伸也・藤井泰・渡辺和行・進藤修一・安原義仁『エリート教育 近代ヨーロッパの探求 4』（2001）、村田鈴子『アメリカ女子高等教育史』（2001）『アメリカ大学史とジェンダー』（2002）、望田幸男『近代ドイツ=資格社会の展開』（2003）、などがあげられよう。

さらに、ここでは列挙することはしないが、高等教育を、そのサブ・システムとして装置化した社会経済システムそのものの再編成についても、多数の研究業績が輩出している。

そして、国立大学の法人化という近代日本の大学史上最大級の改革が実行段階に入り、研究フィールドとして得がたい現実の素材が眼前に広がっている。

2004年度以降に設定した第2フェーズでは、これらの成果や新しい現実もふまえながら、近代教育システムの構造変動と組織変化、ガバナンスについて、共通枠組みに基づき、より掘り下げた研究計画を進めるつもりである。本書に対するご批判・助言をいただければ何よりの励みであり、執筆者一同の喜びとするところである。

# 目 次

COE 研究シリーズの刊行にあたって ..... 有本 章

はじめに ..... 羽田 貴史

## 第 1 部 国家と高等教育システム

第 1 章 大学組織の変容と質的保証に関する考察  
..... 羽田 貴史

第 2 章 日本型福祉国家論の形成と教育 ..... 羽田 貴史

第 3 章 ニュージーランド高等教育における市場化政策の展開  
..... 杉本 和弘

## 第 2 部 市場化と大学運営

第 4 章 企業的大学経営と集権的分権化 ..... 羽田 貴史

第 5 章 アカデミック・キャピタリズム（および訳者解説）  
..... S・スローター、L・L・レスリー（成定 薫訳）

第 6 章 国立大学法人化と教職員の身分保障 ..... 大場 淳

### 第3部 組織改革と組織変容

- 第7章 1990年代の中国における高等教育機関の合併 ..... 黄 福涛
- 第8章 高等教育の再編成と大学統合 - 教員養成大学・学部の統合を中心に -  
..... 羽田 貴史
- 第9章 フランスの大学における組織改革と連携の推進  
..... 大場 淳
- 第10章 フランスにおける大学事務の情報化と管理運営支援活動  
- 大学・高等教育機関相互支援機構 (AMUE) -  
..... 大場 淳
- 【資料編】 オーストラリア高等教育に関する新聞記事一覧 .....
- 組織班 活動報告 (2002 ~ 2003 年度) .....

## 第1部 国家と高等教育システム

# 第1章 大学組織の変容と質的保証に関する考察

羽田 貴史

## 1. はじめに

教育的ジャーゴンは、価値としての人間の発達を組み込んでいるため、教育にかかわる分析や命題は、しばしば価値に沿った一定の結論を前提にし、その結論を拡大・反復・強調する結果になりがちである。これらの命題は誤っているとはいえないが、はじめから結論が決まっているのなら何のために研究するのか、疑ってもよさそうである。高等教育研究も、こうした教育的ジャーゴンへのとらわれを自省しなければならない。

高等教育の質保証を論ずる場合、無前提に質保証の重要が強調されやすい。わが国の高等教育の変動は、論者によっては、大学そのものの理念の消失と崩壊すら指摘する（市川2003）。質が問題になっているのは、静態的な環境においてではなく、構造的な変動の進行に伴ってであり、しかもその変化は、包括的な社会変動の一部でもある。

元来、高等教育は社会変動と「循環的で、互いに変化を促す相互依存的」な関係にあり（ヤーラオシュ 2000, p.2）、そうであれば、高等教育のカテゴリーや質の定義そのものは所与の要件ではなく、これらの変動を分析した結果として導かれ、再定義されるべきであろう<sup>1)</sup>。

「21世紀高等教育システムの構築と質的保証」を考察するためには、このような社会と高等教育との関係を含めて、前提条件として整理しておかなければならない事柄がいくつかある。すなわち、

1. 高等教育における組織変容に関する一般的問題
2. 高等教育の質と保証に関する概念を含む一般的問題
3. 現在進行形の社会変動と高等教育との関係、である。

第3の問題は、従来あまり日本の高等教育研究では論じられることが少なかったが、私見では、その含意は地球規模の社会経済システムの編成全体にかかわり、もっとも基底に置くべき論点であるので、最初に検討しておきたい。

## 2. 21世紀高等教育システムについて - グローバル化、国民国家、大学

21世紀の高等教育が論じられてもう久しい。1974年にライシャワーが『地球社会の教育: 世界市民意識の創造 (Toward the 21st century)』（サイマル出版会)を著したり、

ヨーロッパ文化財団によって、ヨーロッパ 2000 計画のひとつ、Educating man for the 21st century の成果として、*A University of the future* (1974) が刊行された例はあるが、本格的には 80 年代後半、経済のグローバル化の進展と戦後世界政治体制の構造的変化によって、新たな政治・経済体制と関連して論じられるようになった。世界史的な体制転換がインパクトである以上、21 世紀の論じ方は 20 世紀の延長ではないはずである。現にわれわれが直面しているのは、経済活動のグローバル化の促進による相互依存と新たな支配 - 従属関係、地球規模の経済競争拡大がもたらす過剰生産、資源問題、地球環境問題、地域間と地域内、国家間と国家内の貧富の拡大、民族・宗教紛争と新たな国際秩序の形成などであり、高等教育がこれらの課題にどう関わり、新たな世界秩序形成に寄与するかも問われている<sup>2)</sup>。

しかし、一方では、グローバル化による競争圧力は、一国レベルにおける高等教育において大学と産業との連携強化を強め、大学間の競争強化に向かわせる志向が強まっている。たとえば、日本の高等教育政策の包括的な改革提言である大学審議会答申『21 世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性が輝く大学 - 』（1998 年 10 月）は、社会・経済・教育研究・文化でのグローバルな交流が進み、国際的な相互依存関係と共生の必要性が高まる反面、地球規模の競争が激化することを指摘し、地球環境問題、エネルギー問題、人口問題など人類的課題、少子高齢化と脱産業化が進む日本社会を支える人材育成、人類的課題に貢献する学術研究のあり方や研究者の社会的責任を強調していた（pp.4-7）。その具体的な高等教育改革の方向は、「我が国が世界と協調しつつ、そのより良い解決に向け貢献していくためには、大学をはじめとする多様な高等教育機関のシステム全体として、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割」を担うものであり、高等教育機関がその役割を果たしてこそ、「我が国が、21 世紀の国際社会において、知的リーダーシップを発揮できる国」として、「国際貢献を果たしつつ発展していくことが可能となる」と結んでいる。

つまり、ここに鮮明にされている国際化とは、国家の枠組みを前提としてのもので、高等教育機関は 21 世紀の国家的課題にそって役割を果たすことが求められたのであり、言い換えれば、国家社会のもとにあるべき高等教育の再定義を行ったということが出来る。

このような「高等教育機関」 - 「国家社会」 - 「国際社会」の 3 項関係の構図は、大学審議会答申『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について』（2000 年 11 月）も同様であり、各国のグローバル戦略と教育改革に比しての日本の立ち遅れも指摘しつつ、国際的な競争力を持った高等教育の構築を提言している。高等教育の世界で 21 世紀を論ずるスタンスは、20 世紀的な価値や枠組みを前提にして、ひたすら、その枠組みによって定義された質と量の増殖をはかり、大学の生き残り戦略でしかない場合もあるが、このような問題設定が投影しているとみることができる。

これは日本だけではない。80 年代後半からの高等教育改革は、市場メカニズムの導入、

政府の役割の縮小という特徴を持つために、「脱政府化」や「民営化」として把握されやすいが、国策としての高等教育改革は、日本だけでなく、アメリカ・イギリス・ニュージーランド・中国・韓国・台湾など諸国に共通するものである。グローバル化が、地域統合と同時に進行し、リージョナリズムを媒介するヨーロッパは、異質な文脈を持つかもしれないが、そうした理念と地域的基盤を欠く日本は、同じ環境におかれている東アジア諸国と同様、国家戦略としての高等教育改革という性格がダイレクトに顕現していると思われるべきであろう。

もちろん、高等教育機関は、国民国家の教育システムに組み込まれてはいるが、その果たしてきた機能は多元的である。1980年代以降、国民国家は福祉国家として採用していた諸セーフティ・ネットワークを再編し、国民 - 企業 - 国家の関係を変容させつつある。福祉国家的枠組みは、高等教育機関の機能と国民生活との関係を予定調和的に整合させてきたが、今後もそうであり続けるとはいえない。高等教育は、社会の側から加えられる要求に応えるだけでなく、あるべき社会像の構築に向けて果たす役割を想定すべきであろう。

従って、システム変動の検討には、戦後国家の再編成としての高等教育改革という構造的・歴史的特質を視野に入れる必要がある。高等教育システムが社会経済システムのサブシステムである以上、再定義・再定位されるべき日本社会や国家、及び国際社会のあり方が深くかわるし、ましてや、3項関係の枠組みを所与の前提として個別大学の生き残り方策として語ることは、社会との関係で高等教育を語るダイナミズムを喪失させる<sup>3)</sup>。

長年、日本の高等教育制度を観察し、高等教育政策にも大きな影響を与えてきた天野郁夫(2002)は、人口・経済・政策変動という外圧で進行する高等教育の構造改革が、日本のシステムと個別機関に与えてきた影響を、実学化 短期大学の衰退 大学間競争の激化 大学院の拡大 社会人学生の増加 グローバルな大学間競争などとして考察し、大学・高等教育が生涯学習と学校教育という2つのシステムの接点として、統合ないし融合に果たす役割が期待される一方、大学内部の変化と「大学教員という専門的職業の変質と再定義の過程」(天野 2003, p.25)が始まっていると説く。主体であるべき大学それ自体が、変化の過程にあり客体となっているために、自らを再構築する指針を明確に出来ないというべきか。ここでも重要なのは、自己省察と反省的意識である。

### 3. 大学組織変容について

#### (1) 大学組織変容の枠組み - 外部要因と内部要因 -

天野が指摘するように、大学は外部から組織的変容の圧力にさらされているが、重要なことは、外部性(環境要因)と内部性(学問研究と教育)の相互関係の力学であり、その変化のメカニズムや形態を明らかにすることである。

一般的に組織に関する理論は、一般理論としての社会システム理論に対比して、中範囲



理論の性格を持ち（富永 1997，序文），経営学，行政学，社会学，心理学，経済学がかかわる学際的領域であると言われる（同，p.142）。高等教育の組織研究は，教育研究を業務とする組織を対象とするが，同様な性格を持つとともに，一般組織理論の応用によって推進されてきた。Rhoades（1992）は，1970年代までの高等教育に関する組織研究は，内部要因以上に外部環境の影響を重視してきたとし，コンティンジェンシー（条件依存）理論（contingency theory），資源従属理論（resource dependency theory），制度理論（institutional theory）の検討を行っている。

ところで，Rhoades は組織理論に加えていないが，環境要因と内部要因を統一する理論として，高等教育人口変化の量的増加を質的变化要因として説明するトロウ・モデルは，わが国において最も流布された有力な組織変動理論である（Trow 1974）。それは，組織変化を説明するグラント・セオリーであり，日本の高等教育研究においては，その段階発展論に則って高等教育の過去と現在を説明し，将来を予測する議論が行われてきたといつてよい。

しかし，トロウ・モデルは，各国の文化的差異や国民国家における高等教育の構造の違いを越えて，高等教育の共通パターン化が進行し，アメリカシステムへ一元的に収斂すると見る単一発展史観である。彼自身が自己批判したように，ヨーロッパの高等教育は，アメリカ的なマス型高等教育システムへの移行を果たさず，現実の進展を完全に説明するものではなかった（Trow 1979）。のちにユニバーサル・アクセスの概念を提示し，ヨーロッパ・モデルの変化を論じているが，やはり単一発展史観であることは免れていない。トロウは言う。「全体としてヨーロッパ高等教育は可能な限り急速にアメリカモデルに近づこうとしているといえる…それはひとえに，アメリカ高等教育が規範的にも構造的にも“脱産業化”の時代の諸要求に適合しているからである」（トロウ 1999b，p.128）<sup>4</sup>。

## (2) クラークによるトロウ批判

トロウモデルに対する有力な批判は，すでに 1980 年代にパートン・クラークによって行われていた。80 年代に紹介されていたにもかかわらず，その意義は十分に理解されてきたとは思えない。クラークは，トロウの 1978 年の自己批判を引用し，分析家たちは，デマンドを重視し，反応を過小評価したと述べ，1970 年代の教訓は，各国の中等教育と高等教育の形態と信念（beliefs）<sup>5</sup>が高等教育の拡大規模を決定したことだとする（Clark 1983，p.185）。

そこで指摘されているのは，高等教育の人口増を要因とする構造変化という単直線的な変化プロセスではなく，構造によって高等教育の規模が規定される逆規定関係である<sup>6</sup>。クラークは，このような観点から諸構造に焦点をおき，それらがいかに変動を系統立てて順序付けるかを検討している。つまり，構造は各種の要因によって変化させられる対象というだけではなく，変動を規定する要因でもあり，外部 - 内部関係を媒介し，相互関係を

明らかにする重要な分析カテゴリーなのである (p.206)。

クラークは、システム全体におけるガバナンスのパターン、官僚制/寡頭制/市場形態の相違が、変動にどのような影響を及ぼすかを検討し、市場形態が最も強力な適応力を持つとしているが、慎重に一般化は避け、各国のシステムを特徴付けている歴史と文脈を詳細に研究する必要性を指摘している (p.204)。

### (3)大学組織のモデル化

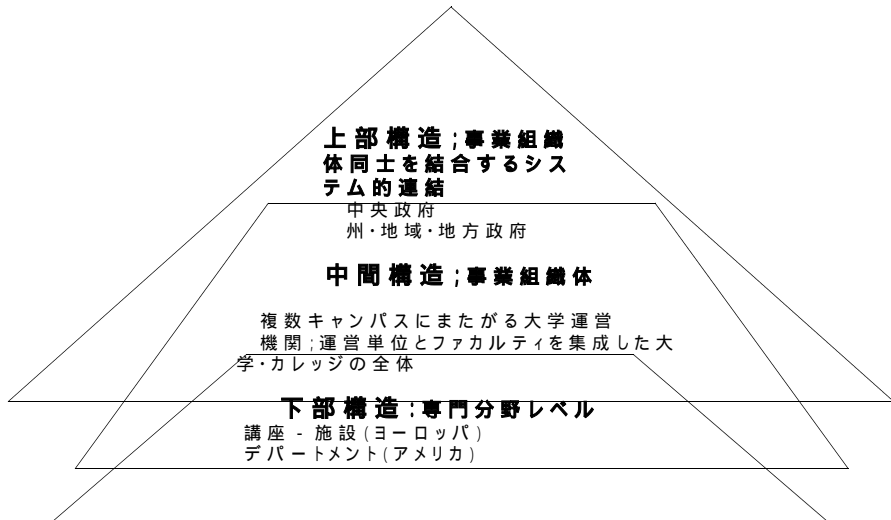
クラークの重要な次の貢献は、機関レベルから全国レベルにまたがる重層的な大学組織構造のモデル化をはかり、各レベルにおける外部要因と内部要因のインパクトを検討し、組織の変化と秩序化するプロセスとして変動を捉えたことである。とりわけ、大学組織の分析の基礎に仕事 (work) をおき、大学固有の仕事としての学問研究 (academic work) と、その結果生み出される知識に基づく組織編成との関係を構造化したことは重要である。

すなわち、学問研究活動は、専門分野 (discipline) と事業組織体 (enterprise) という様式を持ち、「特有の方法で大学組織をあいまって規定する。システムが知識の業務 (knowledge tasks) に集中するほど、運営について最も重要なことは、専門分野と事業組織体の結びつきが、学問研究の最も重要な研究集団である基本的運営単位において集中するということである」(p.32)。

かくて、大学組織の構造は、学問体系における専門分野の写像となり、その分化に対応して、講座 - 学科 - 学部という階層構造を形作り、断片化 (fragment) の集合としての性格を帯びる。「大学組織とシステムの明確な特質は、高度に断片化された専門職主義である」(p.36)。ゆえに、機関内部は必然的に水平的かつ垂直的分化と分業をとめない(第2章)、従って、大学組織は、信念(第3章)、権威(第4章)を媒介して高等教育機関及びシステムとしての統合(第5章)が行われることになる。通常、組織は業務の中に組織の一体性や統合を担保するメカニズムが内包されているものである。しかし、大学組織は業務そのものが、断片化を拡大する性質を持っており、組織としての一体性を維持するためには、意図的かつ恒常的なガバナンスが不可欠であるという特質を持っているのである。

クラークは、その機能を権威の内部配分として捉え、共同研究を行った Graff の組織レベル区分に基づいて (Van de Graff, John H., Clark, Burton R., Furth, Dorotea, Goldschmidt, Dietrich, Wheeler, Donald F. 1978), 機関内部の垂直的構成として、6つのレベルを区分し(第4章)、さらに構造変動を分析するためにそれを3つに整理し、各レベルでの変動要素を検討している。

## クラーク（1983）の組織構造モデル



注 クラークの構図では、第4レベルにあるカリフォルニア大学やウェールズ大学のような複数キャンパスの大学運営の位置づけがやや混乱しており、「第4章第1節 権威の諸レベル」では、事業組織体を連結させる上部構造のひとつとして描かれているが、「第6章第2節」では、中間構造に入れられている。全体の枠組みからは、ここでは中間構造として分類した。また、この第4レベルには、個々の高等教育機関をシステムへ吸引するような諸団体、ラテンアメリカの学長協議会、スウェーデンの地域委員会があげられているが、これは上部構造に含めて考えるべきであろう。

重要な指摘は、機関内部のレベルに対応して変動要因の規定力は異なるということである。「下部構造はディシプリン、専門的能力、専門職的な乱雑さの論理が支配しており、変化はディシプリンの立場から抵抗を受けるが、それゆえに変化もまた生じるのである。…対照的に、大学組織の頂点にある集団は、まったく異なった変化の指向、源泉、手段を持つ」(Clark 1983, p.207) のである。

つまり、組織の変動分析は、学問分野の分化や学際研究など研究の論理（内部要因）によって変容する志向を持つ下部構造＝基礎組織と、財源変化、高等教育政策（外的要因）によって変容する志向を持つ中間構造＝事業組織体との葛藤・統合過程として把握することになる。こうして、クラークモデルは、高等教育機関の内部組織における力学を前提に、外部環境変化と内部変化の相互関係を把握する基本的視角を提示している。

クラークモデルとの関連で触れておくべきは、トニー・ベッチャーとモリス・コーガンのモデルである。Becher & Kogan（1980）は、Graffの組織レベルに基づきながら、個人レベルを含んだ組織変化の分析レベルを設定して、イギリス高等教育の分析を行った。

ベッチャー＝コーガンモデル

	個人	基本単位	機関	中央権力
要素	・教育，研究スタッフ ・行政管理者 ・補助労働者 ・学生	・デパートメント ・スクール ・学士課程カリキュラムの内容を提供する教師集団	・法律で規定された個別機関	・全体計画 ・資源配分 ・モニタリング
運営形態	内部 教育，研究，サービスの業績	学務 (student provision), カリキュラム, 研究	機関の維持, 将来計画, 方針の実施	資源利用の最大化, 発展の支援
	外部 社会/経済/文化的要求への対応	社会/経済/文化的要求への対応	社会/経済/文化的要求への対応	社会的, 経済的需要への適合
規範形態	外部 専門職規範, 社会/経済/文化的価値の反映	専門職規範, 社会/経済/文化的価値の反映	社会/経済/文化的価値との対応	経済的, 政治的社会的期待への適合
	内部 役割実現と個人的目標の達成	同僚集団の規範と価値の維持	学術的規制の維持	質, 妥当性, 有効性の基準の維持と監視

(Becher, Tony & Kogan, Maurice. *Process and Structure in Higher Education*.)

このモデルは、大学組織の階層的構造化だけでなく、各レベルが準拠する規範の形態 (normative mode) と運営形態 (operational mode) における内部・外部要因を関連付けたものである。クラークモデルに比較してこのモデルの重要な点は、個人レベルを含んでいることである。世界的に進行しているのは、教員の仕事の変質、カジュアル化、大学運営への参加の後退であり、「アカデミック・プロフェッション自体が行き詰まり状態にあ」り (Altbach 2000, p.15), その再定義が進行していることである (天野 2003, p.25)。大学組織調査は、しばしば学長など機関代表者に対して行われるケースが多いが、個人 - 基本単位 - 機関 - システムの各層における変動要因と変化の方向、及び相互の葛藤を把握することなしに動態は明らかにならないことを示唆しているのである。

### 3. 高等教育の質保証をめぐる問題

#### (1) 「質」保証をめぐる文脈

次に検討すべきは、質的保証の問題である。ところで、質的保証がイシューとなる文脈は多様であり、その方向も異なる。現実には輻輳的に諸要因が関連し合っているが、分析的には区分しておくことが必要であろう。

第 1 には、高等教育のマスフィケーションの進行である。しかし、これは各国のシステムによって顕在化の仕方が異なる。日本のように、戦後の改革によってエリート段階の初期に旧制高等教育機関が 4 年制大学に昇格・統合され、その制度の下でマス化が漸次進行したケースでは、統一的な大学概念によって質の多様性の問題が覆い隠され、直接論議

しにくかった。質の問題を問うことは、マス化とトレード・オフになりがちだったからである。

これに対し、イギリス、オーストラリアでは、マス化を二元的高等教育制度の単一化によって行い、従来、大学と考えられなかった高等教育機関が大学に昇格したことによって、これらの高等教育機関が大学であることの証明を必要とするようになった。それまでは、大学は大学であることによって設置認可された場合、みずから学位発行権を持つ学科を設置認可でき、第三者によるアクレディテーションなどの仕組みはなかったのである。1993年から行われたオーストラリアの最初の評価は、高等教育機関の統合による大学の増設、マス化が大きな理由であった（ウッドハウス 2003、杉本 2003、第 3 章）。

一方、アメリカにおいては、もともと中等教育・高等教育機関の多様性が存在するため、早くからアクレディテーションによる資格認定制度が発達してきたため、マス化との関係での質保証は、高等教育の基準やシステムの問題よりも、財政問題にあった。アメリカで比較的是やく高等教育における質の問題に着眼したと思われるカーネギーレポート（Carnegie Commission on Higher Education 1968）は、アメリカの高等教育の大衆化、規模の増大と財政的危機という矛盾する状況のもとで、教育の質と機会の平等を確保する国家的必要を指摘し、その質保証の方策は、連邦の財政援助であった。続く 1970 年レポート（Carnegie Commission on Higher Education 1970）は、アクセス、地域や財政的障害、民族問題、年齢、不適切な高等教育以前の教育を改善し、機会の平等を促進する財政援助やコミュニティカレッジの創設、健康サービスの専門職員の不足解決、大学での教育改革を促進することを提言していた。

第 2 には、大学と社会、政府の関係の問い直しから発生する問題であり、アカウンタビリティ概念の登場と同時に進行している「質」の概念である。1980 年代から OECD 各国の高等教育は、政府財源の縮減期に遭遇し、公的財源の投入に対応した活動と成果を説明することが求められるようになった（Sizer 1992）。イギリスに典型に見られるように、特定の目標に対応した分野で使用された資源と得られた達成とを量によってあらかず業績指標が使用されることによって、「質」の概念には定量化と定量化が図られるようになった。この文脈では、「質」は大学のガバナンスにおけるキ概念となった。

第 3 には、高等教育のグローバル化による質保証の課題であるが、これは少なくとも 3 つの文脈を区別すべきように思われる。

元来高等教育は国境を越えて学生や教員が移動する性格を持っており、学生の移動、教育交流に伴って単位互換、学位の相互承認が行われ、ヨーロッパ、特にドイツに典型的に見られるように - あるいは特殊ヨーロッパ的というべきかもしれないが - 国境を越えた学生の移動と学習は、中世以来の伝統であった。この伝統を基盤に、第二次世界大戦後、学生流動化の促進、単位互換と連動した高等教育の質の相互承認と保証が図られてきた<sup>7)</sup>。

次の文脈は、人材の移動に伴う専門職教育の水準の共通化の問題であり、NAFTA

(North Atlantic Free Trade Area, 米国, カナダ, メキシコ), Washington Accord (アメリカ, イギリス, カナダ, オーストラリア, ニュージーランドなど) や, それに加盟した JABEE (日本技術者教育認定機構) のような教育プログラムの認定制度創設と拡大の動きである (篠田 2001)。

3 つめの文脈は, 教育サービスの商品化に伴う質保証の問題である。大学教育を公費で維持してきたヨーロッパ・オーストラリアなどは, 次第に私費負担の拡大を進め, 外国人学生の受け入れによる財源確保を戦略としてきた。しかし, オーストラリアの論議に見られるように, 非英語圏の学生の増加は高等教育の質を動揺させかねず, 留学生定員枠の設定が行われている。また, WTO が推進する貿易の自由化によって, 学位や単位制度の国際的通用性が問題となっている。この文脈では, 高等教育の市場化が過度に進むことによってもたらされる質の低下を規制するため質保証が論じられる側面と, 市場化を促進するために, 商品としての品質保証の観点から質保証が論じられるという側面をともに含んでいる。

いうまでもなく, グローバル化にもとづく質保証の問題は, 上に指摘した 3 つの文脈が相互に関係しあいながら進展しており, ポローニャ宣言も外国人学生の吸収にヨーロッパが立ち遅れているという認識が強く働いていた (木戸 2001, 同 2002, 吉川 2001, タイヒラー 2003, 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 2003)。

## (2) 「質」概念の問題

クラークモデルが示唆するように, そしてマス化に伴う質保証の課題が多様であるように, 質保証の枠組みは, 各国の教育システムや社会経済の構造によって異なることが予測される。しかし, グローバル化には, 国民国家の自立的な枠組みだけでは対応できず, 対立・葛藤・協調を伴いながら, 国際的な質保証の枠組みの形成と, 国家レベルの質保証の枠組みの再形成が進行すると考えられる。すなわち, 再形成の様相は国家レベルを軸に, 汎国家 - 国家 - 機関の 3 つのレベルで進行し, 個人レベルの活動形態を規定することになる。

ところで, その構図を検討する上で重要なのは, 高等教育における「質」概念が, 普遍的・絶対的なものではなく, 歴史的・相対的な概念であるということである。

教育における質の問題は, 経済成長が教育の拡大を支えてきた時期には顕在化せず, 経済先進国の経済成長が鈍化し, 1980 年代に, 有限の資源を教育の質の向上に配分する動向が現れてきたとされる (中島 1990)。高等教育も事情は同様であり, 1960 年代に, アメリカ教育審議会「大学院教育における質の評価 (An Assessment of Quality in Graduate Education) (1966) のように検討されていたとはいえ, 質に関する議論は, 1980 年代までは, 高等教育システム内部の問題だったといわれる (Green 1994)。

これに対応してか, Quality assurance, assurance, Quality ということばは, 高等教

育関係の事典には、まだ完全に定着していない。Knowles(1977)が、“quality and equality”の項目で、カーネギーレポート(Carnegie1970)を解説するのが早いケースであろうし、Husen(1985)は Examination, External の項目で Quality に触れているが、Clark & Neave(1992), Alkin(1992)には索引にもない。

定義を困難にする理由のひとつには、高等教育の「質」とは、単一の尺度によって規定されるものではないことがある。ユネスコ高等教育世界宣言(1998)は、高等教育における質とは、「多次元概念」(multidimensional concept)であり、授業、教育計画、研究、職員配置、学生、建物、設備、地域社会へのサービス、学問的環境を包括した機能と活動であるべきとしている。

「質」の概念が多元的であるだけでなく、「絶対的な質というのは真や美のようなものだ」とする意見もある(Sallis & Hingley 1991)。つまり、「自由や正義のようにつかまえていく概念であり、意味することを本能的に理解するが、きちんと表現することは難しく、それは価値にかかわる用語である」からである(Green 1994, p.12)。

このような「質」の多義性があるために、IMHE, ヨーロッパ委員会, イングランド高等教育財政審議会(HEFCE)の後援を受けた Brennan と Shah は、“Quality Management, Quality Assessment and the Decision-Making Process”プロジェクトの取りまとめで、クオリティ・アセスメントでは、教育的価値を変更することになり、ある視点からの改善は、別な観点からはダメージになると述べている(Brennan & Shah 2000, p.13)<sup>8)</sup>。

このような「質」概念の相対性は、「質を定義しようとするのは時間のムダ」(Vroeijenstijn, T.I. 1991)とする見解すら導くことになる。しかし、完全な相対主義は、逆にどのような定義も採用可能となり、採用された「質」概念に基づくアセスメントが、結果的に教育の「質」を絶対的に規定するというパラドックスを導くことになりかねない。教育の質の多元性を認めたとうえで、高等教育の質とは何かを検討していくことが重要となる。

たとえば、Green(1994)は、「質」の概念整理を行い、伝統的な質の概念(学生に対して与える経験、卒業生と研究の成果など)、基準ないし仕様(specification)への適合(公共サービスの場合にアカウントビリティを増加させるために用いられ、顧客憲章として導入)、目的への適合性としての質(目的に対してどの程度達成したか)を検討し、高等教育の「質」とは、機関の目標を達成する上での有効性となって定義されると述べている。わが国の国立大学法人制度における評価制度が、各大学の定めた目標に照らしての達成状況を評価する方法を採用した理由も、このような文脈で理解できる。

### (3) 「質」の保証にかかわる諸概念の関係と歴史性

「質の保証」とはどのような活動および制度を意味するのであろうか。たとえば Lim

(2001)は、発展途上国の高等教育の質的保証にとって重要な事項として、アカデミックスタッフの資格化(学位の保有)、フルタイムの雇用、施設設備などの行政的支援、採用と昇進、アカデミック・フリーダムの存在などをあげている。経済発展はしばしば開発独裁によって進行するから、政府権力からの自立性は、高等教育の質確保にとって不可欠であるし、科学の価値自由を確保する上では、先進国にとっても共通の条件である。従って、質的保証の課題は、単純に外部評価システムや基準への適合、指標の選定といった技術論に解消することはできない。

また、OECD 諸国の質的保証の形態は、主にアメリカで発達してきたアクレディテーションと、ヨーロッパで 80 年代から 90 年代にかけて導入・実施されてきたアセスメントとの2つのタイプに区分される。ヨーロッパも、ボローニア宣言(1999)以後、ヨーロッパ高等教育圏創設を目指したスタンダードの共有とクライテリアへの合否を問うアクレディテーションに移行したとも言われるが(大南 2002)、一元的に収斂するとは思われない。先進国共通の財政難があり、かつ肥大した高等教育部門の再調整という課題がある限り、統合による高等教育セクターの再編成と同時に、アセスメントによる資源配分ルールの強化と、それを通じた質的保証の志向も促進されることが予測される。

その場合に各国で採用されるべき質的保証の制度的枠組みは、高等教育制度の構造や高等教育と中等教育の接続の形態など、国民国家のもとで形成されてきた教育システム、及びそれがサブ・システムをなす社会・経済システムの構造によって、さらには文化・伝統で異なるであろう。たとえば、アメリカの場合、70 年代の中等教育・高等教育の学力低下への危惧は、*Nation at Risk* (1982)などに見られるように国家的課題となり、中等教育改革プログラムや基準の制定、教師教育の改善などがスタートした(今村 1987, 1990, 金子 1994)。質保証は、教育システムの最も弱い環の改善に向けられたのである。

そして、高等教育の組織構造の重層性ゆえに、各レベルで質的保証に有効に作用する要因は異なることも予測される。Brennan & Shah (2000)は、クオリティ・アセスメントが各国で導入されてくる文脈を検討し、各国の歴史、文化、伝統及び特に政府による高等教育の管理の方法と範囲が重要な要素であると指摘している。その一般モデルは、全国的な調整団体 機関レベルの自己評価 ピアによる外部評価 結果の公表に図式化するとともに、重視される「質」について、次表のように整理している。「質」のタイプから得られる示唆は、各レベルにおいて重視される「質」の概念が異なり、機関間および機関内においても多様性が存在することである。「質」保証はしばしば機関の個性と結びつけて論じられがちだが、機関単位で特定すること自身が問われなくてはなるまい。



タイプ1 学術的 ( <i>Academic</i> )	科目に焦点 - 知識とカリキュラム 専門職的権威 質の価値は機関によって多様
タイプ2 経営的 ( <i>Managerial</i> )	機関に焦点 - 政策と手続き 経営的権威 質の価値は機関を越えて不変
タイプ3 教授的 ( <i>Pedagogic</i> )	個人に焦点 - 熟練技能と能力 職員開発者/教育者の影響 質の価値は機関を越えて不変
タイプ4 雇用重視 ( <i>Employment focus</i> )	成果 ( <i>Output</i> ) に焦点 - 卒業基準/学習成果 雇用者/専門職的権威 質の価値は機関を越えて不変及び多様

( Brennan & Shah 2000, p.14 )

#### (4)ガバナンスのパターンと質的保証 ( quality assurance ) の枠組み

以上の考察から得られる結論は、システム - 機関 - 個人レベルで焦点化される質の多義性、保証の形態の違いと相互関係を検討することの重要性であり、各国のシステムによる構造的特質の把握とグローバル化によって、どのような収斂/分散が進むか、ということになる。とりわけ、これらの関係を規制するのは、システムレベルでの質的保証の構造であり、それが機関レベルの質保証の枠組みを規定していくことになるからである<sup>9)</sup>。

ここでも、クラークによるガバナンスの類型化は示唆的である。高等教育におけるガバナンスの主要なアクター、「政府」- 「同僚」 - 「市場」が、保証される対象、「研究」 - 「教育」 - 「経営」との関係においてどのような制度として実体化しているかを描いたのが次表である。現時点で各カラムに十分な要素を盛り込むことはできず、今後精緻化を図りたい。これらの要素は、ほとんどの国民国家の高等教育システムに装備されているが、支配的であり有効な質保証のアクターと方式は一律ではなく、各国によって多様に構造化されており、同一要因が、それぞれの制度によって異なるインパクトと異なる対応を生み出し、有効性にも差異をもたらすと考えられる。

もちろん、マスからユニバーサル化の圧力とグローバリゼーションは、ガバナンスのアクターの差異すら消失させ、市場メカニズムを支配的にするかもしれない。ガバナンスの類型は、それぞれの国の社会経済構造に根をおいているから、容易に融解するとは思えないが、国民国家の枠組みすら揺らいでいるのが現実であり、各カラムには、国家の枠組みだけで成り立っていない国際的な制度の動向と可能性を含め、質保証の枠組みを考察して行かなければならないだろう。

対 象	アクター		政府による規制	専門的権威による同僚規制 職能代表・養成機関・教育行政・学者	市場による規制
	研究		研究費配分 (RAE) (UK)	同僚・専門家による評判 学会活動 学会の倫理コード	研究費の競争による配分 出版・ジャーナル 学会活動
教 育	機 関 ・ プ ロ グ ラ ム へ の 規 制	設置認可 charter	大学設置認可(JAPAN)	課程認可審査( UK ,AUS)	-
		評価認証 accreditation		評価認証 (US) 大学基準協会 (JAPAN) 専門プログラム (ABET)	-
	査定 assessment	HEFCE (UK)			-
	視察 audit	行政監察 (JAPAN)	AUQA (AUS)		-
	出 口	大学卒業水準	医師試験 教員採用試験	外部試験員制度 (UK)	雇用者
	入 口	大学入試・ 中等教育の 卒業水準	センター試験(JAPAN) GCE (UK) アビトゥア (GER) バカロレア (FRA)	受験資格判定 入学者選抜・判定	学生の学校選択
経 営		会計監査	自己点検	学生の学校選択 を介した資金・ 授業料配分	

【注】

- 1) ヤーラオシュ (2000) は、現代高等教育システムは、19世紀中頃から20世紀最初の3分の1世紀にかけ、産業社会の成熟とともに、小規模で等質的なエリート的で専門職化以前の大学が、大規模で多様化した中産階級的で専門職的な高等教育システムに転じた」と総括している。このプロセスで、イギリスに見られるように、大学概念の再定義が行われた。
- 2) たとえば、20世紀システムの概念によって社会経済システムの構造と変動を総括的に把握する試みとして、東京大学社会科学研究所グループによる成果がある (橋本寿朗・

工藤章 1995, 東京大学社会科学研究所 1998)。高等教育研究における 21 世紀論議は, こうした社会科学の動向を十分にふまえていない。

3)世界銀行(2001)The International Bank for Reconstructuion and Development/ The World Bank. 2002, World Development Report 2000/2001 (西川潤監訳『世界開発報告 2000/2001』2002年)は, 貧困層のためにグローバルな諸力を利用することを方策として挙げ, 国際公共財の生産が重要であるとするが, 知的所有権におけるの民間独占の増加(かつては大学もしくは公的機関が有していたバイオテクノロジー特許のほとんどが民間企業)が妨げになると指摘する。先進国の大学では, 大学と産業界の連携, 技術開発と知的財産戦略が重視されているが, 国家を媒介にしたグローバル化だけでは, 貧困の克服など人類的課題に貢献することは出来ない。

4)トロウモデルはそのまま受容されたのではない。天野郁夫「高等教育における日本 - 発展段階と制度類型」『高等教育の日本的構造』(1986年, 初出 1979年)は, トロウモデルがアメリカの高等教育の経験を普遍化する性格を持つことを指摘し, いち早くトロウの単直線モデルへの修正として制度類型論を提唱し, 段階移行の複数の道を設定することを提起した(p.12)。しかし, その後はトロウモデルのアメリカ的特質を指摘はするものの, モデルに基づいて階層的な日本の高等教育構造がマス化・ユニバーサル化によって変化することを予測・期待する分析を行ない, モデルそのものの批判ではない(天野 2000)。

また, 有本章は, 知識社会モデルでトロウモデルを修正することを試みているが, 説明力のレベルへの疑問にとどまる。そもそも研究機能での観点からの考察は, 高等教育の機能や組織の編成をマクロな歴史レベルで概括するトロウモデルの批判や再構築につながるものではない(有本 2003)。

量の変化が質の変化をもたらすというテーゼは, 巨視的に妥当するとしても, ひとつのパターンに収斂すると見るのは, 高等教育が各国の労働市場の構成や企業統治の様式, 中等教育との接続関係, さらに文化的差異などを軽視するものである。社会変動によって高等教育の変容が進行することが示すように, 高等教育システムそれ自体が閉鎖系ではなく, 社会経済のサブシステムなのである。現に, 同じ資本主義といっても, 青木(1984,1985), アルベール(1992), ハムデン ターナー他(1997), ドーア(2001)が指摘するように, 各国の制度は異なる。

過剰なまでにトロウ・モデルが受け入れられる背景には, 日本の高等教育を各国のモデルに当てはめ, そのモデルの移行として把握しようとする歴史 = 構造理解の枠組みがある。帝国大学 = ドイツモデル, 戦後改革 = アメリカモデルといった類の理解である。この枠組みのもとでは, アメリカモデルへの移行が暗喩として前提される。しかし, 仲新(1968), 梅根悟(1970)など教育史家は単一国家のモデルで説明してこなかったし, 中山茂(1978)が指摘したように, 帝国大学はドイツモデルとはいいいがたい。

- 5) 「信念 (beliefs)」とはクラークの理論枠組みを理解する重要な概念であり、「社会集団の成員に共有され、かれらの根底的な安定感と帰属感を与える精神的紐帯のこと」(見田宗介・栗原彬・田中義久編『社会学事典』1988年)と定義され、権力的形態でなく、人々の行動様式を規定し、組織を維持再生する価値体系といえよう。わが国の高等教育研究において最も欠落している部分である。
- 6) このような組織の逆規定関係は、科学史家によっても指摘される。Ben-David (1974) は、科学の専門分化の発展と大学組織の改革の関係を、イギリス・アメリカ・ドイツについて論じ、19世紀から20世紀にかけての学問研究の分化と革新に、ドイツの講座制度に対比してアメリカの学科制度が柔軟に対応したかを強調し、個々の大学を越えた共同体と分権性を学問研究の促進要因とみなしていた。なお、Ben-David は、学問研究における競争的環境の意義を示すものとして言及されてきたが、彼は、競争の有無が学問研究の発展の重要要件であるとだけ述べたのではなかった。
- 7) 欧州会議によって、1953年の「大学への入学に導く卒業証書の同質性に関するヨーロッパ協定」、1956年の「学修期間の同等性に関するヨーロッパ協定」、1959年の「大学資格の学術的承認に関するヨーロッパ協定」が締結され、学修プログラムの同等性(同質性ではなく)が図られ、ボローニャ宣言(1999)以後、2010年のヨーロッパ高等教育圏の形成へ向けて取り組みが進行している。
- 8) Brennan & Shah の指摘から、わが国の初等・中等教育における学力概念の多義性と、教育課程行政で採用され追求される学力概念の変化に伴う混乱と論争の歴史が連想できる。
- 9) 各機関ではこれと連動したTQM (Total Quality Management) の導入が見られるが、興味深いのは、Brennan & Shah (2000) の、アカデミック・プロセスにはさほど影響を与えず、マネジメントに大きなインパクトを与えたかもしれないと指摘している。同論文の興味深い点は、QA のインパクトに関する言及であり、インパクトの有無に関し、「アカデミックスタンダードと成果の改善は生じたかも知れず、生じなかったかもしれない」という点である (p.13)。

#### 【参考文献】

- 青木昌彦 (1984). 『現代の企業 ゲームの理論からみた法と経済』.
- 青木昌彦・伊丹敬之 (1985). 『企業の経済学』.
- 天野郁夫 (2002). 「高等教育の構造変動」『教育社会学研究』第70集 (のち『日本の高等教育システム 変革と創造』2003年所収).
- 有本章 (2003). 「高等教育の国際比較研究におけるトロウモデルと知識モデルの視点」『大学論集』第33集.

- ドーア, ロナルド (2001). 『日本型資本主義と市場主義の衝突』.
- ハムデン ターナー, C 他 (1997). 『7つの資本主義:現代企業の比較経営論』.
- 橋本寿朗・工藤章編 (1995). 『20世紀資本主義』全2巻.
- 市川昭午 (2001). 『未来形の大学』.
- 市川昭午 (2003). 「高等教育システムの変貌」『高等教育研究』第6集.
- 今村令子 (1987). 『教育は「国家」を救えるか』.
- 今村令子 (1990). 『永遠の「双子の目標」多文化共生の社会と教育』.
- 金子忠史 (1994). 『新版 変革期のアメリカ教育〔大学編〕』.
- 木戸 裕 (2001). 「EU統合とヨーロッパ教育の課題」『比較教育学研究』第27号.
- 木戸 裕 (2002). 「EU諸国の大学評価の動向」『大学評価研究』第2号.
- 仲 新 (1968). 『東京大学公開講座12 日本の大学』.
- 中島章夫 (1990). 「教育の質」細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典』.
- 中山 茂 (1978). 『帝国大学の誕生』.
- 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 (2003). 『RIIHE 私学高等教育研究所シリーズ No.15 国際的見地からみた高等教育動向 - WTO問題とアメリカ高等教育のパラダイム転換』.
- 大南正瑛 (2002). 「大学評価とブランド・アイデンティティ」(大学コンソーシアム京都・高等教育政策研究セミナー).
- 杉本和弘 (2003). 『戦後オーストラリアの高等教育改革研究』.
- 篠田庄司 (2001). 「大学における技術者教育と改革の方向」『電子情報通信学会誌』2001年1月号.
- トロウ, マーチン (1999a). 「マス高等教育の帰結 - 古い問題と新しい課題」『高等教育研究紀要』第17号.
- トロウ, マーチン (1999b). 「マス型からユニバーサル・アクセス型高等教育への移行」『高等教育研究』第2集.
- 富永健一 (1997). 『経済と組織の社会学理論』.
- 東京大学社会科学研究所編 (1998). 『20世紀システム』全6巻.
- タイヒラー, ウルリッヒ (2003). 「ヨーロッパにおける学位の相互承認と単位互換 - 経験と課題 - 」(吉川裕美子訳)『学位研究』第17号.
- ウッドハウス, デビッド (2003). 「オーストラリアの高等教育制度: その質と変化」『大学評価の国際的動向 高等教育改革のゆくえ』教育改革国際シンポジウム.
- ヤーラオシュ, コンラート (2000). 『高等教育の変貌 1860 - 1930』.
- 吉川裕美子 (2002). 「イギリス高等教育の学位統一への動き - 高等教育資格枠組み導入の背景, 概要, 展望 - 」『学位研究』第14号.

梅根悟 1970 . 『大学教育論』 .

Aldershot, David Lim (2001). *Quality assurance in Higher Education: a study of developing countries*.

Alkin, Marvin C. (ed.) (1992). *ENCYCLOPEDIA OF EDUCATIONAL RESEARCH*, 6th.

Altbach, Philp G. (2000). *The Changing Academic Workplace: Comparative Perspectives* ( 広島大学高等教育研究開発センター 『COE 研究シリーズ5 構造改革時代における大学教員の人事政策 - 国際比較の視点から - 』 2004 年 ) .

Becher, Tony & Kogan, Maurice (1980). *Process and Structure in Higher Education*.

Ben-David, Joseph (1971). *The Scientist's Role in Society* ( ベン = デービッド 『科学の社会学』 1974 年 ) .

Brennan, John & Shah, Tarla (2000). *Managing quality in higher education: an international perspective on institutional assessment and change*, OECD, SRHE.

Carnegie Commission on Higher Education (1968). *Quality and equality :new levels of federal responsibility for higher education*.

Carnegie Commission on Higher Education (1970). *Quality and Equality: Revised Recommendations; new levels of federal responsibility for higher education*.

Cartter, Allan M. (1966). *An assessment of quality in graduate education*, Washington, American Council on Education.

Clark, Burton R. (1983). *The Higher Education System Academic Organization in Cross-National Perspective*.

Clark, Burton R. & Neave, Guy R. (ed.) (1992). *THE INTERNATIONAL ENCYCLOPEDIA OF HIGHER EDUCATION*.

Green, Diana (edt.) (1994). *What is quality in higher education?*, Society for Research into Higher Education & Open University Press.

Harvey, Lee & Green, Diana (1993). "Defining Quality," *Assessment & Evaluation in Higher Education*, Vol.18-1.

Husen, Torsten (ed.) (1985). *The International Encyclopedia of Education Research and Studies*.

Knowles, Asa S. (ed.) (1977). *THE INTERNATIONAL ENCYCLOPEDIA OF HIGHER EDUCATION* .

Lim, David (2001). *Quality Assurance in Higher Education: A study of developing countries*.

Rhoads,Gary (1992). "Organization Theory." *The ENCYCLOPEDIA of HIGHER EDUCATION*, vol.1.

- Sallis, E. & Hingley, P. (1991). *College Quality Assurance Systems*, Bristol, The Staff College, Mendip Papers, 20.
- Sizer, J. (1992). "Accountability," in *The ENCYCLOPEDIA of HIGHER EDUCATION*, vol.1.
- Trow, Martin (1974). "Problems in the Transition from Elite to Mass Higher Education." In *Policies for Higher Education-General Report of the Conference on Future Structures of Post-secondary Education*, OECD .
- Trow, Martin (1979). "Elite and Mass Higher Education: American Models and European Realities." In *Research into Higher Education: Processes and Structures* .
- Van de Graff, John H., Clark, Burton R., Furth, Dorotea, Goldschmidt, Dietrich, Wheeler, Donald F. (1978). *Academic Power Patterns of Authority in Seven National Systems of Higher Education* .
- Vroeijenstijn, T.I. (1991). *External Quality Assessment: Servant of Two Masters?; Paper presented to the Conference on Quality Assurance in Higher Education, 15-17 1991, Hong Kong.*

## 第2章 日本型福祉国家論の形成と教育

羽田 貴史

### 1. 教育の変動と福祉国家の転換

1990年代に始まった高等教育改革は、国立大学の法人化、大学の再編統合など戦後の教育システム全体の見直しに波及して進展している。その背景には、国境を越えた資本と労働のグローバル化が進展し、大競争時代に対応するため、知識の高度化、技術進展における優位の確保を目指し、新たな産・官・学のネットワーク構築という産業社会の圧力がある。また、高等教育に限らず、改革のトレンドは、学校選択制度、チャータースクールなど中等・初等教育における規制緩和（「規制改革推進3か年計画（改定）」2002年3月29日閣議決定）など、公教育における政府の役割後退、市場原理による競争と活性化である。

これらは、公教育だけでなく、行財政改革、国家システムの全面的な再編成として進行しているところに最大の特徴がある。すなわち、公共部門を削減して市場の力により従来政府が実施していた機能を民間市場に委ねて実施し、政府部門の行政活動も、計画と評価による資源配分を行って効率化を実現しようとする国家像に変えようとしている<sup>1)</sup>。第2次橋本内閣による行政改革は、事実上政治改革であり、地方分権の促進、行政改革会議（1997）による「戦後行政システム」から「21世紀型行政システム」への転換の提唱など戦後国家の再編成とでもいべき広がりや深さで進行しつつある（羽田2002）。80年代の第2臨調で実現しなかった国立大学の法人化が急浮上して制度化がほぼ確定し、「大学の構造改革」（2001）は、1府県1大学主義などの戦後大学配置を崩して再編・統合を進め、競争力の構築を打ち出しているところに、再編成の規模が現われている。そして、これはひとり日本だけではなく、イギリス・ヨーロッパ諸国・アメリカに広く共通し、ニュー・パブリック・マネジメントによる政治・行政システムの構造改革である。

ところで、市場原理などトレンドは同じようでありながら、福祉政策の社会的定着度によって、その展開の実質は異なる。高等教育の大衆化による財源確保は、先進国に共通するイシューである。ヨーロッパの場合は高等教育の公費負担が原則で、私費負担によって拡大してきた日本・アメリカ、さらに韓国などとは対照的であった。大衆化は、ヨーロッパ諸国の高等教育財政政策を転換させ、見かけ上、両者の財政原理を接近させる。しかし、高等教育負担が原則であった世界と私費負担が原則であった世界とでは、機会均等を確保するための政策体系の厚みが異なり、外見上の接近は、各国の社会経済の原理や、社会における高等教育の在り方そのものの差異を顕在化させているといえる。



たとえば、社会民主主義政策が長く取られてきたオーストラリアの場合、高等教育の授業料徴収に転じても、なお、卒業後の収入とリンクした徴収形態がとられ（HECS）、大学評価の導入（AUQA）も高等教育の公共的性格を保持するための施策という面が強い。

また、イギリスは、2003年1月に高等教育白書『高等教育の将来』（*The future of higher education*）を公表し、『デアリング報告書』（*Higher education in the learning society*, 1997）に引き続き高等教育改革の方針を提示した。白書には、研究型大学への集中的投資や産学連携の強化なども掲げられているが、高等教育進学機会の拡大と進学困難な学生への財政援助が大きな柱として位置づけられている。その具体的方策は、オーストラリアのHECSに類似した、卒業後の年収に応じたの授業料支払い制度の導入であり、授業料の大学別・専門分野別の差別化とともに提言されたのである<sup>2)</sup>。

ところで、日本の高等教育政策を概観すれば、1990年代から大学評価などイギリスの高等教育制度・政策を積極的に摂取したが、かの国が政策理念として重視している高等教育機会の平等実現、多様な学生援助制度などは摂取しなかった<sup>3)</sup>。選択的に摂取されたその第三者評価制度にしても、成績に応じた公正な評価と資源配分という文脈で受容され、業績評価にきわだって傾斜する。いうまでもなく、市場原理によって公正な資源配分が実現するには、平等な競争条件が創出されねばならないが、それへの配慮は弱い。

そもそも、近代日本の大学制度は、明治期におけるドイツモデル、戦後改革期におけるアメリカモデルの摂取として単純化して理解されてきた。しかし、諸外国の制度の導入・摂取は、部分的・選択的に行われてきたし、一般教育の経緯が示すように、一国の高等教育システムの構造的性は、単純な移植を拒否し、制度移入は部分的にならざるをえない側面もあった。90年代のそれも一例とはいえよう。

問題は、評価制度や受益者負担の拡大など、高等教育の共通トレンドによって各国の高等教育制度の再構築が進行すると、国民国家の形成と同時進行してきた各国の高等教育システムの特質と、それを支えてきた社会経済、文化的構造の違いが露呈してきたということなのである。トレンドが共通であるがゆえに、むしろ差異性は際立ち、一見同じ政策を採用しながら、異なった結果を招来することもありうる<sup>4)</sup>。日本の場合、90年代の高等教育政策が、競争的環境の創出を合言葉に国立大学の法人化、大学の再編を打ち出し、家計負担の増加、教育機会の不平等などが予測されるにもかかわらず、政策アジェンダとして明確にならない理由が何か問われるのである。

とりわけ、日本においては、福祉政策は立ち遅れた。保険・年金の全国普及は1961年まで実現せず、給付水準の引き上げは1973年「福祉元年」を待たねばならなかった。しかし、70年代にはすでにヨーロッパ諸国では「福祉国家の危機」が喧伝され、1979年にはサッチャー政権が成立している。日本でも、1979年の「新経済社会7ヵ年計画」では、福祉国家批判を盛り込み、1981年の『経済白書』は、福祉国家の見直しを謳った。

つまり、日本は、社会的・政治的合意として不十分かつ短期の福祉国家化の経験しか持

たず、公正・平等など社会的規範や原理が未熟なまま、政府の役割縮小と規制緩和・市場原理の導入に驀進しており、弊害と混乱の大きさが懸念されるのである。「後発国としての日本は、戦後ヨーロッパが経験したような“福祉国家の黄金時代” すなわち「戦後合意」と呼ばれる「経済成長と福祉の相乗的な関係」についての了解の時代を経験していない」とする指摘（広井 2001）の重みは、今後ますます実感されるであろう。

高等教育システムの再編成は、福祉国家の枠組みの解体・再調整と同時に進行することになるが、それは、戦後「福祉国家」のありように規定されることになる。加速する規制緩和と高等教育の市場化のもとで、政府の果たすべき役割は何か、戦後福祉国家像の生成を検討するゆえんである<sup>5)</sup>。

## 2. 教育と福祉国家に関する最近の研究動向

戦後国家の再編ともいふべき近年の状況を、教育関係学会がどのように取り上げているか、最近の動向を概観しておく。

### (1) 教育関係学会

日本教育学会の場合、80年代から教育改革シンポジウムが開催されてきた（日本教育学会 1983, 1984, 1985）。第 49 回大会シンポジウム「教育と国家の問題」（1990, 久保義三, 黒沢惟昭, 伊ヶ崎暁生）は、80年代の教育改革を総括する位置にあったが、もっぱら国家の関与に対する警戒と排除の問題に収斂した。その後、第 53 回大会シンポジウム「構造改革の時代における教育改革」（1994, 大嶽秀夫, 天野郁夫, 中村勝男）は、大嶽によって、リベラリズムをめぐる対立軸が変化したことが指摘され、第 54 回大会公開シンポジウム「現代国家とカリキュラム<教育改革のゆくえ：日英米比較の視点から>」（1995）では、佐藤学による新保守主義改革の特徴、黒崎勲による伝統的リベラリズム克服の課題、パラダイム転換の必要性が指摘された。戦後日本の公教育をめぐる最大のイシューは、占領下の教育改革の評価と公教育の編成原理、教育における責任主体、教育の自由と政府の役割であった。行政法学・教育思想研究・教育行政学の共同研究によって定式化されたその理論は、「国民の教育権」論と概括されるが、その有効性に論議は及んだ。

個別学会では、日本教育行政学会「教育の市場化・民営化を問う」（『日本教育行政学会年報』第 26 号, 2000, 黒崎勲, 高見茂ら）、日本教育社会学会「特集 1990 年代 教育変動の諸相」（『教育社会学研究』第 70 集, 2002, 市川昭午, 小玉重夫ら）などが、この問題に取り組んでいる。日本高等教育学会では、1970 年代の医師養成政策を福祉国家政策と結びつけた橋本鉦市（2002）、90 年代の高等教育を市場と国家への従属の促進と見る市川昭午（2003）を除けば、国家像の再編成と関連させて高等教育の変容を検討する動きはない。教育史学会は、一層慎重である。90 年代の後期に学会創設 40 周年のレビューが

なされたが、教育史被占領期の教育改革からようやく講和以後への考察への展開(古野「研究動向 日本教育史 現代」1997)という把握であり、アジア・中国における市場経済の導入(蔭山 1997)は指摘されるが、その背景やアングロサクソン諸国の動向との関係は述べられない。確かに、社会主義体制の崩壊は、「歴史の基本法則」なる「神話」も崩壊させたが、20世紀末を「大きな物語が喪失」(喜名 1997)した時代といえるかどうか。崩壊したのは「神話」に過ぎない。

## (2)教育と福祉国家論の動向

福祉国家の再編と関連付けての検討が比較的乏しい理由には、教育における福祉国家論は、プラスのイメージではとらえられてこなかったことがあげられる。福祉国家像そのものが、憲法改正論とともに、憲法調査会報告書(1964)において、自由権の見直し論理として提唱され(渡辺 1987)、1950年代後半からの教育政策、占領改革の見直し、政府による教育課程・内容の基準強化など、国の関与と権限強化を特徴のひとつとして論じられたからである。教育行政における国の権限強化論(天城 1953, 1960)は、『日本の成長と教育』(1962)など各種白書類で流布され、教育裁判における政府関与を正当化づける理論として登場した(教科書裁判控訴審控訴人第2準備書面「公教育制度と教育の自由」、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 1972)。従って、教育における福祉国家論は、もっぱら批判・克服の対象として受け取られることになった(例えば鈴木 1967)<sup>6)</sup>。

確かに、喧伝された教育における福祉国家論は奇妙な内容を持っていた。福祉国家教育論を主張した代表的なイデオログのひとりには、伊藤和衛であった。伊藤の議論は、教育福祉を広狭二義に区分し、狭義の教育福祉として「教育を受ける機会の経済・財政的保障」、広義の教育福祉として「国民の能力に応じる教育を保障すること」をあげ、広義の教育福祉の立場をとることが重要であり、「教育的側面で言うなら…学校経営の近代化論がそれであった」(伊藤 1975, p.423)と結論付けた。すなわち、伊藤においては、教育課程の目標管理、学校経営の近代化を中核に位置付け、重層的な学校組織を根拠付ける理論として福祉国家論が主張されたのである(伊藤 1981)。

また、伊藤の福祉国家理解は、『生産的教育経費論』(1953年)で、A・マーシャル、A・C・ピグーなど新古典派学によって福祉国家概念を学んだことには始まり、「教育福祉概念はあたかも天恵のように降ってくるのではなく…教育投資概念とペアになっていることを知った」(伊藤 1975, p.425)とするところにも、福祉国家論の特異な性格が現われていた。確かに、国民所得と経済的厚生との関係を扱った厚生経済学は、福祉国家概念と無関係ではないが、福祉国家を進める理論的主柱でもなかった。福祉国家の経済学的検討を行った大熊信行(1959)は、後に、厚生経済学が経済的繁栄を理想とし、人間能力の開発も能力主義教育もそれに直結するものとなったことを批判し、福祉国家論は厚生経済学的な概念を放棄すべきと説いていたが(大熊 1964)、1975年段階においても、伊藤が

厚生経済学を福祉国家の経済学的基礎とみなし続けていたところに、教育における福祉国家概念理解の特殊性が現れていた。つまり、マーシャルが持続的な経済成長を福祉の本質的要件とみなしたような枠組みが、経済計画に連動した教育の役割を意味づける上で適合的であったということであり、ここでも、福祉国家概念は、トレンドに沿って導入されたというべきであろう<sup>7)</sup>。

これに対して、教育における福祉国家論の批判としては、同時期に、次の3つがあった。第1は、教育における福祉国家論が、教育行政を福祉行政とみなし、戦前教育法制の延長で主張されていることへの批判を行うものであり(宗像 1959)、第2は、福祉国家を国家独占資本主義段階ないし帝国主義段階の国家イデオロギーと規定した上で、戦後国家の教育制度を、人権としての教育思想の文脈に位置づく憲法 = 教育基本法体制と把握し、それに基づいて、福祉国家のもとの教育とは異質なものとする見解である(堀尾 1961, 1966)。そして第3は、福祉国家を国家独占資本主義を基礎とした国家理念ないしドイツにおける社会国家概念と把握する点は、第2と一致するが、憲法 = 教育基本法体制も、福祉国家の具体化とする見解(持田 1969, 1975)である。

これらの見解に共通するのは、福祉国家の多様な形態が十分に視野に入らず、日本における摂取の特殊性にまで言及されなかったことである。

類型化まで発展はしなかったが、日本の福祉国家教育論の特質に注目したのは、持田栄一であった。持田は、ドイツ福祉国家の研究を進め(持田 1975)、自由権と社会権の二元的把握を前提に、国の社会権保障の施策が自由権を規制する文脈で説明される日本の福祉国家像の特殊性を指摘していた<sup>8)</sup>。しかし、福祉国家と教育に関する議論は、権力の所有を国家の本質規定とするレーニン国家論のスキームに縛られて、福祉国家の多様性と日本の福祉国家論の特質を把握することができず、歴史の単線的発展法則理解「資本主義(自由主義国家)」から「帝国主義(福祉国家)」へ、そして「社会主義国家」への移行が自然史的過程として進行するという理解に基づき、福祉国家による資本主義の「改良」か、それともか「革命」かという「選択肢」におちこんでしまった。

また、積極的な福祉国家論者である伊藤は、単線的発展法則観に基づく福祉国家収斂説であり、日本の福祉国家論の異質性を論ずることはなかった。

### (3)福祉国家論の動向

1980年代における福祉国家の見直しという世界的現象に対応し、国際的共同研究を含め比較福祉国家の分析が進められてきた(R. Rose, R. Shiratori 1986, Esping-Anderson 1990, G. A. Ritter 1991など)。また、わが国の社会科学的研究でも、大きな関心を呼び、急速な研究の蓄積がある(東大社会科学研究所 1984, 1988, 毛利 1990, 林・加藤 1992, 埋橋 1997, 岡沢・宮本 1997, 渋谷ほか 2001, 宮本ほか 2002など)。これらの研究は、教育が広い意味で福祉政策の一部をなすという意味においても、教育と国家類型との関係

を論じるうえでも有意義であり、そして、過去の福祉国家と教育についての論争及び研究を整理するうえでも示唆的である。

第1に、福祉国家を構成する諸要素・政策と、国家機能の他の側面との内的関連性を問うことの重要性である。毛利(1990)が、「社会国家、経済国家、軍事国家として三様に現象してきた現代国家の肥大化が相互に無関係なだけではなく、現代資本主義の歴史的発展の深部で構造的なつながりをもっているとするれば、われわれは……福祉国家だけを論ずるわけにはいかないだろう」(p.4)と述べるように、福祉国家は国家の機能が拡大し、国民生活の各領域へ浸透する国家でもある。日本の文脈では、教育に対する政府の関与は、しばしば教育内容・方法に対する詳細な統制としても現れてきた。単純な福祉国家礼賛も否定も退けなければならない。

第2に、福祉国家(Welfare State)概念の歴史的な多義性である。福祉国家を、「市場の諸力の動きを修正しようと努力して少なくとも3つの方向に沿って組織的権力が目的意識的に行使されている国家」(A・ブリッグス「歴史的視野における福祉国家」1961)と規定し、最低の所得保障、疾病・老齢などに個人・家族が対処できる方策、地位や階級にかかわらず一定の社会サービスの供給を内容とすることに概ね合意はあるようだが、具体的な展開と起源は多様であり、18世紀後半プロイセン・開明専制君主フリードリッヒの家父長的官僚国家(Wohlfahrtsstaat)、ナチスの全体主義的な権力国家・戦争国家に対抗し、民主主義のもとで国民生活を保障する国家概念、イギリスのウィリアム・ベヴァリッジの社会保障計画と労働党政府による採用などがあげられ、しかも、労働者保護立法、公共住宅、救貧制度、教育制度などどこまでが福祉国家の構成要素としてみなされるかは歴史的に多様である(Ritter 1991)。

第3に、福祉国家をどのような国家類型において把握するかが重要である。類型化を妨げてきたのは、「一階級の他の階級にたいする支配を維持するための機構」(レーニン『国家と革命』)とのみ見る国家観である。それは、「国家の本質が権力の次元に限定」(Ritter 1991, p.2)され、福祉国家の多様な起源と形態を分析することができないと指摘され、日本における福祉国家論議の限界は、まさにここにあった。

第4に、従って重要なのは、福祉国家の類型(モデル)論である。高等教育の市場化が共通に促進されながら、多様性を持つのは、前提となる福祉国家の枠組みの相違として把握可能だからである。

類型には、「積極国家」(アメリカ)、「社会保障国家」(イギリス)、「社会福祉国家」(スウェーデン)などの類型があるが(Ritter 1991)、エスピン・アンデルセンに代表される福祉国家レジーム論がエポックであるとされる(岡沢・宮本 1997, 埋橋 1997, フランソワ 2001, 宮本 2003)。

周知のようにアンデルセンは、脱商品化指標、階層化指標、脱家族化指標を設定し、市場・家族・国家のいずれが制度形成の基盤となっているかを分析し、3つのタイプ「リベ

ラルタイプ」(アメリカ・カナダ・オーストラリア)、「コープラティスト」(オーストリア・フランス・ドイツ・イタリア)、「ソーシャルデモクラティック」(デンマーク・ノルウェー・スウェーデン)を析出した(アンデルセン 1990)。しかし、日本はこのモデルでは説明しにくく、その後、アンデルセンは、日本語版に寄せて、家族が福祉機能を有している点で「東洋型」、企業が福祉を供給している点でアメリカと類似した特徴をもつ「アメリカ-太平洋型」、完全雇用政策と教育による福祉代替政策を取る特徴を持ち、「保守主義的な「ビスマルク型」レジームと自由主義的残余主義との混合物」との見解を暫定的に提示している(アンデルセン 1997, 2001)。

### 3. 日本における「福祉国家」と教育

企業や家族など諸アクターの役割と代替関係も含めて福祉制度・政策を考察し、日本の福祉国家を、「保守主義的な「ビスマルク型」レジームと自由主義的残余主義との混合物」とする見方は、日本の戦後社会を構成してきた支配原理を端的に言い当てており、経験的観察を裏付けている。確かに、高等教育費用は家計負担によって担われ(家族の代替機能)、新規学卒者の一括採用による完全雇用と終身雇用は、社会保障機能を果たしてきた(企業の代替機能)。一方では、奨学金制度の立ち遅れ、障害児教育の義務化の遅れなど、福祉国家であれば正当に実施されるべき公共政策は貧しい。他方では、教育における政府権限、いわゆる「国家の教育権」の論拠として戦後登場してきた福祉国家論の出自は何であろうか。

#### (1) 日本国憲法制定と「福祉国家」

「福祉国家」像それ自体が本格的に論じられるのは 1960 年代ではあるが、日本国憲法の定めた法原理が、どのように、市場の力を規制し、政府による人権保障を体系化しようとしたかが重要である。占領下における憲法制定アクターは、GHQ、日本政府、諸政党、そして各種民間組織が錯綜し、多元的であった。多元的であるがゆえに、多様な要素が憲法に盛りこまれ、民政局起草になる GHQ 草案をもとに政府修正が加えられ、議会における論争と修正を経て成立した。修正がなされる過程で、鈴木義男・森戸辰男ら社会党議員によってワイマールモデルが主張され、生存権規定が挿入されることによって、政府の積極的な関与による権利保障を行うことを憲法原理として採用した。日本国憲法が、福祉国家政策を採用する基礎として社会権規定を持ったのは、彼らの役割が大きい(高橋 1997)。

しかし、議会の論議は、そうクリアではない。金森国務大臣は、「現実ニ教育ヲ受ケマスルコトニ付テノ諸般ノ条件ヲ総テ国家ガ供給スルト云フコトハ、此ノ憲法ノ中ニ八毫モ含メテ居ナイモノト思ッテ居リマス」と述べ、基本的人権は、「享有ヲ国家ガ妨グルコトヲ得ナイト云フ趣旨デ以テ出来テ居リマス」(1946 年 7 月 1 日、衆議院帝国憲法改正案

特別委員会第1回)と説明していた。

一方、田中耕太郎文相は、教育を受ける権利に対応した義務が国家にあるのではないかという質問に対して、「民法ナドデ言ッテ居ル債権債務ノ関係ト云フヤウナモノトハ違ッテ、出来ルダケ機会均等、能力ニ応ジテ教育ヲ受ケサセル所ノ政策ヲ国是トシテ執ラナケレバナラナイ……ソレカラ経済的ノ理由其ノ他カラシテ教育ヲ受ケヨウト思ッテモ受ケラレナイト云フ者ニ付キマシテ、殊ニ家ガ貧窮デアツテ子供ヲ学校ニ出スコトガ出来ナイトカ或ハ又、中等教育以上ニ於テ、能力アルニ拘ラズ学資ガ足りナイト云フヤウナ者ニ付キマシテハ、度々御説明致シマシタ、其ノ国家ガ負担シテ居ル所ノ義務ノ履行ニ間然スル所ガナイヤウニ、政府トシテ、努力シナケレバナラナイ」(1946年7月18日、衆議院憲法改正案委員会第16回)と答弁し、能力に応じた機会均等という点では、英才育英主義に則っているものの、国家の責任を明示した<sup>9)</sup>。

田中答弁とのズレを質問された金森国務大臣は、「憲法ノ正確ナル解釈ノ範圍ニ於テハ、之ニ対シマシテハ国家ハ其ノ權利ヲ妨ゲテハナラヌト云フコトガ要請デアルト思ッテ居リマス」(1946.7.18 衆議院憲法改正案委員会第16回)と言い、人権の「自由主義」的理解を示した。

要するに、社会権規定を盛り込んだものの、その権利の実質と国家の責務の範囲は、立法にかかわる当事者でも多義的であり、福祉国家としての枠組みを明確に設定したともいえなかった。その実質化には、朝日訴訟による司法判断の確定など法規定の実質化には紆余曲折があったのである。

特に、当時の法制官僚や憲法学の水準が、人権と国家の関係を整合的に理解するにいたらない状況で、憲法の人権カタログを我妻栄による自由権と社会権という二元論把握で説明することになり(我妻1947)、生存的基本権・社会権は国家の積極的関与によって実現されるものとして、日本型福祉国家の論理の基礎を作った(樋口1984)。

問題のひとつは、関与の主体となる国家の正当性の問題、個人の人権(主権)をベースに国家を構成する契約論的把握の不十分さにあった。憲法制定の最大の論争は、周知のように天皇主権から国民主権への転換にあった。政府見解は、主権を天皇と人民を含む国民ないし国家に帰属するものとして原理的転換をあいまいにしたため、論争は、この枠組みの下で、天皇を除く国民に主権があることを認知するか否かを迫り、国家法人説の残滓の下で、国民に主権が「移動」した。国家が国民の基本権保障に役割を果たすその範囲と性格は、個々人の主権を出発点とする人民主権によって導かれ限定されるが、憲法制定過程は、そこに立ち入らなかった。

また、森戸質問による教育条項制定の要求は、教育基本法に結実するが、教育基本法も国民の教育を受ける権利保障の具体的なプログラムとしては憲法の水準を超えるものではなく、各種の立法措置を待たねばならなかった。

## (2)保守イデオロギーと「福祉国家」概念

このような状況下で、「福祉国家」概念を明確に打ち出したのは、1955年の保守合同によって成立した自由民主党綱領である。自由民主党を構成した2大保守政党、自由党と日本民主党は、経済政策の基調が異なる性格を持っていた。自由党綱領（昭和25年3月1日）は、「労働を重んじ、企業の自主を促して産業経済の復興を期する」と述べ、自由主義経済を明確にしていた。

一方、日本民主党は、民主党綱領（昭和22年3月31日）時の、「われらは総合的経済計画に基き産業を民主化してその急速な復興を図り、大衆生活の安定を期する」とする綱領を、日本民主党への改称とともに、「われわれは、総合計画による自立経済を確立して、社会正義に則り民生を安定し、福祉国家の建設を期する」（昭和29年11月24日）と改めていた。両者の違いは、例えば、片山内閣時にスタートした経済安定本部による経済復興計画が、吉田内閣によって反故にされたように決して小さなものではなかった（羽田1999b, p.196）。

しかし、この両者の合同による自由民主党は、「わが党は、公共の福祉を規範とし、個人の創意と企業の自由を基底とする経済の総合計画を策定実施し、民生の安定と福祉国家の完成を期する。」（自由民主党「綱領」『政策月報』昭和31年2月）と規定し、「新党は福祉国家の実現をはかる政党である」（吉本1956）としたのである。この意味で「福祉国家」は、日本国憲法の定着＝天皇制国家への逆転が不可能となった時点で、保守イデオロギーを統括する国家像として誕生したのである。

「綱領」は、社会主義勢力の拡大への激しい危機感をもとに、階級政党に対して国民政党政党を、共産陣営の革命路線に対して平和主義政党政党を、階級独裁に民主主義政党政党・議会主義政党政党を、社会主義経済と生産手段の国有に對置し福祉国家を對置するものであった。

しかし、その「福祉国家」の含意は、それほど明確ではないことは、1956年12月に首相に就任した石橋湛山が、「われわれはまず大いに生産を伸ばして、それによって福祉国家の建設をはかりたい」と演説し、国民皆保険制度に続けて、減税（筆者注！）、住宅建設、教育の充実を、福祉国家の建設の課題としてあげていたことから知られよう（「わが五つの誓い」、1957年1月8日、自由民主党1986）。

また、石橋に代わって施政方針演説した岸信介も、福祉国家建設の「具体的な方策といたしましては、まず一千億円を上回る減税を断行し、国民の税負担を軽くしたことであります。」と述べた（1957年2月4日、第26国会衆議院本会議）。

やがて、「福祉国家」建設は、政府の計画経済による経済成長との関連を明確にした。自由党労働問題特別委員会は、「福祉国家を建設して行くためには、窮極において生産性の向上を実現し経済規模の拡大と国民所得の増加をはかって行く以外に途はないのであって、そのためには、完全雇用を目標とする長期経済計画を樹立し、その実現を目指して労使協力する態勢を確立することが現下の急務である」（「新労働政策要綱」『政策月報』



1957年8月)と述べた。『新長期経済計画』(1957年12月17日)それ自体は、完全雇用、輸送など生産基礎部門の拡充などを計画課題として、きわめて技術的に提言していたが、岸内閣は福祉国家建設の手段として理念を盛り込んだのである。

1958年5月、保守合同・社会党合同後最初の総選挙で自由民主党が勝利し、第2次岸内閣が発足すると、岸首相は、外交面では安保条約改定を、内政面では、経済計画の推進による福祉国家の建設を施政方針演説で強調した(1958年6月17日、第29国会衆議院本会議)。福祉国家政策は、所得分配や医療保障など多様な個人ベースの福祉よりも、経済成長、パイの拡大を優先戦略とした。同時期、自由民主党がまとめた「保守主義の政治哲学要綱」(1959年3月17日)は、次のように述べていた(自由民主党1986)。

…福祉国家の理念は、保守主義政治哲学の基本原則である民族共同体への愛情と信念を精神的基盤とすべきものであるが、経済的には国民の最低生活が保障せられ、完全雇用若しくはこれに近い状態の実現されている国家を指して言うのである。しかしながら、たとえ、最低生活が保障され、完全雇用が実現されても、自由と民主主義と私企業の自由とが存在しない共産国家を福祉国家と称することは出来ない。何故なら「兵營の完全雇用」や「牢獄の最低生活保障」は、福祉国家の理念とは、およそ縁遠いものであるからである。福祉国家の正しい理念は、政治上の自由と民主主義と私企業の存在とを前提としながら国家の計画に依り、社会保障及び完全雇傭を達成し、国民の福祉を実現する国家を指すのである。…

福祉国家の建設には表と裏の二つの面が存在する。一つは富の分配であり、他は、富の生産である。社会党は富の分配の面のみを考え、分配闘争に熱中している。しかしながら、分配すべき富が乏しかったならば、いかに公平に分配しても福祉国家にはならない。国民所得の増大をともなう雇用拡大が無ければ社会保障制度そのものが瓦解するのである。生産と分配の調和的生成発展こそ、福祉国家建設への正しいコースである。…

#### 4. 経済計画と教育における福祉

福祉国家建設の手段としての経済計画の概念は、池田勇人首相による『国民所得倍増計画』においてもさらに明確にされた(もっとも、所得倍増それ自体は、第34国会における所信表明演説で言及されている)。

ところで、「新長期経済計画」に引き続き立案された「国民所得倍増計画」も、所得再配分政策よりは、国民総生産の増加が個人所得の増加をもたらすものとした。特に、日本経済の基本問題は、産業間の不均衡、二重構造であった。自由民主党「国民所得倍増計画の構想について」(自由民主党『政策月報』昭和34年11月)は、調査会の検討結果でも、

「所得上や生活上の格差や不均衡をどのような方法でどの程度に是正するかという問題、その中でも特に農林漁業とその他の産業との所得格差の是正の問題」が大きいと述べ、「このような不均衡や格差是正と真正面から取組み、その解決をはかるということが今回の国民所得倍増計画の大きな使命といってよい」とするが、「現存する格差を全然無くすることは不可能に近い。従ってこの十年計画の目標としては、今後の就業者一人当りの生産の上昇率につき、各産業間に格差を生じないようにするというところにねらいを置いているのである。つまり現在以上に産業間の一人当り所得の格差を生じせしめないということである」と悲観的な結論に至っている。

経済計画は、この点を産業構造の近代化、第1次産業の縮小と総合地域開発計画による第2次産業の拡大による労働力の吸収、農業の大規模化に生産性の向上などに求めた。

重要な点は、教育政策が、機会均等など直接的な福祉政策の対象領域として位置づくよりは、人的能力の開発を通じた経済の拡大による福祉国家建設の方策として再定義されたことである。たとえば、第7回自由民主党大会は、「政府の施策は、国民の能力を自由に発揮させるに足る環境と条件を制することを主眼とし、経済基盤の強化、産業構造の高度化、技術刷新に必要な人的能力の開発育成、社会保障の拡充等にその重点をおく」（「第7回自由民主党大会宣言・決議」『政策月報』昭和35年2月）と決議した。ここで述べられているように、国民の能力を自由に発揮させることが基本に置かれている以上、教育において保障するに足る機会は、人材として能力があるにもかかわらず、経済的に進学の機会が閉ざされている層に対してであり、階層間の教育機会の不均衡是正それ自体が、福祉政策の目標にはならないということである。政調会長椎名悦三郎は、「新政策とわが党の責務」（『政策月報』昭和35年9月）で経済成長政策の基本理念を次のように述べていた。

…経済成長政策をどのような手段で推進するか、これが新政策の中核をなすものである。政府の任務としては「国民の能力を自由に発揮させるに足る環境と条件の整備」という大原則を掲げている。…同じ長期経済計画と銘打っても、重要産業の国有、国営、或いは公有公営を中心とする社会党の経済計画とは本質を異にし、わが党の長期計画は、あくまでも国民の能力、創造力を自由に発揮させて、それを巧みに誘導し、均衡のとれた拡大発展に導くということが根本になっている。そこで政府のなすべき具体的な任務は、経済の基盤となる公共事業、技術の近代化や産業の高度化の助長、経済成長に即応した人的能力の開発、特に技術者の大量養成、生活能力の乏しいものに対する社会保障等に重点をおくべきであり、今回の新政策もそれらの政策を重視して立案されている。…

このような福祉国家概念のもとでの教育の位置づけからすると、伊藤のように、教育福

社概念が「教育投資概念とペアになっている」とする理解は、誤りではなく、日本の文脈においてきわめて正確に捉えていたというべきであろう。そして、アンデルセンの「保守主義的な「ピスマルク型」レジームと自由主義的残余主義との混合物」との分類が、福祉国家概念の生成からも、裏付けられることを示している。

## 5. むすび

日本における激しい進学競争は、戦前・戦後を問わず大きな社会問題となってきた。また、膨大な家計負担も問題ではあるが、「国民の能力、想像力を自由に発揮させて、それを巧みに誘導」する観点からいえば、成功であり、教育に対する公的財政の規模を比較的抑制しながら、世界でも高水準の高等教育のマス化を達成したといえるであろう。その点では、プライベート・セクターが高等教育を支えているアメリカと同様、わが国は教育における私事性の高い国であるとはいえる。

しかし、アメリカと同じ私事性による高等教育の普及と言っても、根本的に違うのは、自由と平等を理念に、多様な人種・民族を吸収し、学生援助制度やアフターマティブ・アクションなど高等教育をアメリカ民主社会の統合の装置として機能させる理念・思想の欠落である。これに対して、日本が福祉国家概念を導入した50年代末から60年代にかけて、教育は、トータルな国民経済発展のための人材育成、能力開発として位置づけられ、階層間の教育機会の平等は、政策課題として合意されなかった。教育と経済の関係を説明した人的資本論、教育投資論が、アメリカでは「貧困との戦い」の政策ツールとなり、日本ではそのような位置づけが与えられなかったこと理由は（黒崎 1989, p.41）、背景にある社会像の相違にも求められよう。

彼我の違いがありながら、日本が高等教育レベルの高度な普及を達しえたのは、教育費用を負担する親が、終身雇用のもとで貯蓄と家計を切り詰めてでも負担しえたからであり、大学卒業が雇用をある程度保障し得たからであり、家族と企業が間接的ではあれ、高等教育の機会を部分的に代替できた結果ともいえる。

しかし、グローバル化のもとでの雇用関係の変容は、この2つの要素に打撃を与えるだろう。公平・平等概念の社会的成熟度の弱い日本社会は、競争による優勝劣敗が正当化されやすい。高等教育システムが、社会経済を構成する多層的なサブシステムの1つである限り、家族と企業の機能の変容を支える公共社会のあり方を構想することなしに、システムの変容を達成することは出来ないであろう。

### 【注】

1) なおこれら「構造改革」は、政府・官僚主導で進められ、旧来の既得権の強化という面

もある（キャンベル 1990）。教育基本法改正論議と振興計画とが同時進行するように、福祉国家の再編は明確だが、政府の役割は縮小するのではない。進行しているのはグローバル化のもとで政府機能の強化である。この点については、羽田（2001, 2003b）、羽田・黄（2004）、及び OECD（2003）参照。

- 2) しかし、これも大学授業料が長らく不徴収であったヨーロッパの文脈においては、批判の対象ともなっている。イギリスの二つの大学教員組合、AUT（Association of University Teachers）と NATFHE（National Association of Teachers in Further and Higher Education）は、パンフレット“*Tiers and Tears*”で、専門教育のコストが場所によって異なるのは、安い授業料でチープな教育を与え、共通の質を保証してきたイギリス高等教育を変質させるとして、大学別・専門分野別授業料を批判している（羽田 2003a）。
- 3) 日本における大学評価制度導入に大きな役割を果たしたのは、『デアリング報告書』であるが、その第 18 章以下は、費用負担、資金調達、学生支援方針に充てられ、受益の測定と受益者による費用負担、低社会経済層の進学機会の改善の必要を指摘し、長期的な公的支出増加を勧告していた。所得による高等教育機会の不均衡の問題は、70 年代の潮木による先駆的研究（1972,1975,1976）、菊池による『家計調査』『学生生活基本調査』に基づく実証研究（1975,1978,1985,1988）をはじめとする蓄積が進み、国立・私立大学進学者の階層差、大規模国立大学と地方国立大学進学者の階層差（田中 1994、島 2001）などが明らかになっている。

しかし、90 年代の高等教育政策のシンボルである『21 世紀の大学像と今後の改革方針について』（1998 年 10 月）に負担問題や財政方針は書き込まれず、『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について』（2000 年 11 月）でも、きわめて一般論にとどまっている。1960 年代における教育投資論の導入を経て、高等教育の受益測定から負担区分を論議する枠組みが成立してきたイギリスと、1970 年代に中央教育審議会で検討しながら政策科学としての受容に失敗し、私費負担と同義に扱ってきた日本との距離は大きい（羽田 2003a）。

- 4) 高等教育研究者の多くは、モデルとトレンドに依拠して現状を説明し、高等教育の私事化、グローバル化などが各国の高等教育の発展段階による差異こそあれ、同時並行に進行しているように描く。事実、政府資金の減少、家計負担の増加など現象面では共通するし、高等教育の進学率と高等教育の構造的変化を対応させるトロウ・モデルは、一元的な歴史発展像だから、各国の差異性を、歴史発展段階の差異として理解しやすい。このように単純なモデル化は、日本の高等教育の実像を誤解して把握し、問題を視野から欠落させるには有効であるが、進行する事態がもたらす意味を把握するには役立たない。
- 5) 戦後国家像の再検討については、2002 年 10 月の教育史学会シンポジウム参照（広田

2003)。

- 6) 戦後教育史としてはじめて単著をものにした五十嵐・伊ヶ崎(1970), 256頁以下。  
なお、教育思想史研究によって、戦後の教育学に大きな影響を与えた堀尾輝久(1971)は、教育制度への積極的な関与を原則とする独占資本主義段階の国家像として福祉国家を捉えていたが(67頁以下)、福祉国家論的な国家観は「下手をすると個人の人権や自由の原理と対立するところにいきつく」(1994, 356頁)と述べ、若干の修正を行っているものの、そこで検討されている福祉国家像は、日本の特殊政治的文脈で強調されたイデオロギッシュなものであり、多様な福祉国家すべてを包括したものではない。
- 7) 経済企画庁経済研究所長を務め、『経済政策原理』(1964年)など戦後経済政策に大きな影響を与えた熊谷尚夫の処女作は『厚生経済学の基礎理論』(1948年)であり、ピグーの思想系統につながるものと述べており(熊谷ほか1992), 興味深い。
- 8) 日本国憲法の人権カタログを「自由権的基本権」・「生存的基本権」に区分した我妻説が宮沢憲法学に継承され,[公共の福祉]による人権制約を通説化することについて樋口(1984)参照。伊藤(1975)も、学校経営近代化論を福祉国家教育論に位置づける論拠として、我妻説を引用していた。
- 9) 田中が、教育を受ける権利が「能力に応じた」範囲で設定されたことの意味について簡単に説明しておきたい。能力条項は、幣原内閣が設置した憲法問題調査委員会における検討作業で、宮沢俊義が作成した乙案において、「第三〇条ノ二 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス」とされた条文に対し、「自己の能力は棚にあげて、この規定をたてにとって文句をいう者が出てくるかもしれない」という発言が最初のようにあり、教育を受ける権利の制限の論理として登場している(佐藤1962, p.581)。とはいえ、憲法制定議会の論議は、「サウ云フ経済的ノ条件ニ拘ラズ、等シク自己ノ欲スル所ノ教育ヲ能力ニ応ジテ受ケ得ルト云フヤウナ」積極的な理解も成り立てば(田中文相, 1946年7月16日, 衆議院憲法改正案委員会第14回), 「国家ハ国民ガ教育ヲ受ケル権利ト云フモノヲ持ツテ居ルノニ對シテ能力ニ応ジテ制限ヲスルコトガアルコトハ已ムヲ得ナイ、ケレドモ等シクト云フ扱ヒハシナケレバナラヌト云フノデアリマス」(金森国务大臣, 1946年7月18日, 衆議院憲法改正案委員会第16回)というような能力による不平等を正当化する説明とがともに成り立ちえたのである。業績原理が帰属原理に比して持つ近代性と、能力が世代間の文化的再生産の結果でもあるがゆえに内包している差別性とを、少なくともこの時点での議論は十分に見通していなかった。

## 【参考文献】

- 天城勲 1953, 「教育行政の新しい課題」『教育行政』昭和 28 年 10 月号 .
- 天城勲 1960, 「福祉国家における教育」『学校経営』昭和 35 年 10 月号 .
- 行政改革会議 1997, 『最終報告』 .
- 行政管理研究センター調査研究部編 1990, 『ジャパノロジストによる日本官僚制の研究 - 政策コミュニティの特徴と変動 - 』, 行政管理研究センター .
- 橋本鉦市 2002, 「福祉国家形成期における高等教育政策の過程分析」, 日本高等教育学会『高等教育研究』第 5 集 .
- 羽田貴史 1993, 「自由化論と公教育論の課題」, 日本教育社会学会『教育社会学研究』第 52 集 .
- 羽田貴史 1995, 「戦後 50 年と教育史像について」, 教育史研究会『日本教育史往来』No.96 .
- 羽田貴史 1997, 「戦後教育史像の再構成」, 藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報』6, 世織書房 .
- 羽田貴史 1999a, 「戦後日本の教育改革と森戸辰男」, 広島大学 50 年史編集室『広島大学史紀要』第 1 号 .
- 羽田貴史 1999b, 『戦後大学改革』, 玉川大学出版部 .
- 羽田貴史 2001, 「教育政策と教育(学)研究 - 歴史と現在, 未来 - 」, 日本教育学会『教育学研究』第 69 巻第 1 号 .
- 羽田貴史 2002, 「国立大学の設置形態と法人化」『21 世紀型行政システム下における法人型大学財務の開発研究(中間報告書)』 .
- 羽田貴史 2003a, 「戦後の授業料思想」, 民主教育協会『現代の高等教育 IDE』454 .
- 羽田貴史 2003b, 「国立大学法人制度をめぐる論点整理」広島大学高等教育研究開発センター第 31 回研究員集会報告 .
- 羽田貴史 2003c, 「戦後教育と国家認識 - 福祉国家論と教育の諸相 - 」, 教育史学会『日本の教育史学』第 46 集 .
- 羽田貴史・黄福涛 2004, 「日本の高等教育システムにおけるガバナンス改革」広島大学高等教育研究開発センターCOE 国際セミナー「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」報告 .
- 林健久・加藤栄一 1992, 『福祉国家財政の国際比較』, 東京大学出版会 .
- 広井良典 2001, 『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』, 岩波書店 .
- 広田照幸 2003, 「教育と国家 - 教育政治のねじれと戦後教育史像 - 」, 教育史学会『日本の教育史学』第 46 集 .
- 樋口陽一 1984, 「日本国憲法と「福祉」問題」, 東京大学社会科学研究所編『福祉国家』

- 第4巻，東京大学出版会．
- 堀尾輝久 1961，「公教育の思想」『岩波講座 現代教育学』第4巻，岩波書店．
- 堀尾輝久 1966，「現代における教育と法」『岩波講座 現代法』第8巻（のち『現代教育の思想と構造』所収），岩波書店．
- 堀尾輝久 1971，『現代教育の思想と構造』，岩波書店．
- 堀尾輝久 1994，『日本の教育』，東京大学出版会．
- 市川昭午 2003，「高等教育システムの変貌」，日本高等教育学会『高等教育研究』第6集．
- 五十嵐頭・伊ヶ崎暁生 1970，『戦後教育の歴史』，青木書店．
- 井上定彦 1998，『社会経済システムの転機と日本の選択』，三一書店．
- 伊藤和衛 1953，『生産的教育経費論』，明治図書出版．
- 伊藤和衛 1963，「教育の機会均等保障と生存権の保障」，日本教育学会『教育学研究』第30巻第3号．
- 伊藤和衛 1975，「わたくしと福祉国家教育論」，持田栄一・市川昭午『教育福祉の理論と実際』，教育開発研究所．
- 伊藤和衛 1981，「福祉国家教育論」，故持田栄一教授追悼論文集編集委員会『現代公教育変革の課題』，日本教育新聞社．
- 自由民主党，『政策月報』．
- 自由民主党 1986，『自由民主党史党』資料編．
- 菊池城司 1975，「教育水準と教育機会」市川昭午『戦後日本の教育政策』，第一法規出版．
- 菊池城司 1978，「教育機会と資源配分」『教育における最適資源配分に関する基礎的研究』，国立教育研究所現代教育経済研究会．
- 菊池城司 1985，「高等教育機会の変動と測定」『大阪大学人間科学部紀要』第11号．
- 菊池城司 1988，「大学教育機会の変動過程 - 在学率の推移と比較 - 」『大阪大学人間科学部紀要』第14号．
- 小林雅之 2001，「教育機会の均等の現実」（矢野眞和 2001，『高等教育政策と費用負担 - 政府・私学・家計 - 』（科学研究費成果報告書））．
- 小林直樹ほか 1966，『岩波講座 現代法』（全8巻），岩波書店．
- 小谷義次 1966，『福祉国家論』，筑摩書房．
- 熊谷尚夫ほか 1992，『経済学対話』，筑摩書房．
- 黒崎勲 1989，『教育と不平等 現代アメリカ教育制度研究』，新曜社．
- 教育史学会 1997，『教育史学会40周年記念誌』（蔭山雅博「研究動向 中国」，喜名信之「研究動向 フランス・南欧」，古野博明「研究動向 日本教育史 現代」）．
- 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 1972，『家永教科書裁判 高裁篇 準備書面』．

- フランソワ＝グザヴィエ・メリアン 2001, 『福祉国家』, 白水社.
- 宮本太郎・埋橋孝文・武智秀之・大沢真理・齋藤純一 2002, 『講座 福祉国家のゆくえ』 (全5巻), ミネルヴァ書房.
- 持田栄一 1963, 『学校づくり』, 三一書房.
- 持田栄一 1967, 『福祉国家の教育像 - 現代西ドイツの教育』, 国土社.
- 持田栄一 1969, 「近代公教育の基本構造 - その全面的変革への課題性」, 『講座 マルクス主義第6巻(教育)』, 日本評論社.
- 持田栄一・市川昭午 1975, 『教育福祉の理論と実際』, 教育開発研究所.
- 毛利健三 1990, 『イギリス福祉国家の研究 社会保障発達の諸画期』, 東京大学出版会.
- 宗像誠也 1959, 「教育における福祉国家概念の分析」, 大熊信行他『現代福祉国家論』, 至誠堂.
- 日本教育学会 1983, 第42回大会シンポジウム「臨調」行政改革と中教審答申」, 日本教育学会『教育学研究』第51巻第1号.
- 日本教育学会 1984, 第43回大会「日本の教育改革をどう考えるか」, 日本教育学会『教育学研究』第52巻第1号.
- 日本教育学会 1985, 第44回大会「日本の教育改革を考える - 公教育概念を考える - 」, 日本教育学会『教育学研究』第53巻第1号.
- 岡田与好 1984, 「「福祉国家」理念の形成」, 東京大学社会科学研究所編『福祉国家』 (第1巻), 東京大学出版会.
- 岡沢憲美・宮本太郎 1997, 『比較福祉国家論 揺らぎとオルタナティブ』, 至誠堂.
- 大熊信行 1959, 「福祉国家の経済学」, 大熊信行・宗像誠也・鶴飼信成・関嘉彦『現代福祉国家論』, 至誠堂.
- 大熊信行 1964, 「福祉国家の経済学」, 『政策月報』(昭和39年9月).
- 大住荘四郎 1999, 『ニューパブリックマネジメント 理念・ビジョン・戦略』, 日本評論社.
- 相良惟一 1975, 「福祉国家の教育像 - フランス」, 『教育福祉の理論と実際』, 教育開発研究所.
- 佐藤達夫 1962, 『日本国憲法成立史』第2巻, 有斐閣.
- 渋谷博史・内山昭・立宮寿一 2001, 『市場化とアメリカのインパクト: 戦後日本経済社会の分析視角』, 東京大学出版会.
- 渋谷博史ほか 2001, 『福祉国家システムの構造変化 - 日米における再編と国際的枠組み - 』, 東京大学出版会.
- 島一則 2001, 「銘柄大学進学機会の階層間格差と規定要因分析」(矢野眞和 2001, 『高等教育政策と費用負担 - 政府・私学・家計 - 』(科学研究費成果報告書)).
- 杉原泰雄 1978, 『人民主権の史的展開』, 岩波書店.



- 鈴木安蔵 1967, 『現代福祉国家論批判』, 法律文化社 .
- 田端博邦 1988, 「福祉国家論の現在」, 東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』上, 東京大学出版会 .
- 高橋彦博 1997, 『日本国憲法体制の形成』, 青木書店 .
- 田中敬文 1994, 「個別大学『学生生活調査』の分析と家計負担」(矢野眞和 1994, 『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』(科学研究費成果報告書)) .
- 富永健一 2001, 『社会変動の中の福祉国家』, 中央公論新社 .
- 東京大学社会科学研究所 1984, 『福祉国家』全 6 巻, 東京大学出版会 .
- 東京大学社会科学研究所 1988, 『転換期の福祉国家』上・下, 東京大学出版会 .
- 潮木守一 1972, 「教育費格差と教育機会」, 『学校運営研究』1972 年 1 月号 .
- 潮木守一 1975, 「大学拡張のもたらしたもの」, 『週刊東洋経済』1975 年 10 月号 .
- 潮木守一 1976, 「教育費負担と機会均等」, 『経済評論』1976 年 5 月号 .
- 埋橋孝文 1997, 『現代福祉国家の国際比較 日本モデルの位置づけと展望』, 日本評論社 .
- 我妻栄 1947, 「基本的人権」, 『新憲法の研究』国家学会編, 有斐閣 .
- 渡辺治 1987, 『日本国憲法「改正」史』, 日本評論社 .
- 矢野眞和 1994, 『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』(科学研究費成果報告書) .
- 矢野眞和 1996, 『高等教育の経済分析と政策』, 玉川大学出版部 .
- 矢野眞和 1998, 『高等教育のシステムと費用負担』(科学研究費成果報告書) .
- 矢野眞和 2001, 『高等教育政策と費用負担 - 政府・私学・家計 - 』(科学研究費成果報告書) .
- 吉本吉夫 1956 「自由民主党の性格(下)」, 『政策月報』昭和 31 年 9 月 .
- Esping-Anderson, G. 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press ( G . エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001 ) .
- Esping-Anderson, G. (ed.) 1996, *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies* ( G . エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家 グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部, 2003 ) .
- Esping-Anderson, G. 1997, 'Hybrid or Unique?: The Japanese Welfare State between Europe and America', *Journal of European Social Policy*, Vol.7 (3).
- Gordon, A. 1993, *Postwar Japan as History*, University of California Press ( A . ゴードン編『歴史としての戦後日本』上・下, みすず書房, 2001 ) .
- OECD 2003, *Education Policy Analysis 2003: Changing Patterns of Governance in Higher Education*.

Pierson, C. 1991, *Beyond the welfare state?* (C . ピアソン 『曲がり角に來た福祉国家』 未来社 , 1996 ).

Ritter, G. A. 1991, *Der Sozialstaat Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich* ( G . A . リッター 『社会国家 その成立と発展』 晃洋書房 , 1993 ).

Rose, R. and Shiratori, R. (eds.) 1986, *The Welfare state East and West*, Oxford University Press( 白鳥令 ,R .ローズ編 『世界の福祉国家 : 課題と将来』 新評論 , 2002 ).

## 第3章

# ニュージーランド高等教育における市場化政策の展開

杉本 和弘

はじめに

ニュージーランド（以下 NZ と略記）では、1980 年代後半から 90 年代半ばにかけてすべての教育段階を対象に一連の大規模な教育改革が進められた。その主たる目的は、教育を「市場交換可能な商品（a marketable commodity）」と見なして、教育システムに市場原理を導入することであった（Peters et al. 1993, 34）。しかしながら、人口わずか 400 万人にすぎない小国で実施された教育の市場化政策は多くの弊害をもたらさずにはおかなかった。本稿で考察対象とする高等教育分野における市場化も、高等教育機関間の競争に由来する多くの問題を招来した。それゆえ 1999 年に発足したクラーク労働党政権は 2000 年以降、過去 10 年間に及んだ市場化政策の是非を検証し、行き過ぎた市場化からの転換を図るべく新たな政策を打ち出すに至ったのである。

本稿は、1990 年代以降 NZ において進められた高等教育の市場化政策とそれがもたらした諸問題を明らかにするとともに、その政策が方向転換され、2000 年以降は新たな展開を見せる高等教育政策の動向について考察することを目的としている。

### 1. 1980 年代 NZ における行政改革

まず本節では、1980 年代後半に始まる NZ の高等教育改革の背景を明らかにするために、1984 年に開始された経済改革、行政改革の歴史的背景及び改革内容について考察する。

#### (1) 80 年代初めまでの政治経済状況

第二次世界大戦後の NZ は、「英国の農場」として、英国との緊密な貿易関係（一次産品の対英輸出）を維持することによって経済成長を実現してきた。そして、それを基盤に弱者保護を目的とする雇用政策や社会保障政策を実施することで、世界的にも先進的といわれる福祉国家の建設に成功してきた。しかし 1970 年代に入るとそうした状況にも根本的な変化が生じた。1973 年に英国が EC 加盟を果たすと特恵的輸出先としての地位を喪失し、さらに 1970 年代の二度のオイルショックによって原油や工業製品の価格が高騰したことで NZ の地政学的あるいは経済的環境は大きく変化し、従来の高度福祉政策を維持するこ

とが困難となったのである（本田 1998, 21; 行政改革会議事務局編 1997, 20, 148）。

それにもかかわらず、1970年代の歴代政権は財政出動を基本とする不況対策を実施している。1972年から1975年にかけて政権を担った労働党（カーク政権及びローリング政権）は拡張的財政政策を実施するも、結局はリセッションからの脱出に失敗した。1975年に発足したマルドゥーン国民党政権も、インフレ、失業率上昇、対外債務増大というトリレンマに陥っていた経済状況を打開すべく、「シンク・ビッグ計画（Think Big Projects）」を実施している。大きなことを考えよう というスローガンを掲げ、国家主導の強力な産業政策 エネルギー部門や製鉄部門に対する大規模投資と開発計画 や輸出促進政策を強力に進めたのである。しかしそれは逆に公的債務の増大をもたらし、1970年代後半以降マクロ経済の悪化を招来して失敗に帰すこととなった（本田 1998, 21-22; 石川他 2000, 136）。成長率は1978年にマイナス成長を記録したのを始め低成長が続き、インフレ率は10%を越えた74年以降常に二桁になり、失業率も80年に2%を超えて83年には5.6%に達するなど急速に悪化していったのである（森島 2000, 108）。

## (2) ロンギ政権以降の経済・行政改革

こうして深刻化する経済状況を前に、抜本的で急進的な経済改革・行政改革を断行し、従来の福祉国家体制から大きく舵を切ったのが第4次労働党政権（1984-90年）である。ここで留意すべきは、戦後NZ社会の特徴であった高度福祉社会からの転換を図ったのが社会民主主義を標榜してきた労働党（Labour Party）であったという点であろう。

戦後NZにおける福祉国家体制の基礎は、そもそも1935年から49年にかけて政権を担った労働党によって築かれたものである。同党は、20世紀初めに始まる労働運動を背景に1916年本格的な労働者政党として結成されて以来、社会改革や国民生活向上を目標に福祉国家政策を推進したのであり、そうした基本的な方向性は戦後の国民党時代にも継承されていった。しかし、1980年代初め、当の労働党が政策を根底から転換する政策を実施するに至ったのであり、それだけ当時のNZ経済は深刻な状況にあったといわなければならない。

さて、第一次ロンギ政権（1984-87年）の中心課題は、規制緩和によって経済の効率化、活性化を図ることにあった。ロンギ政権において経済政策を主導したのは大蔵大臣ロジャー・ダグラス（Roger Douglas）である。ダグラス蔵相は、大蔵省（Treasury）や行政人事管理委員会（State Services Commission）を中心に、マネタリズムや供給サイド経済学を重視するレーガノミックス、サッチャリズムの影響を強く受けた新自由主義思想に基づく経済改革（いわゆるロジャーノミックス）を実施した。それは、マルドゥーン政権時の「シンク・ビッグ計画」に代表されるような政府による経済への直接的介入を排し、逆に経済分野の規制緩和を徹底的に進めていくものであった。具体的には、農業・製造業に対する補助金削減、輸入制限の廃止、関税引き下げ、外国資本・金融の自由化（以上1984

年), NZ ドルの変動相場制への移行 (1985 年), 国営企業の法人化・民営化<sup>2)</sup>, 物品サービス税 (GST) 導入などの税制改革 (1986 年), 銀行の設立自由化 (1987 年) などが次々と実施された。こうした経済政策は, 「安定」や「公平」よりも, 規制緩和による「競争」と「(経済) 効率」の達成に焦点が置かれた点で共通していた。市場原理の徹底が優先されたのである。

表 1 ニュージーランドの歴代政権 (1975 年～現在)

在任期間	首相名	政党
1975 年 12 月 12 日～1984 年 7 月 26 日	マルドゥーン (Robert Muldoon)	国民党
1984 年 7 月 26 日～1989 年 8 月 8 日	ロンギ (David Lange)	労働党
1989 年 8 月 8 日～1990 年 9 月 4 日	パーマー (Geoffrey Palmer)	労働党
1990 年 9 月 4 日～1990 年 11 月 2 日	ムーア (Michael Moore)	労働党
1990 年 11 月 2 日～1997 年 12 月 8 日	ボルジャー (James Bolger)	国民党*
1997 年 12 月 8 日～1999 年 12 月 5 日	シブリー (Jenny Shipley)	国民党
1999 年 12 月 5 日～現在	クラーク (Helen Clark)	労働党

\* 1996 年以降, ニュージーランド・ファースト党との連立政権 (第三次ボルジャー政権)

第二次ロンギ政権 (1987-89 年)<sup>3)</sup> では中央省庁改革が実施され, 中央省庁には企画立案・管理部門だけを残し事業・執行部門を分離させることによって政府機関・部局のエージェンシー化あるいは民営化が進められた<sup>4)</sup>。その結果, 国家公務員も大幅に削減されている。また, 1988 年の「公的部門法 (State Sector Act)」と 1989 年の「公共財政法 (Public Finance Act)」を通して, いわゆる「ニュー・パブリックマネジメント (NPM)」に基づく, 公的部門への民間の経営理念・手法や市場原理の導入が実施された。すなわち, 経営裁量が拡大される一方で, 事業成果に対する評価の実施を通して事業担当者のアカウントビリティ (説明責任) の明確化が行われるようになったのである。

ダグラス蔵相の敷いたロジャーノミックス路線は, 1990 年の政権交代後も国民党政権によって維持された。第一次ボルジャー政権 (1990-93 年) のリチャードソン蔵相は, 労働党の残した改革課題, つまり労働市場と年金制度の改革に着手する。1991 年の「雇用契約法 (Employment Contracts Act 1991)」によって, 労組への強制加入制が廃止され, 労使関係への市場原理導入 経営者と労働者が自由個別に雇用契約を結ぶ が実施された。これによって労働組合の組織率が大幅に減る結果となった。そして, 医療・年金改革としては, 失業手当の削減, 医療費の一部負担導入, 年金支給年齢の引き上げが実施された。さらに, 1993 年には「財政責任法 (Fiscal Responsibility Act)」が成立し, 財政管理の改善によって政府債務を適正な水準に維持し財政を健全化することが目指されたのである。

こうして進められた NZ の構造改革 (New Zealand Experiment) が 1990 年代初め, 世界銀行, IMF, OECD といった国際機関から「成功物語」として高い評価を受けたことはよく知られている。しかしそれは NZ 社会全体を視野に入れた上での「高い評価」であったわけではない。ケルシーによれば, NZ の規制緩和は, 資産家, 企業, 外国投資家といったエリート層にとっては成功であった一方, 一般大衆, とりわけマオリ, 女性, 子ども, 高齢者には代償を強いるものであった。加えて, 伝統的な価値観が退けられ共同体意識が利己的な個人主義にとって代わられることで, 社会そのものが被害を受けることにもなった。ケルシーが述べるように, 規制緩和とは「官僚から市民に権力を移す」ことではなく, 「社会のエリート層の集団内での権力の移動」つまりは「個人や市民のコントロールの及ばない経済エリートと世界市場の手に権力を与えること」を意味するにすぎなかったからである (ケルシー 1998, 24)。

結局のところ, 規制緩和や市場原理の重視が社会全体に等しく便益をもたらしたわけではなかった。同様に, 経済・行政改革が一段落した後, つまり第二次ロンギ政権以降に本格的に実施された社会分野 (教育や福祉) の改革も様々な問題を孕んでいた。それはまさに NZ における「福祉国家の危機」(Peters et al. 1993, 35) であった。

## 2. 高等教育における市場化政策の展開とその影響

1980 年代後半に開始された高等教育改革は, 以上で見てきた経済・行政改革の延長線上において実施された。本節では, その改革の展開過程と, それが高等教育に与えた影響について考察する。

### (1) NZ 高等教育の概要

まずは現在の NZ 高等教育の状況を概観しておきたい。

NZ の公立高等教育機関 (括弧内は機関数) は現在, 大学 (8), ポリテクニク (20), 教育カレッジ (4), ワナンガ (3) の大きく 4 つに分けることができ, それぞれが独自の役割を担うことが期待されている。

NZ には, オタゴ大学 (1869 年創立), カンタベリー大学 (1873 年), オークランド大学 (1883 年) といった歴史の古い大学もあれば, オークランド工科インスティテュートが 2000 年に大学昇格してできたオークランド工科大学といった新しい大学も存在している。

NZ の「大学」は, 「1989 年教育法」(第 162 条第 4 項)において, 知的独立性の開発を主目的に高度な教育を提供し, 研究と教育が相互依存の緊密な関係にあり, 知の発達に携わる者によって教育が実施され, 国際水準の研究と教育が行われ, 知と専門技術の宝庫であり, 社会の批判者及び良心として機能する機関として定義されている。同法によれば, 「大学」は以上の特性を「すべて」有する機関であるという点において他の高等

教育機関と峻別されている<sup>5)</sup>。しかし、大学はアカデミックな分野の教育と研究を実施している一方、1990年代にはそれまでポリテクニクが提供していたような応用教育の領域に進出を始めている。例えば、オークランドに位置するマッセイ大やオークランド大は教員養成分野で後述の「教育カレッジ」と共同して職業教育を提供している。

表2 ニュージーランドの高等教育機関（機関数・学生数・教員数）（2002年7月現在）

機関セクター	機関数	学 生 数			教 員 数		
		FT	PT	合 計	FT	PT	合 計
大学	8	90,050	42,346	132,396	5,312	3,304	8,616
ポリテクニク	20	43,770	52,012	95,782	3,446	2,706	6,152
教育カレッジ	4	5,714	5,074	10,788	411	164	575
ワナンガ	3	9,799	17,736	27,535	474	251	725
私立高等教育機関	506	29,017	24,368	53,385	3,430	1,828	5,258
合 計	541	178,350	141,536	319,886	13,073	8,253	21,326

注1：FT=フルタイム，PT=パートタイム 注2：学生数には留学生数を含む。

注3：「大学」の教員数は、研究専任スタッフ（Research Only Staff）及び副学長等の上級管理者（Executive Staff）を含んでいない。

注4：私立高等教育機関数は正規学生の在籍する機関のみ。

出典：Ministry of Education 2003 より作成。

「ポリテクニク」は、職業教育・訓練や専門教育を含む幅広い継続教育を提供して地域社会の教育需要に応えることを目的としており、応用研究やテクノロジー分野の研究を実施する機関である。ポリテクニクは学位授与権を与えられた（後述）こともあり、1990年以降は大規模ポリテクニクを中心に学位（degrees）を授与する機関が増加している。

「教育カレッジ」は、就学前教育や初等・中等教育段階の教員養成を実施し、「ワナンガ（Wananga）」はマオリの慣習（tikanga Maori）に従ってマオリの伝統（agutanga Maori）に関する知の実用化を促進していくための高等教育機関である<sup>6)</sup>。以上の4つの公立高等教育機関以外にも、小規模な私立訓練機関（Private Training Establishments）や教育省認可の訓練機関などが存在している。

次に高等教育の就学状況を見ると、1990年代以降、高等教育段階への進学者が増加しており、2002年現在NZの高等教育機関には31万9,886人が在籍している（表2参照）。18-24歳人口における就学率は1990年の20.5%から2001年には28.9%に上昇し、さらに同時期の25歳以上人口就学率も2.7%（1990年）から4.5%（1999年）へと伸びている。こうした変化の背景には、高等教育への多様な人々の参加、生涯学習の普及、学習期間の長期化を挙げることができる。

しかしながら、高等教育就学の増大は必ずしも公正（equity）の実現には至っておらず、

機関によって学生の社会経済的背景に差異が見られる。大学進学は依然としてミドルクラス出身者にとって有利であり、また貧困地域よりも富裕地域出身者のほうが有利な状況が続いている。また、マオリや太平洋島嶼民は相対的に威信の低い高等教育機関に学ぶ比率が高く、そうした側面の改善も高等教育改革にとって重要な課題となっている。

また、近年留学生数の伸びが著しく、2000年に前年比49%、2001年に同52%、2002年に同50%の増加を見せ、2002年現在留学生(2万6,871人)は学生全体の8.4%を占めるに至っている。こうした急速な伸びは私費留学生(foreign fee paying students; FFP)の増加によるものである。FFPは留学生全体の93.5%を占め、その86%がアジア地域出身者である。

## (2)高等教育における「規制緩和」

さて、前述の通り、1980年代半ば以降の経済・行政改革を主導したのは大蔵省であった。1987年に第二次ロンギ内閣が成立すると改革の焦点は社会・福祉分野に移行したが、それでも大蔵省が改革の主導権を握った。1984年の『経済運営』(The Treasury 1984)において新自由主義思想に基づく経済政策を提示した大蔵省は、さらに1987年『政府運営』(The Treasury 1987)を提出し、「教育問題(Educational Issues)」と題された第2巻(全295頁)において教育分野に特化して広範な問題について報告を行っている。

そこでは、人間はあらゆる行動において利己的で合理的に功利追求を行うホモ・エコノミカス(=経済人)であるという前提の下に、教育分野においても国家の関与(government intervention)を最小限に抑え、個人の選好とそれに基づく競争を優先しその効用を最大化することが目標とされている(Peters et al. 1993, 36)。

その際重点が置かれたのは一つに、教育を「私財(private goods)」と見なす見方であり、それゆえ教育費用は直接的に便益を受ける個人の負担を増大させることが目指された。二つには、市場において教育機関が繰り広げる「競争」が促された。

こうした新自由主義思想に基づく教育改革は、すべての教育段階において実施された。一連の教育改革は、政府の規制緩和を進め、各教育段階に市場競争を導入するものであった点で共通している。

就学前教育については1988年1月に『5歳児前教育』(Department of Education 1988(a))と題された報告が提出されている。学校教育に関してはピコット(Brian Picot)を長とする特別委員会(Taskforce)が同じく1988年4月に『ピコット報告』(Task force to Review Education Administration 1988)を提出している。政府(ロンギ首相兼教育相)は、『ピコット報告』を受けて同年『明日の学校(Tomorrow's Schools)』(Department of Education 1988(b))によって学校教育改革の方向性を示し、それは翌年の「1989年教育法(Education Act 1989)7)」として法制化されるに至った。そこで改革の焦点とされたのは中央集権的な教育行政の分権化であり、具体的には教育委員会の廃止と各学校におけ



る学校理事会 (Board of Trustees) の設置を通して, 学校段階への権限委譲, 自律的  
学校経営の促進, 教育活動への地域参加拡大が進められていった (福本 1997, 49)。

高等教育段階では, 1988 年 7 月にいわゆる『ホーク報告』(Hawke 1988) が提出され  
た。同報告は, 内閣社会公正委員会 (Cabinet Social Equity Committee) によって 1988  
年 3 月に設置された, ホーク (Gary Hawke) を長とする委員会<sup>8)</sup>によるものであり, 『ピ  
コット報告』の示した権限委譲モデルを基礎に, 高等教育段階における規制緩和とアカウ  
ンタビリティの適切なあり方について提言したものであった。

『ホーク報告』を受けて, 政府 (ゴフ教育大臣) は『生涯の学習 (Learning for life)』  
と題された政策文書 (Department of Education 1989(a),(b)) を発表し, その中で義務教  
育後の教育と訓練 (Post-Compulsory Education and Training)<sup>9)</sup>に関する新たな方向性  
を提示した。さらに, そこで提示された改革事項は 1990 年教育修正法 (Education  
Amendment Act 1990) として法制化されるに至っている。

このように, 『ホーク報告』から「1990 年修正法」に至る過程で実施された改革。こ  
こでは「ホーク改革」と呼ぶ<sup>10)</sup> は, 高等教育における規制緩和の推進とアカウンタビリ  
ティの追求を目的としていた。以下では, 主たる改革事項を, その後の展開過程も含めて見  
ていくことにしたい。

#### 教育行政組織の再編

これは, 先述のロンギ政権 (第二次) において実施された中央省庁改革の一つとして実  
施されたものであり, 「1989 年教育法」によって教育部 (Department of Education) が  
教育省 (Ministry of Education) へと改革された。この結果「教育省」は政策決定機能を  
掌る機関として再編され, 政策執行部門はエージェンシー化された。エージェンシー (ク  
ラウン・エンティティ) として設置されたのは, 教育機関評価局 (Education Review  
Office; ERO), ニュージーランド資格機構 (New Zealand Qualifications Authority;  
NZQA), 教育訓練支援機関 (Education and Training Support Agency), 職業サー  
ビス (Careers Service) の各機関である。このうち, 高等教育に関する政策執行機能は  
から までの機関に分割された (Ministry of Education 1993, 21-23)。こうした改革は,  
ニューパブリックマネジメント (NPM) の考えが教育行政に応用された結果であった。

#### 高等教育機関の法人化と権限委譲

1989 年教育法によって, すべての公立高等教育機関は「法人 (a body corporate)」と  
して規定され, 自らの自治的運営を担う管理組織 (a governing body) として評議会  
(Council) が設置されることとなった。これは, 大学以外の高等教育機関にも, 資産管  
理, 教育内容, 研究内容, 人事に対する大幅な裁量権が与えられたことを意味している<sup>11)</sup>。  
とりわけポリテクニクや教育カレッジにとっては, 学位授与権の獲得と合わせ, 学問の自

由や機関自治の拡大をもたらすものであった。

それと同時に、大学においても、従来よりも評議会の役割が重視されるようになったことで機関経営における比重がそれまでの学問的価値に基づく専門主義（academic professionalism）からビジネス経営的な規範へと移行した（Peters et al. 1993, 36）。

#### アカウンタビリティのメカニズム

こうして機関レベルへの権限委譲が進められた一方、各高等教育機関にはそれに応じてアカウンタビリティが求められるようになった。そのための手段として導入されたのが「チャーター（Charters）」及び「活動計画（Corporate Plans）」である。チャーターは、高等教育機関（評議会）と政府（教育大臣）との交渉に基づいて決定される、高等教育システムにおける各機関の使命及び財政基盤を記載した公的文書である。また、活動計画は、チャーターに記載された目標から導かれる測定可能な目的を記述した文書である。これらの文書は、政府と機関との関係が直接的な「契約」で結ばれるようになったことを意味している。こうして明確なアカウンタビリティが求められるようになったことは、特に大学から、中央管理の強化として自治や学問の自由に対する脅威と見なされた。

さらに、評価機関の整備も進んだ。1990年、政府助成を受ける高等教育機関に対する外部評価機関として、コース認定を行う「ニュージーランド資格機構（NZQA）」が創設された<sup>12)</sup>。1997年には、あらゆる教育レベルの資格や学位を全国的に統一することを目的に「全国資格枠組（NQF）」が確立されている。これは、高等教育機関を含む教育機関で提供される教育の質を一定水準に維持しようという動きであった。

#### 助成システムの改革と授業料の導入

1991年フルタイム学生換算（EFTS）に基づく一括助成システム（a bulk funding system）が試行的に運用を開始し、1992年には本格的に導入された。これによって、すべての高等教育機関に対して、同様のコースであれば機関の種別に関係なく統一的に助成配分されるシステムが構築された。さらに、EFTS助成は、教育、研究、資本、その他の経費をすべて網羅するものであり、それを学内でいかに配分するかは各機関の裁量に委ねられた。

1950年代以来「大学補助金委員会（UGC）」の下で財源配分がなされていた大学にとって、1990年のUGC廃止とその後のEFTS助成システム導入は、大学と政府が直接的で個別な関係で結ばれることを意味しており、自治に対する脅威であると認識された。しかし他方で、新たな助成システムは従来教育部の完全な統制下に置かれていたポリテクニクにとって自らの財政と機関運営に対する自治の拡大をもたらすものであった。

いずれにせよ、新しい助成システムの要点は、EFTSを基礎とするがゆえに各機関の助成規模が受け入れる学生数に左右されることになった点にある。それは確かに、学生需要

に対する各機関の感応性を高め、より効率的な機関運営を促すインセンティブになるという肯定的な効果を有していた。しかし同時に、学生獲得競争の激化、教育内容の重複化、入学・卒業基準や教育水準の低下といったネガティブな結果をもたらすものでもあった(ゴールドフィンチ 2003(b), 74-75)。しかも、学生需要が必ずしも安定しないことが、各機関を不安定な財政環境に置き、長期的計画による機関運営を難しくした。

そのうえ、このEFTS助成は、コースに要する費用をすべて網羅していたわけではなく、各機関は残りの費用を学生に課す授業料から補充することが必要となった。それゆえ1990年代、EFTS助成が段階的に削減されるにつれ授業料は上昇を続けた。1990年に120NZドルだった授業料は、1999年には3,000ドル(平均)に増大している。1992年には、かつて一律になされていた学生助成(student grant)に代わってローン制度(loans)も導入されており、受益者負担の範囲が拡大されている。

こうした一連の改革は、NZ高等教育をパブリックなものからより私的なものへ、あるいは市場交換可能なものへと移行させることとなった。前述の通り、そもそもNZの高等教育機関は公立であり、パブリックな性格を有していた。1980年代終わりに始まるホーク改革は、規制緩和を通じてそこに市場メカニズムを導入し、機関間の競争を促すことを目的としていたのである。

ホーク改革以降、NZ高等教育に対するガバナンスのあり方は、国家による「統制(control)」から「監督(supervision)」へと変化した(Peters 1998, 611)。一般に、統制モデルにおいて、高等教育は緩やかに結ばれた多面的な特性を有する営みとして認識されず、むしろ上から画一的な施策が与えられる。それに対して、監督モデルにある高等教育機関には規制緩和を通してこれまでよりも多くの機関自治(オートノミー)が付与されると同時に、相応のアカウンタビリティが求められることとなる。NZの場合、学内運営組織(カウンシル)の整備・強化と一括助成システムの構築に代表される施策が機関による「オートノミー」を保障し拡大させると同時に、チャーターの導入と外部機関による評価によって「アカウンタビリティ」の明示を求められることとなったのである。

### 3. 高等教育改革の現在 市場化政策からの転換

それでは、ホーク改革に始まる高等教育改革はその後いかなる展開を見せたのだろうか。ここでは、90年代以降の高等教育政策の転換を、「競争」から「協同」へという二つのキーワードを軸に考察していく。

#### (1) 新しい動き

1990年代後半、高等教育政策のレビューが行われている。1997年9月『ニュージーラ

ンドにおける将来の高等教育政策』(緑書)が提出され、それを受けて1998年11月には『21世紀における高等教育政策』(白書)が提出されたのである(Ministry of Education 1997, 1998)。これら二つの文書では、1989年以降の改革の成果(学生数の増加、コースやプログラムの多様化、機関数の増加、国際化の進展)が評価される一方、依然として残されている課題として、さらなる機会拡大、高等教育助成の改革、新たな質的保証システムの導入等が提言された。ここで目指されたのは基本的に1989年改革(ホーク改革)の継続と完遂であった。

しかし、1999年に起こった国民党から労働党への政権交代は、それまでの高等教育政策の方向性に大きな方向転換をもたらすこととなった。1999年12月、9年ぶりに政権に復帰した労働党のクラーク首相は1999年12月21日の国会演説で次のように述べ、高等教育に対する政策転換を促したからである。

高等教育における現在の競争モデルは中止いたします。クラーク政権では、段階を踏んで多様性をより多く有する高等教育セクターを創出していき、そこでは卓越性、ニュージーランドの経済・社会上のパフォーマンスを向上させるのに必要な技能の創出、社会に対する教育の内在的な便益といった点が重視されることになるでしょう。協同と協力に基づく高等教育セクター(a collaborative and cooperative tertiary sector)を再構築する作業を始めるため高等教育委員会(TEC)を設置いたします。

ここでは、ホーク改革以後の問題状況を前に、市場重視政策からの方向転換が明確に宣言されている。クラークが言及した通り、2000年4月には高等教育諮問委員会(Tertiary Education Advisory Commission; TEAC)が設置されている。TEACは、2000年から2001年にかけて4つの報告書を提出し、NZ高等教育の戦略的方向性を提示した<sup>13)</sup>。

これら一連の報告書がまず指摘したのは、過去10年において実施されてきた高等教育改革が招来した問題状況であり、そこで第一に挙げられたのは、学生需要を基盤とする競争システムがもたらす弊害であった。第2報告書(『システムの構築』)では次のように述べられている。

現行の助成体制の下では、高等教育機関(tertiary providers)の受け取る財源は各機関の集める学生数に大きく依存している。その結果、幅広い学問領域や活動にわたって供給側が相互に競争するように強力な圧力が生じることになる。こうした性質を有する助成システムは、供給側が学生のニーズや関心に感応的になるように促す一方で、多くのよく知られた否定的な効果ももたらしている。それには、供給者レベルで戦略的計画を策定する困難さが増大すること、インフラや高額な設備への投資をめぐるリスクが増大すること、コースやプログラムの増加、質よりも量を重視する動機付け、広告やマーケティングへの相

当量の財源投入，といった点が含まれる。マクロなレベルで見ると，需要本位の助成体制は経済・社会の変化するニーズ，とりわけニュージーランドに特徴的なニッチ経済に応え得るシステムを構築することにはならないのである（TEAC 2001(a), 8）。

ここで指摘されているように，学生数を基盤とする助成システムゆえに，高等教育機関は学生需要に合わせてプログラムの開始や停止を決定しその性格やレベルを変化させていった。しかし，そこでは高等教育システム全体にとっての然るべきバランスが考慮されたわけではなかった。たとえば，就職可能性の高さゆえに学生需要の高いビジネスや会計学に比べ，科学，社会科学，人文科学，言語を提供する学科は衰退しつつあり，それが国家の衰弱につながる危険性が指摘されている（ゴールドフィンチ 2004, 73）。さらに，権限委譲の結果中央統制メカニズムが弱体化していたことがそうした状況に拍車をかけた。高等教育システム全体に否定的結果をもたらす危険性が全体的視野から考慮されないままに，需要本位の競争が繰り広げられたのである。

それだけでなく，学生数を基盤とするシステムでは，各機関の財政状況が学生需要の変動に左右される危険性が高まる。実際，EFTS 単位の助成額が年々削減された 1991-1999 年には年率 3% 近くの削減 ことで，各機関は徐々に授業料を上げていき，そのことが結果として学生の減少，さらには各機関の財政逼迫をもたらすという「市場の失敗」も見られた。

また，機関間競争は教職員に労働負担の増大を強いるものでもあった。ニュージーランド大学教職員協会（AUSNZ）がニュージーランド教育研究審議会（NZCER）に委託実施した教職員の労働量とストレスに関する意識調査（Chalmers 1998）は，NZ の教員がストレスや身体的・精神的健康への不安を抱えていることを明らかにしている。それによれば，教員のうち現在の職務のバランスに満足しているのはわずか 15% であり，労働量の増大（82%）や学生数の増大（54%）を訴える一方，研究時間の増加（74%）や管理運営の負担縮小（44%）を希望している。

こうして，21 世紀初めの NZ 高等教育にとって喫緊の課題は，過去 10 年の間に様々な問題を孕むに至ったシステムから「新しい高等教育システム」への移行をいかに達成するかにあったのである。

## (2) 「競争」から「協同」へ

それでは，こうした政策転換はいかなる施策として具体化されてきたのか。最後に，2000 年以降の政策動向を見ておこう。以下で見ると，近年の高等教育政策は「協同」や「協力」をキーワードに各関係者の協力的なネットワークの中で展開されようとしている点に特徴がある。

## 「戦略」の策定

2002年7月,2002-07年に対する「高等教育戦略(Tertiary Education Strategy; TES)」が提示された<sup>14)</sup>。ここでは, NZ社会の発展目標, とりわけ NZの知識経済社会への移行に貢献し得るような高等教育戦略が明らかにされている(表3参照)。

さらに2003年4月には,2003-4年の3年間に対する「高等教育優先事項(Statement of Tertiary Education Priorities; STEP)」が明示された。STEPでは, TESの6つの戦略に沿って実現すべき短期目標(35項目)が設定され, 具体的な模範事例も紹介されている。

表3 2002-07年高等教育戦略(6項目)

高等教育システムの戦略能力や質を強化すること マオリの発展の取組みに寄与すること すべての人々が知識社会に参加できるように基礎的技能を向上させること ニュージーランド人が知識社会のために必要となる技能を開発すること 太平洋諸島民の発展と成功のための教育を行うこと 知識社会のための研究・知の創造・理解を強化すること
--

TES(とSTEP)は, NZ高等教育システムの全体像(a big picture)あるいは新たな像(a new tertiary landscape)を示している点で重要である。そこに描かれるのは, 高等教育に関わるすべてのステークホルダー(all stakeholders) 高等教育機関, 産業界, 地域社会等の「協同(collaboration)」と「協力(co-operation)」を通して, 社会的需要に応じて卓越した教育と研究が実施されるという, 高等教育システムの新たな姿である。それは言うまでもなく, 90年代までの競争原理を基礎とする高等教育のあり方とは大きく異なる像である。

## 二つの道具

さらに, TESを実効ならしめるための道具(tools)が準備されている。その一つが「高等教育委員会(Tertiary Education Commission; TEC)」である。

TECは, 2003年1月, TESによって示された戦略が有効に機能するのを支援する組織として設置され<sup>15)</sup>, 高等教育機関に対する助成配分(19億NZドル), 政府に対する助言, 各機関とのチャーター及びプロファイルの協議・承認を担っている。

前述のとおり, NZでは1990年に大学補助金委員会(UGC)が廃止されており, TECの設置は政府と高等教育機関との間に新たな緩衝組織(a buffer body)が誕生したことを意味している。ミークが指摘するように, 市場メカニズムによる高等教育統制は必ずしも望ましい結果をもたらさない。すでに見た通り, 市場競争は高等教育における多様性の減衰を招き, 学問の自由に対する脅威となることも少なくないからである(Meek 2002, 66)。

その意味で、NZ 高等教育における TEC 創設は、高等教育の統制を市場に全面的に委ねてしまうことの問題が認識された結果であり、新たな政策立案体制が整備されつつあることを示しているといえる。

TES 推進のためのもう一つの重要な道具は、「チャーター (Charter)」及び「プロフィール (Profile)」である。2001 年 8 月「チャーター・プロフィール作業部会」が設置され、同年 12 月に同部会が報告を提出している。チャーターは、各機関の使命・役割に関する戦略宣言書であり、教育相によって認可され、プロフィールは、今後 3 年間の方向性・活動・政策・業績に関する詳細な年次報告であり、TEC によって認可される。

このうちチャーターには、他の高等教育機関との協力活動へのアプローチについて記述することが規定されており、「協同」の中で各機関がアカウンタビリティを果たすことが確認されることになる。

#### 新たな助成枠組み

以上の二つの施策の導入と合わせて、2002 年 5 月 1 日に内閣によって新たに「総合助成枠組み (the integrated funding framework)」が承認され、移行期の 2003 年を経て 2004 年から本格的に実施されることになっている。これは、これまで市場における需要や学生の選択に左右されていた EFTS 助成システムを、TES や STEP にしたがって戦略的でパフォーマンスの高い分野に振り向けることを意図したものである<sup>16)</sup>。

この新しい助成枠組みは「教育助成」「研究助成」「目標助成」の大きく三つの要素から構成されている。

まず「教育助成」の中核をなすのが「学生要素 (Student Component)」であり、学生規模を基礎に「成果 (performance element)」「在籍者管理 (management of enrolments)」「資本 (capital component)」などの要素を加味した新たな算定基準によって配分される助成である<sup>17)</sup>。

「研究助成」としては、新たに「業績研究助成 (Performance-Based Research Fund ; PBRF)」が 2004 年以降段階的に導入され、2007 年には本格実施される予定となっている。これは、EFTS 助成の一部として、つまり、学生需要に基づいて配分されていた資金を、研究そのものの質の評価 (業績指標及びピア・レビュー) に基づいて配分することを目的にしている。今後 PBRF によって、学位取得や大学院教育に資する研究、大学院生や若手研究者への助成配分、助成配分先の偏重などの改善が期待されている。

さらに、2001 年、NZ の経済・社会発展に資する世界的レベルの研究拠点を高等教育セクターに創出することを目的に、「研究助成」の一環として「優良研究拠点助成 (Centres of Research Excellence Fund; CoRE)」が開始された<sup>18)</sup>。CoRE 助成は、少数の研究拠点到研究資源の集中化、研究者及び研究機関のネットワーク構築、知の移転を図ることによって世界レベルの質の高い研究活動や研究者養成の実現を目指す事業である。以上の

PBRF と CoRE のいずれも、知識経済を基盤とする社会の構築を目指す NZ 政府の社会政策の一環として実施されている。

三つ目の「目標助成(targeted funding)」とは、「戦略的開発要素(Strategic Development Component)」と呼称される助成部分であり、国家的な重点領域に対する助成配分を目的としている。現在実施されている重点分野としては「Eラーニング」(4年間450万ドル)、「機関基盤助成」(25万ドル)、「ポリテクニク地域経済発展」(3年間500万ドル)、「マオリ・太平洋島嶼出身学生学習支援」、「障害学生支援」などがある。

以上の「総合助成枠組み」からの資金配分に加え、各機関は基本的に、学生に課す授業料を設定する権限を有している。しかし近年、それはあくまで政府の設定した範囲内における自由にすぎなくなった。2000-03年、NZ政府は各高等教育機関と授業料凍結協定(fee freeze system)を締結し、2003年には凍結に同意した機関に対して4.5%の助成増額が実施された。2004年からは授業料及びコース費用の「最高限度システム(fee maxima system)」が開始される予定である。マハリイ(S. Maharey、高等教育担当教育副大臣)によれば、「最高限度システム」は1990年代に学生の経験した統制のない授業料設定環境と、高等教育機関に予算上の柔軟性を与えない中央集権的な授業料設定システムとの中間に位置づけられる制度である。すなわち、一方で学生に教育費用の将来的な見通しを与るとともに、他方で高等教育機関に授業料設定の柔軟性を保証することを目的としている。

以上の新しい枠組みと、そこでの取組みはまだ緒についたばかりであり、今後の展開を注視していかなければならない。

## おわりに

本稿は、過去15年間におけるNZの高等教育政策の変遷、とりわけその比重が「競争」から「協同」へと転換されてきた過程とそれぞれを特徴づける施策について考察してきた。

確かに、NZの高等教育政策は過去15年の間に振り子が揺れるように大きく変化した。市場化と競争による高等教育政策はその弊害の多さから見直しが迫られ、ステークホルダー間の「協同」を重視する政策へと転換された。

しかしその一方で、こうした政策転換の背景には一貫して変化していない側面も存在する。すなわち、NZ政府が政権交代とは関係なく、NZの社会発展、経済発展につながる戦略的な高等教育政策を推進してきているという点である。

1990年代末以降、過度の市場競争がもたらす弊害に対する警戒感が年々高まってきており、世界的に市場資本主義(market capitalism)やグローバリゼーションに対する反対活動が行われるようになってきている。ヨーロッパ諸国を中心に、アメリカ的な市場原理主義からの脱却と、福祉重視型資本主義の模索が続いている(福島2002)。そうしたなか、従来手厚い福祉国家として社会基盤を築いてきた歴史をもつNZにおいて、労働党への政権交



代（1999年）を機に市場重視の政策に対する反省が促されたとしても不思議ではない。

そうした政策変化はラディカルではあったものの、しかしそれはあくまで高等教育に対するアプローチが変化したのであって、高等教育をNZ社会の発展に資するものにしようという政策的姿勢が変化したわけではない。むしろ、政策転換後のNZの高等教育政策は戦略性を重視する傾向をより強めているように見える。

現在NZにおける高等教育政策の要点は、21世紀における「知識社会（Knowledge Society）」あるいは「知識経済（Knowledge-based Society）」のなかで、知識生産を担う中心的アクターとして高等教育を戦略的に位置づけることにある。そうした姿勢は先にみた高等教育戦略（TES）やそれに関連する諸施策において具現化されようとしている。そして、各高等教育機関はそれら一連の政策の下で相互に競争し合う必要がなくなったわけではない。高等教育機関は、「知識社会」の実現と発展を目指すNZ政府が掲げる高等教育戦略に対して、一方で産業界や地域社会といった他のステークホルダーと「協同」し合いながらも、他方で独自のあり方で貢献することを期待されているのである。

#### 【注】

- 1) ニュージーランドにおいては、「高等教育」を表す用語として一般に「tertiary education」が使われる。正確に訳せば「第三段階教育」となるが、本稿では「高等教育」で統一している。
- 2) 1986年の国有企業法（State-Owned Enterprises Act）によって、郵便・保険・銀行・航空・鉄道・空港・港湾・鉄鋼・炭鉱・ガス・通信といった40以上の分野で国営企業の法人化（corporatisation）が進められ、民間部門からの取締役の選出、運転資金の市場調達が進められた。その後、国有企業（SOE）は国内外の民間セクターに売却されるなどして民営化（privatisation）も進められ、1987-96年に民営化した企業（部分的民営化も含む）は28社、その売却益は136億NZドルに上っている（行政改革会議事務局編1997, 151）。
- 3) あまりに急進的に進められた改革は政権内の確執を招来した。1988年1月、改革の行き過ぎにブレーキをかけようとロンギ首相自ら改革休止宣言（Time For A Cup Of Tea）を行ったものの、それがダグラス蔵相との対立を招き、労働党内での意見の不一致を統制できなかったロンギ首相は1989年8月辞任に追い込まれている。
- 4) NZでは、中央省庁が有していた政策執行機能を担う機関としてクラウン・エンティティ（Crown Entity）が設置されており、これが英国の行政改革で誕生したエージェンシー（Agency）に相当する。また、先の注2で述べた国有企業（SOE）も広義のクラウン・エンティティと言える。
- 5) しかし、コドリングらは、「大学は以下の特性すべてを有し、その他の高等教育機関は

- それら特性の一つ以上を有するものとする」とする第 162 条は、結果として他の機関、特にポリテクニクが「大学」と同じ特性を獲得していく余地を与え、NZ における高等教育機関の多様性を曖昧なものにしたと指摘している (Codling & Meek 2003, 96)。
- 6) NZ には、マオリ教育 (Maori Education) を実施する機関として、ワナンガの他に、就学前教育段階のコハンガ・レオ (Kohanga Reo)、初等・中等教育段階のクラ・カウパパ (Kura Kaupapa) が設置されている。
  - 7) 同法は正式名「教育行政改革法」(1989 年第 80 号) であり、1989 年 9 月 29 日に成立し、同年 10 月 1 日に発効した。
  - 8) ホークは、当時ヴィクトリア大学・政策研究インスティテュート教授の職にあった。そして、ホーク委員会には、関係省庁 (財務、労働、教育、マオリ問題、太平洋諸島問題、女性問題) の官僚が加わった。なかでも教育省のフッド (D. Hood) やヤング (I. Young) はその後の高等教育改革を方向付けたと言われる (Butterworth & Butterworth 1998, p.98)。
  - 9) PCET は 15 歳以降の教育・訓練段階を示しており、政府の意図はこの段階に対して一貫した政策を実施することにあった。
  - 10) 『ホーク報告』に始まる一連の改革は、しばしば Learning For Life reforms とも呼ばれる。
  - 11) 1989 年教育法は、各高等教育機関の機関自治を規定し (第 160 条)、法人としての諸権限を認める (第 192 条第 1 項) 一方、各機関類型の機能以外の権限を行使すること (同第 2 項) や、教育省事務次官の許可なく資産売却や債券発行を行うこと (同第 4 項) を禁じている。
  - 12) 『ホーク報告』及び『生涯の学習』の段階では「全国教育資格機構 (NEQA)」と呼ばれている。
  - 13) TEAC による 4 つの報告は以下のとおり。『共有ビジョンの構築 (Shaping a Shared Vision)』(2000 年 7 月)、『システムの構築 (Shaping the System)』(2001 年 2 月)、『戦略の構築 (Shaping the Strategy)』(2001 年 7 月)、『助成枠組みの構築 (Shaping the Funding Framework)』(2001 年 11 月)。
  - 14) 2001 年 12 月に出された草案には、121 の意見 (submissions) が提出され、50 のワークショップが開催された。
  - 15) TEC は、「2002 年教育修正法 (Education(Tertiary Reform) Amendment Act 2002)」(2002 年 12 月 11 日成立、2003 年 1 月 1 日施行) に基づいて設置された機関である。主務大臣は教育副大臣 (2004 年現在、S. Maharey) であり、委員長 (Chair) は A. West が務めている。
  - 16) 予算規模は、2003 年の 500 万ドル、2004 年及び 2005 年の 1,000 万ドル、2006 年の 2,000 万ドルを最高額に、4 年間で総計 3,630 万ドルの支出が計画されている。

- 17) 2003年12月、「学生要素」にいかなる「成果(performance)」的要素を導入するかに関する報告書が教育省内の作業部会によって提出されている(Working Group 2003)。
- 18) CoREは、ニュージーランド王立協会(CoRE助成委員会)の管掌であり、2002年3月に5カ所(分野:分子生態学,分子生物学,数学・コンピューター科学,マオリ開発,材料科学),同年11月に2カ所(ともに応用生物学)の拠点が選定された。2001-02年度の200万ドル以降,1,022.5万ドル,1,247.5万ドル,1,360万ドルの経常費助成が各年度に配分され,研究設備(建物を除く)を対象に2,000万ドルの資本助成も実施されている。

### 【参考文献】

- 石川栄吉他監修『オセアニアを知る事典(新訂増補版)』平凡社,2000年。
- 石附実・笹森健編『オーストラリア・ニュージーランドの教育』東信堂,2001年。
- 大井玄「ニュージーランドの行政改革と高等教育および科学研究への影響」,広島大学高等教育研究開発センター編『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ 第30回(2002年度)研究員集会の記録』,高等教育研究叢書75号,73-79頁,2003年。
- 大住荘四郎『ニュー・パブリックマネジメント 理念・ビジョン・戦略』日本評論社,1999年。
- 行政改革会議事務局編『諸外国の行政改革の動向』行政管理研究センター,1997年。
- ジェーン・ケルシー「ニュージーランドで何が行われたか」,内橋克人他著『規制緩和 何をもたらすか』,岩波ブックレットNo.458,岩波書店,23-38頁,1998年。
- ショーン・ゴールドフィンチ(丸山文裕訳)『ニュージーランドの高等教育改革(第1回)』,民主教育協会『IDE・現代の高等教育』No.453,71-75頁,2003年10月(a)。
- ショーン・ゴールドフィンチ(丸山文裕訳)『ニュージーランドの高等教育改革(第2回)』,民主教育協会『IDE・現代の高等教育』No.455,71-75頁,2003年12月(b)。
- ショーン・ゴールドフィンチ(丸山文裕訳)『ニュージーランドの高等教育改革(第3回)』,民主教育協会『IDE・現代の高等教育』No.456,71-76頁,2004年1月。
- 高橋文利編著『21世紀日本の再構築 - ニュージーランドに学ぶ』晃洋書房,2002年。
- 日本ニュージーランド学会編『ニュージーランド入門』慶應義塾大学出版会,1998年。
- 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』講談社現代新書,2002年。
- 福本みちよ「ニュージーランドにおける学校理事会に関する考察 学校の教育活動に対する父母・地域の教育要求の反映の視点から」『比較教育学研究』第23号,49-64頁,1997年。
- 本田豊「「実験国」ニュージーランドの経済改革 その成果と評価」,立命館大学政策科学会『政策科学』第6巻1号,21-44頁,1998年。

- 森島覚「ニュージーランドにみるミクロ経済改革の評価とは」, 追手門学院大学オーストラリア研究所『オーストラリア研究紀要』第26号, 103-118頁, 2000年。
- Butterworth, G. & Butterworth, S., *Reforming Education: The New Zealand Experience 1984-1996*, Palmerston North: The Dunmore Press, 1998.
- Butterworth, R. & Tarling, N., *A Shakeup Anyway: Government and the Universities in New Zealand in a Decade of Reform*, Auckland: Auckland University Press, 1994.
- Chalmers, A., *Workload and Stress in New Zealand Universities: A Follow-up to the 1994 Study*, Wellington: NZCER & AUS, 1998.
- Codling, A. & Meek, L.V., The Impact of the State on Institutional Differentiation in New Zealand, *Higher Education Management and Policy* 15(2), pp.83-98, 2003.
- Department of Education, *Before 5: Early Childhood Care and Education in New Zealand*, 1988(a).
- Department of Education, *Tomorrow's Schools: The Reform of Education Administration in New Zealand*, August 1988(b).
- Department of Education, *Learning for life: Education and Training beyond the Age of Fifteen*, February 1989(a).
- Department of Education, *Learning for life II: Policy decisions*, August 1989(b).
- Easton, B., *The Commercialisation of New Zealand*, Auckland University Press, 1997.
- Hawke, G.R., *Report of the Working Group on Post Compulsory Education and Training*, July 1988.
- Meek, V.L., Changing Patterns in Modes of Co-ordination of Higher Education, in Enders, J. & Fulton, O. (eds.), *Higher Education in a Globalising World*, Kulwer Academic Publishers, pp.53-71, 2002.
- Ministry of Education, *Three Years On: The New Zealand Education Reforms 1989 to 1992*, Wellington: Learning Media, 1993.
- Ministry of Education, *A Future Tertiary Education Policy for New Zealand: Tertiary Education Review*, 1997.
- Ministry of Education, *Tertiary Education Policy Directions for 21st Century*, 1998.
- New Zealand Treasury, *Economic Management*, Wellington: Government Printer, 1984.
- New Zealand Treasury, *Government management: brief to incoming government*, Vols.1 & 2, Wellington: Government Printer, 1987.
- Office of the Associate Minister of Education (Tertiary Education), *Excellence, Relevance and Access: An Introduction to the New Tertiary Education System*, Wellington, May 2002.

- Office of the Associate Minister of Education (Tertiary Education), *Tertiary Education Strategy*, July 2002.
- Office of the Associate Minister of Education (Tertiary Education), *Statement of Tertiary Education Priorities*, April 2003.
- Peddie, R., New Zealand, in Clark, B.R. & Neave, G (eds.), *The Encyclopedia of Higher Education*, Pergamon Press, pp.504-510, 1992.
- Peters, M., Marshall, J. & Parr, B., The Marketisation of Tertiary Education in New Zealand, *The Australian Universities' Review* 36 (2), pp.34-39, 1993.
- Peters, M. and Marshall, J., *Individualism and Community: Education and Social Policy in the Postmodern Condition*, Falmer Press, 1996.
- Peters, M., Ownership and governance: the privatization of New Zealand universities, *Journal of Education Policy* 13(5), pp.603-624, 1998.
- Peters, M. and Roberts P., *University Futures and the Politics of Reform in New Zealand*, Dunmore Press, 1999.
- Roberts P., The Future of the University: Reflections from New Zealand, *International Review of Education* 45(1), pp.65-85, 1999.
- Taskforce to Review Education Administration, *Administering for Excellence*, 1988.
- Tertiary Education Advisory Commission, *Shaping a Shared Vision*, Wellington, July 2000.
- Tertiary Education Advisory Commission, *Shaping the System*, Wellington, February 2001(a).
- Tertiary Education Advisory Commission, *Shaping the Strategy*, Wellington, July 2001(b).
- Tertiary Education Advisory Commission, *Shaping the Funding Framework*, Wellington, November 2001.
- The Treasury, *Economic Management*, 1984.
- The Treasury, *Government Management*, 1987.
- Working Group, *Report of the Technical Working Group: Introduction of a Performance Element to Tertiary Education Funding*, December 2003.

## 第2部 市場化と大学運営

## 第4章 企業の大学経営と集権的分権化

羽田 貴史

### 1. 課題

かつて大学の運営は、会社、病院、軍事組織などとは大きく異なり、「ビジネスから借りてきた「現代経営」技術によって高等教育を経営したり、改良したりする試みには、極度に慎重にならねばならない」(Baldrige 1978)とされていた。

しかし、80年代末から大学管理運営には新しい波が押し寄せてきた。すなわち、大学が財政的に生き抜くために、企業的な運営形態を導入し、教育プログラムなどを商品として財源確保に走ることであり、“academic capitalism”(Slaughter & Leslie 1997)、“entrepreneurial university”(Clark 1998)、“enterprise university”(Marginson & Considine 2000)、“commodification of higher education”(Rooney & Hearn 2000)、“commercialization of higher education”(Derek Bok 2003)などとさまざまな呼称はあるものの、大学と企業の運営形態は急速に接近してきたことを物語る。こうした大学運営は、アメリカ(US)・イギリス(UK)・オーストラリア(AUS)・カナダ(CAN)などで広がり、日本の国立大学が法人制度へ移行するのも、企業の大学経営導入の予備的作業にほかならない。

ところで、大学の企業的経営については、Slaughter & Leslie(1997)によるマクロデータを活用したUS・UK・AUS・CANを対象とした比較考察や、Clark(1998)が個別大学の事例検討をふまえ、大学の形態変化(transformation)の手法として積極的な評価を行うなど、マクロ(全国的システム)・ミクロ(個別機関)レベルでの研究が進みながら、わが国ではこうした動向の紹介や分析がほとんど行われてこなかった。近年、アメリカの大学運営に関する若干の論考があるものの(江原1999, 両角2001a,b)、比較的ミクロレベルでの運営の合理化や戦略的運営に関心が寄せられ、その背景にある財源・資金の変化と市場化によってもたらされる機関レベルの組織変化、システムレベルの変化、ファカルティの労働の変化、専門分野の教育研究活動など、いわゆる高等教育の市場化がもたらす高等教育の構造的な変化への言及が、ない<sup>1)</sup>。

一方で企業の大学経営は、教授会など同僚的原理の強さと政府統制の強固なわが国国立大学の運営改革モデルとして強調されるおもむきがあるが、大学運営が、利潤追求を最大の目的とする企業組織モデルでよいかという原理論をはじめ、多様な論点を含んでいる。特に、企業の大学経営は、大学内の集権化と結びつけて理解され、いわゆる「学長のリー

ダーシップ」が強調されがちであるが、アメリカ大学の経験は分権化を伴っており、大学運営の効率化をトップマネジメントによる集権化に単純化することは、事実を正確に把握していないと思われる。企業的大学経営の背景、定義、現象、影響等について、主に、各種文献をもとに整理を試み、今後の研究の課題も検討してみたい。

## 2. 大学の企業化とは何か

### (1) 高等教育における企業化

US, UK, AUS, CAN において広がった大学の企業的行動を論じた Slaughter & Leslie (1997) は、資源依存理論 (Pfeffer & Salancik 1978) に基づいて、大学の財源的变化、外部資金の流入に影響されて大学の組織変化が生じていると説明している。「金を出した人間が笛を吹く」("He who pays the piper calls the tune") ののである (Leslie, Oaxaca & Rhoades 2002, p.262)。すなわち、高等教育に対する政府財源の減少による代替財源の確保 (US)、経済・労働のグローバル化による高等教育への需要増大 (US, UK)、政府の主導による産業と大学の連携 (US, AUS) など、国によって要因のウェイトやプロセスは異なるが、大学・ファカルティの行動・組織に与えている主要なインパクトは、高等教育に対する政府財源の縮小である。もちろん、財源の変化も、大衆化に伴う財源不足など他の社会経済変化に導かれるものであり、第一動因とはいえないが。

ところで、Leslie は、90 年代初めに大学の企業化の新しい動向について海洋学者にインタビューした際、その学者が Leslie の発見に「何が新しいんだ？」とコメントしたことを紹介している (Leslie, Oaxaca & Rhoades 2002, p.261)。US の文脈において、大学が私的財源を確保するために競争することは目新しいことではない。OECD が、高等教育の財源に触れ、ユーザー (学生) の支払いによる高等教育の普及、高等教育の私事的な構造は、US と日本がモデルとしていた (OECD 1987)。

また、日本では『高等教育論』と訳出され、喜多村和之によって「学生消費者主義」という言葉が普及した Riesman (1981) は、原題が *On Higher Education: The Academic Enterprise in an Era of Rising Student Consumerism* であり、連邦政府の補助金や学生数に応じた予算配分を基盤にした学生確保競争を強めるアメリカの大学を描いている。さらに、Clark (1998) が企業的大学のケーススタディに選んだウォーリック大学の場合、早くも 1970 年代に Thompson (1970) が *Business University* として批判していたのであった<sup>2)</sup>。

### (2) 80 年代の企業化の背景

その意味では、大学の企業的行動は 80 年代に始まるわけではない。しかし、80 年代の企業化は、学生確保競争にとどまらず、多様かつ構造的な要因を含み、高等教育の構造を



変えつつある。その意味では新しい。背景としては、次の点があげられよう。

#### グローバルな政治経済競争，知識経済社会への移行

Slaughter & Leslie (1997) が特に強調したのは、経済のグローバル化であり、技術革新による経済競争が、個別企業とともに政府による産業政策・研究費の投入によって促進されたことである。冷戦終結後、US 政府は軍事力から経済競争強化のための政策へ変更し、大学の研究をビジネスに結びつける方法を創出した。共同研究開発そのものが反トラスト法に抵触する可能性のある法体制が、バイ・ドール法 (1980) などを契機に転換し、大学の特許取得促進、連邦・州政府による研究成果の企業化補助金などが推進され (宮田 1997)、資金供給量の増大が企業の行動の呼び水となった。華々しく紹介されているスタンフォード大学はそれに対応した事例である (渡部・隈蔵 2002)。

また、フォーディズムが終焉し、高度な訓練を受けた人材養成への需要が拡大したことも要因に挙げられる。高等教育における資金の供給拡大が擬似市場の成立を促したのである。

#### 政府の高等教育財政政策の変化，大学における財政 (funding) の変化

公立大学も企業の行動に動かざるを得ない要因は、安定的に供給されていた政府財源の減少にある。大学の財源は、政府財源 (第 1 系列)、学生授業料 (第 2 系列)、第 3 者財源 = サービスや契約による資金 (第 3 系列) に区分できるが、第 1 系列の減少によって、大学は代替財源を求め、学生集めや委託研究収入、事業収入確保に走るようになった。

また、政府は公的財源の投入を、より効率的に戦略性を加えて行うようになった。フランスをさきがけとした契約原理による配分 (contract-based funding)、UK のように業績原理による資源配分、オーストラリアのように教育実施計画 (Educational Profile) に基づく学生獲得数による資源配分などが導入されることで、大学は教育、研究などの領域で具体的な成果を挙げ、資源獲得競争に参入するようになった (Wagner 1996, OECD 2003)。企業の大学経営は、高等教育に対する政府の役割の変化によって促進されているが、政府の役割は後退したのではなく、より戦略的で大学にアカウンタビリティを求める方向をとっている<sup>3)</sup>。

#### 福祉国家政策の転換と New Public Management の導入

財政政策の変化は、一時的なものでなく、公共部門における政府の役割の縮小、新自由主義改革と行政手法の変化によって強化され正当化される (Braun & Merrien 1999, Teichler 2003)。直接統制から遠隔操作へ、事前統制から事後評価への転換である。日本の国立大学法人化も、1980 年代の臨時教育審議会での議論では実現されず、中央省庁改革・地方分権など政治 = 行財政制度の改革に連動して実現された (ただし、その内容を政

府統制の縮小と呼ぶには疑問が多い)。

#### 高等教育における大衆化・商品化の進展

大学の大衆化やグローバル化は、リベラル教育よりは職業教育の必要・期待を増加させる。高等教育で身につけた知識・技能で高収入を得られることから、学生のニーズは実学に傾斜し、大学が商品としての教育プログラムの開発と提供に力を注ぎ、財源確保の手段とする (Derek Bok 2003, Williams 2003)。一方、企業の側でも組織戦略に対応して社員の教育訓練を行うために、教育訓練組織を拡大して企業大学 (Corporate university) の設置を進めており、イギリスでは多くの大学がパートナーシップを結んで資格取得のプログラムを提供している (Blass 2003)<sup>4)</sup>。また、大学が財源確保のために、子会社・子法人として大学を設置し、MBA などの教育プログラムを販売することもポピュラーになっている。フェニックス大学など営利大学の出現は、要するに、高等教育が商品になることを示している (Sperling 2000, Ruch 2001, 吉田 2003)。

#### インフォメーション革命 (バーチャル教育の具体化)

高等教育の商品化を促進している要因としてあげねばならないのは情報技術革命であり、それは e-ラーニングによるプログラム配信を可能にし、距離を越えたアクセスを実現することで、教育の単位費用を大幅に切り下げた。もっとも、開発費用やランニング・コストなどの問題があり、必ずしも営利的に成立していないし、質の問題も生じている (吉田 2003)。

#### 社会全体の商業主義、金銭価値化と大学の目的喪失

ハーバード大学長を長く務めた Derek Bok によると、アメリカ高等教育における商業的活動は、1900 年代初頭にまでさかのぼり、今日の新しさは広がりや規模にあり、根源は社会全体に根ざす商業化である (Derek Bok 2003, pp.4-5)。フォーディズムによる大量消費・大量生産の普及に大学も巻き込まれているということは、大学固有の理念の喪失ということでもあり、人文科学研究者から、大学の目的喪失が大学の企業化を促進するという批判が浴びせられることになる。アメリカの大学風土の変化をえぐった『アメリカン・マインドの終焉』(Bloom 1987) は、記憶に新しい。

#### 大学における教育研究の肥大

Bok は、学長としての長い経験から、US では過去も予算削減はあり、それだけではこの 20 年間の商業主義を説明できないという。彼が重視するのは、大学人の行動であり、19 世紀からアメリカのカレッジが強大な研究大学になろうとして、資金源を求め、理事会をはじめ、企業との結びつきを強めてきたこと、野心的な学生や教員が、図書やプログラム

の向上，研究を進める施設・設備などを求めてきたことが，企業的経営行動を促進してきたという。資金集めに奔走してきた大学トップならではの実感あふれる指摘であるが，企業的行動は，大学の外部の圧力だけによって生じているのではなく，大学それ自身の拡大志向に基づいているということは重要である。

この点は Clark も指摘している。彼は，知識の成長拡大はとめようがなく，資源を越えた拡大を示し，労働市場や産業界，政府などから期待の集中砲火（cross-fire of expectation）を浴びているという。大学の企業的行動は，「大学への需要が増大し，反応能力を超えている。あらゆる側面から大学への需要が雨のごとく降ってくる」（Clark 1998, p.129）ことに対し，政府ではなく大学が自律的に対応しようとする行動なのである。

### 3．大学像の変化 伝統的の大学から企業的の大学へ

#### (1) 企業的の大学の指標

80 年以前の企業化と異なる決定的な状況は，それが大学像の構造的な変化をもたらしていることである。Clark は，大学の企業化を自立的な大学改革（transformation）の方策（pathway）をとらえた上で，ウォーリック大学はじめ 6 つの大学のケース・スタディに基づき，企業家的反応（the entrepreneurial response）として 5 つの指標をあげている。簡単に説明しておく。

#### 強化された運営のコアの成立（the strengthened steering core）

経営と教育研究の双方における運営の核が成立し，顧客・利益など私的企業のメンタリテと概念が持ち込まれ，トップマネジメント，CEO など企業モデルの大学運営が推進されることである。特に，人的要素は重要であり，オランダ・トウェンテ大学の場合は，少人数グループによる計画的マネジメントの推進，イギリス・ストラスクライド大学の場合は，産業界との協同経験のある強力な学長（Graham Hills）の着任によって改革が始まったと指摘している。

オーストラリアの大学企業化を研究している Marginson（2000）は，執行組織の強化が進行していることを報告している。たとえば，学長補佐室の設置（12 大学 19 室〔1987〕が 17 大学 69 室〔1998〕，p.63），学長顧問委員会などの kitchen cabinet の設置である（同，p.87）。

#### 周辺組織の発展（the enhanced development periphery）

大学は，専門分野の構造を反映した伝統的なデパートメントを基礎とする組織から，委託研究，コンサルタント，委託教育を行うことで，外部との連携・ネットワーク・パート

ナードシップを形成し、外部世界と結びついた組織を発展させ、マトリクス構造を持つようになるという。研究成果の応用（スピアウト）を目指す TLO 組織はその代表的なものであり、MBA など学士課程・大学院の教育プログラムの開発と提供、企業のプログラムを伝統的な資格の枠組みで認定するためのパートナーシップの形成など大学の組織構造は、多層的で複雑なものになっていく。また、国境を越えた機能的ネットワークを形成し、最近では Universitas 21<sup>9)</sup>のような組織も現れている。

#### 基盤となる自由裁量資金の保有（the discretionary funding base）

特に公立高等教育機関の場合、従来のコア財源であった政府財源の比重が低下し、資金が多様化するのが特徴となる。しかもそれらの資金は契約関係を伴い、アカウンタビリティが要求されるが、Clark は特定の財源との関係があっても、財源の多様化は裁量性を強化するという<sup>9)</sup>。しかし、多元的な財源は機関内部配分に新たな葛藤をもたらし、容易には解決しない。特定財源は、機関全体ではなく、個人やデパートメント、講座など基礎組織が受け取るものであり、不均衡をもたらすからである。企業の大学経営にとって重要な課題は、資源の戦略的統合であり（Slee & Hayter 2003）、後述するように機関レベルの自治の発展である。

#### 中心地の促進（the stimulated heartland）

企業の行動には専門分野によって多様性があり、科学技術関係のデパートメントは企業的になりやすいが、社会科学分野では困難である。大学は、企業的な分野と伝統的な分野との並存という統合失調的性格を持つが、Clark は、彼の観察した5つの大学の管理者は、この選択肢を退け、分裂的性格は現れていないという。彼の観察では、企業の行動が機関全体の特徴となるには、規模が関係し、学生数 6,000 から 15,000 の小・中規模大学（対象とした5つのケース）は、統合を模索するが、20,000 人以上の巨大大学では全体として企業的な行動様式（habit）は広がらない。いずれにせよ、企業の行動は、大学内で不均等に現れるのである。

#### 統合された企業の信念（the entrepreneurial belief）

Clark の指標で最も注目すべきはこの点かもしれない。すなわち、資金を稼ぐことが成功して組織が変わり、それぞれの要素が相互作用を起こして新しい思想が全体に広まり、信念となり文化となるというのである。資本主義の確立と、利潤追求を世俗道徳として内面化する企業家的精神との関係（M・ウェーバー）を下敷きにしているわけだが、伝統的の大学像からは批判となる行動様式も、正当化されて組織文化となり、再生されていくというわけである。

Clark のあげた指標以外に、財源提供者へのアカウンタビリティの拡大、資源と大学の

活動の戦略的統合（目標・計画）、機関間の統合による「規模の経済」と「範囲の経済」の拡張という戦略も、大学の企業化の特徴として指摘することができる。また、企業の大学の形態は、伝統的大学と企業大学の構造を対比した Paton & Taylor（2003）の枠組みで見ると大衆大学と企業大学双方の特徴を持ったものといえるかもしれない。

図表1

	同僚制大学 Collegial university	大衆大学 Mass university	企業大学 Corporate university	企業内訓練学校 Company training school
知識の創造	ディシプリナリィ、モード1	モード1と応用研究の混合	主にモード2	ほとんどない
知識の伝達	理論的、主に非職業的	理論的、だがしばしば職業志向	理論を含むが文脈に強く依存	実践的で高度に文脈的
第一義的な制度価値 / 大学の文化	同僚的	技術官僚的	機能的、商業的	服従的
大学組織	同僚的、学問的 / 専門家支配	経営的 / 専門性の混合	ネットワーク、遠隔と一時的対面の混合	階層的
外部との連携	他の大学とともに選抜的専門家、政府、産業界	他の大学及び地域産業	学習及び研究サービスの供給者、あるいは大学	ほとんどない
学生の入学と選抜	例外を含むエリート	大衆、業績主義	多くのレベルのスタッフ、あるいは供給者と学習者	下級の雇用者
供給・伝達されるもの	ディシプリナリィな知識、リベラルアーツの伝統、社会の上層文化	就職準備	実際の知識と特別な企業文化	熟練、必須の情報
時間の範囲	長期	中期	中期	短期
教授法	伝統的資源（講義、図書館）による人間依存（チュートリアル）	遠隔教育と非伝統的の制度や資源を含む多様性	多様、活動と問題解決学習	訓練 / 啓蒙主義
意図した成果	個人の知的発達、専門職のキャリアのためのリベラルな価値と知識	現代社会におけるキャリアのために転移しうる知的技能	継続的な被雇用力と文化的適合	仕事の業績改善

・ Paton & Taylor (2003) In Gareth Williams (2003).

## (2) 企業の大学経営がもたらすもの 二つのシナリオ

企業の大学経営は大学をどう変えるのか、市場化の影響を考察した Slaughter & Leslie（1997）は、結論として、企業主義による大学世界の変質の二つのシナリオを提示している。

すなわち、最悪のケースとして自由裁量財源の消失、システムの動揺、研究大学での差異化・公立大学の私学化が進み、研究資金が商業的科学に集中する。連邦資金は産学連携に集中、オーバーヘッドは減少、コアとなるフルタイム教員は縮小し、ファカルティ間の格差のために学者共同体としての大学の概念は拡散する、というものである。

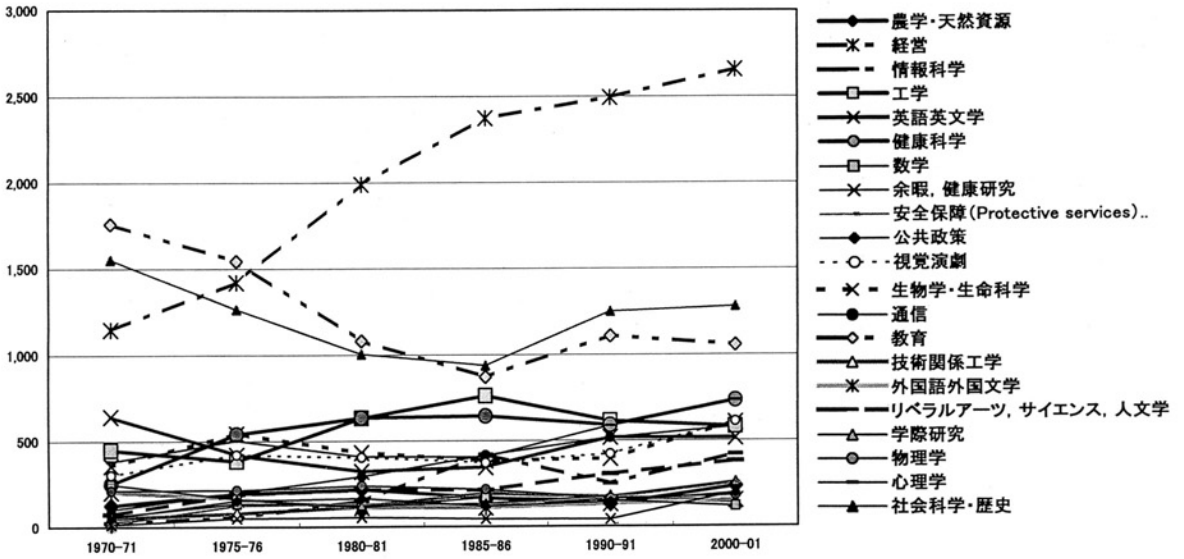
一方、最上のシナリオは、グローバリゼーションが安定し、政府財政の健全化が回復し、公立研究大学への財源投入が改善され、機関間の差異化は進行するが、高度な公立研究大学は維持、大学内部の差異化は進むが小さくとどまるだろう、という。

事実は、このいずれのシナリオに進んでいるのか、大学の企業化を批判する文献が多数見られるが、現時点では筆者には断定しがたい。Slaughter & Leslie の分析も積極・消極面双方を指摘している。US では、大学内の商業主義化がもたらす学問の変質の危険性が指摘され、特に教授職をめぐる環境の悪化として、ティーチングに対して研究が過大評価され、研究大学とそれ以外での時間消費の多様化、テニユアへの脅威などをあげ、警鐘が發せられている (Ami Zusman [カリフォルニア大学システム総長部局調整官], Altbach 1994)。分野間の不均衡、哲学・宗教・文学・家政学・教育など大学の基礎部門の衰退とビジネス部門の隆盛は、Slaughter & Leslie の指摘するところであり、人文科学の衰退を嘆く Kernan (1997) は記憶に新しい。最近の NCES 統計でも、学士課程レベルの経営分野の隆盛と教育・社会科学分野の衰退を確認することが出来る (図表 2)。AUS でも分野間の不均衡は拡大した (図表 3)。しかし、US のように分野による衰退と増加が同時ではない。大衆化が達成された後に市場化が起きている国と、並行して進行している国との差を予測させる。

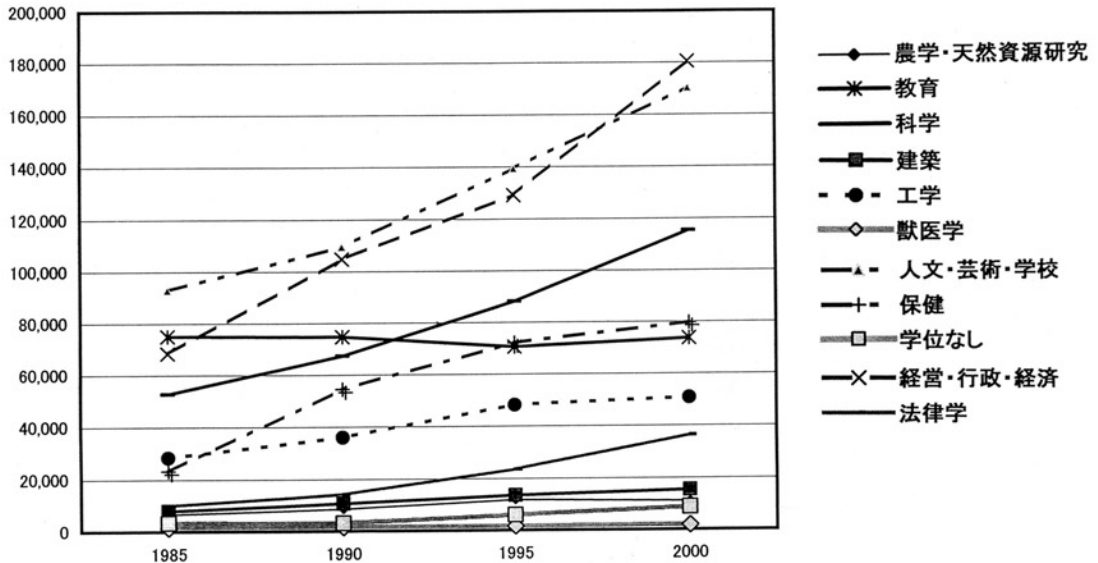
Slaughter & Leslie (1997) の研究で注目すべきは大学教員の労働形態の変化である。Rhoades (1998) も、専門家自治の後退、労働協約の変容、パートタイム雇用の拡大など、US の労働関係の変化を論じている。パートタイマーの増加は、US だけでなく、AUS や UK (Chitins & Williams 1999) でも教育の質を下げるものとして問題となっており、US の場合、フルタイム教員が 1980 年から 1999 年までの間に 141 万人増加したのに、パートタイムは 201 万人増加し、全教員の 34.4 % (1980) から 42.5 % (1999) を占めるに至った (*Digest of Education Statistics 2002*, Table 227)。教授のテニユア率は後退していないが、助教授 (assistant professor) のテニユア率は、1980 年の 27.9 % から 1999 年には 13.8 % に半減した (*Digest of Education Statistics 2002*, Table 242)。ティーチング・ロードの増加や健康問題など、ニュージーランド (Chalmers 1998)、AUS (NTEU 2000) では教員組合や政府関係機関も協力したサーベイが行われている。

もちろん、企業的大学経営は、教育プログラムと研究を市場ないし擬似市場に流通させることで、高等教育の多様化と利用者としての学生の接近を拡大し、巨大な生産力と活力を生み出す。Clark の見方によれば、学習社会において競争が高度化し、政府にもはや頼れない時代において、機関の自治によって企業家的リーダーシップを展開すること、それ

図表2 学士課程分野別学位取得数 (US)



図表3 高等教育機関分野別学生数 (AUS)



(注) USは, NCES, *Digest of Education Statistics 2000*, AUSは, DETYA, *Higher Education Students Time Series Tables 2000*による。なおAUSの学生数は学士課程・大学院学生総数。

が企業的大学経営なのである。

しかし、自主的かつ実験的な大学改革を可能にするものとして企業的大学経営を評価する Clark にしても、「しかし、もし経営的財政利益と同様に学問的価値によって判断されなければ、大学はショッピングモールに向かうようになる」(p.139)と行き過ぎた企業化に懸念の意を表明する。スタンフォード大学名誉教授 Massy は、「市場の力は、伝統的な大学の目的 古代から、人類の知的文化的財産を進め守る学者社会を育てること にどのような影響を与えているのか？プライバタイゼーションと業績配分予算に直面し、大学は知的自律性を保持できるだろうか？」(Massy 1996, p.44)と述べ、Williams は、「もし大学が知識を商品として売る企業でしかないのなら、なぜ公的資金や無償の寄付が寄せられるのか？」(Williams 2003)と問いかける。

これらは、大学人にとっての根源的な問いであり、今後、市場化が進むであろう日本の高等教育にとっても重要な検討課題である。

#### 4. 企業的大学経営における集権的分権化

##### (1)資源変化への緩和装置 分権化

ところで、Leslie らは引き続き研究を進め、外部資金がもたらす大学内部の影響を検討している。たとえば、外部資金の増加は教育にネガティブで、研究とサービスにはポジティブな影響を与えるとされる。外部資金によって1日1時間教育が減少、研究に1時間、サービスに0.8時間増加する。しかし、外部の影響はデパートメントレベルで緩和され、教育と研究のジョイントを援助すること、特に大学院生の教育によって外部資金の存在はポジティブになると指摘する。つまり、外部資源の増加による変化は、機関内の自治によって調整されているというのである。

...学科長へのインタビューでは、学科レベルの活動への実質的で一貫した横断的補助があることがわかった。どうやら、学科は外部の影響を緩和する働きをしている。また、機関のリーダーたちは、外部の圧力から組織を防護したり、緩和を試みている。ファカルティとのインタビューでは、ファカルティのある者は、企業的行動を明快に拒否している。(Leslie, Oaxaca & Rhoades 2002, p.266)

企業的大学経営に関する研究が指摘する事実は、市場に対応するために、同僚制を基盤とした大学の運営には企業的執行体制が浸透し、官僚制と大学内の集権制が高まるが、同時に「大学への分権化」と「大学内の分権化」が促進されるということである。トウェンテ大学の企業的経営は、1980年代にRCB (Responsibility Centered Budgeting またはRCM, Responsibility Centered Management) と呼ばれる分権システムの採用が大きな



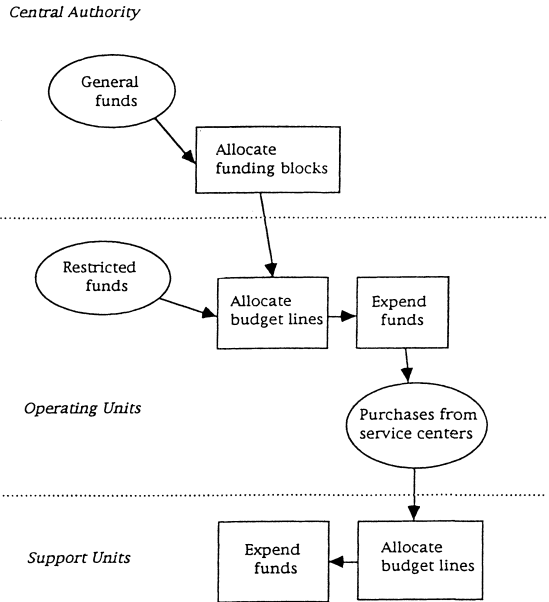
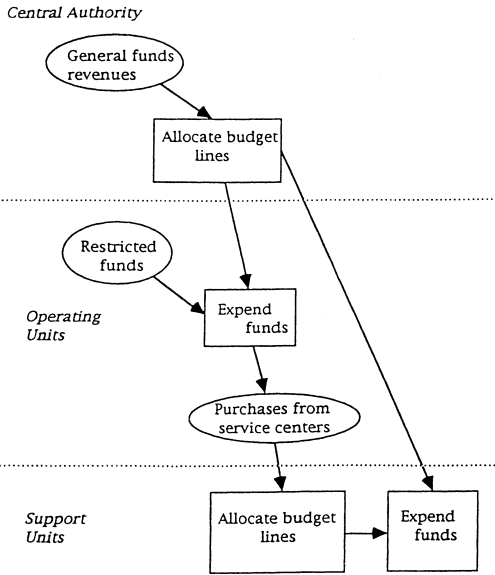
役割を果たした (Clark 1998, p.45)。Slaughter & Leslie (1997) も、市場化による変化のひとつは、大学内部の権限配分、資源配分の変化であり、予算分権化として RCB が採用されたと述べる (p.229)。全米教育者連盟 (NEA) の調査によると、US における 90 年代の大学の組織改革 (1994 年時点で 3 分の 2 のキャンパスが運営組織を改変, 71 % が教育研究活動を見直し) を支えたのは RCM といわれる (Dubeck 1996)。

政府財源の縮小と需要の変動によって、従来伝統的であった項目別予算 (line-item budget) は行き詰まり、相次ぐ流用などによって対応し、環境変化に対応して項目指定を行わない一括予算へと移行してきた (Massy 1996, Otten 1996, OECD 2003)<sup>7)</sup>。さらに、大学への自治の拡大と大学内におけるデパートメントなど中間・基本組織での権限拡大が行われ、その資源配分方式が RCB / RCM といわれるものであり、1970 年代にペンシルバニア大で開発され、南カリフォルニア大、インディアナ大学、ミシガン大学、オハイオ大学、イリノイ大学などでアメリカの大規模州立大学や、トロント大学で採用されてきた予算システムである。簡単に言えば、「歳入と間接経費の規則を定め、スクールや他の歳入を生み出す組織に、教育、研究などの事業活動によって得られた歳入、授業料、贈与、基金収入、研究サービス収入、間接経費の戻入れで事業の総経費をまかなう責任を与え、加えるに、各スクールなどから徴収した一般財源で多様な組織に助成を行う」予算方式である (Strauss & Curry 2003, p.3)。Massy (1996) は、大学内の資源配分を、項目別予算、業績予算 (Performance Responsibility Budgeting, PRB)、歳入責任予算 (Revenue Responsibility Budgeting, RRB)、価値責任予算 (Value Responsibility Budgeting, VRB) に区分し、分権化としての欠陥を克服するものとしてを位置づけている (図表 4)。ここで Massy が述べている RRB, VRB は、大学内再配分のプロセス、特に全学的調整経費の徴収手続きがことなるものの、事実上、分権化予算の方式として RCB / RCM と同じカテゴリーに属すると考えてよい<sup>8)</sup>。

## (2) 資源配分の方権化と集権化

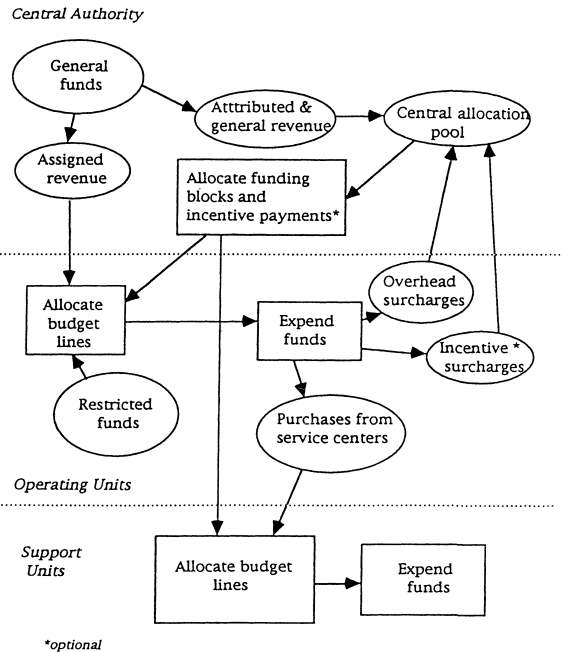
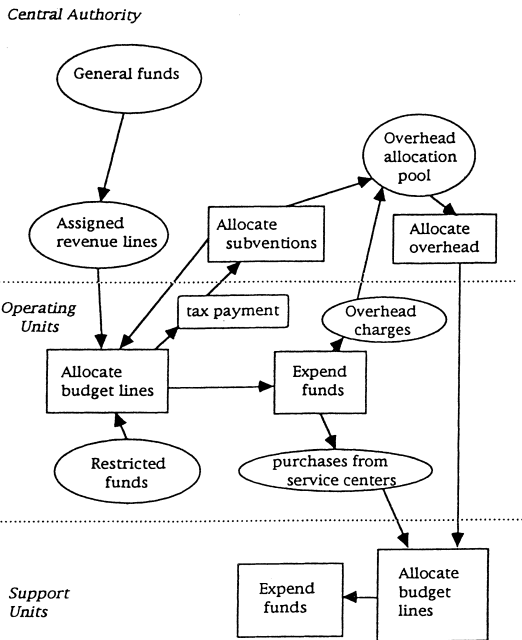
しかし、RCB / RCM にせよ RRB にせよ、そこにいう自治とは、同僚制を基盤とし、政府財源をもとに営まれてきたかつての自治ではない。Marginson (1997) は、「市場的自由主義改革は本質的に自治を減少させず、むしろ企業的な意味で自由と自律を強化し、同僚的意味でそれを消滅させる」(p.231) と含蓄のある指摘をする。これらの予算方式は、デパートメントレベルの企業家精神とマーケットの対応性を最大化するが、あるユニットの行動が他のユニットに影響を与え、機関全体の目標を達成することを阻害する可能性がある (Otten 1996, Massy 1996)。RCB / RCM を採用する代表的大学であるインディアナ大学の文理カレッジは、他のカレッジが必要単位数を削減したため、20 % の学生を失った。ために、他のカレッジは学生の増加に成功して給与増をしたのに、文理カレッジは 2 年間給与増ができなかったという (Dubeck 1996, p.84)。中間組織への分権化

図表4 予算類型 (Massy1996)



(1) Line-item budgeting process flow diagram

(2) Performance responsibility process flow diagram



\*optional

(3) Revenue responsibility budgeting process flow diagram

(4) Value responsibility budgeting process flow diagram

は、組織内で財源を有するかどうかの不均等を発生させるのである<sup>9)</sup>。

従って、大学内分権化は、不均衡を是正する強力な機関レベルの集権化が必要となる。Clark (1998) はいう。「強化された運営のコアは、大学内の分野や学位レベルを超えて資金の配分を任務とするために必要である。豊かな分野から企業的についていけない分野への移転である」(p.138)。われわれは、Clark のことばから、地方財政の自主権を確保しつつ中央権力が地域間の不均衡是正を遂行する現代の地方財政制度原理を直ちに想起するであろう。だが、大学内部の再配分は、中心地であるユニットによる抵抗を惹き起こす。すなわち、「運営ユニットに権能を与え、インセンティブを最大化し、同時にユニットの運営に大学中央行政の影響力を残すシステムが必要」(Massy 1996, p.294) なのである。

### (3) 価値体系による行動選択 大学の使命とは何か

この隘路を解決するために Massy (1996) が提案したのが、価値責任予算 (Value Responsibility Budgeting, VRB) である。ポイントは、RRB よりも大学中央行政の関与が大きく、特定目的化されていない財源からの一般配分予算とオーバーヘッドチャージによって、各組織に配分する前から自由裁量資金を確保し、組織間の補助 (cross-subsidize) と機関全体の事業に使用するところに特徴がある。その要点は、大学中央行政がそうした権限を行使しようとみなされる合意の成立にあり、端的にいえば、収入の有無にかかわらず、大学として価値を認める組織や教育研究活動を財政的に保証することにある。Massy (1996) は RRB との違いを強調するが、全体的な概念は RCB / RCM に基づくもので、そのパリュエーションのひとつと考えるとよいだろう<sup>10)</sup>。

..... 経済理論は大学のような非利益組織においては彼ら自身の価値体系に沿って有用性を〔金銭価値でなく〕定義し、その価値を最大化する行動を選択できると指摘している。..... 大学は横断的な補助活動を学問的価値によって行い、市場価値によっては行わない。資金は現在のパフォーマンスに依存しない、任意の歳入と横断的補助を持つところに企業との違いがある。..... 伝統的な大学はかつては政府が金を出したのでこの種の心配なく大学の独立を考えてきたが、価値ある自由のためには、高潔な目標と非営利的構造とともに、自由裁量の収入が不可欠である (Massy 1996, p.45)。

Value Responsibility Budgeting といわれるゆえんが理解できる。RCB / RCM / RVB の内部配分ルールや細かな実践は重要であり、機会を改めて紹介したいが、本質的に重要なことは大学の使命や理念を空虚な文章にとどめずにいかに実体化するか、大学とは何か、というプリミティブな問題にかかっているということにほかならない。

## 5. むすび - 日本への示唆

法人化と大学評価制度の導入は、大学に対する資源配分原理、大学内部の資源配分についての関心を急激に高め、業績に基づく予算配分や目標・計画と連動した予算などの紹介が行われるようになってきた。しかし、その紹介は、日本の政治的文脈に規定されてトレンドに追随し、トータルな像が見えにくい。

計画予算制度の典型である PPBS にしても、費用や技術の問題でアメリカにおいては失敗の歴史を持ち、業績予算 (Performance Responsibility Budgeting, PRB) にしても、教育成果を測定することの困難さへの懐疑、特に教育効果 (アウトカム) の測定に難点を持つ (Massy 1996, p.41 以下。なお山崎 2000)。NEA による高等教育政策にかかわる州議会議員への調査では、アウトカムへの関心は高くなっているものの、前年度予算に基づく予算配分が重視されている (Ruppert 2001)。

学内運営機構の集権化についても、小論が概略したように、アメリカで推進されている企業的な大学経営は、単なる集権化、トップダウン的な意思決定ではなく、教育研究の基礎組織への権限委譲、分権化とセットになった構造的なものであることを理解する必要がある。もっとも、その分権化は、アメリカの場合、労働協約の遵守を困難にしたり、TQM (Total Quality Management) に結びつくなど (Lang 1999)、安易なものではない。

だが、企業的運営を進めるために分権化を促進し、分権化によって生じる問題を大学内の集権化によって解決し、自己責任による自己決定で大学を維持運営するという大学自治の理念が体现されているのが、企業的大学経営が生み出しているひとつの形態であることは、日本の大学人にとって重要な示唆であろう。

### 【注】

- 1) 『岩波講座現代の教育 10 変貌する高等教育』(1998) は、すでに Clark, Slaughter & Leslie の研究が公刊された以後でありながら、高等教育の変貌をもたらしている市場化を正面から取り上げる論考は収録されておらず、金子論文が市場化のもたらす問題を指摘しているにとどまる。
- 2) 安原義仁氏の教示による。
- 3) 高等教育における政策変化は、「私学化」(privatization) と概括されているが、公立セクターと私立セクターのボーダレス化が自然現象として進むと考えるべきではない。高等教育の市場化を推進したニュージーランドは、その失敗から 1999 年に政策転換し、競争に代えて協力と共同 (Cooperation and collaboration) を強調したが、政府財源は増加していないため、依然として学生獲得競争が継続している。政府は知的産業の創出

- のために高等教育の重視を位置づけた *Tertiary Education Strategy 2002-07* を定め、これに基づく目標の達成を推進するため、2004 年度から業績評価による資金配分 (Performance Based Research Fund) を導入しようとしている。進行しているのは、私事化ではなく国策としての戦略的科学技術、高等教育への投資と市場化なのである。
- 4) たとえば、イギリスでは Transport Co. がもっとも早くから企業大学をはじめたとされ (Paton & Taylor 2003), Meister (1998) は US の 50 にのぼる企業大学の紹介を行っている。
  - 5) Universitat 21 は、1997 年に創設された国際的な大学連合であり、ブリティッシュ・コロンビア大学 (カナダ), バーミンガム大学 (UK), 北京大学 (中国), メルボルン大学 (オーストラリア), バージニア大学 (US), シンガポール国立大学 (シンガポール) など 17 大学 (10 カ国) で構成され、研究・教育交流などのほかに、企業的な事業を活動内容とし、トムスン・ラーニングと連携して Universitat 21 Global を設立している。
  - 6) 政府財源の比重低下に関して、日本は大学自治の低下と受け止めるが、欧米の文献では、拡大として理解する傾向がある (例 Sizer, J. 1992)。この差異は興味深い。もっとも、OECD (2003) は、「公的な政策と法制化によって高等教育機関の自治 (Autonomy) を強化するのがトレンドではあるが、変化は活動と質及び財政のモニタリングと統制の新たなメカニズムを伴っており、単純に高等教育機関の自治を拡大しているとは言えない。むしろ、政府の影響力からほかへ移ってきている」(p.7) と指摘する。
  - 7) 財政危機の際に予算費目の統合的再編制を行い機関の裁量性を高める方策は、日本でも大正期と昭和戦後の積算校費への改称として行われた (羽田 1983, 1994)。
  - 8) 日本で最も早く RCM / RCB を紹介したのは山田礼子であり (ジョン・ホーキンス 1995), 予算削減時代の予算方式とされている。RCB そのものについては、Edward L. Whalen (1991), Lang (1999), Rodas (2001), Jon C. Strauss & John R. Curry (2003) 参考のこと。NACUBO (National Association of College and University Business Officers) による大学会計担当者の標準的なハンドブックである Meisinger, Jr, Richard J. (1994) には、各予算類型的確な定義がある。同書は「21 世紀型行政システム下における法人型財務の開発研究」の共同研究で羽田積男日大教授が収集した。
  - 9) インディアナ大学には、日本の私塾研究で知られる R. ルビンジャー教授のセンターがあるが、2001 年夏に筆者が訪問した際には、予算カットで資料の整理もままならない状態であった。
  - 10) RCB, RCM, RRB, VRB などの予算類型に関する用語は、論者によって一致していない。たとえばミシガン大学の RCB / RCM は Value Centered Management と呼ばれている (Lang 1999)。南カリフォルニア大学図書館のウェブ (<http://www.sc.edu/library/pubserv/value.html>) には VCM を採用している大学のり

ストがあるが、いわゆる RCB / RCM の大学である。

【参考文献】

- Altbach, P. G., Berdahl, R. O., and Gumpert, P. J., eds. (1994). *Higher Education in American Society* (3rd ed.), Prometheus Books (高橋靖直訳『アメリカ社会と高等教育』玉川大学出版部, 1998) .
- Baldrige, J. V., et al., eds. (1978). *Policy Making Effective Leadership: National Study of Academic Management*, Jossey-Bass.
- Birnbaum, R. (2000). *Management Fads in Higher Education: Where They Come From, What They Do, Why They Fail*, Jossey-Bass.
- Blass, E. (2003). "Corporate and Conventional Universities: Competition or Collaboration," in Williams (2003).
- Bloom, A. (1987). *The Closing of the American Mind*, Simon and Schuster (菅野盾樹訳『アメリカン・マインドの終焉』みすず書房, 1988) .
- Bok, D. (2003). *Universities in the Marketplace*, Princeton University Press.
- Braun, D. & Merrien, Francois-Xavier, eds. (1999). *Towards a New Model of Governance for Universities? A Comparative Views*, Jessica Kingsley.
- Burton-Jones, A. (1999). *Knowledge Capitalism*, Oxford University Press (野中郁二郎監訳『知識資本主義』日本経済新聞社, 2001).
- Chalmers, A. (1998). *Workload and Stress in New Zealand Universities in 1998*.
- Chitins, A. & Williams, G. (1999). *Casualisation & Quality*, Institute of Education, University of London.
- Clark, B. R. (1998). *Creating Entrepreneurial Universities: Organizational Pathways of Transformation*, published for the IAU Press [by] Pergamon.
- DETYA (Department of Education Training and Youth Affairs), Higher Education Division (2000). *The Emergence of Entrepreneurial Public Universities in Australia*, paper presented at the IMHE General Conference of the OECD Paris, Sept. 2000.
- Dubeck, L. W. (1996). "Beware Higher Ed's Newest Budget Twist," *The NEA Higher Education Journal* 81.
- Harman, G. (1992). "Section Governance, Administration and Finance: Introduction," in Clark, B. R., and Neave, G. R. (editors-in-chief), *The Encyclopedia of Higher Education*, vol.2, Pergamon Press.
- Hay, D. B., et al. (2003). "Academics as Entrepreneurs in a UK University," in

- Williams (2003).
- Johnson, B., et al., eds. (2003). *Steal This University: The Rise of the Corporate University and the Academic Labor Movement*, Routledge.
- Kernan, A., ed. (1997). *What's Happened to the Humanities?*, Princeton University Press (木村武史訳『人文科学に何が起きたか？アメリカの経験』玉川大学出版部, 2001).
- Lang, D. W. (1999). "Responsibility Centre Budgeting and Responsibility Centre Management in Theory and Practice," *Higher Education Management*, 11-3, OECD.
- Leslie, L. L., Oaxaca, R. L. and Rhoades, G. (2001). "Technology Transfer and Academic Capitalism," *AAAS Science and Technology Policy Yearbook 2001*, American Association for the Advancement of Science.
- Marginson, S. (1997). *Markets in Education*, Allen & Unwin.
- Marginson, S. and Considine, M. (2000). *The Enterprise University: Power, Governance and Reinvention in Australia*, Cambridge University Press.
- Massy, W. F., ed. (1996). *Resource Allocation in Higher Education*, University of Michigan Press.
- Meisinger, R. J., Jr. (1994). *College and University Budgeting: An Introduction for Faculty and Academic Administrators* (2nd ed.), NACUBO (National Association of College and University Business Officers).
- Meister, J. C. (1998). *Corporate Universities: Lessons in Building a World-Class Work Force* (Rev. and Updated ed.), McGraw-Hill.
- NTEU (National Tertiary Education Union) (2000). *Unhealthy Places of Learning: Working in Australian Universities*.
- OECD (1987). *Structural Adjustment and Economic Performance*.
- OECD (2003). *Education Policy Analysis 2003: Changing Patterns of Governance in Higher Education*.
- Otten, C. (1996). "Principles of Budget Allocation at the Institutional Level," *Higher Education Management*, 8-1, OECD.
- Paton, R. and Taylor, S., "Corporate Universities: between Higher Education and the Workplace," in Williams (2003).
- Pfeffer, J. and Salancik, G. R. (1978). *The External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective*, Harper & Row.
- Rhoades, G. (1998). *Managed Professionals: Unionized Faculty and Restructuring Academic Labor*, State University of New York Press.
- Riesman, D. (1981). *On Higher Education: The Academic Enterprise in an Era of Rising Student Consumerism*, Jossey-Bass (喜多村和之監訳『高等教育論』玉川大学

- 出版部 , 1986 ) .
- Rodas, D. (2001). *Resource Allocation in Private Research Universities*, in Altbach, P. G., ed., *Studies in Higher Education: Dissertation Series*, RoutledgeFalmer.
- Rooney, D. and Hearn, G. (2000). "Of Minds, Markets and Machines: How Universities Might Transcend the Ideology of Commodification," in Inayatullah, S. and Gidley, J., eds., *The University in Transformation: Global Perspectives on the Futures of the University*, Bergin & Garvey.
- Ruch, R. S. (2001). *Higher Ed, Inc.: The Rise of the For-Profit University*, Johns Hopkins University Press.
- Ruppert, S. S. (2001). *Where We Go from Here: State Legislative Views on Higher Education in the New Millennium (Result of the 2001 Higher Education Issues Survey)*, the National Education Association of the United States.
- SEWRBERC (Senate Employment, Workplace Relations, Small Business and Education References Committee) (2001). *University in Crisis: Report on Higher Education*.
- Sizer, J. (1992). "Section 3 Governance, Administration and Finance: Accountability," in Clark, B. R., and Neave, G. R., eds., *The Encyclopedia of Higher Education*, vol.2, Pergamon Press.
- Slaughter, S. and Leslie, L. L. (1997). *Academic Capitalism: Politics, Policies, and the Entrepreneurial University*, Johns Hopkins University Press.
- Slee, P. and Hayter, S. (2003). "Integrated Income Generation, the Durham Model," in Williams (2003).
- Sperling, J. (2000). *Rebel with a Cause*, J. Wiley.
- Strauss, J. C. & Curry, J. R. (2002). *Responsibility Center Management: Lessons from 25 Years of Decentralized Management*, NACUBO.
- Teichler, U. (2003). Higher Education Reforms in Comparative Perspective ( 福留東土・串本 剛・柳井伊砂・羽田貴史・音野美晴訳「比較の視野から見た高等教育改革」, 広島大学高等教育研究開発センター編『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ - 第30回(2002年度)研究員集会の記録 - 』, 高等教育研究叢書75) .
- Thompson, E. P., ed., (1970). *Warwick University Ltd*, Penguin.
- Wagner, A. (1996). "Financing Higher Education: New Approaches, New Issues," *Higher Education Management*, 8-1, OECD.
- Whalen, E. L. (1991). *Responsibility Center Budgeting: An Approach to Decentralized Management for Institutions of Higher Education*, Indiana University Press.



- Williams, G. (1992). *Changing Patterns of Finance in Higher Education*, Open University Press.
- Williams G., ed. (2003). *The Enterprising University: Reform, Excellence and Equity*, Society for Research into Higher Education & Open University Press.
- Winefield, A. (2002). *Occupational Stress in Australian Universities: A National Survey 2002*, National Tertiary Education Union.
- 江原武一 (1999) 「管理運営組織の改革 - 日米比較 - 」, 有本章編 『ポスト大衆化段階の大学組織改革の国際比較研究』(高等教育研究叢書 54), 広島大学大学教育研究センター .
- 羽田貴史 (1983) 「大正末期の大学財政制度改革 - 講座研究費成立の意義 - 」, 教育史学会 『日本の教育史学』第 26 集 .
- 羽田貴史 (1994) 「国立大学財政制度研究序説」, 広島大学大学教育研究センター 『大学論集』第 23 集 .
- 角田喜彦 (2000) 『レポート 2: オーストラリアの高等教育 - 財政制度を中心に - 』.
- 河内洋佑 (1991) 「ニュージーランド便り (2) ニュージーランドの教育・研究の危機」, 工業技術院地質調査所 『地質ニュース』438 号 .
- ジョン・ホーキンス (1995). 「アメリカの高等教育予算削減時代における対応策: リストラクチャリングとプライバタイゼーション」, 民主教育協会 『IDE 現代の高等教育』No.369 (山田礼子まとめ).
- 宮田由紀夫 (1997) 『共同研究開発と産業政策』勁草書房 .
- 宮田由紀夫 (2002) 『アメリカの産学連携』東洋経済新報社 .
- 両角亜希子 (2001a) 「大学経営研究の基礎概念」, 筑波大学大学研究センター 『大学研究』第 22 号 .
- 両角亜希子 (2001b) 「大学の組織・経営 - アメリカにおける研究動向 - 」, 日本高等教育学会 『高等教育研究』第 4 集 .
- 大井 玄 (2003). 「ニュージーランドの行政改革と高等教育及び科学研究への影響」, 広島大学高等教育研究開発センター編 『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ - 第 30 回 (2002 年度) 研究員集会の記録 - 』(高等教育研究叢書 75), 広島大学高等教育研究開発センター .
- 大井 玄・大塚柳太郎 (2000). 『ニュージーランドの行政改革と高等教育および科学研究への影響 予備調査報告』.
- 渡部俊也・隈蔵康一 (2002) 『TLO とライセンス・アソシエト: 新産業創生のキーマンたち: 技術移転機関: 研究者と産業界の橋渡し役』ピーケーシー .
- 山崎博敏 (2000) 「アメリカの州立大学におけるパフォーマンス・ファンディング」, 米沢彰純編 『大学評価の動向と課題』(高等教育研究叢書 62), 広島大学大学教育研究セ

ンター .

山田礼子 (2002) 「アメリカにおける管理運営モデルの変遷と高等教育機関への応用」, 大学基準協会 『大学評価研究』 第 1 号.

八尾坂修 (2002) 「日本とアメリカのクオリティ・マネジメント (Quality Management) をめぐる今日的特質 - アメリカの大学における TQM 導入成果をふまえて - 」, 大学基準協会 『大学評価研究』 第 1 号 .

吉田 文 (2003) 『アメリカ高等教育における eラーニング 日本への教訓』 東京電機大学出版局 .

## 第5章 アカデミック・キャピタリズム

S.スローター，L.L.レスリー  
(成定 薫 訳)

本書(『アカデミック・キャピタリズム 政治，政策，企業的大学』)は，1980年代と1990年代に力点を置きながら，1970年から1995年の間に大学人の仕事をめぐって生じつつある変化を吟味する。現在生じつつある変化は，19世紀の第四四半期に大学人の労働に生じた変化と同じくらい大きなものであることを論ずる。19世紀末の産業革命が富を産み出し，中等後教育とそれに伴う専門職業化の基盤を作ったように，20世紀末の政治経済のグローバリゼーションは，過去100年以上にわたって発展してきた大学の専門的仕事のパターンに変化をもたらしている。グローバリゼーションは，大学人のキャリアのいくつかの側面では新しい構造，動機付け，報賞を作り出しているが，同時に，別の側面では制約や阻害要因を産み出している。

### 変化の範囲

制度としての高等教育と労働力としての大学教員が今世紀未曾有の変化に直面していると論じているのは，われわれだけではない。デイヴィッド・ブレネマンは，財政上のデータをうまく使って，高等教育の資源に占める国や連邦の資金が減少していると主張している(Breneman 1993)。彼は，このような財政構造の変化を，伝統的な資金パターンからの一時的な逸脱ではなく，高等教育が受容せねばならないであろう新たな現実とみなしている。ジェイムズ・フェアウェザーは，カレッジや大学が政府からの収入の減少を，産業界との結びつき，革新的な製品開発に絞った連携，教育的・企業的サービスの販売などを通じて補っている様子を研究している(Fairweather 1988)。パトリア・ガンポートとブライアン・パッサーは，管理組織が権力を与えられ，コストを学生に転嫁する一方で，プログラムやカリキュラムを作ったり教員の仕事を標準化しルーチン化していると論じている(Gumport and Pusser 1995)。ウィリアム・マッセイとロバート・ゼムスキーは，さらなる研究を奨励し研究を運営するための複雑な「管理組織」を伴う大学の一連の動き，特に大学の周辺部分 そこでは企業的なセンターや組織が外部資金の獲得に努めている における研究の増大によって，大学人の仕事が生じつつあると述べている(Massy and Zemsky 1990 1994)。ガリイ・ローズは，法的小よび経済的な変化が大学人の仕事を規定する管理者側の力を大きくするとともに大学教員組合の力を弱めていると述べている(Rhoades 1997)。組合協定に関する彼の分析は，仕事の量，職員の数，カリキュラム全

体の方向性を決めるにあたって大学教員の力が弱まっていることを明らかにしている。ヘンリー・エツコヴィッツとレート・ライデスドルフはグローバルな知識経済の中での大学の地位を描いている (Etzkowitz and Leydesdorff 1997)。

他の国について研究している人々も高等教育について同様の变化を表明している。バートン・クラークは、革新的なヨーロッパの大学を論じているが、それらの大学は、起業化精神の増大、大学運営をめぐる大学教員の価値観と管理的な価値観の衝突、資金源の多様性などで特徴づけることができる (Clark 1993)。彼は大学の先進的な部分が大学の中核であったリベラル・アーツから企業的な周辺部に移動していると指摘している。ギャレス・ウィリアムズは、イギリスにおける財政構造の変化の結果、大学に対する政府資金が減少し、大学人が自分が所属する部門の存続のために外部資金の獲得に努めていると述べている (Williams 1992 1995)。マイケル・ギボンズらは、大学や大学教員の資金調達の変化が、グローバルな経済が発展するにつれて生じている経営革命や経済生産と軌を一にしている様子を研究している (Gibbons et al. 1994)。彼らは、科学、工学、専門職大学院それらが大学の中核だと彼らはみている における变化を強調しているが、同時に、社会科学や人文学を含むあらゆる分野が市場と結びついていることにも注目している。オーストラリアについては、ジョン・スミスが編集している『アカデミック・ワーク』が变化を記録しているが、その変化はおおよそイギリスにおける変化と並行している (Smyth 1995)。サイモン・マージンソンは、オーストラリアの大学や教員にみられる「市場化」、すなわち市場行動あるいは市場類似行動の増大を詳述している (Marginson 1993 1995)。カナダについても、ハワード・ブフビンダーとジャンス・ニューソン (Buchbinder and Newson 1990)、ブフビンダーとラジャゴパル (Buchbinder and Rajagopal 1994)、ニューソン (Newson 1990) が、政府資金の減少と市場化の始まりを論じている。

本書はこれらの研究者の仕事に多くを負っている 高等教育機関、とりわけ公立の研究大学と大学人が直面している変化の大まかな見取り図を描くためにそれらを用いた。しかし、本書は以下の点で、上述の研究者たちの仕事とは異なっている 通常、別々に取り扱われる問題、特に、学士課程教育と大学院教育、教育と研究、学生援助政策と連邦政府の研究政策を統合した。学士課程教育とそれに関連する諸問題(学生援助政策、授業料、教員の生産性)を大学院教育や大学院教育にまつわる諸問題(政府が優先している研究課題、連邦政府の研究資金、産業界の研究資金といった諸問題を含む国の科学技術政策)と別のものとして見るのではなく、それらを総合することによって、生じつつある変化の度合いを的確に捉えることができ、そのような変化を促している力を理解することができる。われわれは、分析のレベルに応じて、以下のような多くの理論やデータを用いて変化を分析しようと試みた。変化がグローバルな広がりをもっていることや変化が高等教育や研究政策にどのような結果をもたらしているかを理解するために、マクロな政治経済理論や国の高等教育政策。国民国家のレベルで生じた中等後教育の変化の度合いを捉えるために、

資源依存理論と国の高等教育財政の傾向に関するデータ。専門職業化に関するプロセス理論、変化を先導する企業的活動に関与している大学人や管理者がいる大学の事例研究。知識社会学、また、変化しつつある世界で大学人がどのようにして知識についての新しい考え方を作り上げるのかを垣間見るために、技術移転に関わる大学人の事例研究。

本書は二つの部分と結論から成っている。前半の3章は序論と概観を与える。第1章は基本概念と理論を導入する。第2章はグローバルな政治経済の変化を検討し、オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカがグローバルな市場の登場に対応してどのように高等教育を展開したかをみる。第3章では、これら四カ国の20年間の高等教育財政パターンに関するデータを示す。これらのデータは、グローバルな経済の出現によって、四カ国の中等後教育システムが形成されていることを示しており、その結果、各国の高等教育や研究政策が変化していることを示している。

本書の後半(第4章から第6章まで)は、さまざまな組織に関する事例研究である。事例研究は、最初の3章で論じたマクロなレベルの変化に対する大学人の特徴的な反応としてさまざまな企業的活動に関与している大学教員や管理者に焦点を合わせている。第4章では、成功している大学起業家が自分の仕事の利点と問題点をどのように評価しているかを検討した。われわれがインタビューしたすべての大学教員は水準以上の外部資金を獲得しており、彼らの所属部門は工学センターから物理教育に及んでいる。第5章では、企業的活動の特定の形態である技術移転 大学から市場への成果とプロセスの移動 に関わっている大学教員についての事例研究である。第6章では、市場に技術移転した大学教員に再び焦点を合わせ、彼らの仕事と彼らの知識についての考え方にどのような影響を及ぼしたかを検討した。教員の価値観、規範、信念の変化を探った。

結論(第7章)では、明らかになったことを要約し、部門レベル(センターや学科)、カレッジ・レベル、中央の管理組織にそくして、大学教員や管理者の大学生活にどのような帰結が生じるかを論じた。大学のさまざまな部分について、市場からの距離が近いか遠いかという観点から分析し、大学教員や大学と市場との相互作用の増大が、どのようなインパクトをもたらすかについても示唆した。

産業革命を通じて、さまざまな国の大学教員は、市場の厳しい掟から自分たちを守りつつ、資本と労働の間でうまく立ち回った(Abbott 1988; Perkin 1989)。知的専門職は社会全体と暗黙の契約を結び、公共の福祉に私心なく奉仕する見返りに独占権を与えられた(Furner 1975; Bledstein 1976; Haskell 1977)。知的専門職という概念は、独占の見返りに市場の報酬を辞退する実践家ということになった。知的専門職は、自分たちは奉仕と利他主義に導かれていると主張し、利益を優先せず、依頼者と社会の利益を第一に考えたと主張した。

多くの研究者は、どの程度まで知的専門職がこのような理想を実現しているか疑問を呈

したが、20世紀前半の大半の知的専門職は直接市場に参画していなかった。彼らと市場との相互作用は専門職団体と法律によって媒介された。知的専門職は広告せず、顧客ではなく依頼者に奉仕した。彼らは開かれた市場で一定の標準的な料金を請求した。専門職と認定されていない人々は、さまざまな専門的サービスを提供することを法的に禁ぜられた（Brint 1994）。

大学教員は知的専門職の一部である。とはいえ、大学教員は、上級学位を独占して、他のすべての知的専門職を訓練し保証を与えているので、ある意味では最高の知的専門職である。この点で大学教員の地位は非常にユニークである。大学教員は、多くの点で、歴史的に他の知的専門職よりも、市場から隔離されていた。彼らは、しばしば国から資金を得ている非営利的な組織のために仕事をしてきたので、単独であれ集団であれ、サービスに応じた料金をとる職業人とはならなかった。さらに、カレッジや大学は市場や国家からの自律という伝統を有してきた（American Association of University Professors 1915; Berdahl, Levin, and Ziegenhagen 1978）。

20世紀後半を通じて、大学教員は他の知的専門職と同様、次第に市場に組み込まれるようになった（Slaughter and Rhoades 1990; Brint 1994）。1980年代、グローバリゼーションが、以下に述べるようなし方で、大学教員と大学の市場への動きを加速した。1980年代が転換点だったと考えられる。というのも、この時期に大学教員と大学は市場に組み込まれ、大学教員の仕事が、程度問題ではなく**別種**のものになったからである。市場への参画は、市場が依頼者の利益と同様に最低水準に重きを置くので、大学教員と社会との暗黙の契約が効力を失い始めた。知的専門職の訓練機関として大学を特別扱いする理由は、大学人の特権と同様に掘り崩され、大学は将来、他の組織と同じように扱われるようになるだろうし、大学人は他の職業人と似たものとなるだろう。

大学教員と大学をめぐる変化は、大学教員と大学が市場に入り込むにつれて複雑になり、研究大学およびその担い手と大学外部の世界との間の急速に崩れつつある境界領域で最も明瞭にみてとれる。こういった変化は中等後教育全体に深甚な帰結をもたらしているが、われわれは特に公立の研究大学に注目する。なぜなら、大学教員の仕事の性質の変化が、この部分で最も大きいからである。こういった変化は、高等教育の内部と同様、外部の組織、機関、社会的諸力によって駆動されているので、変化を説明するために高等教育関係の文献の範囲を越える理論や概念を用いる。変化の複雑さを取り扱うために、さまざまな理論、データ、方法を用いる。国際的なレベルでは、政治経済学の理論、グローバルな経済変化に関するデータ、高等教育や研究政策に関するさまざまなデータを用いる。国のレベルでは、オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの高等教育財政のデータを用い、これらのデータを資源依存理論と結びつける。大学レベルでは、事例研究から得られたデータを解釈するのに役立つために、専門職化に関するプロセス理論と科学社会学を用いる。本書を通じて、用語を説明し、馴染みがないかもしれない概念を定義し、いくつかの

理論に関する理解を示し、諸理論がさまざまなレベルで互いに明確になってくる道筋を示す。読者には、しばしば複雑となる議論の展開を忍耐をもって我慢していただくようお願いしたい。本書で提示する素材は注目に値すると考える。

検討している政治経済上の変化はグローバルで構造的なものである。この変化が消滅して元の状態に戻るとはとても思えない。1970年代と1980年代に市場はグローバルになったが、それは環太平洋諸国の経済競争力の増大によるものと思われる。多国籍企業（互いに関係のない製品を製造する巨大企業）が、世界経済を支配するようになった。イギリスやアメリカのような既存の産業国は、世界市場に占めるシェアを環太平洋諸国に奪われた。既存の産業国の多国籍企業は、新技術に投資し、グローバルな市場で競争力を維持することによって、市場の喪失に対処した。これらの企業は、グローバルな経済で売れる、科学に基礎をおいた製品やプロセスをもとめて次第に研究大学に目を向けるようになった。

生物科学は、科学技術（あるいは技術としての科学 [Forman 1994]）が市場に徐々に組み込まれていった具体例である。1980年代以前、生物科学は基礎科学であり、この分野の大学教員は全米科学財団（NSF）の資金による研究に専念しており、学会や学術雑誌のために論文を書いていた。企業は非常に競争的でグローバルな市場のために成果を開発しようとして生物学者の研究に強い関心を向けるようになり、バイオテクノロジーの鍵となる分子生物学に投資を始めた。1980年代半ばまでに、分子生物学の教授の多くは、大企業に製品を販売するスピンオフ企業（大学や政府の研究所で開発された成果に基礎をおく企業）で普通株主権（専門知識の見返りに株を与えられる）を有するようになり、バイオテクノロジー製品に関する全米企業の諮問委員会の顧問になった（Kenney 1986; Krinsky 1991）。企業は、大学のバイオテクノロジーのための資金の45パーセントを提供した（U.S. Congress, Office of Technology Assessment 1991）。生物学科が分子生物学に特化して再編されたとき、多くの大学教員が起業家になった。

基礎科学が企業的となり、当該分野の大学教員が市場から一定の距離をおかなくなったのは生物学だけではなく、1980年代、さまざまな学際的なセンターや学科（材料科学、光科学、認知科学）が作られたが、それらは急速に市場活動に組み込まれた。このシフトが生じたのは、新しい成果を求める企業と、大きな研究資金を求める大学教員や大学が手を組んだからであった。

経済がグローバル化するにつれて、産業諸国の企業セクターは、技術革新を強化して管理することによって、企業や企業が本部を置いている国が世界の市場で競争力をつけることができるように、政府にさらなる資源の拠出を迫った（Jessop 1993）。企業の指導者たちは、研究大学や政府の研究所における営利的な研究開発のために政府が資金を提供するように要望した。アメリカでは、かつては基礎科学の牙城とみなされていた全米科学財団が、1980年代に産学の共同研究センターを設置し、クリントン政権下では国家的な科学技術政策が、商務省に置かれた高等技術計画によって具体化された（Slaughter and Rhoades

1996)。イギリスでは、産学官の資金から成る学際的な研究センターが1980年代に出現した。オーストラリアは、イギリスやアメリカのモデルを真似て、1990年代に共同研究センターを設立した(Hill 1993)。カナダはマルルーニ首相のもとで、大学・産業界・政府の協力関係を発展させようと試み、大学の研究や国の研究審議会のための共同の貢献に対して大学の研究費を増額した(Julien 1989)。これらの四カ国では、市場向けの新しい製品やプロセスを作り出すための協力関係を発展させようとして、企業の最高経営責任者が大学のリーダーや政府の官僚とともに努力した(Slaughter 1990; Slaughter and Rhoades 1996)。高等教育に対する政府の支出が低下しつつあったため、大学教員と研究大学は企業や政府との商業的革新に基礎を置いた協力関係に前向きに取り組んだ。

高等教育への公的資金は減少しつつあったが、その理由は政府資金に対する要求の増加であった。1970年代、グローバルな金融市場の出現は、西側の産業諸国が巨額の債務を負うことを可能にした。これらの資金は、もっぱら初・中等教育、健康管理、「社会の安全」のような、すべての市民が求めるエンタイトルメント・プログラム〔特定集団の成員に給付を与える連邦政府のプログラム〕や債務返済のための留保金に用いられたが、アメリカの場合は軍備拡張にも用いられた。借り入れ額が拡大するにつれて、中等後教育プログラム、特に研究開発に対する連邦政府資金の割合が減少した(Slaughter and Rhoades 1996)。

アメリカの公立の研究大学では、通常連邦政府は学生のための奨学金と研究補助金、研究契約に対する資金を提供し、州政府が大学教員の給料と運営費を支払う。高等教育に対する連邦政府のシェアが低下するにつれ、州政府が負担の一部を引き受けた。なぜなら、州政府は健康管理や刑務所のようなエンタイトルメント・プログラムや委任プログラムに多くの予算を使っていたからである。1983年以降、州政府は周期的に財政危機(州の収入が支出に満たない)に見舞われ、高等教育の見直しが促進された。1993-94年、州政府は、高等教育に対する資金の絶対額(支出全体に占める割合の低下とか学生一人当たりの支出のインフレ調整額とかではなく)を初めて減らした。見直しは、市場に近接した部門や学科 外部から補助金や研究契約その他の資源や収入をより多く獲得できる部分 が自由に裁量できる資源の増加につながった。そして、州および連邦のレベルでの、財政上の不安定という条件が、市場と接点をもつプログラムや研究へ向けて大学教員と大学を努力させることになった。

資源を維持拡大するために、大学教員は外部資金をめぐって競争せねばならなくなった。外部資金は、応用研究、営利研究、戦略研究、目的志向研究などさまざまに呼ばれる市場関連の研究と結びついており、研究補助金、研究契約、サービス契約、産業界や政府との協力、技術移転、高い授業料を払ってくれる多くの学生、というかたちで提供される。大学および大学教員の、外部資金を獲得しようとする市場努力ないし市場類似努力をアカデミック・キャピタリズム(大学資本主義)と呼ぶことにする。

アカデミック・キャピタリズムという用語について同僚たちと何度も長時間にわたって



議論した。ある人はこの言葉が適切だと言ってくれたが、別な人はこの言葉は、「資本家階級」(会議やフォーラムで定期的に親しく出会い、国の政策形成に強い関心を抱いている大企業の面々 [ Useem 1984 ]) とのファウスト的取り引きを強く暗示すると指摘した。特にオーストラリアでは、社会民主派の同僚が、**アカデミック・キャピタリズム**という言葉は、大学人の労働に関してカレッジや大学で現在認められているよりもはるかに強烈な搾取のイメージを呼び起こすと指摘した。オーストラリアの別の同僚は、国の役割を軽くみているとした。というのも、基礎研究であれ応用研究であれ、大学やカレッジに対して、大学・産業間の協力に対して、また、大学周辺の企業(職員と目標に関して大学とつながりがあるが、法的には別の組織)によって取り込まれている利益を求める冒険に対して、大半の外部資金を提供しているのは、多くの場合、国だからである。概して、こういった議論(時には白熱したが)を通じて、私的部門と公的部門との間の従来の境目をぼやけさせている変化を表現するには、既存の言葉は不適切だということが明らかになった。同様の言葉の限界が、民営化と規制緩和の時代に出現しつつある多くの混合組織を記述するのを困難にしている。結局、他にもっと適切な用語を見いだせなかったため、**アカデミック・キャピタリズム**という言葉を用いることに決めた——**大学の起業家精神**(academic entrepreneurship)とか**企業の活動**(entrepreneurial activity)といった言い方もあるが、これらは**アカデミック・キャピタリズム**を婉曲に言っているに過ぎず、利益を求める動きが大学内部に広がっていることを捉え損なっているように思える。

もちろん、**キャピタリズム**(資本主義)という言葉は、生産の諸要素(土地、労働、資本)の私的所有を意味しており、公立の研究大学に雇われている者を資本家と考えることは、一見すると、明白な矛盾のように思える。しかしながら、**キャピタリズム**は一つの経済システムとして定義されており、このシステムの中では、市場の力によって配分が決定される。このような言葉遊びには意味がある。われわれは、中心的な概念として**アカデミック・キャピタリズム**という語を用いて、公立の研究大学を取り巻く新しい環境という現実を定義する。この環境は矛盾に満ちており、その中で大学教員と専門的なスタッフは競争的な状況に対して自らの人的資本蓄積を急速に消費しているのである。このような状況の下で、大学に雇われている者は、公的部門に雇われていると同時に、そこから急速に自立しつつある。彼らは公的部門出身の資本家として行動する大学人であり、国から補助金を得ている企業家である。

研究重視の大学の大学教員と管理者は国から補助金を得ている企業家であるかもしれないが、彼らの立場は、多くの点で、重要産業部門の企業研究者や企業家の立場に類似している。ここでの重要産業部門とは、重要な物資やサービスを生産し、多数の人々を雇用している巨大寡占産業のことであり、その労働者の多くは組合に加入し、給与の一部として社会福祉サービスを受けている(O'Connor 1973; Braverman 1975)。これらの産業の多く、例えば航空機、コンピュータ、エレクトロニクス、原子力、製薬、化学、農業な

どの産業は、さまざまな連邦機関、例えば国防総省、エネルギー省、航空宇宙局(NASA)、農務省、国立医学研究所(NIH)などからの国家的な支援によって市場から護られている。これらの産業は、多くの国家的使命 何と言っても国防、食糧供給、健康 にとって重要だとみなされているので、連邦政府によって支援されているのである。こういった使命は非常に重要なので、それに貢献している産業は市場の気紛れに任せずに国から部分的な資金援助を受けるのである。これらの産業によって作り出される、科学に基礎をおいた製品やサービスの多くは、大学資本家が開発研究のために公的および私的支援を受けているのと同じ技術に依拠している。換言すれば、大学資本家は産業資本家が受けているのと同じところ〔国〕から同じ理由で補助金を得ているのである。市場、国、大学(もちろん、公立大学は州政府の専門機関である)は複雑で時には矛盾した仕方で関係しているのである。(国から補助金を得ている重要産業部門、基礎研究に携わる大学、市場志向的な研究の出現との間の関係についてのもっと詳しい記述は Slaughter and Rhoades 1996 を参照。)

アカデミック・キャピタリズムに迫るもう一つの道は、広く認められている人的資本という概念を通じる方法である。言いたいことは次のようなことである。労働者に所有されている知識と技能が経済成長に貢献することを、今日では多くの人知っている。概念的には、労働者のこういった能力が、生産の三要素(土地、資本、労働)の一つである労働の質に付加されることによって経済成長に貢献する。労働の質の重要性に関する実証的な証明は、少なくとも、国民成長計算モデルを構築したエドワード・デニソンの業績にさかのぼる(Denison 1962)。(この研究分野の1980年代中葉における最新の研究業績とそれまでの研究成果の総括については Leslie and Brinkman 1988 を参照。)生産のための仕事に関しては、労働の質は主として義務教育と職場での実地訓練によって形成される。このことは経済成長に大学人が果たす役割を明らかにしてくれる。大学は国家が所有する稀少で価値の高い人的資本の貯蔵庫である。このような人的資本は、グローバルな経済競争に勝ち抜くために必要とされる高度な科学技術力の発展にとって必須のものであるという意味で価値がある。大学が所有する人的資本は、もちろん、学術スタッフに帰属している。かくて、特に価値があるのはアカデミックな資本であり、大学人がもっている特定の人的資本以外のなにもでもない。したがって、大学教員が自分のアカデミックな資本を生産に投入すると、彼らはアカデミック・キャピタリズムに関与している、ということになる。大学人の稀少で特殊な知識と技能は、個々の大学人、彼らが働いている公立大学、彼らと協力している企業、そして社会一般に利益をもたらす生産的な仕事に用いられる。専門的であると同時に実践的でもあるのがアカデミック・キャピタリズムなのである。

アカデミック・キャピタリズムは、大学や大学人に市場行動や市場類似行動をとらせる。市場類似行動とは、外部からの研究補助金や研究契約、遺贈基金、産学協力、教授が設立したスピンオフ企業に対する大学の投資、学生の授業料などさまざまな資金をめぐる大学組織と大学人の競争を意味する。大学組織と大学人が、こういった市場類似行動をとるの

は、彼らが外部の資源提供者による競争に参加しているからである。大学組織と大学人が競争に勝てなかった場合は資源はない 無一文ということになる。市場行動とは、特許を獲得し、特許契約やライセンス契約を結ぶという活動、スピンオフ企業、大学周辺企業、産学連携など、それらが利益をもたらす場合、大学組織の側の利益追求行動を意味する。市場行動には、教育活動を通じての成果やサービス（例えば、大学のロゴマークやスポーツ施設の利用）の販売、食堂や書店からの利益配分といった日常的な活動が含まれる。高等教育の再構築について語る場合には、実際の組織変化（学科の縮小や廃止、別の学科の拡張や創設、学際的な部門の誕生）とそれに伴う資源の再配分を意味している 研究と教育に関する分業の実質的な変化、新しい組織形態（大学周辺企業やリサーチ・パーク）の誕生、古い管理体制を効率的に作り直して新しい管理体制を作るための組織。

本書は、アカデミック・キャピタリズムの登場を、以下の論点から跡づける グローバルな市場の成長、大学人を応用研究に向かわせる国の政策の展開、高等教育に対する国からの支援手段としての一括補助金（従来方式に応じて大学に付与される用途を定めない資金）の減少、これに伴って、大学人の市場に対する関与の増大、などである。データから見れば、静かな革命はすでに始まっていると考えられる。財政データの分析は、国の一括補助金から営利的努力を目指した補助金や研究契約へのシフトを示している。公立の研究大学の内部では、教育のための資金が少なくなり、研究のための資金、および大学が外部資金獲得の能力を高めるための資金が増大している。大学教員は Catch-22 状況〔矛盾する規則に縛られて身動きがとれない状況〕に直面している。学士課程教育に努力するように言われても、ご褒美の多くは外部資金獲得と結びついているので、大学教員は外部資金獲得のために、教室から離れて研究へと向かうのである。

大学教授職の労働の変化に関する検討を、四つの英語大国 オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカ について行い、特にオーストラリアとアメリカに着目する。主要な英語国を取り上げたのは、研究計画と研究方法が文書資料や財政データ、大学教員に対する徹底したインタビューや観察を必要としたためである（著者は二人とも英語しか話せない）。研究を英語国に限定したとはいえ、OECD の多くの出版物に基づいて、多くの西洋先進諸国の公立大学が、英語諸国で作用しているのと同じグローバルな力に突き動かされて、アカデミック・キャピタリズムへと向かっていることを指摘した。

私立大学は考察しなかったが、それは四つのうちの三カ国（オーストラリア、カナダ、イギリス）は独立（私的）部門が非常に小さいからである。アメリカは発展した私的部門をもっているものの、全学生数の 20 パーセントを占めるに過ぎず、比較的少数の私立大学のみが研究に深く関わっているに過ぎない。私立大学を研究対象としないというわれわれの判断の中でアメリカが例外のように見えるが、私立大学を含めないという判断の主要な要因は、アメリカの私立大学は政府からの一括補助金というかたちで資金を受け取っていないところにある すなわち、大学を不安定にしているとわれわれが考えている主要

な要因は、アメリカの私立大学には影響をおよぼしていないのである。アメリカの私立大学は長年の間さまざまな市場に組み込まれてきており、ある意味では、本書の最終章で考察する脱工業化時代の大学の原型ともいえるのである。

アカデミック・キャピタリズムへ向かう動きは一様ではない。実際、それは一様ではないという特徴をもっている。英語圏諸国の内部でさえ、アカデミック・キャピタリズムの度合いに違いがある。カナダの大学人は市場にあまり組み込まれていないようだし、アメリカの大学人は最も深く組み込まれているだろう。アメリカの高等教育組織は、常に営利活動にある程度は手を貸してきた。もっとも、ここ 15 年は過去の組み込まれの度合いをはるかに越えるものであり、前述したように、程度問題というよりは質の変化を示している。対照的に、イギリスとオーストラリアの高等教育の市場化は、それぞれ 1980 年代中葉および 1980 年代後半に急速に進んだ。

これらの国々のうちアメリカとオーストラリアに着目する。アメリカはよく知っているからであり、オーストラリアは 1991 年にフルブライト研究補助金を得て、大学人の労働の性質の変化と営利的な科学技術の原価と利潤を研究したからである。アメリカとオーストラリアに着目するという決定は偶然という面もあるが、この二つの国は、われわれが検討しようとしている政治経済の変化を被っている。アメリカは共和党の大統領の下で、徐々にそして急激な変化を、オーストラリアは労働党の首相の下で。アメリカとオーストラリアは政治的には大きな違いがあるにもかかわらず、両国の高等教育システムは、国の相対的な力、私的資本の力、中等後教育における変化の速さにおいて、われわれがアカデミック・キャピタリズムと呼ぶものに向かっており、システムを同じ方向に動かしている力を見るには理想的な状況を提供してくれるのである。

以下、本書の概要を紹介し、それぞれの章や節の背後にある研究課題や用いたデータとデータ解釈のための理論を簡単に紹介する。理論、データ、方法は分析のレベル（グローバル、国、大学、個人）で異なるが、ここでは相互の結びつきを説明することにしよう。理論、データ、方法についての詳細な説明は、詳細な引用とともに、それぞれの個所で示す。

## 高等教育を形成する国際的な変化

第 2 章では、グローバルな政治経済の成長を検討するとともに、中等後教育を企業革新に結びつけることによって国の競争力を強化しようとしているオーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの高等教育政策を検討する。高等教育と企業革新を結びつけることは、高収入で高い技術を伴う仕事の数を増やすための新しい製品やプロセスを通じてグローバルな市場におけるシェアを増大させて国富を産み出そうとする努力である。

第 2 章を二つの研究課題が貫いている。高等教育の再構築を促しているのはどのよ

うな力なのか、この力は四力国の政策にどのように表れているだろうかの二つである。第2章のデータは、四力国の高等教育に関連する政策文書、白書、法律である。方法は文書類の比較分析である。

第一の研究課題 どのような力が高等教育の再構築を促しているか に答えるために、グローバルな市場の出現についての政治経済的な説明を検討し、研究大学にとってグローバルな市場がどのような意味をもつのかを探求する。変化が四力国に共通して見られることから、グローバルな変化を作り出している社会的な力を解明してくれる理論を検討する。グローバリゼーションに関する三つの政治経済理論を概観する シカゴ学派にみられるネオ・リベラル政治経済学(Friedman 1981, 1991; Friedman and Leube 1987), リベラル経済学ないしポスト・ケインズ経済学(Thurow 1985; Kuttner 1991; Reich 1991), ラディカル経済学ないしポスト・マルクス経済学(Jessop 1993; Barnett and Cavanagh 1994; Chomsky 1994)の三つである。これら三つの理論は、媒介するもの 市場、資本移動、資本家階級 に関しては全く異なっているものの、1980年代にグローバルな市場が既存の産業国家に出現し、社会福祉や教育に対する資金を減らす一方で企業の競争力を構築するための資金を増やすという状況を作り出しているとみている点では共通している。このような傾向は中等後教育にとって重要な意味合いをもっている。発展した産業国家の政策立案者たちは、研究と訓練のための裁量経費を高等教育の生産的側面に焦点を合わせたプログラム ハイテク製造業、知的所有権の開発、生産者サービス(非生命保険や再保険、会計、広告、法的サービス、税務相談、情報サービス、国際的な商品交換・金融・安全サービス[Thrift 1987; Sassen 1991])といった多国籍企業の革新分野を補完する にシフトさせ、教育や社会福祉プログラムのための国の資金を減らした。中等後教育に関しては、いくつかの学科、カレッジ、カリキュラム分野(例えば、いくつかの物理諸科学や生物諸科学、工学、ビジネス、法律)がシェアを大きくしたが、人文学、いくつかの物理諸科学(例えば物理学)、多くの社会科学はシェアが小さくなり、教育、ソーシャルワーク、家政学といった分野もシェアが小さくなった。換言すれば、政策立案者たちは国のレベルで、市場の圧力に応じてであれ、国際的な資本移動に応じてであれ、資本家階級に応じてであれ、経済革新を促して競争力をつけるのに役立つような高等教育部門に対して国の資金を集中しているのである。

グローバルな経済における変化が、国の政策立案者をして資源を技術革新、知的所有権、生産者サービスといった分野にシフトさせているとすれば、オーストラリア、カナダ、アメリカ、イギリスにおいて影響を及ぼしている各国の法律や政策的方向付けに見られる変化を検討する必要がある。非常に一般的にいえば、これら四力国が、基礎研究ないし知的好奇心に基づく研究から目的志向、営利的あるいは戦略的な研究へのシフトを促すような国家政策を展開していることがわかる。われわれは各国の政策が、高等教育の入口、カリキュラム、研究、中等後部門の自律性をどのように取り扱っているかに特に関心を寄せた。

これら四カ国では、高等教育に影響を及ぼす政策は、グローバルな市場でのシェアを維持する、国富を創出する、高収入の職を増加させる、繁栄を作り出すといった修辞法を用いて決定されている。高等教育の入口に関しては、高等教育政策は、より少ない国家資金によってより多くの学生の入学を奨励している。多くの国々は授業料を値上げし、学生に対する補助金とローンの割合を逆転した。カリキュラムに関しては、各国の政策は市場に近い学科やカレッジに対する偏愛を示している。カナダを例外として、多くの国々は基礎研究から企業的研究へ方向を変えつつある。カナダを除く三つの国は、経済発展に焦点を合わせた広範な政策プロセスに、高等教育を組み込み始めた。端的に言うなら、四カ国のうち三カ国における国家政策はアカデミック・キャピタリズムに大きく舵を切ったのである。同時に、さまざまな国家政策が高等教育により大きな経済性と効率を要求し、その結果、大学は再構築とその他の調整へと向かったのである。

第3章では、市場行動や市場類似行動を促進するための国家政策の変化がカレッジや大学にインパクトをおよぼしたかどうかを見るために四カ国における中等後教育の財政を検討する。特に、第2章で論述した国家政策における変化が四カ国の支出パターンに具体的に計量可能な効果をおよぼしたかどうかを検討する。国のレベルでは、グローバルな政治経済理論よりも資源依存理論(Pfeffer and Salancik 1978)が有益であることがわかった。分析のレベルでは、政策における変化をもたらしたものは何かや新しい政策がどのように形成されたかなどには関心を払わなかった。われわれが分析したかったのは、これらの政策が作り出した高等教育の収入変化の国別パターンだったからである。資源依存理論は、公立の大学とカレッジが収入 特に組織にとって最も重要な収入 の維持と増加に注意を集中するであろうことを示唆する。公立の研究大学は国の政策的方向付けに応答し、市場類似行動へと動くことと予想した。なぜなら、公立の研究大学は資金、特に研究費に関してはもっぱら国に依存しているからである。

国によって中等後教育部門(研究大学、ポリテクニク、コミュニティ・カレッジ)には若干違いがあるものの、一般的にいえば、結果は予測した通りである。中等後教育に投ぜられる国民総生産(GNP)の割合は絶対値としては常に低下したわけではないが、成長の度合いは低下した。さらに、収入は一括補助金から「競争」や「市場」を反映した資金にシフトした。全体として、高等教育に対する一般的な公的資金は低下し、特に在籍学生一人当たりの金額でみた場合はかなり低下した。しかしながら、販売やサービスのような他の資源からの収入の割合は増加したし、授業料が収入に占める割合も増加した。個人寄付、補助金、研究契約、販売、サービスも増加した。支出パターンは収入環境の変化を反映している。大学の支出に関して言えば、全支出との割合でみた場合、教育のための支出は減少したが、研究、公共サービス、管理のための支出は増加した。設備や図書館の運営や維持といった比較的自由度の大きい資金は大幅に減少したが、学生に対する援助は大きく伸びた。したがって、非常に一般的に言うと、四カ国の大学とカレッジは、公的手段による

資金獲得から、授業料、研究補助金、研究契約、個人寄付、他の競争的資金へと収入パターンを変化させていると思われる。

四カ国の財政構造に関するわれわれの分析は、これら四カ国の中等後教育機関が市場活動および市場類似活動から受け取る収入が増加していることを示しており、このことはアカデミック・キャピタリズムが研究大学を越えて広がっていることを示唆している。公立の研究大学に関するわれわれの事例研究は、科学や工学に限定されない幅広い分野に属する大学教員がアカデミック・キャピタリズムに関与していることを示している。大学教員は、資源は国や州から、給料および研究のためのスペースと設備として自動的に提供されるとみなしているようであり、普通に組織から交付されるもの以上の資源を積極的に求めている。換言すれば、余分の資金は大学教員の行動を変えるのである。このパターンが中等後教育全体に当てはまるなら、アカデミック・キャピタリズムは大学人の行動の合言葉となるだろう。

政治経済の変化に対する大学教員と大学の反応、および資源依存：オーストラリアの事例

第4章から第6章までは、オーストラリアの研究大学から得られたデータに基づいて、第2章および第3章で述べた変化が、大学管理者、学科の指導者、大学教員の日常生活にどのような影響をおよぼしているかを検討する。二つの研究課題を提起する アカデミック・キャピタリズムの利点と問題点について、管理者と大学教員はどのように述べているか、また、個々の大学人はアカデミック・キャピタリズムの勃興にどのように対処しているかの二つである。いくつかの事例に関するインタビュー・データを処理するために質的な分析を用いるが、いくつかのインタビュー・データは数値化して原価・利潤分類に利用する。また、さまざまな大学の学科による外部資金調達のパターンを比較するために大学の統計を用いる。

第4章は資源依存理論に基づく。思い切って単純化して言うなら、資源依存理論によると、重要な収入を失った組織は新しい資源を求める。1980年代の後半、オーストラリアの高等教育政策は、高等教育の財政を変化させ、その結果、大学教員は政府の研究資金を、大学の地位に伴う特権としてではなく、競争を通じて獲得しなければならなくなった。(政策のこのような変化は第2章で詳しく論じた。)政府の研究資金は、オーストラリアの経済発展に関わりのある国家的優先事項に向けられるようになった。連邦政府は、大学を質的保証 (quality assurance) の仕組みを通じて監視し始め、目的や目標に叶っている大学を優遇するようになった。同時に、高等教育費に占める政府のシェアは低下し、大学教授と大学は政府以外からの資金を増やすように奨励された。大学教員と大学は授業料を全額支払う留学生を入学させるようになり、研究と訓練に関して産業界と連携を深め、市場に

適した成果とプロセスを作り始めた。

換言すれば、大学と大学教員は、市場活動および市場類似活動に従事しながら、重要な資源を求めて競争しなければならなくなったのである。研究資金は、それが競争的に提供されるだけでなく、大学が何よりも威信を大切にするために、大学にとって重要な資源である。大半の大学教員は教え、多くの大学教員は公共サービスを行うが、ごく一部の大学教員のみが政府や産業界からの競争的研究資金を獲得する。研究は大学相互の間で、また大学の内部で差別化する活動である。資源依存理論によれば、大学教員は研究（および他の）資源を維持するために、そして威信を高めるためにアカデミック・キャピタリズムに向かう。別の言い方をすれば、大学教員にもっと多くの学生を教えれば多くの資源を提供しようと言っても、彼らが外部からの研究資金をめぐって競争するのと同じ熱心さで、教育のための資金をめぐって競争するだろうか、ということである。さらに、大学教員は外部からの研究資金を求めて選択的になる。彼らは基礎研究の資金を得ようと常々努力しているが、次第に、先端科学技術プロジェクトのための営利を目的とした研究資金を求めるようになる。これらのプロジェクトは国家的優先事項と結びついており、全国的あるいは多国籍的な広がりのある立派な企業と連携しているからである。

第4章は二つのデータを用いる。最初に、オーストラリアの二つの研究大学の財政記録を吟味する。外部資金の種類に関係なく、年間数千ドル以上を独自に稼ぎ出した部門を特定するためにこのデータを利用する。企業的な活動には、応用的な社会科学の研究契約から、知的所有権の開発を目指す工学の学科が得た資金に至る、広範なプロジェクトが含まれる。第二に、企業的な協定を結んでいる部門について、プロジェクトを代表する中心的な人々とこういった協定や関連の仕事に関わっていない人々にインタビューした。インタビュー分析の前半は、部門と大学にとってのアカデミック・キャピタリズムの利点と問題点に関する主観的な議論である。インタビュー分析の後半では、質的な変数を数値化するために、経済学研究で用いられている手法を適用し、質的な特徴を金額で概算して原価と利潤の比を計算した。

第4章で示したデータに基づけば、得られた資源が大学教員の地位や威信システムを維持強化し、ある程度の裁量経費を認める場合には、大学教員は資金的なご褒美を獲得するために進んで多大の専門的努力を行うと言えそうである。営利を目的とした資金が伝統的な身分や威信構造と直接衝突せず、しかも、科学技術と国家の経済発展は結びついているというような集合連想によって精神的な支えが与えられれば、大学教員は営利を目的とした資金を求めて非常に積極的に競争する。換言すれば、大学教員の行動は、高等教育の研究者が考えているほど変化が困難というわけではなさそうなのである。大学教員の地位や威信システムを危うくしない場合は、比較的わずかの余分の資金で大学教員の行動を実質的に変えることができる。資源依存理論では、このことは **10 パーセントの法則**として知られている。



第5章の研究課題は、大学の管理者、センター長、個々の大学教員は、市場の変化や資源構成比の変化にどのように対処しているかを問うことである。大学教員は、自分の部門や大学、そしてキャリアへのアカデミック・キャピタリズムのインパクトをどのようにして感知するのか。彼らは政治経済の変化や国の高等教育政策の変化に対処するための新しい方策を開発しているか。新しい方策が登場しつつあるなら、それは組織に変化をもたらしているか。

第5章では資源依存理論と専門職業化に関するプロセス理論(Larson 1977; Starr 1982; Abbott 1988; Perkin 1989; Brint 1994)を用いる。資源依存理論は、大学教員が資金の不足に直面しているという場面を設定し、彼らが困窮に対処する可能性を提示する。しかし、資源依存理論は、前述した政治経済理論と同様、社会的および政治的な経済構造に向けられた制約のある理論であり、人間については集団にも個人にも着目していない。それに対して、専門職業化理論は、高い教育を受けた知的専門職の日常生活に深く基礎をおいているので、組織変化のドラマの中で社会的なアクターとしての大学教員を検討するのに役立つ。

専門職業化のプロセス理論は、専門職業化とは知識、理論、専門技術、利他主義では尽くせないプロセスだと考える。それ以上とは言わないまでも、組織的・政治的・経済的技術が、同じくらい重要である。専門職業化のプロセス理論は、知的専門職の積極的な働きかけ。特に、知的専門職が自分の職業生活や収入に対して大きな影響力を獲得しようとして、例えば国の免許法を通じて、政治経済に介入すること。を検討する。専門職業化のプロセス理論は、例えば産業革命の勃興(Bledstein 1976; Haskell 1977)や福祉国家の形成(Finegold and Skocpol 1995)のような政治経済の大きな変革期における知的専門職の行動を強調しているので、グローバルな経済の出現にあたって大学教授が自分たちをどのように位置づけるのかを理解するのに役立つ。専門職業化のプロセス理論は、政治経済理論(第2章)や資源依存理論(第3,4章)とも接点がある。グローバルな経済の勃興が、特に研究のための重要な資源に関して大学教員と大学の資源依存を激化しているからである。大学教員は大学組織と専門分野のレベルで専門的特権を擁護し強化するための方策を開発しようと試みることで、こういった変化に対処している。

第5章のためのデータは、3大学の8部門の47人に対するインタビューである。技術移転。大学から市場への成果とプロセスの動き。に深く関係している部門を選んだ。技術移転は市場と大学人との最も直接的な結びつきなので、詳しく検討するために技術移転に関係している大学教員を選んだわけである。技術移転は、特許やプロセス、登録商標や著作権といった知的所有権をもたらすし、市場向けの組織的なコンサルタント業務にもつながる(オーストラリアでは、大学を介した大学教員のコンサルタント業務については、報酬を大学教員が3分の1、彼が属するカレッジが3分の1、大学がそれぞれ3分の1ずつ受け取る)。

一般的に言うなら，大学教員と大学の指導者は，大学組織と専門分野のレベルでの資源構成比の変化に極端に敏感であることがわかった。オーストラリアでは，ヴァイス・チャンセラー〔学長〕は大学教員に企業家として行動するよう奨励している。彼らの望みは，特許使用料，直接販売，大学教員のコンサルタント業務の分け前といった利益になる活動を通じて資源を作り出す成果やサービスを開発することなのである。アカデミック・キャピタリズムを振興するために管理者たちが用いる方法はさまざまである。ある管理者は大学教員にイニシアティブを与えた。緩やかな政策ガイドラインを作って，大学教員が市場向けの成果やプロセスを発見し開発するように促す刺激を与えるが，それ以外のことはしない，というやり方である。別の管理者は特定の成果やプロセスに目標を定め，その開発を強力に推進する。さらに別の管理者は，複雑な技術の開発を支援するための大きな資源を創出しようとして，企業人や政府の指導者と協力する。最後の事例では，大学教員は，比較的安定した企業でパートナーとして活動するために学際的に協力するよう奨励される。

多くの場合，学科やセンターの指導者は，知的所有権をもたらず技術移転活動や大学教員のコンサルタント業務からの収入も含めて，大学教員の活動から収入を産み出す手法の開発に極めて熱心である。彼らは新しい収入をもたらしてくれる学際的な知識を創造するために新しい組織を活用する。彼らの作戦は専門化戦略というよりは企業計画に似ている。しばしば新しい部門に多数の専門的な職員やスタッフが集められる。彼らはセンターや組織の指導者には極めて忠実であるが大学教員とはあまり協力しないし教育にも関心をもたない。彼らはアカデミックな文化よりも営利的な文化にはるかに近く，自分の仕事に営利的な価値を導入し，自分のセンターを小さな会社のようにし，営業活動を拡張し，利益を増やすよう努力する。

大学教員の反応は，中心的な管理者やセンターの指導者の反応よりも多様である。すべての正教授，多くの助教授，一部の若い教員が，企業の活動と知的所有権の開発を前向きに捉えている。大学教員は，特に外部団体との連携の強化，自分たちの部門の威信の向上，経済との密接な結びつき（コンサルタントの機会，学生の雇用機会），金銭的利益の増加に価値をおいている。〔インタビューの対象となった〕大学教員は，元来応用科学者か専門職大学院（professional schools）の出身者であるため，企業的な仕事を自分たちがこれまでやってきたことの延長とみなし，知的所有権に関しても，自分の仕事の当然の延長とみなす。若い教員，学位取得研究員，大学院生は，アカデミック・キャピタリズムにそれほど好意的ではない。彼らは，自分たちは今や二つの場面，すなわち基礎的および営利的な場面で優秀であることを証明するよう期待されているため，業績に対する期待が2倍になったと感じている。

第6章では，知識の性格についての大学人の考え方が変化しているかどうかを課題とした。大学教員は今なお他の何ものにもまさって基礎的で理論的な知識に価値をおいているのか，あるいは市場の圧力と資源依存は大学人の考え方を変化させているのか。大学教授

は、利益を産み出す製品やプロセスの発見や開発に携わっている場合、利他主義という知的専門職の規範にどのように対処しているのか。変化が生じているとすれば、その変化はあらゆる分野に及んでいるか、あるいは研究大学においては市場に隣接した分野に限定されるのか。大学教員が直面している環境の複雑さの故に、専門分野の境界を越える必要があり、アカデミック・キャピタリズムをめぐって出現しつつある考え方を理解するために、さまざまな理論に拠ることになる。第5章と同様、大学教員の側の行動変化については資源依存理論が役に立つ。再び第5章と同様、大学教員の規範、価値、信念の変化、さらには大学教員が組織のアクターとして規範、価値、信念をどのように表明するかなどを理解するために専門職業化理論に拠った。特に大学教員と市場との相互作用（Brint 1994）を詳しく検討するために専門職業化理論に注意を払った。われわれが研究対象とした大学教員の多くが科学者ないしは技術者であったので、科学と社会との接点を見るために科学革新の理論と科学社会学を用いた（Gummett 1991; Etzkowitz 1994; Gibons et al. 1994）。アカデミック・キャピタリズムに関与している大学教員は知識について再考するようになり、その結果、企業的な研究、特に先端科学技術における企業的な研究やグローバルな市場のための革新的な成果やプロセスの発見に関わる研究を高く評価するだろうとわれわれは予測した。

データは、第5章のサンプルの一部、すなわちアカデミック・キャピタリズムに深く関わっている部門に所属する30人のテニユアをもった大学教員に対するインタビューである。学際的なセンターや学科といった部門レベルで、また、いくつかの専門分野や下位分野では、知識に対する考え方が大きく変化している。利他主義に関しては、アカデミック・キャピタリズムに関与している教授たちは両義的である。彼らは自分の研究が人類に利益をもたらすことを望んではいるが、儲かる研究についてもそれなりに語り始めている。彼らが自分の研究を営利的な目的のための資金で支えているのなら、他の研究者がそうしてはいけない理由はない。基礎研究と応用研究についても同じことが言える。彼らはまだ基礎研究が科学の基盤だと考えているが、企業的な研究が基盤の上に新しい複合物から成る地層を形成しつつあるとみなしている。業績は出版によって獲得されるものとは限らない

少なくとも部分的には、業績は市場活動や市場類似活動による成功も含むものとなっている。大学教員は知識についての考え方を管理者よりも早く変化させている。市場に近接しているハイテク分野の大学教員にとって、知識は発見を産み出す力であるのと同様に営利的な潜在力と資源を創出する力として価値がある。

結論の章では、中等後教育の再構築にとって、専門の仕事にとって、科学に関する新しい考え方にとってどのような含意があるかを考察した。事例研究で提示したデータに依りながらも、アメリカで現在起こりつつある中等後教育の変化について幅広く論じた。最後に、政治経済の変化に大学教員と大学の指導者が対処するための代替案を提示した。

われわれは以下のような結論に達した アカデミック・キャピタリズムを適切に理解

することは、大学教員とスタッフが自分たちの日常生活について適切な感覚をもつのに役立つ、成功したアカデミック・キャピタリスト（大学資本家）は大学の内部で個人的にも集団としても権力を獲得する、組織のすべてのアクターにとってストレスが増加する、権力の再配分の中で中心的な管理者は力を増すが中間管理職は組織の中での重要性が減少する、大学の共同管理という考え方は損なわれる。共同体としての大学　そこでは個々の構成員は組織全体の利益を第一に考える　という理念の消失がみてとれる。大学の活動的な部門へ権力を移す主な手段は、個々の部門に収入の増加の責任とそれを使う権限とともに認めることによって、予算を移譲することである。一括補助金を提供している政府と教育のための費用の一部を授業料で負担している学生は、要求を大学に実現させる力に限界があると思われる。この点では、特定の目的のために資金を提供し、その目的を達成するように求める人々に対する大学の反応とは対照的である。

本書を執筆するにあたって、われわれが最も強く願っているのは、公立の研究大学で見られる学士課程教育の衰退は、収入構成比に占める政府の一括補助金の割合の減少の当然の、ほとんど不可避の帰結であることを国と有権者に知ってもらいたいということである。このような傾向を逆転するには、国のより大きな支援と国の要求に対して大学がもっと責任を感じるようになる方法、あるいはその両方が必要であろう。結局のところ、競争的な市場という環境の中で、国の一括補助金と授業料収入は入学者数に比例して部門に配分しなければならないとわれわれは確信しているが、このことについて短期的および中期的に楽観できない。政府は、国が使われるべきだと考えている線に沿って大学が資源を配分するための動機付けを案出しなければならない。（第1章完）

#### 【参考文献】

- Abott, Andrew D. 1988. *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*. Chicago: University of Chicago Press.
- American Association of University Professors. 1915. General report on the committee on academic freedom and tenure: General declaration on principles and practical proposals. *Bulletin of the American Association of University Professors* 1:17-18.
- Barnet, Richard J., and John Cavanagh. 1994. *Global Dreams: Imperial Corporations and the New World Order*. New York: Simon and Schuster.
- Berdahl Robert O., Martha Levin, and John Ziegenhagen. 1978. *Statewide Coordination and Governance of Postsecondary Education: Quality, Costs and Accountability*. Wayzata, Minn.: Spring Hill Center.
- Bledstein, Burton J. 1976. *The Culture of Professionalism: The Middle Class and the Development of Higher Education in America*. New York: Norton.

- Braverman, Harry. 1975. *Labor and Monopoly Capital: The Degradation of Work in the Twentieth Century*. New York: Monthly Review Press.
- Breneman, David W. 1993. *Higher Education: On a Collision Course with New Realities*. Washington, D.C.: Association of Governing Boards of Universities and Colleges.
- Brint, Steven G. 1994. *In an Age of Experts: The Changing Role of Professionals in Politics and Public Life*. Princeton: Princeton University Press.
- Buchbinder, Howard and Janice Newson. 1990. Corporate-university linkage in Canada: Transforming a public institution. *Higher Education* 20: 355-79.
- Buchbinder, Howard and P. Rajagopal. 1993. Canadian universities and the politics of funding. In *The Founding of Higher Education: International Perspectives*, edited by Philip G. Altbach and D. Bruth Johnstone 271-85. New York: Garland Publishing.
- Buchbinder, Howard and P. Rajagopal. 1995. Canadian universities and the impact of austerity on the academic workplace. In *Academic Work: The Changing Labour Process in Higher Education*, edited by John Smyth, 60-73. London: Society for Research into Higher Education and Open University Press.
- Chomsky, Noam. 1994. *World Orders Old and New*. New York: Columbia University Press.
- Clark, Burton. 1993. The problem of complexity in modern higher education. In *The European and American University since 1880*, edited by S. Rothblatt and B. Wittrock, 263-79. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.
- Denison, Edward F. 1962. *The Sources of Economic Growth in the United States and the Alternatives before Us*. New York: Committee for Economic Development.
- Fairweather, James S. 1988. *Entrepreneurship and Higher Education*. Washington D.C.: Association for the Study of Higher Education.
- Finegold, Kenneth, and Theda Skocpol. 1995. *State and Parity in America's New Deal*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Forman, Paul. 1994. Recent science: Late modern and post modern. Paper prepared for conference on the historiography of recent science, Goteborg University.
- Friedman, Milton. 1981. *The Invisible Hand in Economics and Politics*. Pasir Panjang, Singapore: Insitute of Southeast Asian Sytudies.
- Friedman, Milton. 1991. *Monetarist Economics*. Cambridge, Mass.: Blackwell.
- Friedman, Milton, and Kurt R. Leube. 1987. *Essence of Friedman*. Stanford: Hoover Institution Press.
- Furner, Mary O. 1975. *Advocacy and Objectivity: A Crisis in the Professionalization of*

- American Social Science 1865-1905*. Lexington Ky.: University of Kentucky Press.
- Etzkowitz, Henry. 1994. Academic-industry relations: A sociological paradigm for economic development. In *Evolutionary Economics and Chaos Theory: New Directions in Technology Studies?* edited by Loet Leydesdorff and Peter Van den Besselaar, 139-51. London: Pinter.
- Etzkowitz, Henry, and Loet Leydesdorff, eds. 1997. *Universities in the Global Knowledge Economy: A Triple Helix of Academic-Industry-Government Relations*. London: Cassell.
- Gibbons, Michael, et al. 1994. *The New Production of Knowledge: The Dynamics of Science and Research in Contemporary Societies*. Thousand Oaks Calif.: Sage. (小林信一監訳『現代社会と知の創造——モード論とは何か』丸善ライブラリー, 1997年)
- Gummet, Philip. 1991. The evolution of science and technology policy: A U.K. perspective. *Science and Public Policy* 18: 31-37.
- Gumport, Patricia, and Brian Pusser. 1995. A case of bureaucratic accretion: Context and consequences. *Journal of Higher Education* 66: 493-520.
- Haskell, Thomas L. 1977. *The Emergence of Professional Social Science: The American Social Science Association and the Nineteenth-Century Crisis of Authority*. Urbana Ill.: University of Illinois Press.
- Hill, Stephen. 1993. Concentration of minds: Research centers in Australia. Paper presented to the Third International Conference on University-Industry Relations. State University of New York at Purchase, May 1.
- Jessop, Robert. 1993. Towards a Schumpeterian workfare state? Preliminary remarks on post-Fordist political economy. *Studies in Political Economy* 40:7-39.
- Julien, Gilles. 1989. The founding of university research in Canada: Current trends. *Higher Education Management* 1:66-72.
- Kenny, M. 1986. *Biotechnology: The University-Industrial Complex*. New Heaven: Yale University Press.
- Krimsky, Sheldon. 1991. *Biotechnics and Society: The Rise of Industrial Genetics*. New York: Praeger.
- Kuttner, Robert. 1991. *The End of Laissez-faire: National Purpose and the Global Economy after the Cold War*. New York: Knopf.
- Larson, Magali S. 1977. *The Rise of Professionalism: A Sociological Analysis*. Berkley: University of California Press.
- Leslie, Larry L., and Pul T. Brinkman. 1988. *The Economic Value of Higher Education*. New York: American Council on Education and Macmillan.

- Marginson, Simon. 1993. *Education and Public Policy in Australia*. Cambridge. U.K.: Cambridge University Press.
- Marginson, Simon. 1995. Markets in higher education: Australia. *Academic Work* 17-39.
- Massey, William F. and Robert Zemsky. 1990. *The Dynamics of Academic Productivity*. Denver: State Higher Education Officers.
- Massey, William F. and Robert Zemsky. 1994. Faculty discretionary time: Departments and the academic ratchet. *Journal of Higher Education* 65:1-22.
- Newson, Janice. 1994. Subordinating democracy: The effects of fiscal retrenchment and university-business partnership on knowledge creation and knowledge dissemination in universities. *Higher Education* 27: 141-61.
- O'Conner, James. 1973. *Fiscal Crisis of the State*. New York: St. Martin's.
- Perkin, Harold J. 1989. *The Rise of Professional Society in England since 1880*. London: Routledge. (参考: H. J. パーキン著, 有本章・安原義仁編訳『イギリス高等教育と専門職社会』玉川大学出版部, 1998年)
- Pfeffer, Jeffrey, and Gerald R. Salancik. 1978. *External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective*. New York: Harper and Row.
- Reich, Robert B. 1991. *The Work of Nations: Preparing Ourselves for Twenty-first Century Capitalism*. New York: Knopf.
- Rhoades, Gary. 1997. *Managed Professionals: Restructuring Academic Labor in Unionized Institutions*. Albany N.Y.: State University of New York Press.
- Sassen, Saskia. 1991. *The Global City: New York, London, Tokyo*. Princeton: Princeton University Press.
- Slaughter, Sheila. 1990. *Higher Learning and High Technology: Dynamics of Higher Education Policy Formation*. Albany, N.Y.: State University of New York Press.
- Slaughter, Sheila, and Gary Rhoades. 1990. Renorming the social relations of academic science: Technology Transfer. *Educational Policy* 4:341-61.
- Slaughter, Sheila, and Gary Rhoades. 1996. The emergence of a competitiveness research and development policy coalition and the commercialization of academic science and technology. *Science, Technology, and Human Values* 21:303-39.
- Smyth, John ed. 1995. *Academic Work: The Changing Labour Process in Higher Education*. London: Society for Research into Higher Education and Open University Press.
- Starr, Paul. 1982. *Social Formation of American Medicine*. New York: Basic Books.
- Thrift, Nigel. 1987. The fixers: The urban geography of international commercial

capital. In *Global Restructuring and Territorial Development*, edited by J. Henderson and M. Castells. London: Sage.

Thurrow, Lester. 1985. *The Zero Sum Society: Distribution and the Possibilities for Economic Change*. New York: Basic Books. (岸本重陳訳『ゼロ・サム社会』TBSブリタニカ, 1981年)

U.S. Congress, Office of Technology Assessment. 1991. *Biotechnology in a Global Economy*. BA-494. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.

Useem, Michael. 1984. *The Inner Circle: Large Corporations and the Rise of Business Political Activity in the U.S. and U.K.* New York: Oxford University Press.

Williams, Gareth L. 1992. *Changing Patterns of Finance in Higher Education*. London: Society for Research into Higher Education and Open University Press.

Williams, Gareth L. 1995. Reforms and potential reforms in higher education finance. In *Through a Glass Darkly*, edited by D. Dill and B. Sporn. Oxford U.K.: Pergamon Press.

---

---

#### 【訳者解説】

本書は Sheila Slaughter and Larry L. Leslie, *Academic Capitalism: Politics, Policies, and the Entrepreneurial University*, The Johns Hopkins University Press, 1997 (S. スローター, L.L. レスリー著『アカデミック・キャピタリズム 政治, 政策, 企業の大学』) の Chapter One: Academic Capitalism の翻訳である。

共著者スローター, レスリー両氏は, アメリカのアリゾナ大学に所属する大学・高等教育研究者である。現在, スローター氏は高等教育研究センターの教授, レスリー氏は教育カレッジの学部長を務めているとのことである。詳しくはそれぞれのウェブサイトプロフィールが掲載されているので参照されたい。

スローター氏のホームページ <http://www.u.arizona.edu/~slaughtr/>

レスリー氏のホームページ <http://www.u.arizona.edu/~larryl/>

訳者は本書の存在を中山茂氏のご教示で知った(私信, および中山茂「研究の100年 フンボルト理念から大学資本主義へ」『現代の高等教育 IDE』2000年12月号, 39-43頁, 同「ポスト冷戦期の大学と科学技術」『高等教育研究』第6集, 2003年, 149-170頁)。爾来, 訳者は21世紀の大学・高等教育を考える際の重要な概念としてアカデミック・キャピタリズムに着目してきた。

というのも, 多くの事柄についていえることだが, アメリカ(あるいは広く欧米諸国)で起こっている現象が, 何年後に, そのままというわけではないにせよ, 我が国でも起



きるということをこれまでしばしば経験してきたからである。エリート・マス・ユニバーサルというM.トロウの発展段階説にみられるように、大学・高等教育についても、おおむねそのように言うことができよう。したがって、スローター、レスリー両氏が本書『アカデミック・キャピタリズム』で論じているように、1980年代を転換点として、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダでアカデミック・キャピタリズムと呼ぶべき現象が出現し、その結果、大学の組織や大学人の価値観や行動様式に不可逆の変化が生じているとするなら、我が国でもアカデミック・キャピタリズムの兆候とその影響がみとれるのではないかと考えられるわけである。

我が国の場合、大学・高等教育が、今日に続く「改革」へ向けて大きく転換するきっかけとなったのは、文部省（当時）による1991年の大学設置基準の大綱化であった。文部省は、高等教育予算を抑制しつつ、大学設置基準を緩和することによって個々の大学の自主性を引き出そうとしたとされる。このような大学政策転換の背景としては、我が国の国家財政の逼迫があり、さらに世界的な状況として、冷戦の終結とそれに伴う経済のグローバル化があったことは明らかである。このような背景ないし状況は、スローター、レスリー両氏が分析の対象としたアメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダと同様、我が国にも共通していたわけである。

さて、1991年の大学設置基準の大綱化に始まった我が国の大学政策の転換は、政策面での紆余曲折を経て、本年2004年の国立大学法人化へと至った。国立大学の法人化が、将来の民営化・私学化に至るかどうかが現時点では定かではないが、我が国の大学史の大きな節目になることだけは間違いない。

この間、我が国の「大学改革」は18歳人口の急減という厳しい条件の中で、社会全体の「構造改革」の一環として押し進められた。その結果、我が国の大学と大学人は、生き残りをかけて学生獲得競争にしのぎを削り、学部・学科の再編に務め、科学研究費を含む外部資金の獲得を至上課題とするに至った。さらに、「21世紀COE」の採択件数が大学ランキングの重要な指標になったりした。このような我が国の大学と大学人の状況を一言で表現するとすれば、やはりアカデミック・キャピタリズムの進展と言うしかないのではなからうか。原著刊行後7年を経過したとはいえ、我が国も含めて21世紀の大学・高等教育の現状と将来を論ずる際の必読文献としての本書の重要性は失われてはいないと確信し、ここに訳出した次第である。

なお、アカデミック・キャピタリズムを含めて、大学・高等教育の市場化や企業的大学経営をめぐる最新の議論と文献については、羽田貴史「企業的大学経営と集権的分権化」（本報告書第4章および『大学論集』第34集、2004年、21-40頁）を参照されたい。

Slaughter, Sheila, and Leslie, Larry L. *Academic Capitalism: Politics, Policies, and the Entrepreneurial University*. pp. 1-22. © 1997 The Johns Hopkins University Press. Reprinted with permission of The Johns Hopkins University Press.

## 第6章 国立大学法人化と教職員の身分保障

大場 淳

はじめに

平成14年3月26日、文部科学省の国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議（平成12年7月19日設置、以下「調査検討会議」と言う）は、国立大学の法人化を内容とする「新しい「国立大学法人」像について」報告書（以下「最終報告書」と言う）を提出した。最終報告書は、平成13年9月27日の調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について（中間報告）」報告書（以下「中間報告書」と言う）では継続検討事項とされた教職員<sup>1)</sup>の身分について、法人化のメリットを最大限に活かし弾力的で多様な人事制度を実現する観点から「非公務員型」を選択することとしたところである。そして、最終報告書を受けて更に検討が進められた結果、国立大学法人法が平成15年7月9日に国会で可決され、平成16年4月1日からの国立大学の法人化が決定した。

本稿では、教職員の身分保障に関する歴史的な背景も踏まえつつ、調査検討会議や国立大学協会での審議経過を追いながら、国立大学の法人化後の教職員、就中教員の身分保障の在り方について考えていくこととしたい。なお、教職員の身分保障に関しては、一般労働者としての身分保障の問題があるが、本稿は主として大学自治・学問の自由保障の観点から考察を行う。

### 1. 国立大学教職員の身分保障の歴史

現在の国立大学を含む国立学校は、国の行政組織の一部（文部科学省の施設等機関）であり、そこに勤務する全ての教職員に国家公務員法が適用されている。教職員は国家公務員として、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の見地から、法定の事由に該当しない限り、その意に反して免職、休職等の処分を受けることがないよう身分が保障されている<sup>2)</sup>（人事院2002）。しかしながら、国立（官立）の大学の教員が、当初から公務員（官吏）の身分を持ち合わせていた訳ではなかった。以下に、大学教員の身分がどのように考えられ、大学の自治・学問の自由との関係において教員の身分保障がどのように発展してきたかについて見てみたい。

#### (1) 明治期における学問の自由と教員の身分保障の発展

明治当初、文部省直轄官立学校教員は奏任官又は判任官をもって接することとされてい

たが<sup>3)</sup>、明治 8 年、太政官布告（第 84 号）により教員は官職待遇を離れて嘱任者となり、何ら官吏としての待遇を受けないものとなった（東京大学 1984, 334 ~ 335 頁）。この身分制度は我が国最初の大学である東京大学が設立された明治 10 年 4 月以降も維持され、更に同年 8 月、教員の等級や給与を定めた文部省直轄官立学校教員等次表も廃止され、官立諸学校教員は委嘱制度となって一層徹底して官吏とは区別されるようになった。その改革の基本にあったのは、教員は官吏とは本来異なるものであり「独立の思想」や「自身の良心」をもって職務に専念すべしという考えがあったと言われる（東京大学 1984, 421 頁）。

この制度は、東京大学の総合化<sup>4)</sup>を目指した明治 14 年の改革（職制改正）まで続いた。当該改革は、全学の管理職としての総理職及び学部<sup>5)</sup>長職の設置、事務機構の整備、総長の諮詢を受ける諮詢会<sup>6)</sup>の設置を含むものであったが、教員の身分について、これを最終的に官僚化することとなった<sup>7)</sup>。その当時、官吏の任免権は天皇の大権に属しており、その人事権は政府が掌握するものとされていたが、東京大学総理は上級の教職員（奏任官及び一部の判任官）の人事について文部卿に具状することが認められた。ここに、人事に関しての政府に対する大学自治の萌芽が見られる。更に明治 26 年帝国大学令が改正され、評議会の審議事項拡大等が図られる<sup>8)</sup>とともに、学部の前身である各分科大学に教授会が設けられることとなった<sup>9)</sup>。政府に対しては総長の具状権、大学内においては評議会・教授会の審議権という大学自治の基本的制度は他の帝国大学にも引き継がれ、明治憲法時代の国立大学に関する成文法上の自治権として最後まで存続した（家永 1962, 23 頁）。

この一方で、大学が優れた学術研究を行うことができるよう、大学自治を確立し教員の身分を保障しようとした大学人の動きがあった。例えば、明治 22 年に公表された外山正一、菊池大麓ら 6 人の帝国大学教授による「帝国大学独立案私考」（早稲田大学社会科学研究所所蔵大隈文書）は、帝国大学は天皇の特別保護下で法人格を有することとし、総裁は皇族から迎えるものの副総裁を大学で公選し、教授の任命は教授会の同意を必要とし、また、教授の免職は刑法の宣告あるいは懲戒処分による外は禁止するなどといった提案を行っている<sup>10)</sup>。また、明治 35 年の高根義人による「大学制度管見」は、総長・分科大学長の選挙制、教授を終身官としその身分保障を図ることなどを提言している。

しかしながら、明治の中期から後期にかけての大学自治は、大学人が主体的に発展させてきたというよりは、むしろ政府側において欧米の大学自治制度を理解しつつ、制度を確立してきたという要素が強く見られる<sup>11)</sup>。寺崎(1998, 193 頁)は、森有礼や井上毅などの発言や業績等を引用しつつ、「日本の近代における大学の自治は、大学内の意向、教員たちの意向によって先導されたというよりは、むしろ、啓蒙的開明官僚によってリードされて出来上がったというのが歴史の真実」であると述べている。したがって、法令には忠実である官僚によるものであった以上、この時期の大学自治・学問の自由の発展は限定的なものであった。

## (2)慣行としての大学自治の確立と教員の身分保障

このような限定的大学自治の下で、大学人による自治拡大を求める動きがあった。その最大の理由は学問の自由が保障されず、大学人が思想や研究内容を理由として大学を追われることが重ねてあったためである。

明治 25 年、帝国大学教授久米邦武は、「神道八祭天ノ古俗」という論文が神道家たちの反感と攻撃を受け、大学教授を免官となった。このときには、大学の自治、学問の自由を擁護するための抵抗が行われたことは伝えられていない（家永 1962, 39 頁）。しかし、明治 38 年、日露戦争継続・講話反対を唱えた東京帝国大学教授戸水寛人<sup>とみず ひろんど</sup>が休職処分に処せられた際、大学自治・学問の自由を求めて全学を挙げた反対運動が起こり、文部大臣及び東京帝国大学総長が辞任するに至った（戸水事件）。

他方、学内において教授会自治が確立するきっかけとなったのは、大正 2 年の京都帝国大学における総長沢柳政太郎による法科大学等教授 7 名の辞表提出要求である。これに対して法科大学教授団を中心として抗議運動が起こり、学術誌等を舞台として激しい論争となった。結局、法科大学教授助教授全員の辞表提出まで発展した結果、翌大正 3 年、文部大臣が「教授ノ任免ニ付テハ総長ガ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」と表明し、教員の任免に教授会の同意を必要とする慣行が成立することとなった（沢柳事件）。なお、この論争において、教授団側が欧州各国の大学における教員の身分保障の在り方を援用しつつ、教授会自治の必要性を説いていることが興味深い（家永 1962, 43 ~ 46 頁）。

沢柳事件の後、大正 4 年、京都帝国大学では学内意向を踏まえた総長選任が実現した。大正 7 年には東京帝国大学で総長が選挙によって選任され、この制度は他の帝国大学・単科大学へと広がっていき、総長の学内選出は慣行として成立することとなった。ただし、全ての場合について大学の意向が反映されたのではなく、家永（1962, 48 頁）は、「昭和 10 年代には、大学の選出した学長候補を文部省が拒否し、天降り学長を任命した例もあったようであって、大学の人事権といっても、いわば力関係により、かろうじて維持されていたというのが本当のところだったのだらう」と述べている。しかし、少なくとも帝国大学に関する限りは、学長を大学において選考する慣行は成立したとみなされている。

しかしながら、大正デモクラシー期に成立した教授会自治、学長学内選出といった慣行は、その後の状況変化の中で後退を余儀なくされていく。既に大正 9 年、東京帝国大学助教授森戸辰男が「クロボトキン<sup>クロボトキン</sup>の社会思想の研究」を理由として休職処分となり（森戸事件）、その後、共産主義弾圧の過程においてマルクス主義をとる教授の追放が続いた。これらの事件は、余儀なくされたとは言え、形式的には全て大学側（総長、教授会）の了解が取り付けられた上でのことであつたが、学説が不当であるとの理由で昭和 8 年に行われた京都帝国大学法学部教授滝川幸辰<sup>たきがわゆきとせ</sup>の休職処分は、総長並びに法学部教授会の同意を経ないで実施されたものであり、大学自治・学問の自由の侵害の典型的なものであつた。

この措置への反発は激しく、法学部全教官は処分は学問の自由と大学自治を侵すものとして辞表を提出し、抗議活動は他大学にも拡大した。しかし、結局、佐々木惣一ら 6 教授が免官となり、これに抗議して他の 14 教官も辞職して全教官の三分の二が京都帝国大学法学部を去った（滝川事件）。この後文部省はかかる強権を発動することはなかったが、思想や研究内容を理由とした教官の大学からの追放は終戦に至るまで続き、大学自治・学問の自由は失われていった<sup>12)</sup>。

### (3)戦後の教育改革と成文法による大学自治・学問の自由の保障

戦後、米国占領下において教育制度の全面的な改革が行われた。昭和 21 年春、総司令部の要請に基づき米国より教育使節団が来日し、我が国の教育の在り方全般に関する勧告を行った（米国教育使節団報告書）。同報告書は、教員に関して、その思想、言論及び行動の自由が保障されるべきこと、適正なる俸給及び退職に関する諸規定の制定されるべきこと、教員の在職中の教育訓練の必要性とその方策等について指摘した。就中高等教育教員に関しては、「教授個人の立場は、高等教育改善に対する如何なる提案の中でも主要なる要因である。彼の影響は社会の二つの賜物、学問の自由と経済的保証とに依存する。学問の自由を保持する一つの確実な方法は、事学問に関しては教授団自身に権威を付与することである」と述べているところである（教育法令研究会 1949, 34 頁）。

昭和 21 年 11 月 3 日に公布された日本国憲法において、思想及び良心の自由（第 19 条）、表現の自由（第 21 条）、学問の自由（第 23 条）が明示的に保障されるようになり、憲法において大学における学問の自由が保障されることとなった。更に、教育刷新委員会<sup>13)</sup>の建議に基づいて、昭和 22 年の教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号）が制定され、同法は「学問の自由を尊重」（第 2 条）を求めるとともに、教員の身分保障について、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」（第 6 条第 2 項）と規定した。そして、教育行政に関しては、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」（第 10 条第 1 項）としたのである。また、同じ日に公布された学校教育法では、重要な事項を審議するため教授会を置かなければならないことが定められ（第 59 条）、教授会自治が成文法で保障されることとなった。なお、憲法や教育基本法、学校教育法には大学自治が明示されていないが、それは憲法上の要請となったと解釈された<sup>14)</sup>。

上記の趣旨を徹底して、国公立大学について大学自治の保障を規定したのは教育公務員特例法（昭和 24 年 1 月 12 日法律第 1 号、以下「教特法」と言う）である。国家公務員法（昭和 22 年 10 月 21 日法律第 120 号）は当初から特例を予定しており、附則第 13 条において「一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特

例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない」と規定している。同法が国会で議決されるに際して、「地方団体の公務員法、教員の身分に関する法律、現業官庁公務員に関する法律等の本法に必要な諸法制を速やかに制定すること」との附帯決議を行われており、教員に関しては当初から特例が予定されていた。教育刷新委員会では、教育基本法第 6 条の規定を受けて、教員の身分保障の具体化に関する審議が進められており、昭和 22 年 4 月、「教員の特殊な使命に鑑み、教員の身分を保障し待遇の適性をはかり、以て教員をして、その職責の遂行を完かしめるため、政府は速に教員身分法（仮称）を立案すること」と決議し、併せてその中において考慮すべき主要な事項を示した。この建議は、教員身分法の目的は、「教員の特殊な身分を考え、官公私立学校を通じてその他の待遇等について一般公務員に対する特則を設けること」にあつて、この法律は私立学校の教員をも含めてすべてこの学校の教員に適用することとし、しかも教員の身分は「官公私立の学校を通じて教員はすべて特殊の公務員としての身分を有するものとする」とした（教育法令研究会 1949, 36 頁）。しかしながら、最終的には私立学校の教員は対象から除かれて<sup>15)</sup>、昭和 23 年 12 月に教特法案が国会に提出されたのである。

#### (4)教育公務員特例法の制定

教特法は、戦後の新教育の成否の鍵を握るのは教育者であり、教育者をして所期の目的を達成させるためには、専心その職務を遂行することができるように、地位を確立し、保障することが第一条件であり且つ喫緊の要務であるとの認識の下、教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、一般公務員に対する特例としての任免、分限、懲戒、服務、研修等について規定したものである。同法の要点は、第一は国立学校の教育公務員は国家公務員、公立学校の教育公務員及び教育長等は地方公務員である旨宣言したこと、第二は教育公務員の任用については適正な選考の方法に依ること、第三は教育公務員の職責に鑑み研修に関する積極的な規定を設けたこと、そして第四に学問の自由の保障と関連して大学の自治尊重の建前から人事に関する大学自治的運営について明示したことである（教育法令研究会 1949, 序）。この第四点について、教特法の国会における提案理由において、「大学の教員の人事に関しましては、従来、慣例上、大学自治の原則が認められていたのでありまして、今後も大学の自治運営にまつことを本体とし、その任免分限等については、大学の自治機関の定める基準により、各大学で自主的に行うのが適当と考えるのであります。従いまして、その採用及び昇任の方法の外に、分限、懲戒、服務等について相当の特例を設けました」と述べられており、戦前慣例で認められていた教員人事に関する大学自治を更に拡大して法律で規定し、教員の身分保障を図ったものと言うことができる。表 1 に国立大学の教員の身分に関係するものを示した。

表1 教育公務員特例法（制定時）における教員の身分保障

項目	内容	関係条文
採用・昇任	・教授会の議に基き学長による選考による。	第4条第1項， 第25条第1号
採用・昇任 選考の基準	・評議会（一個の学部を置く大学にあっては，教授会）の議に基づき，学長が定める。	第4条第2項， 第25条第3号
転任・降任 ・免職	・評議会の審査の結果によるのでなければ，意に反して転任・降任・免職されない。	第5条第1項， 第6条第1項， 第25条第4号
転任・降任 ・免職の手 続き	・被審査者へ審査の事由を記載した説明書の交付。 ・上記説明書受領後，被審査者から30日以内に請求がある場合，口頭審理を行う。被審査者からの請求がある場合は，公開して行う。 ・被審査者は，全ての口頭審理に出席し，弁護人を選任し，証人を出席させ，あらゆる適切な事実・資料を提出すること等ができる。 ・その他の者は評議会にあらゆる事実及び資料を提出することができる。	第5条第2-5項， 第6条第2項， 第25条第4号
懲戒	・評議会の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けない。	第9条第1項， 第25条第4号
懲戒の手続き	（転任・降任・免職の手続きに同じ）	第9条第2項
任命権者	・教員の任用，免職，休職，復職，退職及び懲戒処分は，学長の申し出に基づいて任命権者が行う。	第10条， 第25条第6号
服務	・国家公務員法第96条第1項の根本基準の実施に関し必要な事項は，同法第97条から第105条までに定めるものを除いては，協議会の議に基き学長が定める。	第11条， 第25条第2号
勤務成績の 評価	・勤務成績の評価及び評価の結果に応じた措置は，教授会の議に基き学長が行う。	第12条第1項， 第25条第7号
勤務成績の 評価の基準	・勤務成績の評価は，協議会の議に基き学長が定める基準により，行わなければならない。	第12条第2項， 第25条第2号
研修	・文部大臣は，研修に要する施設，研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し，その実施に努めなければならない。	第19条第2項， 第25条第8号
研修の機会	・研修を受ける機会が与えられなければならない。 ・授業に支障のない限り，本属長の承認を受けて，勤務場所を離れて研修を行うことができる。 ・所轄庁の定めるところにより，現職のまま，長期にわたる研修を受けることができる。	第20条

関係条文中，第25条の各号は，大学管理機関の読替規定である。

教特法の制定によって、教員の任用の実質的決定権が教授会にあること、大学管理機関の意に反した不利益処分が行えないこと、大学管理機関による不利益処分審査に当事者が口頭審理を請求できること等が規定され、教員の身分が戦前に比べて格段に保障されることとなった。

#### (5)大学の一体的運営重視の中での身分保障～新たな方向性の模索

教特法は制定後数次の改正が行われ、その中には、不利益処分に際しての口頭審理手続き等の廃止（昭和 26 年）<sup>16)</sup>、副学長人事の取扱いや協議会の廃止（昭和 48 年）、学校教育法・国立学校設置法における組織運営関係規定整備に伴う大学管理機関の明確化（平成 11 年）等が含まれる。その間、臨時教育審議会答申に基づいて昭和 62 年に設置された大学審議会が「教員採用の改善について」（平成 6 年）、「大学運営の円滑化について」（平成 7 年）の答申を出し、平成 9 年には大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号）が制定され、各大学の判断で教員の任期制を採用することが可能になった。

平成 11 年の国立学校設置法改正は、平成 10 年の大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学」を受けてなされたもので、学外者の大学運営への参加（運営諮問会議の設置）、学長を中心とした組織運営体制の整備、大学組織の一体的運営等を内容とするものであり、教特法に関しては、教授会が教員の選考を行うに際して学部長等が当該大学の教員人事の方針を踏まえて意見を述べるができることとしたところである。

平成 10 年の大学審議会答申は、これまでの学部中心の大学自治について次のように評している。すなわち、「個々の専門分野ごとの意思決定を重視するものであって大学を外部の関与から守るための仕組みとして機能してきた」ものの、「現在ではこの仕組みはむしろ大学自身が内に閉じこもる方向に作用し、知の拠点としての大学が未知の領域へと展開し飛躍する芽を摘んでしまっている状況をもたらし」、また、「学問の進展や社会状況の変化・複雑化が進むに連れて機動的な意思決定が困難とな」っていることから、「大学の組織目標を明確化した上で、学内の各機関の機能分担と連携協力により、大学としての合理的で責任ある意思決定の体制を作る」必要性を指摘した。このような提言はこれまでも幾度となくなされてきたが<sup>17)</sup>、戦後学部の自治を強化することによって教員の身分保障を図ってきた方向から、大学全体としての機動的・一体的な運営を重視する中で、教員の身分保障について新たな方向性が模索されなければならなくなったことが決定付けられたと言える。当該答申は、大学執行部と学部教授会との役割分担について述べるだけでなく、教学組織と事務組織について、学長、学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制を整備することや国際交流や大学入試等の専門業務については一定の専門化された機能を事務組織に委ねること等を提言しており、一部ではあるものの大学運営の専



門職化も視野に入れつつ、教員による自治組織としての大学の限界をも示唆したものと受け止められる<sup>18)</sup>。

## 2. 国立大学法人の検討作業における教職員身分保障の取扱い

国立大学を政府から独立させて法人格を持たせるということは、前述の明治期における帝国大学の独立論の中で見られたように、古くから議論されていることである。戦後においても、昭和30年代末頃から様々な法人化論があり<sup>19)</sup>、また、昭和46年の中央教育審議会においても法人化が提言されているところである。今般の国立大学法人化は、そうした流れを受け継ぎつつも、直接的には臨時教育審議会、それを受けて設置された大学審議会で議論された大学改革の一環であり、また、国全体の行財政改革の中で出てきた独立行政法人化の動きと相俟って、検討することが最終的に決定されたものである。

以下に、国立大学の教職員の身分保障が法人化後にどのようなものになるか、「公務員型」、「非公務員型」の採用の議論を中心に、政府や国立大学協会等における議論の展開の中で見ていくこととしたい。

### (1) 「公務員型」と「非公務員型」

調査検討会議は、既に発足していた独立行政法人制度を参考にしつつ、国立大学の法人化の在り方について検討を行った。調査検討会議の事務局を務めた文部科学省は、教職員の身分等について、独立行政法人制度に制度を前提にしつつ、「公務員型」及び「非公務員型」のそれぞれについて表2のようにまとめている。

調査検討会議は、最終報告書において教職員の身分に非公務員型を採用することとしたが、その際非公務員型には以下のようなメリットがあるとしている。

国家公務員法体系にとらわれない、より柔軟で弾力的な雇用形態及び給与体系、勤務時間体系

優れた教育研究能力等を有する外国人の学長、学部長等の管理職への登用、外国教員任用法の枠にとらわれない多様な雇用形態

営利企業の役員等を含む兼職・兼業について、法人の方針に基づく弾力的な運用

教員以外の職員について、国家公務員法上の試験採用の原則によらず、各法人の人事戦略に基づく専門的知識・技能等を重視した採用

これらの事項はいずれも、「予算、組織、人事など様々な面で規制が大幅に緩和され、大学の裁量が拡大するといった法人化のメリットを大学改革のために最大限に活用」(最終報告書)という、法人化の趣旨に添ったメリットであると考えられる。すなわち、国家公務員法等に基づく教職員の人事に関する諸規制が、自律性が拡大される「国立大学法人」には不適切であると考えられた結果であろう。

表2 「公務員型」と「非公務員型」教職員の比較

	公務員型	非公務員型
身分保障	国家公務員法上の身分保障	雇用契約に基づく身分保障
労働基本権	争議行為は禁止	付与
採用（教員）	選考採用	各法人の定める採用基準・方法により採用
採用（職員）	試験採用	
給与や勤務時間等	就業規則あるいは労働協約により決定	
兼職・兼業，政治的行為の制限等の服務	原則として国家公務員法上の制約	必要に応じ，法人の就業規則等で規定
刑事法上の取り扱い	収賄罪等が適用	「見なし公務員」として収賄罪等が適用
外国人の任用	管理職への登用不可	管理職への登用可
教員への教特法適用	適用	不適用
国立大学間の人事交流（職員）	職員の同意は必要なし（異動は国家公務員法の転任）	原則として職員の同意が必要（異動は現大学を退職し，別の大学での新たに採用）
定年（教員）	教育公務員特例法適用	各法人が就業規則で定める
定年（職員）	国家公務員法適用	
医療保険・年金	国家公務員共済組合法適用	
退職手当	国家公務員退職手当法適用	各法人が支給基準を決める
災害補償	国家公務員災害補償法適用	労働者災害補償保険法適用
宿舎	国家公務員宿舎法適用	
定員管理	中期計画において人員に関する計画を定める（常勤職員数の国会への報告義務あり）	中期計画において人員に関する計画を定める（常勤職員数の国会への報告義務なし）

出典：調査検討会議への文部科学省提出資料に基づいて作成

しかしながら，最終報告書は非公務員型のメリットについてのみ記述し，デメリットについては言及していない。この点，中間報告書では，「審議においては，法人への円滑な移行を図るとともに，教員以外の職員を含め，大学間の交流を促進するため，職員の身分は公務員型としつつ，一般公務員に比してより柔軟な人事制度の実現を図るべきという意見，採用その他におけるさらに柔軟な人事制度を実現するために非公務員型とすべきという意見，大学の特色等に応じて公務員型の大学と非公務員型の大学を決める仕組みの可能性を検討してはどうかとの意見，などがある」と記されていることから，公務員型を支持する意見があったことが窺える。

それでは、公務員型を採用するメリット（非公務員型のデメリット）についてはどのように考えられ、どのような議論を経て最終的に非公務員型を採用することが決まったのであろうか。それについて知るためには、国立大学法人化の検討が始まるに際しての文部省（当時）や国立大学協会（以下「国大協」と言う）の問題意識、調査検討会議並びに調査検討会議に先立って組織された国立大学協会設置形態検討特別委員会（平成 12 年 7 月 3 日設置、以下「国大協特委」と言う）の審議の展開、その他関係する諸意見を調べるのが適当であろう。

## (2)教職員の身分に関する議論の展開

平成 11 年 4 月の国立大学法人化にかかる閣議決定を受けて、文部省並びに国大協では対応の検討が進められた。国大協は引き続き独立行政法人通則法に基づく国立大学の法人化には反対したものの、法人化についての検討を進め、同年 9 月 7 日、総会からの付託を受けた第一常置委員会が、独立行政法人通則法を国立大学にそのまま適用することは困難とする「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」をまとめた。他方、同年 9 月 20 日、文部省は国立大学長・大学共同利用機関長等会議において国立大学法人化を検討する際の基本的な方向を示し（文部省 1999）、国立大学の法人化についての検討を開始する意向を表明した。なお、国大協特委は調査検討会議に先立って設立され、国大協特委内に調査検討会議の委員会構成に合わせた専門委員会が設置され、当該専門委員会の委員全員が調査検討会議の対応する委員会の構成員となることによって、国大協の意向が調査検討会議で反映されるような仕組みが採られた。

教職員の身分等について、上記閣議決定から調査検討会議の最終報告書に至までの経緯における議論の展開について見てみることにしたい。

### ア 調査検討会議及び国大協特委設置前の文部省及び国大協における検討

上記閣議決定は、法人化後の国立大学教職員の身分については何も述べていないが、文部省及び国大協の検討においては、当初から、教職員の身分には公務員型を採用する意向が表明されていた。平成 11 年 9 月 7 日の上記国大協中間報告は、「独立行政法人の職員は人事の流動化や待遇の均等化などの観点から、国家公務員型であることが望ましい」と述べ、また、9 月 20 日の文部省資料「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」（文部省 1999）においても、「長期的観点に立った自主的・自律的な教育研究を可能としつつ、かつ、教育研究の活性化の観点から法人間の異動を促進するため、国家公務員とする」と述べられているところである。

すなわち、法人化の検討当初においては公務員型を採用することが前提とされ、その主たる理由としては、教員が安定した身分で長期的な研究を進めることを可能にすること、国立大学間で人事異動を容易にし流動性を阻害しないこと、待遇の均等化などが挙げられ

ている。しかしながら、「待遇の均等化」などその論拠の一部は、例えば法人化の目的とされる「教育研究や教職員配置等大学全般にわたり、より自由な制度設計を可能」(平成 11 年 9 月 20 日国立大学長・大学共同利用機関長等会議文部大臣挨拶)にするという点とは相容れない面があり、この段階における検討の方向は既に矛盾を孕んでいたことは否めない<sup>20)</sup>。むしろ、少なくとも文部省においては、公務員型を採用するとされた最大の理由は、「教員人事は、原則として教育公務員特例法の適用を前提とする」(平成 11 年 9 月 20 日国立大学長・大学共同利用機関長等会文部大臣挨拶)とされたことに見るように教特法が学問の自由を保障していることへ配慮したことや、公務員型の方が現行制度との差が少なく国立大学当局や職員にとって受け入れやすいと考えたこと、私立大学との差別化を維持したいと考えたことなどが主たる理由であったのではないだろうか。また、先に独立行政法人化が準備されていた国の機関の大半が公務員型を採用することとしていたことも少なからず影響していたことも考えられる<sup>21)</sup>。

#### イ 調査検討会議及び国大協特委における議論の展開～中間報告書まで

両者は並行して議論を進めたが、教職員の身分等に関しては、主としてそれぞれ調査検討会議では人事制度委員会(一部組織業務委員会)、国大協特委では専門委員会 C(人事システム)において検討が行われた。以下、両委員会での議論を中心に見ていきたい。

両委員会においては、文部省及び国大協が示した方向性を受けて、非公務員型については検討の視野から除外まではしないものの、教職員の身分には公務員型を採用することを前提として検討が始められた。そのことは、専門委員会 C の検討項目において、「公務員と「公務員型」との相違、非公務員型の可能性」が挙げられていることから推察できる(国大協特委平成 12 年 7 月 19 日資料)<sup>22)</sup>。

当然に公務員型が採用されると考える者が多かった中で、この流れを変えるきっかけとなったのは、平成 12 年 7 月 10 日に出された東京大学国立大学制度研究会(座長:青山善充副学長)の中間報告であった。中間報告は、教職員の身分について「国家公務員にすることは必ずしも必然的ではない」とし、教官について、能力・成果に応じた給与体系に近付けること、任期制の活用など、大学の特性を踏まえた身分設計が必要であることを述べている。ただし、職員については、職務が安定的に実施されることの重要性から国家公務員とする合理的理由があるとしている。そして、当該報告書についての学内からの意見聴取を経て、同研究会は 10 月 3 日に最終的な報告書「国立大学の法人化について」をまとめた。

この報告書は調査検討会議、国大協特委の審議に多大な影響を与え、後者においては、7 月 13 日の専門委員会 C で議論されるとともに、平成 12 年 8 月 10 日の第 3 回会合では座長の青山副学長が中間報告の説明を行った。そして、その後の審議において、非公務員型の採用も含めた議論が進められることとなった<sup>23)</sup>。他方、調査検討会議においては、同

年 10 月 11 日の第 2 回人事制度委員会において、事務局の文部省から同報告書が紹介され、委員の間で、公務員型又は非公務員型のいずれを採用すべきかという議論も含めて、教職員の身分制度の在り方について様々な議論が展開された。

このような議論の展開に対して既に公務員型を当然視していた一部の国大協会員からは反発<sup>24)</sup>が見られるなど、国大協特委での議論は依然として公務員型への支持が支配的であったものの<sup>25)</sup>、調査検討会議での議論は、全体としては公務員型又は非公務員型のいずれを採用するかはほぼ白紙状態になった観がある。この後、現行の国家公務員・教育公務員、公務員型、非公務員型の各制度間の相違を踏まえつつ、より詳細に服務や給与、採用等といった論点が個別に議論が続けられた。特に、人事制度委員会においては、教育公務員特例法による身分保障についても、大学の経営の責任を学長が負う以上見直すべきとの意見も出され<sup>26)</sup>、幅広く議論が展開されたことが認められる。また、この議論の過程においては教員ばかりではなく、事務職員や技術職員についても少なからず言及されており、幹部事務職員の任命権を文部大臣が有していることへの不満や、幹部外職員の採用に際して公務員試験合格者から選抜しなければならないことによる問題点が頻繁に指摘されるようになってきている（例えば、調査検討会議第 6 回組織業務委員会）。特に後者については、公務員型が採用された場合は原則として現状と変わらず、大学経営や教育研究支援に必要な専門性を有する人材の確保という点で大きな制約となるのではないかと<sup>27)</sup>という懸念が次第に強くなっていった。

#### ウ 中間報告書～両論併記

平成 13 年春頃から調査検討会議は中間報告に向けた議論の取りまとめ作業に入り、各委員会では先に選出された作業委員が作成した資料（検討の方向案を含む）に基づいて議論が進められた。平成 13 年 4 月 19 日に人事制度委員会（第 8 回）に提出された資料「各委員からの意見（論点整理）」においては、検討方向（案）として、職員の身分については、「現時点においては、職員の身分は公務員とすることが妥当」としているが、それに対して、「公務員型をとったとき何処まで自由裁量の余地を追い求めることができるのか、非公務員型と比較しながらもう少し議論が必要」、「国の規制下にある国家公務員の身分が無い方がより柔軟な運営が可能になる。しかし当面は国の行政委託機関としての職員の身分は、公務員とする方がよい」、「公務員型とするかどうかは、制度の弾力化の可能性を見極めて決定するほうがよい」等の意見があることが記載されている。また、教特法による身分保障については、その精神、考え方を取り入れた制度とするとしつつ、独立行政法人では各法人の内部規則として人事制度が決められることから、どこまでを法律に規定し、どこまでを大学の自主的な決定に委ねるかを検討することとした。また、教員以外の職員人事については、任命権は各大学に属するとしつつ、高度の専門性が必要とされる職域が広がっていることに鑑み、専門性に基づく職種・待遇を可能とする人事制度を示し

ている。

このような考え方は平成 13 年 6 月 1 日の人事制度委員会（第 10 回）に提出された中間報告書の原案とも言うべき「人事制度の考え方の方向（案）」にも引き継がれており、身分については、非公務員型を支持する意見があり議論を続けることとしつつも「現時点においては、職員の身分は公務員とすることが妥当と考える」とし、また、教員人事について「教育公務員特例法の精神、考え方を取り入れた制度とすべきである」とした。このように人事制度委員会においては、教員の身分保障について公務員型を採りつつ、教特法が保障する内容を維持する考えが優勢であった。しかしながら、こうした考えは、同時に審議が進められていた組織業務委員会の議論とは矛盾するものとなっていたことは否めない。組織業務委員会においては、競争的な環境の中で各国立大学が個性を発揮し、優れた教育研究を進めることを目的として、学長等を中心とする機動的な運営体制の構築、社会に開かれた運営、創意工夫が活かせる柔軟な組織編成等などが検討されていた。その結果、平成 13 年 5 月 31 日の組織業務委員会（第 11 回）に提出された「組織業務に関する考え方の方向（案）」では、上記 に関して、「学長は、経営・教学双方の包括的責任者として、学内コンセンサスに留意しつつ、強いリーダーシップと経営手腕を発揮」、「事務組織は、教員と連携協力して企画立案に参画し、学長以下の役員を直接支える専門職能集団としての機能を発揮」、「教授会の審議事項を精選し、学部長を中心にダイナミックで機動的な学部運営を実現」、 に関して、役員や役員以外の運営スタッフへ学外からの専門家等の積極的登用、 に関して、「各大学の自主的な判断で柔軟かつ機動的に教育研究組織を編成し、得意分野等にスタッフを重点的に投入」、「教職員の構成も、教員、事務職員等の画一的な区分を越えて各大学の実情に即した多様な職種を自由に設定」などが提言されていたところである。教員の身分保障については組織業務委員会でも議論され、6 月 27 日の第 12 回会合において、教特法適用を維持するかなどについて賛否双方の議論が展開された。

調査検討会議の各委員会審議の結果を踏まえ、平成 13 年 6 月末に作成された「中間報告のとりまとめの方向（案）」では、教職員の身分については「法人化の理念を具現化する「あるべき大学教職員の人事制度」を検討するためには、公務員型、非公務員型については、ア・プリオリに選択するのではなく、個別の制度設計を積み上げた最終結果として考えることが適当である」とし、最終的には国家公務員制度改革の動向等を踏まえて判断することとされた。他方、教員の身分保障については、「教育公務員特例法の精神、考え方を、新しい大学の運営体制の下で適切に取り入れた基準、手続により行う」、「現行の教育公務員特例法の考え方は、具体的には各大学における教員人事において反映されるものであるが、法人化後は、教員人事に関する基準・手続きは、法律で規定される事項を除き、大学内部の規則として定められることになる。このため、法人化後の学長、役員、教員の任免等の人事制度については、どこまでを法律に規定し、どこまでを大学の自主的な決定

= 内部規則に委ねるべきか検討が必要である」とされたところである。

この後、議論は各委員会の主査・副主査から構成される連絡調整委員会に舞台を移して続けられた。教職員の身分の取扱い（公務員型又は非公務員型）については従前の案が9月26日の中間報告書までほぼ維持されたが、教員の身分保障については議論が分かれ<sup>28)</sup>、「教育公務員特例法の精神を踏まえつつ」とされていたものが、中間報告書では「教員人事の自主性・自律性を確保しつつ」と置き換えられる等の変更がなされた。なお、ここに至る議論の中で、事務局（文部科学省）から、非公務員型を選択した場合は教特法の適用はないこと、文部大臣の任命権に対して大学の自立性を守るため教特法があること（したがって、任命権者が学長となる以上法律は不要になること）、非公務員型となった場合に新たな法律を作るとは困難である見解が示され、最終的に教特法（の考え方）が適用されるかについては、公務員型を選択するか非公務員型を選択するかにかかることが明らかとなった<sup>29)</sup>。

## エ 最終報告書～非公務員型の選択

公務員型を採用するか非公務員型を採用するか中間報告書では決着できなかった教職員の身分であるが、経済財政諮問会議や総合規制改革会議、総合科学技術会議等の政府委員会、自由民主党や民主党、あるいは新聞社説においても非公務員型を支持する意見が、平成13年9月の中間報告書発表以前から相次いで出されていた。中間報告書は、他の論点とともに、教職員の身分やその保障について大学関係者を中心として様々な議論を惹起したが、その時点において議論の趨勢は次第に非公務員型へと向かいつつあった。

平成13年11月、第一回産学官連携サミット共同宣言において「国立大学の非公務員型法人に移行することを目指すなど、改革を進めることにより、産学官連携に関して国公私を通じた大学の自主的、自律的かつ柔軟な運営を展開する」と明記され、以後流れは非公務員型の法人化へと傾いたとされる（牟田，2003）。そして、その流れは、翌年1月25日の閣議決定「構造改革と経済財政の中期展望について」において、「国立大学を早期に法人化して自主性を高めるとともに民営化及び非公務員化を含め民間的発想の経営手法を導入することを目指す」ことが盛り込まれ、教職員身分の非公務員型採用はほぼ決定的となった。

このような背景下においても、調査検討会議（連絡調整委員会）では引き続き教職員の身分の在り方等について検討が行われた。平成14年1月25日の会合（第5回）においては、事務局から国家公務員制度改革の検討結果（公務員制度改革大綱）が報告されたが、国大協が期待していた柔軟性を伴った改革とならなかったことが明らかとなった<sup>30)</sup>。国大協は既に中間報告書の段階で最終的には公務員型には拘らない方針を持っていたと思われる、中間報告書への意見においても、教職員の身分について「総じて、現行法のままでは非公務員型も考慮に値するが、検討中の国家公務員制度が、柔軟性のある制度に改められるの

であれば、公務員型でも、教員の兼業兼職や専門職員の選考採用の余地を大きくすることにより、人事制度の十分な柔軟性を確保することが可能である」としていた。したがって、国家公務員制度の改革が期待通りにならなかった以上、国大協としても残された選択肢は非公務員型しかなかったと思われる。国大協は 2 月 6 日の第 6 回会合を前にして、非公務員型を採用する場合に「教員人事に関する最小限の基本的事項は、各法人の就業規則等内部規則に委ねるのではなく、実質的な設置者たる国民全体の意思の表現として、法律の形で規定されるべき」との意見（平成 14 年 2 月 4 日付補足説明）を文部科学省に提出している。これに対して、文部科学省から「教員等の人事については、教学事項についての審議機関が適切な形で人事についても関与するというシステムが確保されるのであれば、全体として国大協の意見にあるようなことは、確保できる」としつつ、国の人事権の及ばない者の人事について法律で規定することは困難である旨の従前からの説明が繰り返され、その後国大協側の反論もなく、本意見は取り上げられなかった。

最後に残った課題は教員以外の職員についてであった。国立大学関係者には、職員の志気、人事交流、公務員としての身分保障、組合対策等の問題から公務員型を支持する意見が多かったが、教員について非公務員型を採用する中で同一法人内で異なった身分を持つ職員を置くことが法制度上困難であること、また、職員についても公務員試験によらずに様々な採用形態に基づく多様な職員が確保できることなどの理由から、最終的に教職員ともに非公務員型が適当との結論で合意を見た。

こうした結論に至った背景としては、国立大学長の大多数が教育研究の活性化等のためには非公務員型の方が適当と考えたこと、職員についても様々な制約から解放されるメリットが認められたこと、学長の選考においては大学側の意向が反映される制度ができたこと、産学連携を進める教員を中心として非公務員型への強い要請があったこと、非公務員型を求める政界・財界の動きがあったこと、更には首相から民営化を示唆されたことなど様々な要因があり、公務員型と比較しながら最終的に非公務員型を選択することとなったと思われる。なお、国大協が最後に条件として提示した教員人事に関する最小限の基本的事項を法律で規定することについては、大学の自主性・自立性を求める国大協として規制となることからである本件について強く主張することができず、必要性に関する理論構成もできなかったことから、ある意味で自己矛盾に陥ったものと言えよう<sup>31)</sup>。他方、文部科学省においても、大学の自治をできる限り広くという方針の中で、政府との関係においては必要な法令の整備を行うものの、大学内部のことについては大学の自立性に委ねる方針を貫いたと考えられる<sup>32)</sup>。また、数多く寄せられた非公務員型を選択することへの反対論のほとんどは、調査検討会議の議論・検討された範囲を超えることはなく、最終的には汲み取られることはなかった。

最終報告書では、教職員の服務等に関して新たに「各大学の就業規則等において、休職、解雇、退職、定年その他について適切な定めが必要である」と盛り込まれ、また、中間報



告書では法律で規定するか内部規則で規定するか更に検討するとされた教員人事については、「憲法上保障されている学問の自由由来する「大学の自治」の基本は、学長や教員の人事を大学自身が自主的・自律的に行うことである。法人化後の教員の任免、分限、服務等に関しては、このような考え方を新しい大学の運営体制の下でも適切に取り入れる。具体的には、教員の人事に関する方針及び基準・手続きは、主に教学面に関する重要事項や方針を審議する機関である評議会（仮称）の審議を経て、大学内部の規則として定め、当該方針及び基準・手続きに基づいて個別の人事を行う」とされたところである。最終的には各大学の学則等に委ねられることとなったとは言え、各大学において教学に関する学内代表で構成される評議会（仮称）が教員人事の方針及び基準・手続き策定において中心的役割を果たすことが盛り込まれたことは、一部なりとも教特法の趣旨が反映されたものと言えよう。

### 3．国立大学法人における教職員の身分保障

教職員の身分について非公務員型が選択されたことから、今後の教員の身分保障については各大学における内部規則<sup>33)</sup>に委ねられることとなった。内部規則を策定するにあたっては労働基準法等の適用を受けることとなるが、本節では学問の自由等から由来する身分保障について述べることにしたい。

#### (1)法人化後の教職員の待遇

文部科学省の国立大学法人法案説明資料（文部科学省 2003）は、非公務員型の特徴を次のようにまとめている。

「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行

- ・ 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
- ・ 兼職等の規制を撤廃し、能力・成果を産学連携等を通じて社会に還元
- ・ 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

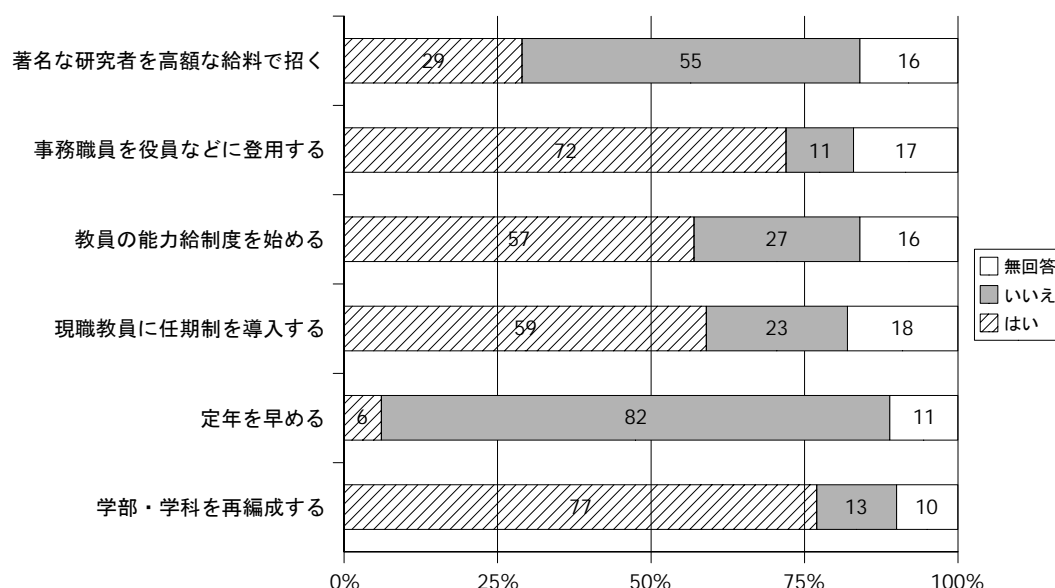
この特徴は最終報告書で示されたものであるが、この制度によって各大学の裁量が拡大し、具体的には柔軟な勤務形態や給与体系の構築（様々なインセンティブの付与）、兼職や兼業の弾力的な運用、外国人の管理職（学長を含む）への登用、公務員試験以外による専門的知識を有する者の職員採用などが可能となるのである。

半面、これまで国家公務員法や教特法などによって保証されてきた教職員の身分については、新たに各大学における内部規則の中で規定されることとなる。国立大学が法人化されるにあたって、各大学において様々な人事制度の検討がなされているが、どのような制度が構築されるかは、各大学での教育研究にかかるインセンティブについての考え方、教職員管理における経営上の判断、職員団体との関係等によって決まるものと考えられ、こ

これまでほぼ一律であった教職員の待遇が大学によって異なってくることは避けられない見通しである。

教職員人事に関して、学長のアンケート結果によれば、学部・学科の再編成、事務職員の役員等への登用に次いで、教員への能力給制度や任期制度の導入を考えている学長が多いことが分かる。このうち最も比率の高い「学部・学科を再編成する」については、これまで主として学問領域によって編成されてきた大学内部の教育研究組織が大幅に変革を余儀なくされ、そこに従事する教員への影響は甚大なるものと予想される。

図1 学長が国立大学法人化後に考えていること



出典：平成 15 年 7 月 6 日付朝日新聞

## (2)法人化後の教職員の身分保障

非公務員型が採用され教特法が適用されなくなるからと言って、各大学が学則等で自由に人事制度を決めることができるようになる訳ではない。教特法は憲法が規定する学問の自由や教育基本法や学校教育法といった他の法律が規定する教授会自治等を具体化したものであって、憲法や他の法律が規定する限りにおいて、法人化後の国立大学へも教特法で規定されている教授会自治等の在り方は引き続き適用されるからである。その点は、上に見たように、学問の自由に基づく教員人事が最終報告書に盛り込まれたことによって確認されているところである。

このことは、私立大学の例を見れば一層明かである。憲法や教育基本法、学校教育法の

要請である以上、私立大学の場合にも教授会自治等が保障されなければならないことは言うまでもないが、経営組織と教学組織が分かれている私立大学では両者の対立の中で教授会自治等が争われることがしばしばあり、最近では、鹿児島国際大学（学校法人津曲<sup>つまがり</sup>学園）で3教授が解雇された事件が係争中である。

経営（法人）と教学（大学）が分かれている私立大学と異なって、法人化後の国立大学では法人と大学の長が同一であることから、私立大学と同じ文脈で大学自治が問題になることは考えにくい。しかし、教授会自治や教員の身分保障に関しては、私立大学と同じ問題が法人化後の国立大学で想定され得る。こうした争いについては私立大学における係争の中で判例が積み重ねられて来ており、学問の自由や大学自治に関する判例はほぼ固まりつつあると言われたが（青木外 1984, 305 頁）、最近の判決では教授会自治の範囲を狭く解釈するものが見られるところである。以下、幾つか判例を見ていくこととしたい。

昭和 34 年、名城大学（学校法人名同じ）で理事会によって教授（学長）が解雇された件（名城大学教授解雇事件）において、名古屋地方裁判所（昭和 34 年 11 月 30 日判決）は、名城大学において学則で教員の進退について教授会の審議決定事項としていることについて、「右の如き学則の規定の設けられる所以のものは憲法及び教育基本法に規定する「学問の自由」に由来する大学の自治の原理に基く」とし、「解雇に当つて申請人所属学部教授会の審議を経ていないこと被申請人の認めて争わないところであるから、右解雇はその解雇決定手続において学則違反ありというべく、その違反は究極的には学問の自由に対する侵害にもなるのであるから該解雇は無効である」と判示した<sup>34)</sup>。

昭和 54 年、八代学院大学（現神戸国際大学、学校法人八代学院）で教授会の決議に基づいて教授が解雇された件（八代学院大学教授解雇事件）において、神戸地方裁判所（昭和 54 年 12 月 25 日決定）は、「大学教員の高度の学問的能力や知的誠実性を正しく評価し、その適格性をよく判断できるのは、同僚たる教員自身であって設置者（...）ではなく、また、大学教員の研究、教育の自由の保障は、雇用者たる大学設置者の一方的判断によっては、その地位は奪われないという身分保障によってはじめて確立しうる」とし、「教員の採用、罷免等の人事については、学校教育法第五十九条一項の「重要な事項」に該当し、教授会（...）の審議が必要な手続要件であり、また、この教授会の審議権は単なる諮問機関としてのそれではなく、より実質的なものであって、これを奪うことは許されない」と示している。なお、本決定に続く同地裁昭和 56 年 12 月 18 日判決では、教特法に関して、「国立大学については、教育公務員特例法により教員の任免について明文の規定（...）が存在するが、それは前記の点から右の法律をまつまでもなく当然あるべき手続を明文化したにすぎないのであり、したがって、私立大学にもまた同様に妥当するものである」と判示している。

以上に見るように、教員の任免に関しては、学校教育法で言う教授会が審議すべき重要事項に含まれることは明らかにされている。そして、教特法の身分保障規定の内容は私立

大学にも適用されると判断されており、この考え方は、法人化後の国立大学をも当然に拘束するものである。しかしながら、教特法の考え方が全面的に適用される訳ではなく、例えば、懲戒権に関して教特法は評議会の審査によることとしているが（第 9 条）、私立大学では必ずしも教授会にかからせる必要はないという判断が示されている。

平成 3 年、甲南大学（学校法人甲南学園）で懲戒処分によって教授が解雇された件（甲南大学懲戒解雇事件）において、神戸地方裁判所（平成 10 年 3 月 27 日判決）は、教員の採用・昇任・身分変更に関しては教授会で審議決定されるべきところ、懲戒に関して教授会決議が必要と学則で定められてなく、また、所属教授会への意見聴取に対しても教授会から回答がなかったことを理由に、教授会決議なくしてなされた懲戒解雇処分は正当であると判断した。その際、学校教育法第 59 条について、「同法において、何を「重要な事項」として、教授会の決議事項とするかについては何らの定めもないことからすれば、私立大学の場合、それは学校法人が自主的に定めるものと解するほかな」と判断している。この判決は、控訴審の大阪高等裁判所（平成 10 年 11 月 26 日判決）でも維持されている。同高裁判決は、学則で「教員の解任は、任命の手續に準じて行う旨定められているから、右任命手續と同様に、教授会は教員の解任（懲戒解雇を含む）について意見を具申する権限を有する」としつつも、「教員任免には教授会の決定を要件とする旨の規程がない本件の場合、教員の任免過程における経営学部教授会の審議決定は、学長からの（任意的）諮問に対する部局長会議及び大学会議の答申と同様に意見具申としての意味を有するにすぎず、教員を任免するための要件ではない」と教授会決議の羈束性については否定している。

名城大学教授解雇事件判決や八代学院大学教授解雇事件判決において教特法の規定が私立大学へも適用される旨判断をしていたのに対して、甲南大学懲戒解雇事件判決においては、教特法で国立大学における懲戒処分を無条件で評議会の審査にかからしめているにもかかわらず、これを学校法人の判断に委ねてしまっており、憲法等の要請する学問の自由を限定的に解釈したものと言える。特に、甲南大学懲戒解雇事件判決（地裁・高裁）が教授会の審議事項は「学校法人が自主的に定めるものと解するほかな」と判断していることは、「教員の採用、罷免等の人事については、学校教育法第五十九条一項の「重要な事項」に該当」と判断した八代学院大学教授解雇事件判決や、教員の進退について教授会の審議決定事項としていることについて「右の如き学則の規定の設けられる所以のものは憲法及び教育基本法に規定する「学問の自由」に由来する大学の自治の原理に基く」と判断した名城大学教授解雇事件判決とは根本的な見解の違いが見られる。思うに、甲南大学懲戒解雇事件判決（地裁・高裁）は、結論の適否は別にしても、この点に関しては余りにも学問の自由への理解がないことへの誇りは免れないのではないだろうか。

しかしながら、甲南大学懲戒解雇事件高裁判決の後に出された大垣女子短期大学における助教授整理解雇（大垣女子短期大学助教授解雇事件）に関する岐阜地裁判決（平成 13

年 8 月 14 日)は、同高裁判決とは全く異なった判断を示している。すなわち、教授会に関する学則では明示的に教員の解雇を審議事項としていないが、「学問の自由を定めた憲法 23 条の趣旨からすると、私立大学の場合であっても、教員の解雇は学校教育法 59 条 1 項にいう重要事項と解すべきであり、被告においても本件整理解雇について教授会の審議を経るべきもの」と判断し、「本件整理解雇は、教授会の審議を経ていない点において、無効」と判示した。

以上のように判決の見解には相違が見られ、青木外(前述)が言うように固まりつつあるとは言い難い状況である<sup>35)</sup>。仮に、教授会自治の範囲を限定的に捉える甲南大学懲戒解雇事件判決の判断に従うとすれば、国立大学が法人化された以降、教員の任用や昇任、懲戒等の人事・服務については、学部教授会や教育研究評議会に諮るか否かについては、各大学の内部規則に委ねられることになる。ただし、同判決でも学内での懲戒委員会の在り方や教授会への意見聴取を懲戒処分の適正性の根拠としており、学内規則でいかなる手続きをも採り得ると判断されている訳ではない。同僚(ピア)が有する専門的知識の必要性の有無が、教授会の決議にかからせるか否かの判断の分かれ目であるように思われる。もちろん、教特法が規定する内容を学内規則に盛り込むことは差し支えないことは言うまでもない。

### (3)教職員の身分保障に関する今後の課題

平成 16 年 4 月の法人化に向けて、承継職員の取扱い等具体的な教職員の取扱いについては引き続き検討されており、また、平成 16 年 4 月以降の移行期間中は劇的な変化は起こらないものと思われる。以下に、調査検討会議の審議等から、教職員の身分保障について重要と思われる課題について述べることにしたい。

第一は、非公務員型が選択され教特法が適用されなくなることについて、国立大学法人法では監事を除く役員のうち学長のみを文部科学大臣が任命することとしたことと関連して、学長任命は国立大学法人の申し出で行うなど大学自治を尊重した規定を設けた(第 12 条)。その他については学長の任命にかからせ、教職員の人事については内部規則に依ることとしたところである。これは政府による関与をなるべく少なくし大学自治を最大限に尊重する趣旨であると思われるが、半面、憲法が保障する学問の自由を全く大学へ委ねてしまっていることに疑問なしとしない。大正初期に京都大学の沢柳事件で慣行として確立した教授会自治が、戦前期に度々侵されたことへの反省も含めて教特法が制定された訳であるが、その保護を大学の内部規則に委ねてしまうことは、単に学長の独善等が危惧されるだけでなく、法人化されても国の関与を免れない国立大学にとっては重要ではないかとの議論は、調査検討会議における議論や非公務員型への反対論にも数多く見られた見解である。また、そもそも大学の自治と学問の自由は密接不可分のものであり(青木外, 304 頁)、その片方のみを法律で規定して足りるのかという疑問もあり得よう。文部科学

省は人事権が及ばない教員人事について法律で規定することには否定的であったが、私法上の労働契約についても労働関係法において様々な制約が加えられていることに鑑みれば、学生保護の観点等から大学教員の人事を取り上げて法律で規定することも理論的には検討し得るのではないかと思われる<sup>36)</sup>。

これを新制度と整合的に解釈するとすれば、戦後文部（科学）省は大学自治を戦前に見られたような形で侵害したことはなく、また、国立大学を法人化するに際しては大学を信頼して権限を委ねるべきであり、仮に不適切なことがある場合は評価で対応するという、事前規制から事後規制へという規制改革の流れに沿ったもの、ということになるだろうか。そうであれば、法人化後に予定される評価は単に教育研究や社会貢献の度合いを測るだけでなく、教員の身分保障を含む大学における学問の自由の尊重も評価の対象に加える必要があるであろう。

第二は、第一とも関係するが、学内規則で学問の自由にかかわることがらを定めた場合、実際に学問の自由が尊重されるかという問題である。この点は調査検討会議でほとんど言及されず、むしろ中間報告書発表後に非公務員型への反対者から寄せられた意見の中に多く見られた。私立大学で教員人事に関する紛争が絶えないことに鑑みれば、法人化後の国立大学でもかかる争いは皆無と予想するのは余りにも楽観的に過ぎるだろう。これまでの国立大学では教特法で規定していたことから手続きが明確であったが、今後は各大学に委ねられることから争いが起こることも十分に予想される。特に、法人化後は、「教授会における審議事項を真に学部等の教育研究に関する重要事項に精選する」（最終報告書）ことが求められており、評議会は教育研究評議会となり権限が縮小され、他方学外者が半数以上を占める経営協議会が併せて設置され、権限が学長・役員会に集中される中で、教員の身分保障の問題は様々な角度で争点となることは免れないのではないだろうか。その点、国大協が調査検討会議で最後に教員人事に関し最低限の事項を法律で定めることを要望したことは、こうした争いを予想したからかもしれない。結論として各大学に委ねることが決まった以上、適正な手続きを踏みながら、それぞれの大学で合意形成をしていくことが肝要であることは言うまでもない。

第三は、学問の自由による身分保障の対象となる者の範囲の問題である。教特法は適用対象となる教育公務員の範囲を定め（学長、副学長・学部長等の部局長、教授、助教授、講師）、更に、準用規定を以て助手にも適用することとしている。しかし、法人化後はどの範囲まで教特法の考え方等を適用するかは、憲法や教育基本法・学校教育法等に反しない限りにおいて大学に委ねられることになる。どのような職制を採るかは大学に委ねられ、「職員の構成も、教員、事務職員等の従来の画一的な区分にとられることなく各大学の实情に即した多様な職種を自由に設定」（最終報告書）することが期待されている中で、学問の自由に基づく身分保障制度の対象の範囲を定め、かつ、その内容を定めることは容易な作業ではない。現状でも、教務職員や技術職員の中には助手に近い業務を行っている

者や助手ポストが少ないことからこれらの身分になっている者があると言われ、こうした者の取扱いは大きな問題となるものと思われる。また、非公務員型が選択されたことによって試験採用に依らない採用が可能になったことから、経営上の必要性や教育研究の高度化による必要性から各種専門的知識を有した者の雇用が増えることが予想され、こうした者の身分保障をどのようにするかも問題になる。

この最後に点については、これまでの国立大学は、原則として公務員試験による職員採用しかなかったため、既に教員の身分で多くの専門家を雇用している事実が認められる。その多くは、教育にはほとんどあるいは全く従事せず、大学の様々な専門的な業務（入試、就職支援、情報管理、経営など）に従事している。私立大学では、こうした業務に従事する者の多くは教員ではなく職員であり、法人化後は様々な職種の設定が可能となることから、国立大学においても職員としての採用が進み、上記のような教育に従事しない教員についての身分の曖昧さが浮き彫りになる可能性がある。蓋し、教員と職員の身分の全般的な見直しに至る可能性も否定できないのではないだろうか。

第四は、大学そのものの変化に伴う学問の自由との関係である。トロウの言う「ユニバーサル・アクセス段階」<sup>37)</sup>にほぼ達した日本の高等教育において、大学は変容を余儀なくされている。既に多くの大学で補習教育や教員の教授能力開発(FD)、学問領域ではなく就職を目標としたカリキュラム作成などが取り組まれ、大学は「学校化」、すなわち初等中等教育学校と同じようなものになったとも言われるようになっていく。そうした中で、最高学府たるゆえ認められる自治・学問の自由が今後とも大学に与え続けられるかどうかは、ひとえに大学の教育研究の在り方にかかっているであろう。前述の甲南大学懲戒解雇事件判決は、大学の「学校化」という文脈の中で解釈すれば、将来的には全ての大学に当然のこととして学問の自由に基づく自治が認められなくなる可能性を示唆したのかもしれない。

#### 4．結語

国立大学の法人化は日本の大学史上画期的な出来事であり、ある意味では明治期からの大学人の悲願の達成でもある。この制度がどのように運用されていくかは未知の部分が多いが、この制度が成功するかどうかの鍵は、教特法が制定された当時と変わりなく、大学の教育研究に直接に従事する者に握られていると言えよう。それ故、その身分保障は第一の条件であり、各大学は、任期制の活用や外国人の登用といった教育研究高度化に不可欠な制度の導入との均衡を図りながら、学内のあらゆる構成者の参加を得つつ、適切な身分保障制度の構築に真剣に取り組まなければならないであろう。

## 【注】

- 1) 学校教育法上の大学の職員には、学長以下全ての教員、事務職員その他の職員全てが含まれる(第 58 条)が、本稿では、教員以外の職員を「職員」と表記し、教員を含む(学校教育法上の)職員全体については「教職員」と記する。ただし、引用等についてはこの限りではない。
- 2) 国家公務員法は、分限、懲戒及び保障の根本基準として、「すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない」(第 74 条第 1 項)と定めるとともに、「職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」(第 75 条第 1 項)と定めている。
- 3) 明治 8 年以前の歴史としては、明治 4 年太政官布告第 369 号によって官立学校教員は一般行政官と同じ官吏とされ、明治 6 年太政官布告第 290 号によって、教員等表が改められて官立学校教員は官吏待遇者となっていた(教育法令研究会 1949, 13 ~ 14 頁)。
- 4) 「明治十年に東京大学を設けられたりと雖も、東京開成学校と東京医学校を綜合して、完全なる統一体制を具へしめたるものにあらずして、恰も独立の二校を合して表面上強ひて之を統一せんとしたるものゝ如し。」(東京帝国大学 1932, 506 頁)
- 5) 「学部」という組織は東京大学の創設(明治 10 年)から 9 年間用いられ、帝国大学への再編(明治 19 年)から 32 年間は「分科大学」となり、大学令の制定(大正 7 年)の翌年からは再び「学部」となり現在に至っている。学部の歴史については、寺崎(1992, 32 ~ 51 頁)が詳しい。
- 6) 総理を会長とし、学部長、予備門長、各学部教授若干名からなる。明治 19 年に東京大学が帝国大学に改組された際に、評議会となった。
- 7) この点について、教育法令研究会(1949, 14 ~ 15 頁)は、公教育は国の事務であるとの建前をとる以上その任に当たる教員が国の官吏としての地位を有するのは当然と述べている。
- 8) 「便宜に従い文部省において開設する規定と総長がその議事の顛末を報告する規定とを廃止したので、評議会が大学の自治機関でありながら、同時に文部大臣が大学の管理に介入するための機関でもあった二重性格は完全に清算され、総長の独裁を制限するための自治機関としての性格が明瞭にされることとなったのである。」(家永 1962, 22 頁)
- 9) ただし、審議事項は、分科大学の課程、学生試験、学位授与資格審査、その他文部大臣又は総長より諮詢の件であって、人事は含まれていなかった。
- 10) 帝国大学独立案私考は、皇族を総裁に迎えることなど、国王の勅許(royal charter)で設立され名誉職の総長(chancellor)を置く英国の大学にモデルがあるように思われる。



- 11) 次項で述べる戸水事件（明治 38 年）は大学人による大学自治擁護運動であるが、家永（1962）は、「この事件で、大学自治、学問の自由の要求が貫徹した結果、大学の勝利に帰したとはただちに断言しがたい。むしろ高級官僚の集団としての帝国大学のプレステージと、強硬外交論に共鳴する世間の俗論の支持との威力の前に、政府が屈服の余儀なきにいたった、というのが真相なのではなからうか」と述べている。
- 12) 「たとい教授会の人事権が形式的に維持せられていても、それによって学問の自由を守りぬくことのできるような客観的条件はもはや存在しなかったことが知られるのであって、大学の自治はすでに失われていたと考えるのが真相に近いであろう。」（家永 1962, 75 頁）
- 13) 昭和 21 年に設置された教育の重要事項に関する内閣総理大臣の諮問機関。前述の米国教育使節団に協力するために内閣に設けられた「日本教育家の委員会」を発展的に解消し設立された。
- 14) 家永（1962, 107 ~ 108 頁）は、法学協会『註解日本国憲法』を引用しつつ、「大学の自治に関しては直接憲法その他法律の明文で規定されてはいないが、これを認めること」が今や「憲法上の要請」となるにいたったのである。この憲法の要請する「大学の自治は、第一段に大学における研究と教授の自由を意味する」が、「更に第二段として、それに止まらず、人事・施設・学生管理についても自治が認められることが要請される」のであって、大学教授が「学問研究については上級官庁の直接の指揮監督を受けず、裁判官に類似する職務の独立が認められる」ことや、「その人事について、自治が認められるべきであるとし、就職後もある程度の身分の保障が認められるべきである」ことなど、戦前以来原則として「慣行的に認められていた所」のものが、今や「憲法上の保障を得た」のであった」と述べている。
- 15) その理由について、教育法令研究会（1949, 43 頁）は、「私立学校については、私立学校の独自性を生かし、その特色を発揮させるためにも、その教員については一応国立、公立の学校の教員とは別個な人事取扱をすることが諸般の事情に鑑みても妥当であると考えられるに至った」と述べている。
- 16) 不利益処分にかかる審査について、本人の請求のあった場合に、口頭審理ではなく口頭又は書面で陳述する機会を与え、大学管理機関が必要と認めるときにのみ参考人の出頭を求め又はその意見を徴することができることとした。
- 17) 例えば、「学部自治を重視するこれまでの大学の管理体制では、大学紛争のような全学的な問題を処理することはきわめて困難であり、まして、全学の意思を結集して大学の改革を進めることは期待できない。」（昭和 44 年 4 月 30 日中央教育審議会答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」）
- 18) 本件は、M. トロウの高等教育発展段階に関する理論や大学の「知の企業体」化の議論と関係が深い問題である。ここで触れる余裕はないが、大場淳「大学を巡る環境の変

化とこれからの大学」(平成 15 年 RIHE 高等教育公開セミナー資料)の「「知の企業体」化する大学」の項参照。

([http://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/rihe\\_seminar2003.pdf](http://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/rihe_seminar2003.pdf) で入手可能)

- 19) 例えば、永井道雄の「大学公社」案(昭和 37 年)など。
- 20) 文部省が基本的方向を示す前に開催された「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」においても、公務員型、非公務員型についての直接の言及はないが、非公務員型を前提とする発言が散見される(同懇談会議事概要)。
- 21) 平成 13 年 4 月に独立行政法人に移行した 57 機関のうち、非公務員型を採用したのは 5 機関のみである。しかし、平成 15 年 10 月に独立行政法人移行が予定されている 30 機関は全て非公務員型を採用することとしており、その後の状況変化が見て取れる。
- 22) 人事制度委員会の検討項目には「公務員型」、「非公務員型」のいずれの記述も見られないが、第 2 回会議で検討項目については両委員会の項目は実質的には同じである旨了解されている。
- 23) 平成 12 年 10 月 11 日の国大協特委では、公務員型と非公務員型について次のような議論があったとまとめている(議事概要より)。

公務員型を前提に議論すべきである。文部省の「検討の方向」も第 1 常置委員会の『国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)』も公務員型を示しており、当初から公務員型が前提になっていると思われる。また、公務員型は身分保障がある等、現行制度からの変化が少ないので、受け入れ易い。非公務員型では将来、私学との区別がなくなり、病院等を国立から切り離す議論になる恐れもある。

非公務員型も検討すべきである。教育研究の活性化のために必要な服務条件の弾力化等、公務員型より利点があり、通則法を素直に読めば、国立大学は非公務員型であろう。

順序としては、まず大学に相応しい条件を検討し、その上で、その実現のためには公務員型がよいのか、非公務員型がよいのか、選択のための議論をすればよい。

- 24) 例えば、国大協第 4 常置委員会に「本専門委員会で公務員型、非公務員型の是非を審議をしている点について報告したところ、ただちに公務員型を前提に出発しているので、そのような議論すること自体が問題であるとの反発があった」との記述がある(専門委員会 C 議事概要)。
- 25) 例えば、2 月に国大協から各大学に送られた「国立大学法人の枠組みについての試案」では、「大学教職員の身分等については、国家公務員型とし、教員の身分等については、現在の教育公務員特例法を精神を生かし、勤務条件等の弾力化をはかる」とこととしている。
- 26) 例えば、「私立大学の場合だと、兼業の許可は理事長が出すというように、理事長が教員一人一人を管理している。そのように考えると、法人の長が教員組織全体を見渡せ

ないとだめではないか。そうでないと、学校の管理というのはできない。そういう意味で、教育公務員特例法で教員を過度に保護することは避けるべきであり、今後見直すべきで課題の一つになるのではないか。」(第3回議事要旨)

- 27) 例えば、人事制度委員会(第4回)で、「私立大学からは非常に積極的なヘッドハンティングがあっても、国公立大学がヘッドハンティングを行おうとしても、一定の範囲内の高等専門学校、国立大学、行政関係機関からのパターンの交流に限られており、思い切ったことはできない」、専門委員会C(第4回)で(大学共同利用機関について)「特殊技能者や専門家を急にプロジェクト研究のため必要な時に試験採用では間に合わない」との発言がある。
- 28) 教特法(の考え方)の適用に反対する議論としては、例えば、「滝川事件が起こったそういう時代ならともかく、現在の日本の社会、あるいはこれからの21世紀のグローバル化の進む国際社会というのは、全くその時代と違うわけである。したがって、戦時中の国家権力が横暴を極めた時代、そういう教訓の中で国立大学の教員があまりにも過保護である。そのためにほとんど良い意味での競争原理が働かなくなってしまう。…学問の自由や自律性、大学の自治を隠れ蓑にして、いわば全部国につけをまわして勝手なことができるのが今の国立大学のシステムであり、そういう国立大学を変えようというのが今回の目的であったのではないか。…この法律自体を護持したまま、国立大学を動かそうとしても大学が活性化するとは思わない。」(連絡調整委員会(第3回)議事要旨)
- 29) 組織業務委員会(第6回)で、事務局は「仮に非公務員型ということをもし選択するとすれば、そもそも教育公務員特例法という法律は、公務員法の特例としての法律であり、仮に公務員ではなく、非公務員ということであれば、教育公務員特例法の規定の適用云々ということはおそらくおこってこないと思う。公務員型を選択した場合については、教育公務員特例法の適用の問題が多分出てくるということである」と述べている。この後の各委員会でも非公務員型を選択した上で教特法の内容を別途法律で規定することについて度々言及されているが、事務局はその可能性を一貫して否定している。
- 30) 本件については、当日の議事要旨には記されていないが、第6回会合議事要旨において、事務局が「昨年未までの国家公務員制度の大改革の方向について期待していたものが、なかなか大学関係について言えばあまり変わらない」と議論を総括している。
- 31) 「国家権力から独立すべきだということをいいながら、公務員の中において、おまげ的に教育公務員特例法の世界の中で自分を守るということは、自己矛盾以外の何者でもないわけであり、それであれば民営化すればよいと思う。あるいは私立大学は学問の自由が文部科学省から侵されているのかということを検証してからやるべき問題であり、それは設置形態とは全く関係のないことであると思う。」(連絡調整委員会(第2回))
- 32) この考え方は、例えば連絡調整委員会(第6回)の事務局発言「文部科学大臣の任

命権が及ばない教員の部分の人事について、法律でそのプロセスを規定することは、学長なり学内の自主性を侵害する」に窺える。

33) ここで言う「内部規則」は雇用契約や学則、各種基準等あらゆる形態の規範となるものを含む。

34) 本件は、併せて学長罷免についても争われており、教特法第 6 条の身分保障に関して、「此の理は独り国公立大学の学長に限らるべきものではなく、私立大学の学長にも普遍するものであることは論を待たない。私立大学の学長の免職について私立学校法人法には右の如き規定は存在しないが、私立大学の学長の任免につき理事会等の任命権者の恣意を抑制することは法的要請である」と述べ、教特法の身分保障の内容は私立大学においても適用されることをも判示した。

35) もっとも同書が出版されたのは甲南大学懲戒解雇事件判決前の昭和 59 年であるから、当時から状況が変わったとも言えるかもしれない。

36) その点、最終的には放棄されたものの、戦後間もなく教員身分法が私立大学教員も含めて検討されたことは(前述)、その可能性が全くない訳ではないことを示していると考えられる。

37) 高等教育進学率が 50 %を超えた段階。トロウはこの段階では、高等教育進学は義務になると言う。マーチン・トロウ(天野郁夫・喜多村和之訳)1976『高学歴社会の大学』東京大学出版会参照。

#### 【参考文献】

青木宗也外編 1984『戦後日本教育判例大系第三巻』労働旬報社

家永三郎 1962『大学の自由の歴史』塙書房

教育法令研究会 1949『教育公務員特例法 解説と資料』時事通信社

国立大学協会第一常置委員会「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)」平成 11 年 9 月 7 日国立大学協会

人事院 2002「公務員白書平成 14 年度年版」財務省印刷局

寺崎昌男 1992『プロムナード東京大学史』東京大学出版会

寺崎昌男 1998『大学の自己変革とオートノミー』東信堂

東京大学 1984『東京大学百年史通史一』東京大学出版会

東京大学国立大学制度研究会 2000「国立大学の法人化について」平成 12 年 10 月 3 日(最終報告書)

東京帝国大学 1932『東京帝国大学五十年史上冊』

牟田泰三 2003「ムタ・メールマガジン」No. 50, 平成 15 年 9 月 18 日

(<http://onlinehp.hiroshima-u.ac.jp/mmz/>)

文部科学省 2003 「「国立大学法人法案」関係 6 法案の概要」平成 15 年 2 月 28 日記者発表資料

文部省 1999 「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」平成 11 年 9 月 20 日国立大学長・大学共同利用機関長等会議資料

## 第3部 組織改革と組織変容

## 第7章 1990年代の中国における高等教育機関の合併

黄 福涛

### 1. はじめに

これまで中国における高等教育の改革に関する合併問題の研究においては、政策的なレベルで検討された場合が多く、合併に関する高等教育機関の構成（種類・分野・レベル）と高等教育機関管理体制（設置形態や所管関係など）の変化に関する研究はまだ十分ではなかった。しかし、高等教育機関の構成や、各機関の管理体制といったものは、1950年代旧ソビエトモデルに沿った中国の現代高等教育の非常に重要な特質の1つであり、学生の募集をはじめ、学士課程カリキュラムの設置、財政配分と運営経費の出所、人材の養成や卒業生の職場配置などに大きな影響を及ぼし、また1970年代末以来の中国における高等教育改革の重要な対象と課題であったと言える。従って、本論文は、主に1992年から2000年までの合併によって、こうした機関の構成と管理体制がどのように変化したかを検討することを目的とする。具体的には、(1)1990年代の高等教育機関の合併に関する背景と政策を整理し、(2)合併の実態、パターンと合併による高等教育機関の分野別構造と管理関係に及ぼした影響を考察し、及び(3)比較の視点からみた日中両国における高等教育機関の合併に関する相違点などを取り上げる。

なお、中国の高等教育システムは大きく2つのタイプの機関から構成されている。すなわち全日制普通高等教育機関と成人高等教育機関である。全日制普通高等教育機関は専科教育（日本の短期大学にあたり、履修期間は2～3年である）と本科教育（日本の4年制大学における学士課程教育に相当し、医学や工学系の場合に、履修期間が5年間になっている場合もある）、そして大学院（修士課程と博士課程の区分からなっており、それぞれ3年ずつである）レベルの教育という三つの段階に分けられるのに対して、成人高等教育機関は専科教育と本科教育という二つの段階からなっている。また、履修期間や専門分野などによって、普通高等教育機関はさらに総合大学、単科大学、高等専科学校と職業技術学院（短期職業大学とも呼ばれる）に区別することができる。本論文で対象とするのは、主に全日制普通高等教育機関の本科と専科教育段階である。

### 2. 合併の背景と政策

#### (1) 背景

中華人民共和国建国直後の1952年7月から1953年末まで、高度に中央集権的な計画経

济体制に沿った人材の供給を目的として、旧ソビエトモデルに基づき、「院系調整」（高等教育制度の構造及び機関の内部組織に対する再調整）と呼ばれる全国規模な高等教育機関の合併が行われた。その結果としては、主に 2 つの点が挙げられる。すなわち、第 1 は、合併などを通じて、既存の総合大学の数と財政・経済系の専門高等教育機関が大幅に減った一方で、理工系・農学系をはじめとする専門高等教育機関が圧倒的な割合を占めるということになった（表 1）。

表 1 1952-53 年における「院系調整」による普通高等教育機関の構成の変化

種類別	1951 年 (校)	%	1954 年 (校)	%	増減数 (校)
総合大学	47	22.82	14	7.45	-33
理工系	36	17.48	40	21.28	+4
農学系	15	7.28	26	13.83	+11
林業学系	—	0	3	1.59	+3
医薬系	27	13.10	28	14.89	+1
師範系	30	14.56	39	20.74	+9
言語系	8	3.88	8	4.26	なし
財政・経済系	19	9.22	5	2.66	-14
政治・法律系	1	0.49	4	2.13	+3
体育系	1	0.49	6	3.19	+5
芸術系	18	8.74	14	7.45	-4
その他	4	1.94	1	0.53	-3
合計	206	100.00	188	100.00	-18

出典：中華人民共和国教育部計画財務司『中国教育成就 1949-1983』，人民教育出版社，1984 年，51 頁。

第 2 は、中央と地方政府における教育主管部門と各省庁による「条快分割」という高等教育管理体制が形成されるようになったのである。すなわち、中央政府教育部、他省庁、地方政府の教育所管部門及びその他の行政部門という 4 つのアクターがそれぞれ高等教育機関を設置・所轄し、中央と地方政府という垂直的關係、また教育主管部門と他省庁という水平的關係で、高等教育の設置、管理運営の主体が分割されるということである。例えば、1953 年 11 月 13 日に、高等教育部によって公表された文書は、当時高等教育機関 181 校のうち、148 校の所管關係について、明確的に規定しており、「条快分割」といった高等教育管理体制を発足したのである<sup>1)</sup>。つまり、中央政府においては、高等教育部が所轄した機関は 8 校、各省庁が所轄した機関は 30 校であった一方で、地方政府においては、大



区行政委員会（当時、全国は東北、西北、華東、中南、西南と華南という6つの行政大区に分けられていた）が所轄した機関は72校、また省・市・自治区政府が所轄した機関は38校という体制が形成されてきた<sup>2)</sup>。また、地方政府によって所管された機関数が多かったのであるが、中央政府においては、多くの機関が教育部以外の各省庁に所轄、運営されるようになったのは事実である。1965年までに、高等教育機関434校のうち、高等教育部によって34校が管轄されたのに対して、中央各省庁によって管轄された機関は149校に増えてきた。それ以外に、省・市・自治区政府によって管轄された機関数は251校になっていた。結果的には、中央政府教育部と他省庁「条」と地方政府教育主管機関と他の行政部門「快」がそれぞれ独自に機関を設置、所轄、運営するという管理体制が定着するようになってきた<sup>3)</sup>。

1966年から1976年までの「文化大革命」、10年間の「高等教育混乱期」を除き、こうした管理体制が1990年代前半までの中国における高等教育の発展に大きな影響を与えていた。

1970年代末から中国は、経済改革・開放を実施し、特に1992年以降、計画経済体制から社会主義市場経済体制へ移行を始めたことに伴い、市場原理が高等教育機関に導入されるようになってきた。また、経済などのグローバル化の中で、高等教育の質と運営効率を向上させ、さらに21世紀に向けて、世界一流の大学の創立を目指す改革も急速に進められてきた。その際、旧ソビエトモデルに基づいて形成されてきた高等教育の構造及び管理体制をめぐって、いくつかの弊害が指摘された。具体的には、(1)高度に中央集権的な計画による学生の統一募集、カリキュラムの統一編成や職場の統一配置などは、市場経済体制に相応しておらず、特に地域社会のニーズに対応できない。(2)中央各省庁及び地方政府の行政部門によって設置・管轄された機関は、特定の応用性や高い専門分野に限られ、またごく細分化された専攻に基づいたティーチングが行われてきたため、急速に変動していると見られる知識社会に対応できる人材の養成に相応しくない。(3)中央・地方政府の教育部門と行政部門が独自に機関を設置・所管することによって、限られた政府の財政支出が、多くの分野が重複した小規模な各機関に分散したため、高等教育全体の運営効率がとても低かったということである。例えば、1992年の時点では、普通高等教育機関においては、在校生が1000人以下の本科高等教育機関は全体機関の15.2%を占める一方で、在校生が600人以下の高等専科学校と短期職業大学合わせて、全体機関の41.9%であった<sup>4)</sup>。

## (2) 政策の展開

1980年以降では、高等教育機関の合併に関する政策の展開は大きく2つの段階に分けられる。すなわち、1983年から1991年までの改革方針の確立・模索期と1992年以降の政策の具体化・実施期である。以下、それぞれの段階における特徴について指摘しておく。

まず、1983年から1991年までの第1段階においては、個別的、小規模の高等教育機関

間の合併が行われていたが、中央政府による合併に関する明確な政策と具体的な方法ができておらず、システムレベルにおける合併が本格的に実施されていなかったため、合併による高等教育機関の構成、または管理関係の変化は見られない。しかし、経済の改革・開放の進展に伴い、それ以降の高等教育管理体制に関する改革方針が定められたのは確実である。例えば、**1985年5月27日**に頒布された『中共中央關於教育体制改革的決定』という文書には、高等教育の管理体制改革について、「中央、省（自治区、直轄市）、中心都市（人口が集中し、経済的にも豊かな都市を指す—筆者注）という**3つのレベル**において、高等教育の管理運営に関する改革が実施されなければならない」という目標が決められた<sup>5)</sup>。この段階は高等教育管理体制に関する改革方針の確立・模索期といってよい。

次に、**1992年**から**2000年**までの第**2段階**においては、合併をはじめとした高等教育管理体制改革に関する明確な目標と具体的な方法が定められることにより、高等教育機関の合併も本格的に全国で行われてきた。結果的には、高等教育機関の構成や所管関係に大きな変化が見られるようになってきた。以下、**1992年**以降、特に高等教育機関の合併に大きな影響を与えた文書を取り上げることにする。

**1992年11月14日**から**18日**まで国家教育委員会（**1998年**に教育部と改称されている）によって北京で開かれた全国普通高等教育工作会议において、高等教育体制の改革が重要な課題として本格的に議論された。この会議においては、今後の改革の方針として、**2つの点**があげられた。すなわち、第**1**に、「従来のように国家が集中的に計画し、また政府が直接的に関与した運営体制を変え、国家（政府）、社会と学校との**3つの関係**を整理し、次第に国家によって全般的に計画し、またマクロ的に管理運営し、高等教育機関が社会に向けて、自主的に運営する新しい体制を建立し、改善する」。第**2**に、「高等教育管理体制を改革し、次第に中央政府と省（自治区、直轄市）政府という二つのレベルにおいて管理し、責任を負うことを主とする管理体制を実行する」<sup>6)</sup>。会議後、以上の方針に基づき、高等教育管理体制の改革に関する文書・政策が明確に公表された一方で、合併を含めた高等教育管理体制に関する様々な改革が全国で盛んに実施された。

**1993年2月**に中共中央・国務院によって公表された『中国教育改革和發展綱要』（中国の教育改革と發展綱要）及びその『实施意见』は、**1990年代**以来の中国における教育改革について、もっとも重要な文書であると考えられる。この「綱要」は、**1992年**に始まった計画経済体制から市場経済体制への移行に伴う中国の未来の教育改革像と実施方針をより明確に描いていると同時に、**1985年**に頒布された『中共中央關於教育体制改革的決定』におけるいくつかの改革方針をさらに強調している。例えば、**1990年代**の高等教育管理体制に関する改革目標について、「次第に高等教育機関が中央と省（自治区・直轄市）政府という**2つのレベル**によって管理・運営されるようになることを主な目標として、社会各界の参加による新しい高等教育機関の管理体制を形成しなければならない」と改めて言及している<sup>7)</sup>。

1990年代後半になると、高等教育管理体制に関する様々な改革試みが実施されるに伴い、その政策もさらに明確化されるようになってきた。例えば、1995年7月に、国家教育委員会によって公表された『国家教委關於深化高等教育体制改革的若干意見』（国家教育委員会による高等教育体制の改革を深化することに関する若干の意見）は、高等教育管理体制の改革方策として、具体的には「共建」（中央政府と地方政府と協力的に大学を運営する）、「聯合」（大学と政府、企業、民間人などと聯合的に大学を運営する）、「合併」（大学と大学間の協力）、「協作」（大学と企業、研究機関などの地域社会との連携）と「划転」（大学と管轄した省庁との従属関係・上下関係を転換する）という5つの側面を提示している<sup>8)</sup>。

また、1996年1月に北戴河で国家教育委員会によって高等教育管理体制の改革に関する工作座談会が開催された際に、高等教育管理体制の改革に関して、改めて「共建、調整、合作、合併」という八字の方針が打ち上げられた。そのうち、「合併」という措置は「合作」の最高形式と見られており、教育の質と運営効率を向上させるため、複数の高等教育機関を合併し、具体的には、人事、財務、資産、教育と科学研究の5つの側面において統合を実現することを意味している<sup>9)</sup>。

さらに、1998年1月17日から19日まで、揚州で開かれた全国高等教育管理体制改革的經驗交流会においては、中国共産党第15回大会の報告によって提唱された「高等教育管理体制の改革ペースをさらに加速しなければならない」という指示に基づき、管理体制の改革に関する目標がより明確に定められた。つまり、「できるかぎり2000年までに、またはもっと長い時間をかけて、およそ中央・省政府という二つのレベルにおいて、高等教育機関を管理運営し、中央と省政府がそれぞれに分業して責任を負い、国家によるマクロ的な政策指導に基づき、省政府による全面的な高等教育機関の計画的な管理運営を中心に、「条」と「快」と有機的に結合する高等教育の新しい管理体制を形成する」ということである<sup>10)</sup>。以来、「合併」をはじめとした高等教育管理体制の改革のペースは急速に展開されてきた。

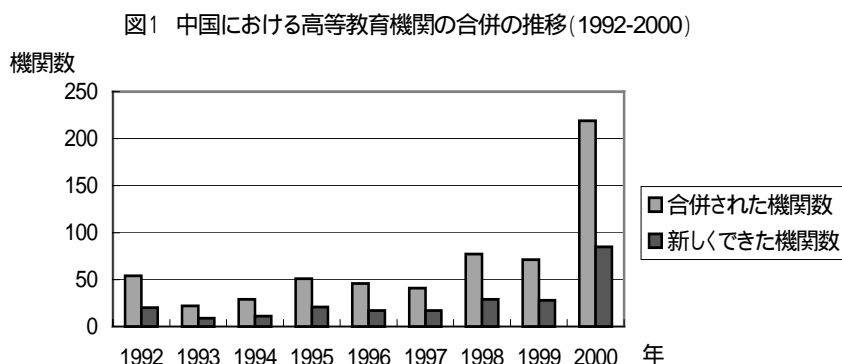
### 3. 合併の実態、パターン、特徴及び結果

#### (1) 合併の実態

1990年代においては、全国で初めて合併によってできた高等教育機関は、1992年3月5日に成立した鎮江市高等専科学校と見られている。この高等専科学校は、江蘇省人民政府が所轄した成人高等教育機関としての鎮江市職業大学、鎮江教育学院と江蘇省広播電視（放送テレビ）大学鎮江分校といった3つの機関から構成されてきた。これを皮切りとして全国に合併が起こった。1992年の時点では、全国においては、合併により、高等教育機関54校から新しい機関20校ができた<sup>11)</sup>。ここで指摘しておきたいのは、1992年以後、高等教育管理体制の改革に関する政策の変化と関連文書の頒布によって、合併に関わった機関数や進行ペースが異なっていたことである。

まず、図1に明らかになったように、1992年、1995年、及び1998年以降の3年間、

高等教育機関の合併が盛んに行われたことは特に目立つとあってよい。なぜならば、合併に関する様々な改革の試みの実施が、すべて関連した政策・文書によって定められたのである。つまり、合併に関する具体的な目標達成、合併の規模及び進行ペースなどは、基本的には政府により、左右されるわけである。図 1 に現れたように、**1993 年**においては、わずか**22 校**が合併に関与し、合併でできた機関が**9 校**であったに対して、**2000 年**においては、約**218 校**が合併され、新しく成立した機関が**85 校**までに増えており、**1992 年**以来、合併された機関数と新しくできた機関数はもっとも多かった年であった<sup>12)</sup>。



出典：『中国教育年鑑』1992年から2000年までの各年版，人民教育出版社，<http://www.moe.edu.cn> による関連資料により作成。

次に、**1992 年**から**2000 年**まで、合併された機関及び新しくできた機関の量的な変化が見られるだけではなく、合併に関わった機関の構成（種類、分野、またはレベル）と管理体制（所管関係や設置形態）なども多種多様になってきた。例えば、**1992 年**の時点では、合併に関わった**54 校**のうち、成人高等教育機関は約**31 校**、普通高等専科学校は**7 校**であった。いずれも普通高等教育機関と**4 年制**の大学より大きなシェアを占めていた。また、合併で新しくできあがった**20 校**のうち、成人高等教育機関は**8 校**、高等専科学校は**4 校**であった<sup>13)</sup>。合併に基づいて成人高等教育機関数が減少したことが明らかである。ただし、**1992 年**の時点では、合併による機関レベルの変化はほとんど起きていなかった。例えば、**54 校**のうち、交通部（日本の国土交通庁にあたる省庁）が管轄した武漢河運専科学校と武漢水運工程学院からなった武漢水運学院という**1 校**を除き、合併はすべて地方政府によって管轄された機関間において行われており、**1990 年代後半**のように、合併による高等教育機関所管関係の変化、特に中央省庁所管機関から地方政府による管轄・運営への移譲・移

管はほとんど見られない。換言すると、高等教育機関の合併が始まった際は、主に工場の労働者を養成するために作られた職工大学や特定の応用性が高い専門分野を中心とした高等専科学校の間において行われてきた。つまり、合併による成人高等教育機関と高等専科学校の量的な減少に伴った専門分野の再調整を主な目的として実施されたと考えられる。これに対して、**2000**年の時点では、合併に関わった高等教育機関**218**校のうち、高等専科学校が依然として大きな割合を占めていたのであるが、これまでの合併の結果の一つとして、成人高等教育機関数が大幅に減少したため、合併された成人高等教育機関はわずかに約**56**校に過ぎなかった。また、学問分野からみると、前と同じように、高等専科学校レベルにおける工学系、農学系、及び医薬系機関は、引き続き、複数の専科学校で合併されたり、**4**年制の総合大学に吸収・昇格されたりするようになってきた一方で、高等師範専科学校と成人教育学院の合併による普通高等教育機関としての師範学院の発足、またはこれらの機関がほかの種別の専科学校と合併し、総合学院、あるいは大学を成立したことは特に注目される。従って、**1990**年代後半以降は、合併を通じて、単に成人高等教育機関数と高等専科学校の減少に伴った高等教育機関の構成に対する再調整を中心に実施されたわけではなく、高等教育機関の所管関係や設置形態、特に中央省庁による高等教育所管体制に対する見直しが改革のもっとも重要な目標になってきたと言える。具体的には、**1992**年から**1995**年にかけて、合併による高等教育機関の所管関係の変化と見られた機関数が**2, 3**校しかなかったのに対して<sup>14)</sup>、**1998**年から**2000**年までの**3**年間にわたって、その機関数がそれぞれ**161**校<sup>15)</sup>、**51**校<sup>16)</sup>、**778**校<sup>17)</sup>に大幅に増えてきたのである。

## (2)合併のパターン

高等教育機関の構成（種類・分野・機関レベル）と高等教育機関管理体制（設置形態や所管関係）の変化によって、合併のタイプは大きく二つのタイプに分けられている。すなわち、高等教育機関の種類、分野別とレベルによる合併（タイプⅠ）及び高等教育機関の設置形態に基づいた合併（タイプⅡ）である（表**2**と表**3**参照）。また、それぞれのタイプはさらにいくつかのグループに分類することができる。

## (3)合併の結果

**2000**年まで、合併によって、理工系・農学系をはじめとした特定の学問分野を中心として、専門高等教育機関が大幅に減少してきた一方で、総合大学や経済、管理、情報などを中心とする高等教育機関数が著しく増加してきた<sup>18)</sup>。**2000**年**12**月**31**日の時点では、合併によって、高等教育機関の構成及び管理体制の変化として、次のような**3**つの点が挙げられる。

第**1**は、普通高等教育機関全体数が**1990**年の**1075**校から**2000**年の**1041**校までに減少してきた。そのうち、従来の**607**校の大学、専門学院、特に理工系の機関が総合大学に

表2 高等教育機関の種類別・分野別・レベルによる合併のパターン(タイプ)

区分	特徴	合併例	合併後
種類別	普通高等教育機関と普通高等教育機関との合併	北京医科大学+北京大学	北京大学(普通)
	成人高等教育機関が普通高等教育機関に合併され、普通高等教育機関になった。	青島建築工程学院(普通)+青島冶金鉱山職工大学(成人)	青島建築工程学院(普通)
分野別	複数の同じ学問分野の機関間の合併によって一つの専門教育機関になった。	河北師範大学+河北師範学院+河北教育学院	河北師範大学(師範系)
		河北財經学院+河北経貿学院+河北商業高等专科学校	河北経貿大学(財政・経済系)
	異なった学問分野の機関間の合併によって、総合大学が形成された。	江蘇工学院(工学系)+揚州師範学院(師範系)+江蘇農学院(農学系)+揚州医学院(医薬系)+江蘇省商業専科学校(財政・経済系)+江蘇水利工程専科学校(工学系)+国家税務局揚州培训中心(財政・経済系)	揚州大学(総合大学)
レベル	本科高等教育機関間の合併	同済大学(本科)+上海鉄道大学(本科)	同済大学(本科)
	高等专科学校が本科高等教育機関に合併され、本科高等教育機関になっている。	北方交通大学(本科)+北京電力高等专科学校(専科)	北方交通大学(本科)
	高等专科学校間の合併によって、本科高等教育機関に昇格された。	上海軽工業高等专科学校+上海冶金高等専科+上海化工高等专科学校	上海応用技術学院(本科)
	複数の高等专科学校間の合併によって一つの高等专科学校になっている。	馬鞍山連合大学(専科)+馬鞍山商業高等专科学校(専科)	安徽商業高等专科学校(専科)

出典：「1992年以来全国高等教育管理体制改革概況」、『光明日報』1998年1月19日第2版。

<http://www.moe.edu.cn/highedu/> などのデータにより作成。

表3 高等教育機関の設置形態による合併のパターン(タイプ)

グループ	特徴	合併例	合併後
A	同じ所管部門における機関間の合併による所管関係の不変	江西大学(江西省人民政府) + 江西工業大学(江西省人民政府)	南昌大学(江西省人民政府)
B	複数の部門が所管した機関間の合併による一つの部門への移管	天津貿易大学(対外経済貿易部) + 南開大学(教育部)	南開大学(教育部)
C	中央省庁が所管した機関と地方政府が所管した機関との合併による地方政府への所管	北京信息管理學院(信息産業部) + 幹部管理學院(電子工業部)	北京信息工程學院(北京市人民政府)
D	教育部, または中央省庁が所管した機関と地方政府が所管した機関との合併による中央省庁と地方政府と共同での所管へ	太原工業大学(山西省人民政府) + 山西鋳業學院(石炭部)	太原理工大学(石炭部と山西省人民政府共同で所管)
		同濟大学(教育部) + 上海城建學院(上海建築委員會) + 上海建材學院(建材工業局)	同濟大学(教育部と上海市人民政府共同で所管)

出典:「1992年以來全國高等教育管理體制改革概況」,『光明日報』1998年1月19日第2版。  
<http://www.moe.edu.cn/highedu/> などのデータにより作成。

合併されたり,新しい総合大学に昇格したりすることによって,235校となっており,合併に基づき372校が減少したということである<sup>19)</sup>。特に,専門性が高い複数の単科大学の合併により,1950年代に形成された理工系を中心とした高等教育構造に対して,学問分野的に欠けている部分を補完し,世界一流の大学の成立を目指す巨大な総合大学が誕生した。例えば,1998年,浙江大学,杭州大学,浙江農業大学と浙江医科大学から構成される新しい浙江大学と2000年に北京医科大学を合併し,新しく成立した北京大学は,中国における全ての学問分野,多くの重点研究拠点,実験室などをもつ総合大学になっている。

第2は,高等教育機関の管理体制にも大きな変化をもたらされた。具体的には,中央省庁所管機関が1990年の318校から2000年の50校になっており,明らかに減少してきた。一方で,教育部,特に地方政府所管機関数が1990年の36校と721校からそれぞれ2000年の71校と920校までに著しく増加してきたということである(表4参照)。約8年間にわかって,509の高等教育機関(普通高等教育機関296校)においては,管理体制の見直しが行われており,そのうち従来の中央省庁が所管した機関360校(うち普通高等教育機関205校)が地方政府に移管されるようになっている。また,中央各省庁間における所管

表4 普通高等教育機関構成（種類別・レベル）及び管理体制の変化

種類別	1990年(校)	%	2000年(校)	%	増減数(校)	
総合大学	50	4.65	83	7.97	+33	
理工系	286	26.60	239	22.96	-47	
農学系	59	5.49	44	4.22	-15	
林業学系	11	1.02	6	0.58	-5	
医薬系	122	11.35	100	9.61	-22	
師範系	257	23.91	221	21.23	-36	
言語系	14	1.30	15	1.44	+1	
財政・経済系	80	7.44	68	6.53	-12	
政治・法律系	25	2.33	26	2.50	+1	
体育系	16	1.49	14	1.34	-2	
芸術系	30	2.79	29	2.79	-1	
その他	125	11.63	196	18.83	+71	
合計	1075	100.00	1041	100.00	-34	
内 訳	四年制大学	620	57.67	599	57.54	-21
	専科学校	341	31.72	258	24.78	-83
	短期職業大学	114	10.61	184	17.68	+70
	合計	1075	100.00	1041	100.00	
	教育部所管機関	36	3.35	71	6.83	+35
	他省庁所管機関	318	29.59	50	4.80	-268
	地方政府所管機関	721	67.06	920	88.37	+199
	合計	1075	100.00	1041	100.00	

出典：中華人民共和国国家教育委員会計画建設司、『中国教育統計年鑑 1990』，人民教育出版社，20頁。中華人民共和国教育部發展規画司『中国教育統計年鑑 2000』，人民教育出版社，22頁。「高教管理体制改革大刀闊斧進展順利」，『中国教育報』2000年11月7日第1，2版。  
<http://www.moe.edu.cn/highedu/> などにより作成。

関係を見直した機関数が99校（うち普通高等教育機関83校）で、所管関係にまったく変更が起きていない機関数がわずかに32校である。地方の場合には、従来の省（直轄市）政府における各行政部門が所管した高等教育機関18校が、省（直轄市）政府における教育主管部門によって、所管されるようになっていく。統合後の高等教育の管理体制は、中央行政部門から教育部や省政府・直轄市の教育委員会への大学の運営役割の転換を実現しており、地方政府と各高等教育機関は、学生募集、カリキュラムの編成、機関内部の組織機構の確定、運営資金の調達などにおいては、主体的に運営を行うことができるようになっていく。



てきた。従来の多くの中央省庁所管機関が地方政府に管理・運営を委譲されたために、高等教育機関は地域社会との連携、特に地方産業への貢献が次第に増加するようになっている。

第3は、高等教育機関の規模に大きな変化が起きた。具体的には、3000人以下規模の機関数が減少してきたのに対して、4000人以上の規模をもつ総合大学と理工系機関、特に後者の数は大幅に増加してきたということである（表5参照）。中央行政部門所管機関の統合によって、従来、専攻が細分化・重複した小規模の単科大学・学院は、人材養成の幅が広げられており、こうした機関の効率もさらに向上されるようになってきた。

表5 総合大学と理工系高等教育機関における規模の変化

機関名 規模（人）	1990年（校）		2000年（校）		変化状況（校）	
	総合大学	理工系	総合大学	理工系	総合大学	理工系
300以下	0	6	0	2	なし	-4
301-500	0	12	0	3	なし	-9
501-1000	1	34	0	3	-1	-31
1001-1500	4	47	6	2	+2	-45
1501-2000	4	43	2	7	-2	-36
2001-3000	7	63	2	25	-5	-38
3001-4000	3	38	3	25	なし	-13
4001-5000	8	10	4	20	-4	+10
5001以上	23	33	66	152	+43	+119
合計	50	286	83	239		

出典：中華人民共和国国家教育委員会計画建設司、『中国教育統計年鑑 1990』、人民教育出版社、22頁。中華人民共和国教育部発展規画司、『中国教育統計年鑑 2000』、人民教育出版社、22頁により作成。

#### 4. むすび - 日中比較の視点から

日本においても、最近高等教育合併・統合の動向が見られるようになってきている<sup>20)</sup>。中国と比べると、全国的な、あるいは大規模の高等教育機関の合併はまだ本格的に始まっていないと言えるが、比較の視点から、以上のような中国における合併に関する考察に基づく一方、これまで日本において進められてきている高等教育機関の合併に関する現状とこれからの動向も踏まえて、合併について、日中両国に関しての相違点は、以下のように3つの点があげられる。

第1に、合併の背景や狙いに関しては、中国における高等教育機関の合併は、基本的には計画経済体制から市場経済体制への移行に伴い、1950年代の旧ソビエトモデルに沿った高等教育の構造及び管理体制を改革する目標として、中央行政部門が所管した、理工系の専門学院を中心に、世界一流大学の創立を図り、単科機関の総合化を実現すると同時に、管理体制の地方化、つまり、従来のように中央政府の管理権限を地方政府に委譲し、地域社会の実態・ニーズに応じること目指して展開されてきた。それに対して、既に高等教育の大衆化段階に入ってきた日本の場合は、主に18歳人口の減少によって、第2次世界大戦後、主に地域社会の人材を養成するために作られた教員養成大学・学部相互の統合や、医科大学などの単科大学を総合大学と合併・統合し、改組再編を通じて、グローバル化を目指し、国立大学の構造改革を達成することを目標としている。

第2に、合併のプロセスについて、中国では短期間に、「政府主導型」と見られる中央教育主管部門による行政命令に基づいた集中的かつ全国規模な統合が行われており、特に1990年代後半になると、急速に展開されてきた。各高等教育機関が自主的に考える余地がほとんどなかったのに対して、1990年代後半以来、日本における各機関の統合は、最初は個別大学・機関あるいは学部間の協議から発足し、大学と政府共同で進められているということであろう。

第3に、日本における大学・学部の統合の見通しがまだ十分に明らかにされていないにもかかわらず、日中両国における統合をめぐる共通の課題は少なくない。つまり、教育・研究や管理運営、特に人事面の調整が難航しており、また独自の専門領域だけを有する機関が統合によって、その特色・個性は埋没される恐れがあるということであり、特に統合による新たな高等教育機関は、どのようにして様々な葛藤を解決し、有する人的・物的資産を有効に活用し、また特色ある大学を作り出せるのかというような大きな課題に直面していると考えられる。

## 【注】

- 1) 中華人民共和国教育部計画財務司『中国教育成就 1949-1983』、人民教育出版社、1984年、50頁。
- 2) 劉光主編『新中国高等教育大事記』(1949-1987)、東北師範大学出版社、1990年、62頁。
- 3) 朱開軒「積極推進高等教育体制改革—在全国高等教育体制改革座談会上的報告」、1994年12月16日。何東昌主編『中華人民共和国重要教育文献 1976-1990』、海南出版社、1998年、3725頁。
- 4) 周遠清「高等教育体制的重大改革与創新」、『中国高等教育』(半月刊)2001年第1期、6-7頁。

- 5) 何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻 1976-1990』, 海南出版社, 1998年, 2288頁。
- 6) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 1993』, 人民教育出版社, 1994年, 148—149頁。
- 7) 中共中央國務院「中國教育改革和發展綱要」, 『人民日報』, 1993年2月7日。
- 8) 「國家教委關於深化高等教育體制改革的若干意見」, 1995年7月19日。何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻 1976-1990』, 海南出版社, 1998年, 3851—3854頁。
- 9) 郝維謙・童正中主編『高等教育史』, 海南出版社, 2000年, 530頁。
- 10) 嚴燕「世紀之交的回眸與前瞻」, 『揚州大學學報・高教研究版』, 1998年第1期, 1—5頁。
- 11) <http://www.moe.edu.cn/highedu/gxtz/gxhb0.htm>
- 12) 同上。ただし、『中國教育年鑑 2001年』によると, 2000年においては, 196校の合併で82校ができた。中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 2001』, 人民教育出版社, 2001年, 163頁。
- 13) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑』1992年から2000年までの各年版, 人民教育出版社, または <http://www.moe.edu.cn>
- 14) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 1995』, 1996年, 197頁。
- 15) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 1999』, 1999年, 200頁。
- 16) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 2000』, 2000年, 163頁。
- 17) 中國教育年鑑編輯部『中國教育年鑑 2001』, 2001年, 163頁。
- 18) <http://www.moe.edu.cn/highedu/gxtz/gxhb0.htm>
- 19) 同17)。
- 20) 羽田貴史「縮減期の高等教育政策—大學統合・再編に関する一考察—」, 『北海道大學大学院教育學研究科紀要第85号』, 2002年, 99—115頁。

## 第 8 章 高等教育の再編成と大学統合

### 教員養成大学・学部の統合を中心に

羽田 貴史

#### 1. 高等教育システムの再編と大学統合

国立大学の再編統合，法人化など民間経営方法の導入，大学評価，重点的配分によるセンター・オブ・エクセレンス（COE）など，2001 年 6 月に経済財政諮問会議に文部科学省が提示した高等教育政策は「国立大学の構造改革」と呼ばれている。

しかし，これらの政策はそれぞれのオリジンが異なり，決して構造的なものではない。とりわけ，国立大学の再編統合は，法人化を視野に入れた山梨大学・山梨医科大学の統合論議はあったものの，単科大学，教員養成大学・学部を一括してトータルに再編統合する方針は，国際的にも進展していた大学統合に関する調査検討の形跡なく，突然提示され，かなり大胆なものである<sup>1)</sup>。

確かに，高等教育機関の統合は，戦後の日本，1960 年以降のオーストラリアや UK において多様な高等教育機関の整理による質の向上手段として採用され，大きな成果を挙げてきた。また，90 年代にはオランダ，ノルウェー，カナダ，ハンガリーなど国際的に高等教育機関の統合が推進され，大学組織は，単科機関から総合的な大学，単一キャンパスからマルチキャンパスへ，独立した機関から，協同的に連携する高等教育機関へ向かっているとされる（Harman, G. & Harman, K. 2002）。アジアに限っても，中国での拠点大学形成（黄 2002，Chen 2002），韓国でのセンター・オブ・エクセレンス創出，台湾における高等教育の質向上方策としての統合計画が立案されている。

しかし，大学統合は大きなコストとリスクをはらむ。統合は既存機関のアイデンティティをいったん否定・解体し，統合後の機関に再構築する過程である。従って，統合を論議すること自体が，教職員間の利害対立を顕在化し，場合によっては機関のアイデンティティを危機に至らしめる。統合が合意に達した場合，新たな機関のアイデンティティ形成に長期の時間とコストを要するのは当然だが，合意が成立しなかった場合のアイデンティティ回復は容易ではない。決して安直に議論できるようなものではなく，他の政策手段と並列に論じられるようなものではない<sup>2)</sup>。

日本の大学再編統合は，国立大学法人化を控えた 2004 年 3 月時点で 12 組 24 大学の統合が成立したが，これらはその多くが同一府県における複合・総合大学と単科医科大学との統合であり，リスクが少ない。そもそも，これらの医科大学は 70 年代に国立大学医学部のない県の医師養成機関を設ける際，新しい管理形態を導入するために単科大学とした

もので、新制大学発足時から 70 年代初頭にかけて県立大学が地元国立大学へ統合した事例があり、すでに経験済みなのである(表 1)。

これに対して、現在議論されている再編統合を類型化してみると最も大きな問題をはらむのが、国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会『今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について』(2001 年 11 月、いわゆる『在り方懇報告書』)による教員養成系大学・学部の再編統合である。以下、大学統合の歴史と国際的動向に触れながら、教員養成機関の統合をめぐる論点を具体的に検討してみたい。

表 1 新制大学発足後の統合事例

岐阜県立工科大学 岐阜大工学部 (1949)	香川県立農科大学 香川大農学部 (1955)
静岡県立静岡農科大学 静岡大農学部 (1950)	岐阜県立医科大学 岐阜大医学部 (1964)
茨城県立茨城県立農科大学 茨城大農学部(1950)	神戸医科大学 神戸大医学部 (1964)
東京獣医畜産大学 日本大農獣医学部 (1952)	山口県立医科大学 山口大医学部 (1964)
中央労働学園大学 法政大社会学部 (1952)	島根県立農科大学 島根大農学部 (1965)
広島県立医科大学 広島大医学部 (1953)	兵庫農科大学 (県立) 神戸大農学部 (1966)
愛媛県立松山農科大学 愛媛大農学部 (1954)	三重県立大学 三重大水産学部・農学部(1972)
鹿児島県立大学 鹿児島大医学部・工学部 (1955)	日本大学松戸歯科大学 日本大松戸歯学部(1976)
大阪市立医科大学 大阪市立大医学部 (1955)	

出典：『平成 13 年度 全国大学一覽』

## 2. 高等教育機関の水準向上と統合

教員養成機関の統合を検討する前提として、大学の統合全般の動向とそこから演繹される示唆を確認しておこう。大学統合には、高等教育システムのおかれている歴史的状況が反映している。近代科学の制度化に立ち遅れたヴィテンベルク大学がハレ大学へ統合されたように(別府 1989)、統合は、環境変化に対応する組織変化の一形態である。こうした統合の大規模な事例は、最大の高等教育機関の規模を誇るアメリカに顕著であり、喜多村和之(1989)によってわが国に紹介された Martin, J. & Samels, J. E. (1994)の研究は、減少期のマネジメントとして、規模の拡大、キャンパスシステム(カリフォルニア大学など)、コンソーシアムとともに、統合を位置づけている。merging というタームが示すように、それは企業の合併・のっとりモデルとし、経営体としての大学の競争力強化、生き残り方策の意味を持つ機関の自発的な戦略である。

一方、統合は、一国の高等教育システムレベルでも、低度な高等教育機関を統合して大

学レベルに昇格し、平準化を図る政策手段でもあった。1960年代後半から70年代にかけて、UKは、約70の技術カレッジを30のポリテクに統合し(1966-1971)、さらに大学の創出を行った(Robinson, E. E. 1977)。オーストラリアは、1960年代から90年代にかけて、小規模教員養成カレッジの統合(1960-1981)、教員養成カレッジの総合大学への統合(1981-1987)、CAE(Colleges of Advanced Education)の大学への統合と昇格(1987-1991)を行い、コスト削減と大学人口の拡大を推進した(Harman, G. 2000)。

この種の統合は、他国の例を待つまでもなく、近代日本における大学創出の手法として見出される。帝国大学は、東京開成学校、東京医学校、工部大学校、駒場農学校など多様な省庁所管高等教育機関が度重なる統合を重ねて成立したものである。また、1949年発足の新制大学は、帝国大学・旧制単科大学・専門学校・師範学校など270に及ぶ雑多な高等教育機関を1府県1大学主義原則によって統合・再編成したもので、高等教育の地域的均衡を実現する画期的なものであった(羽田1999)。この種の政策は、統合キャンパス整備の財政投入など政府のイニシャチブが重要な役割を果たしてきた。

さらに、90年代に特筆すべき大学統合の動向は、大学の統合によって国際的な競争力を備えた強力な基幹大学を創出しようとする試みである(Harman, G. & Harman, K. 2002)。「国立大学の構造改革」における統合にもこうした要素が盛り込まれ、特に教員養成大学・学部の統合が、強力な教員養成学部の創出を謳っているのも、この系譜にあると見ることができる。

### 3. 大学統合の経験からの示唆

このような大学統合の国際的経験から、どのような教訓を導き出しうるだろうか。Martin & Samels (1994), OTFE (1997), Lang, D. W. (2001), Harman, G. & Harman, K. (2002)などの研究から得られる示唆はおおむね次の点にある<sup>3)</sup>。

第1に、教育機関の統合によって得られる経済的メリットには、「規模の経済」と「範囲の経済」があるといわれ、特に「規模の経済」に注目が集まっている。規模の拡大は、大規模機関が教職員や学生の存在感を希薄にし、「余剰感 Redundancy」をもたらすという指摘もあるが、学生総数が増加することによって一定の質で供給する教育の単位原価が減少し、いわゆる「規模の経済」が成り立つ(Cullen 1982, Thomas & Chickering 1983, Brinkman & Leislle 1986)。

ただし、収穫逓減法則によって平均費用曲線はU字形を描くので、最適サイズが問題となる。「規模の経済」は質の測定に困難があるが、学生数1万人程度が最適サイズとされる(Cohn, Rhine & Santos 1989, Heaton & Throsby 1997)。従って、既存の大きな大学の統合よりは、小さい規模の大学を統合する拡張が効果的ということになる。

第2に、統合は教育プログラムの広がりや研究プロジェクトの幅を拡大し、経済的利

益よりも重要な効果を生み出す (Lloyd, Morgan & Williams 1993)。特に、人文・社会科学系と医科系のように相補的な機関同士の統合は、相乗的な効果が大きい<sup>4)</sup> (OTFE 1997)。

他方、同質の機関が統合する場合には、重複したプログラム・組織の削減も可能になるため、「統合」が新たな事業に振り向ける余力を生み出す手段に位置付けるか、削減する余力を生み出す手段に位置付けるかによって意味合いが異なってくる。

第 3 に、大学の統合には、実質的な一体性を実現するための組織改組や教員の移動、キャンパスの一体化を図るための時間コストと資源の投入が必要であり<sup>5)</sup>、短期には財政的なメリットはない。このことは、日本の新制大学が、立地の異なる高等教育機関の統合によって発足したため、ごく一部の機関を除いては長期にわたるキャンパス移転・統合を必要としたことがよく証明している。戦後導入された一般教育は、社会・人文・自然各分野の幅広い科目構成を特徴とし、その実施には、各分野の学部が配置される同一キャンパスが最適であった (加藤・羽田 2000)。文部省は、1951 年に「国立大学総合整備計画」を策定し、41 大学のキャンパス統合整備に着手したが (菅野・佐藤 1983)、それが本格的に実現するのは、1964 年に国立学校特別会計制度が成立し、長期借入金や財産処分収入、国庫債務負担行為制度による財源投入が可能になってからであり、2002 年現在、ようやく 33 大学が統合するに至っている (国立学校特別会計研究会 1994)。統合に要するコストを勘案すると、財政的理由で実施された統合は失望を招くと指摘されるのは当然であろう (Gamage 1992)。

第 4 に、統合する機関の距離とともに、それぞれの機関の文化的要素は、複数のセクターの併合や実態として違う性格や伝統を持っている機関同士の場合、特に重要である。統合を促進するには、文化的要素を視野に入れた柔軟な指導性が必要である (Harman, G. & Harman, K. 2002)。

第 5 に、自発性と明確な目標、及び合意と長期にわたる計画立案・実施をリードする人的要素は決定的に重要である。統合が自発的でなく強制される場合には、スタッフ間のモラルの低下、ストレスの増加という結果を生むからである (Martin & Samels 1994, OTFE 1997)。同様に、統合計画と実施全般にファカルティの参加と学生の権利の確保も重要である。AAUP (American Association of University Professors) は、「大学合併と買収に関するガバナンスの基準」(1981.11)において、「ファカルティは、機関の改組、他の機関により運営されている部分としての併合、重複したプログラムの短縮や削減につながる合併を含む、機関の基本的な性格と目的を変更するような決定において基本的な役割を果たすべきである」(AAUP 2001)との声明を評議会決定している (資料参照)。

しかし、ファカルティの自律性のみが、複雑な統合の政治的プロセスをリードしうる訳ではない。この点は私立高等教育機関相互の統合と、公立高等教育機関の統合とでは、異

なる。私立大学の場合は、自己利益による自発的行動によって最適解が得られるが、公立高等教育機関の場合、実現すべき利益は、機関の存続や発展だけでなく、地域における高等教育へのアクセス保障など地域・国家全体の利益でもあるからだ。従って、公立高等教育機関のリーダーシップは、機関の利益だけでなく、システム全体の文脈から判断する能力を求められる（Zekan 1994）。

さらに、政府が高等教育システムの再構築の手段として統合を位置付ける場合、政府の役割が増大する（Harman, K. & Meek, V. L. 2002）。Harman, G. & Harman, K.（2002）は、統合の国際的経験から、統合の目標と期待の明確化、関連機関への助言、支援、ガイダンスの供給、財政的誘因の供給、職員の配置と給与レベルに関する論点の説明などに、政府と政府関係機関が高度に建設的な役割を演じること、さらに必要な法律の改正等条件整備にも重要な役割を果たすことを指摘している。

#### 4．大学統合・連携の形態と統合パターン

以上の素描から見ても、大学統合は、機関の性格などによってメリット・デメリットは異なる<sup>6)</sup>。大学統合のパターンを類型化し（表2）、「距離」と統合する機関の性格を「同質型」「相補型」に区分して、過去及び現在の日本の大学統合を分類してみる（表3）。

同一地域での相補型合併・統合の場合、前述したように、1950年から70年代はじめにかけて県立大学の国立大学移管が実施され、総合大学化に寄与したことから分かるように、メリットもあり、大学としての同一性を確立することも可能であり、問題は少ないと思われる。

また、同質型統合でも、東京商船大学・東京水産大学の場合は、単科大学から複合大学となり、都内にあってアクセスも便利で、教員削減などが過剰に行われない限り、メリットは大きい（大津皓平「東京商船大学と東京水産大学の統合について」、広島大学高等教育研究開発センター2003）。

問題は、「同質型」かつ遠隔の場合であり、獣医学部構想と教員養成大学・学部の統合構想である。だが、獣医学部構想と教員養成大学・学部の統合には明確な違いがある。獣医学部構想の場合は、現在の国立大学獣医学科が、戦時下に急造された獣医専門学校をもとに設置され、国際的な獣医教育基準への対応ができないので、限られた物的資源の統合により卓越性を実現するもので、統合後の目標が明確であり、自発的な統合計画という要件を備えている（唐木英明「獣医学部構想について」、広島大学高等教育研究開発センター2003）。しかし、それでも、地域を越えた統合のため、既存大学・学部の組織構成を変化させ、地域産業に根ざした獣医学研究の消失を危惧する反対意見も大学内・地域にある（羽田2002）。

これに対し、教員養成大学・学部は高等教育システム全体だけでなく公教育システム全



体への波及が懸念されるが、統合後のビジョンは明確ではない。この点を次に見てみよう。

表2 高等教育機関の統合・連携のパターン

---

**統合 Merger**

《合併：Pure Merge, Absorption》

機関 A が B に合併され、A は解散。

《資産移管：Transfer of Assets》

機関 A がその資産の一部又は全部、権利、名称、利益を B に移転

《統合：Consolidation, Integration》

2 以上の高等教育機関が 1 の機関になる。名称・使命・運営は別な組織となる

**連携 Consortia, Federation, Association**

《連携・連合：Consortia, Federation, and Associations》

多様な義務と共通の資源共有。重複するコースの無駄節減、図書館のアクセス共有、施設の共有、データベース、調達の共同。

《連盟：Federation》

包括したカウンシルを持つが、独立した管理組織を残す。

《協同：Cooperation》

資源の共有を含むが、共通のアカデミックプログラムを持たない。

《連合：Association》

2 つ以上のカレッジ間でアカデミックな目的のために密接な組織を作る。

《教育的連携：Joint venture affiliation》

ファカルティの相互交換、ジョイント入試、図書資源の共同など

---

注：James Martin, James E. Samels(1994)などをもとに作成。なお、amalgamation は、統合の結果、school や faculty など内部組織レベルでの再編成と統合が行われる場合を指す。まさに、アマルガム（合成物）が生まれるわけである。

表3 国立大学統合の類型

	相補型（異種の機関）		同質型（同種の機関）	
	同一地域	遠隔	同一地域	遠隔
併合： 1つの機関がもうひとつの機関に吸収				広大理論物理研究所 京大 基礎物理学研究所(1992)
合併： 1つの機関がもうひとつの機関の部局に	県立大学の国立移管・学部 (1950-72) 筑波+図書館情報 九州大+芸術工科 香川大+医大など 神戸大+神戸商船			教員養成大学・学部の統合
統合： 2以上の機関が別な1つの機関を創出	新制大学(1949) 沖縄国際大(1972) 富山+高岡+薬科 山梨大+山梨医科		東京商船 + 東京水産	獣医学部設置構想 教員養成大学・学部の統合
連合： 2以上の機関が独自性を保持して1つの機関を創出				連合大学院(農学・獣医学・ 学校教育), 連合コースク ール構想

## 5. 教員養成大学・学部の統合問題

『在り方懇報告書』は、現在の教員養成学部は規模が小さく、新たな課題に取り組む教育研究体制が困難であり、1学部あたりの学生数・教員組織がふさわしい規模となるように再編・統合すると述べ、削減の手段ではなく、強力な教員養成機関の創出を目標として再編統合を提示した。学生人口の減少、教員採用率の低下など、高等教育全体が縮小している現状では、統合を通じた再編強化は、一概に否定できず、ありうる政策手段である。しかし、統合はメリットだけではなく、本来は比較衡量的に選択されるべき方法である。そもそも教員養成機関は、学校教員を目的・計画的に養成し、研修や再教育、地域の教育研究を担っており、その統合の可否は、機関の利益だけでは決定できず、広い意味での国策に位置付けられている<sup>7)</sup>。機関の自発性に委ねるだけでなく、目標の提示、財政投入をはじめとする援助策など、政府の積極的な役割が期待されるタイプの統合なのである。

しかし、再編統合に関する施策は、近隣の複数の都道府県を単位とする、複数の大

学・学部を統合することを基本，小学校教員養成機能を各大学に残し，中学校教科を文系・理系などとして複数の大学で分担することもある，ブロックごとの基幹大学と小学校課程のみのその他の大学に区分することもある，教員養成学部のなくなる大学には，「教職センター（仮）」などの組織を設置する，といった骨格にとどまり，具体的な実施立案は，すべて教員養成機関の協議に委ねている。この手法では，統合を通じて強力な教員養成機関が創出される保障はなく，公教育全体のダメージが危惧される。また，教員研修，カリキュラム開発など教育行政と結びついている教員養成機関の機能を保持する制度のデザインを欠いている。

#### (1)不明確な統合後の組織目標

最大の問題は，統合後の組織形態・規模がまったく明示されていないことである。かねてから，筆者が指摘してきたように（羽田 1991，1992，浦野・羽田 1998），教員養成学部の最大問題のひとつは，分科教育基準と教員配置基準が制定されず，教育職員免許法による教職課程認定の基準を満たすための「教員養成に関する大学・学部における教員審査内規」（1968年9月10日，教育学保育専門委員会）が，教員配置基準として使用されてきたことである。教育職員免許法の基準は，一般学部の課程認定を前提とするもので，大学教育全体で実施される養成カリキュラムをカバーするものではない。

また，90年代に教員養成学部の学生定員削減と組織改組が行われた際には，「教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針」が使われた。これは大学院設置の最低基準に過ぎず，学生定員数に伴う加算部分がなく，学部教員組織の弱体化を招くため，補完的にしか使ってはならない基準である。『在り方懇報告書』がいう「弱体化した教員養成機関の現状」は，不完全な基準に基づく再編が度重なることによってもたらされたものである。

では，不完全な基準行政を改めることなく，その枠組みで統合を実施するとどうなるか。大学院審査方針では，教員の最低数は95であり，最低規模の学部が2つ統合しても，基準から導かれる教員数は実は95でしかないのである。この数を超えて総務省・財務省など政府関係省庁を説得し，統合によって教員養成機関が強化される保障は何もない。教員数算定のプロセスが，明確な基準を欠いたまま政府部内での交渉に委ねられるのでは，高等教育の再編成の妥当性は明確にならない。

参考までに，過去，教育学部の望ましい教員配置数を検討した試みとして，日本教育大学協会「教育関係学部設置基準要項（試案）」（1975年6月）があり，学生入学定員300名の場合，専門教育教員で201名（教授・助教授・講師・助手・補助職員）とされていた（羽田・竹内 2002）。また，2001年度に，国立大学教会教員養成特別委員会が実施した「教員養成学部の再編・統合に関する調査」<sup>8)</sup>では，国立教員養成大学・学部長の回答から，幼稚園・小学校・中学校・障害児教育の各課程を置く場合，学生定員350名弱で，専門教育教員数141～144名，共通教育教官が17名程度で総計158～161名という数

が得られた(羽田・竹内 2002)。この数字が妥当とは必ずしも考えないが、一つの参考にはなる。こうした統合後の教員組織を明確にせず、各大学での議論を行っても問題は解決しない。

## (2)新課程と教員養成学部

『在り方懇報告書』が示す統合後の教員養成学部像は、1987 年以来設置されてきた教員養成学部におけるいわゆる「新課程」(教員養成を目的としない課程)の整理を図ったものでもある(もっとも、再編統合しなければ「新課程」が存続するかのような方針も不思議であるが)。『在り方懇報告書』は、新課程は、多様な進学希望に応え、多様な授業科目が教員として求められる幅広い知識や教養にも寄与する評価がある反面、教員養成の専門学部としての性格があいまいとなり、教育研究指導の責任体制が不十分、教員の教員養成への求心力を失わせているといった問題があると指摘し、「新課程については、教員養成学部の再編・統合を契機に、原則として教員養成学部から分離していくことが適当」と結論付けている。

今日、教員養成機関の 3 分の 1 を占めるに至った新課程は、教員の負担や不十分な設備・施設、教員養成カリキュラムとの未分化など数多くの問題を抱えており、現状のまま推移されるべきものではない。

しかし、教員養成機関における新課程の評価に十分なデータや調査があるとは言えず、結論は、十分な評価を経たものではない。懇談会での次の発言、「教員養成に特化し高度化する時に小規模であることが不利になるのであれば、そこは集約すべきである。その場合、新課程は教員養成学部の使命を曖昧にするものであり、何らかの方法で切り離すことを考えるべきではないか。」(国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会(第 11 回)議事要旨, 2001 年 6 月 21 日)に見られるように、教員養成学部には教員養成課程以外の組織があるべきでないとするア・プリオリな形式論理が先行している感がある。

たとえば、在り方懇談会は 16 回に及ぶが、新課程に関しての資料は、学生定員や課程・コースの分類表のみで、実際の効果やカリキュラムなどについて具体的な検討をまったく行っていないのである。

翻ってみれば、職業人や専門職養成のための学部であることは、それ以外の教育組織を含むことを否定するものではない。医学部は、医師養成のための組織だが、医学科だけでなく、看護学科、保健学科、総合薬学科、栄養学科などを置き、看護師、保健師、助産婦、診療放射線技師、臨床審査技師、作業療法士、理学療法士の養成を行っている学部は少なくない。鳥取大学医学部生命科学科は、直接医療専門職には関係しないバイオメディカルテクノロジーを基礎として、将来、医療、保健の分野で活躍し、社会に寄与できる人材を育成するものである。結局、学校教員だけで教育が可能と考え、関連する教育専門家の養成や参加を不要とする見方が、教員養成学部像に反映していると言える<sup>9)</sup>。

けれども、新課程の実情はバラ色でもないがそれ程否定的なものでもないし、教員養成機関や地方教育行政サイドは、決して単純な否定論に立っていない。国立大学協会教員養成特別委員会の調査では、教員養成大学・学部は、新課程に「問題点が多い」(46.9%)と考えているが、「廃止すべき」とする意見はなく、「内容再編」(26.5%)「現状維持」(28.5%)した上で、「教員養成補充」(25.5%)、「新専門家養成」(38.8%)の機能を持たせ、教員養成の向上につながると判断している(国立大学協会教員養成特別委員会 2000)。

また、国立大学協会教員養成特別委員会「教育系大学・学部における「新課程」の現状と今後のあり方に関する調査」(2001年6～9月にかけて実施、機関調査47校回答、教員調査1,019名回答、学生調査3・4年生1,161名回答、岡本 2002)の結果では、新課程は、学習意欲ある学生たちの吸収に成功している。「大学で身につけた能力」など大学における自己達成感は、教員養成課程の学生よりも新課程の学生が高いのである。卒業後の進路としても学校教師や教育関係職を希望する学生が多く、教員養成課程とは異なったルートで教育人材の供給に貢献していると見ることができる(竹内 2003)。

さらに、国立大学協会教員養成特別委員会「教員養成学部の再編・統合に関する調査」でも、教育長の3分の2が存続を支持しており(表4)、「教育学部を教員養成のみではなく、幅広くとらえ、教育行政に携わる者や生涯学習、ボランティア、家庭教育等の専門家の育成を図ることは大きな意味がある」(地方中核都市教育委員会)という意見も聞かれるのである。度重なる改組で卒業生の出ていない課程も多い。新課程の評価はこれからであり、教員養成学部への非教員養成課程の位置付けはそれを経て論議すべき課題である<sup>10)</sup>。

表4 新課程の今後(大学種類別)(%)

	大学長 全体	大学長 総合大学	大学長 教員養成学部有	大学長 教員養成学部無	教育大学 ・学部長	教育長
原則廃止	45.8	50.0	43.2	48.2	15.2	19.1
検討して存続	37.5	33.3	40.5	34.5	52.2	60.3
原則存続	8.3	0.0	13.5	3.4	19.6	5.9
その他	5.6	16.7	0.0	6.9	13.0	2.9

### (3)不明確なデメリットの測定と対応策

統合にはデメリットがつきものであり、どのような方でデメリットを回避するかが、重要な課題である。前出「教員養成学部の再編・統合に関する調査」では、統合の影響に関する教育長と教育大学長・学部長の回答は近似しており、「個性ある教員の養成と供給」「現職教員の研修全般」「大学院レベルの現職研修」「専修免許認定講座の開設」などに大きな影響が出ると考えている。また、教育長は、教育大学長・学部長よりも「教育に関する最先端の理論や情報の提供」にも影響があると考えている(岡本 2002)。

これらの問題への対応策として『在り方懇報告書』が提言しているのは、「教職センター（仮称）」であり、「過大な規模にならないよう留意しながら、整備すること」との注釈付である。しかし、地方教育行政が期待する教職センターの機能は、小中学校教員養成をはじめ、事実上教員養成機関でなければ実施できないものである。再編統合の一つのパターンとして、小学校教員養成機能を各大学に残し、中学校教科を複数の大学で分担するケースも例示されているが、仮に「審査内規」をもとに小学校教員養成課程の教員配置数を求めると、学生定員 100 名でも 22 名にしかならず、社会・理科に 3 人の教員（内 1 名が教科教育）、他教科は教員 2 名で教科教育担当も置けない教員組織にしかならず、大学レベルの教育が可能とは思えない。

つまり、府県を超えた統合は、強力な教員養成機関を作るために劣弱な教員養成機関を作るというアイロニーを含んでいるのである。

地域の教員行政全般への影響も大きい。教員養成機関が果たしている役割・機能は、十分把握されているとはいえないが、学校改革の推進に大学の知的資源を活用するために、学校・教育委員会・教員養成機関の連携が進められており、教育相談などのネットワーク化、現職教員との教育臨床分野などでの連携・協力、現職研修講座、大学教員の派遣、カリキュラムの共同研究・調査などが実施されている（文部科学省初等中等教育局 2001）。今後、地方分権の促進の一環として地方教育行政の役割が拡大し、教員養成機関の果たす役割も大きくなるであろう。『在り方懇報告書』は、教員養成機関廃止後の現職教員の受け入れを含めた課題への対応策として、「夜間、週末、長期休業期間等を活用した授業の実施」「衛星通信、インターネット等を活用した遠隔教育の実施」「サテライト教室を利用した教育の実施」「長期在学コースの設定」を掲げる。確かに、90 年代後半から急速にアメリカなどで e-ラーニングが発展しており、対面授業に比べて劣るものではないとされているものの、教育効果の測定をめぐる論議があり<sup>11)</sup>、現職教員の場合にニーズの高い教育臨床的内容が遠隔教育で可能なのか、施設整備、コンテンツ開発のコストや支援要員の配置をどうするかなど具体的方策を欠いている。

もうひとつ教員養成学部の廃止がもたらす問題は、属する大学の教育研究への影響である。教員養成学部は、学部数の少ない大学においては、人文系・社会系学部としての性格も持っており、教養教育の実施に大きな責任を持っている。『在り方懇報告書』では、教員養成学부를廃止する大学が、学部の人的資源を活用して組織改組することを提言している。大学にとっては、大学再編成の原資を手に入れることになるが、大学長の側では、このことが大学改革を促進する要因になると見るよりも、「分野のバランスが崩れる」「地域や社会に対する大学の貢献が弱くなる」という懸念が強く、むしろ、教員養成学部を持たない大学の側に期待が強い（羽田・竹内 2002）。教員養成を持たない大学の多くは単科大学であるから、要するに、実際に教育学部を持つ大学の多くは、教育学部廃止が大学の個性強化につながるとは考えず、大学の弱体化をもたらすと懸念しているのである。

#### (4)不明確な実施プロセス

統合を成功させるためには、「綿密な統合計画，二つの機関文化の個性的な要素を把握して作成された構想力に富む詳細な計画は，継続的な転換にとってきわめて重要」（Martin, J. & Samels, J. C. 1994, p.21）であり，地理的環境，入学生など機関の自己評価に始まり，統合以前に相互利益についての見通しをもった上で，学生を含む利害関係者への説明と合意，統合計画の立案に着手していくことが必要である。『在り方懇報告書』が提案しているのは，一つの機関が他方に吸収される併合であるから，統合が開始されても最大で 8 年間は二つの機関が存続し，その間，教員・学生組織は二重に存続する。そのコストも考えねばならない。また，強力な教員養成機関の創出には，単に学生・教員数の増加ではなく，優れた教員養成カリキュラムの継続と教員養成に熟練した大学教員が，統合後の新大学・学部へ移動し，引き続きリーダーシップを発揮することが不可欠である。

一方，教員養成学部の廃止とその人的資源を利用しての大学再編も示唆されている。勢い，廃止される教員養成機関の人材確保競争が生じる。強力な教員養成学部の創出か，教員養成学部の人的資源をもとにした大学再編か，一種のゼロ・サムゲームが始まる。どのようにして対立・矛盾する利害を，誰が調整するのか，まったく不明である。最も早く統合の合意が成立した山形大学・福島大学・宮城教育大学のケースでも，山形県で強力な反対運動が起き（『山形新聞』2002 年 7 月 25 日），その帰趨は明確ではない。福島大学教育学部の廃止と新学部への移行は決定したが，3 県の教員養成・研修を支えるシステムは，まだ明確ではない。埼玉大学と群馬大学の統合計画は，法人化移行の準備により中断しているが，中断の理由には教育学部の統廃合が大きな争点であった。また，府県を超えた教員養成も明らかになっていない。教員養成機関の統合のあり方は，今後の国立大学再編統合の動向を決定するのみならず，学校教育の水準を規定する最重要課題である<sup>12)</sup>。

仮に統合したとしても，教員人事ルールの共有化，カリキュラムの構成原理の調整，具体的な科目内容，教授方法などを一体化する作業は山積みである。私立高等教育機関相互の統合なら，優れた機関が主導権を持ち，統合計画を推進することになるが，大学・学部間の折衝に委ねている枠組みでは，大学・学部間の政治力学に規定され，優れた教員養成機関が存続するとは限らず，相対的に劣った機関の主導権のもとに，統合後の組織設計が進められる可能性もないとはいえない。教員人事における公募制，採用基準，インプリーディングの抑制，業績評価の方法，資源配分ルール，学生指導のノウハウなど教育研究の質を保証するメカニズムが統合後の機関に継続するのだろうか。それが出来なければ，統合は，蓄積されてきた教員養成カリキュラムと文化的伝統の解体にほかならない。

#### 6. むすび

以上の分析はペシミスティックなものである。われわれは，戦前・戦後を通じて日本には，

高等教育機関が統合されて他の機関の 1 部局になった事例はあるが、自立して機能してきた大学・学部が統合して新たな機関を創出した事例はほとんどないことを重く受け止めるべきだろう。新制大学の発足(1949 年)と広島大学教育学部・学校教育学部の統合(2000 年 4 月)は例外に属するが、前者は大学昇格という明確で共通する理念・目標があり、後者は、事務組織など同一大学内での組織的共同の伝統があった。府県を越えた統合は、広島大学理論物理研究所が京都大学基礎物理学研究所への合併(1992 年)があるが、規模や地域への影響力という点では、類推材料にならない。

統合による強力な教員養成大学・学部の創出という政策は選択肢としてはありうる施策であるし、否定すべきでない。だが、それを有効に実現するためには、払わねばならぬ努力と条件整備がある。マサチューセッツ大学とボストン州立カレッジの激しい葛藤を経ての統合事例を紹介した Zekan(1994)は、「統合の代案は現状維持だろうか? 答えは、戦略とリーダーシップだ。マサチューセッツ大学、ボストン州立カレッジ、ブルーヒル技術専門学校、マサチューセッツコミュニティカレッジの立案者たちは、統合が機関にもたらす影響だけでなく、実現性と合意とを考慮しなければならなかった。発展のための統合は、機関レベルのリーダーシップが新しい水準にいたることを求めるのだ」(Martin & Samels 1994, p.130)と指摘する。リーダーシップの質的発展は、機関レベルだけでなく、政府レベルでも同様である。欠落した基準行政の明確化など政府のリーダーシップが発揮されなければ、統合を通じた公教育システムの改変は危険なものになる。1 冊の報告書と時間的にも情報にも制約された大学・学部相互の議論に委ねて教員養成・研修システムが構築できると考えるなら、われわれは歴史や事実から何も学んでいないというしかない。

#### 【注】

- 1) 統合の状況については、広島大学高等教育研究開発センター(2003)参照。
- 2) 韓国の大学統合を含む大学政策に関しては、李大淳・馬越徹(2002)、Jiyun Kim(2003)、台湾における大学統合政策に関しては、台湾教育部(2002)、二元的高等教育システムの一元化と規模の拡大を目指したオーストラリアにおけるニューイングランド大学ほか 4 大学の統合と「離婚」の事例分析として Harman & Robertson-Cunningham(1995)がある。統合を含むオーストラリアの高等教育政策は杉本(2003)参照。

なお、台湾の大学統合政策は、1999 年に始まるが、成功した事例は 2000 年の国立嘉義師範学院と国立嘉義技術学院の事例のみであり、進行していない。成功の理由は、嘉義という名称が共通であったということも大きい(2003 年 11 月台湾教育部インタビュー、羽田・叶 2003)。

また、1998 年の浙江大学はじめ 4 大学の統合は、卓越した大学創設の典型事例だが、



もともと統合に参加した機関は、1897年創立の機関が、50年代に分割されたものである(叶2003)。このように、大学統合の成否を決定する上での歴史的文化的要因は極めて重要である。

- 3) 入手困難な文献も多く、規模の経済に関する検討は、OTFE(1997)によるところが大きい。なお、高等教育機関の統合に関する国際比較研究の早い時期のものとして、CHEPS (Center for Higher Education Policy Studies, University of Twente in the Netherlands)に属する研究者とCHEMP (Center for Higher Education Management and Policy, University of New England in Australia)のLynn Meekによって行われた共同研究があり、Goedegebuure, Leo C. J. (1992). *Mergers in higher education: A comparative perspective*として刊行された。同書は、統合に関する研究のレビュー、企業組織における統合研究、オランダ、オーストラリアにおける高等教育機関の統合と二元的高等教育システムの再編成などを論じている。
- 4) オーストラリアで最も成功した事例の1つとしてLa Trobe UniversityとLincoln Institute of Health Scienceの統合があげられる(ETTE 1997, Gamage 1992)。La Trobe Universityは、1964年にビクトリア州3番目の大学として創設された文系中心の中堅大学であり、プロフェッショナル教育に弱点を抱えていた。一方、Lincoln Institute of Health Scienceは、施設不足という課題を持ち、双方の統合によって弱点を補うことが出来た。
- 5) なお、Norgard, J. Dahl & Skodvin, Ole-Jacob (2002)は、ノルウェーの大学統合の事例研究を通じて、地理的要因と機関の文化的背景が成功の重要なファクターとしつつ、距離の要素はITなどで克服可能という。インターネットの普及は90年代後半であり、マルチキャンパスによる統合が急速に可能になっていることは、注目すべきである。
- 6) また、Lang(2002)が指摘しているように、統合・連盟・連合といっても決定的に異なるものではなく、機能や置かれている環境によって実態は変わりうる。例えば、オクスブリッジは連盟であったし、帝国大学は、各分科大学の連合であったといえるかもしれない。
- 7) 2004年4月からの移行が予定されている国立大学法人制度においては、学科・課程などの組織は、大学の判断にゆだねられ、届出事項とされているが、教員養成課程については、教員養成が公教育全体にかかわるとの見地から除外すると文部省は説明している。

8) この調査の対象・回収率は次の通り。

		送付数	回答数	回答率
大学 長	総合大学	8	6	75.0 %
	教員養成学部のある複合・総合大学	37	37	100.0 %
	教員養成学部のない複合・単科大学	39	29	74.4 %
計		84	72	85.7 %
教育大学 ・学部長	教育大学（北教大5校を含む）	16	15	93.8 %
	教育学部	37	31	83.8 %
	計	53	46	86.8 %
教育 長	都道府県（北海道教育庁14局を含む）	61	44	72.1 %
	政令指定都市	12	9	75.0 %
	中核市	27	15	55.6 %
	計	100	68	68.0 %

9) 今日の学校は、教科指導や生活指導など伝統的な教育以外のさまざまな機能を持つことなしには役割を果たせない。いわば学校教師の機能の分化ないし拡大が進行しているのであり、教師の多能工化と分業による職種の分化が同時に進行していると考えべきである。教員養成機関は、この教職の変動に対応したカリキュラムと構造を持たねばならない。

10) なお、国立大学協会調査で、新課程担当教員と新課程学生のカリキュラム評価を同一項目で行うと、教員の方が低い評価を与える傾向がある。大学教員の側が自信喪失気味なのである。正確な自己点検・評価が必要であろう（岡本 2002）。

11) 『メディア教育開発センター研究報告第 11 号 メディアを利用した高等教育のコスト効果に関する研究 - 平成 9 年度・10 年度成果報告』（1999 年 9 月）、吉田文「IT の高等システムに及ぼす影響 - アメリカの事例から -」（広島大学高等教育研究開発センター 2002 年度第 10 回公開研究会報告）。

12) 鳥取大学と島根大学の統合、山形大学・福島大学・宮城教育大学の統合は、リーディング・ケースとして重要である。

#### 【参考文献】

別府昭郎 1989, 「ドイツにおける大学の移転・統合・廃止」, 喜多村和之編『学校淘汰の研究』東信堂。

羽田貴史 1991, 「教員養成学部における教員定数の諸問題 - 福島大学教育学部の再編成をとおして現われた - 」『福島大学教育学部論集(教育・心理部門)』第 49 号。

羽田貴史 1992, 「教員養成学部諸基準の問題構造」(日本教育学会第 51 回大会自由研究発表)。

羽田貴史 1999, 『戦後大学改革』玉川大学出版部。

- 羽田貴史 2002, 「縮減期の高等教育政策 - 大学統合・再編に関する一考察」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 85 号。
- 羽田貴史・竹内正和 2002, 「教員養成大学・学部の再編・統合をめぐる機関調査結果 (第 1 次)」。
- 羽田貴史・叶林 2003, 「台湾高等教育訪問調査」(COE 組織班部内報告資料, 2003 年 11 月 14 日)。
- 広島大学高等教育研究開発センター編 2003, 『大学の統合・連携 - 大学組織改革の新たな試み - 』(COE 研究シリーズ 1)。
- 菅野誠・佐藤譲 1983, 『日本の学校建築 - 資料編 - 』文教ニュース社。
- 加藤博和・羽田貴史 2000, 「新制大学における一般教育実施組織の成立と展開教員 - 国立大学の場合 - 」, 有本章編 『学部教育改革の展開』(高等教育研究叢書 60), 広島大学大学院教育研究センター。
- 喜多村和之編 1989, 『学校淘汰の研究』東信堂。
- 喜多村和之 1989b, 「“大学淘汰”の時代に直面したアメリカ高等教育 - 歴史と現状」, 高等教育研究所 『高等教育研究紀要』第 9 号。
- 喜多村和之 2001, 「高等教育機関の「淘汰現象」に関する比較的考察」, 『現代大学の变革と政策: 歴史的・比較的考察』玉川大学出版部。
- 国立学校特別会計研究会 1994, 『国立学校別会計三十年のあゆみ』第一法規出版。
- 国立大学協会教員養成特別委員会 2000, 『大学における教員養成 今後の教員養成と教育系学部の在り方について 調査結果と考察』国立大学協会。
- 国立大学協会教員養成制度特別委員会 2001, 『教員養成等における大学と教育委員会の連携の促進に向けて』文部科学省初等中等教育局教職員課。
- 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会 2001, 「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」。
- 黄福涛 2003, 「1990 年代の中国における高等教育機関の合併」, 広島大学高等教育研究開発センター 『大学論集』第 33 集。
- 岡本靖正 2002, 『変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究(中間報告書)』。
- 李大淳・馬越徹 2002, 『アジアの私立大学と日本』(私学高等教育研究所シリーズ No.10) 私学高等教育研究所。
- 杉本和弘 2003, 『戦後オーストラリアの高等教育改革研究』東信堂。
- 台湾教育部 2002, 「国立大學整併現状の検討與未來展望」(2002 年 12 月 18 日)。
- 竹内正和 2003, 「教員養成系大学・学部の学部組織に関する研究」(広島大学大学院教育学研究科高等教育開発専攻修士学位論文)。
- 浦野東洋一・羽田貴史 1998, 『変動期の教員養成: 日本教育学会課題研究「子供人口減

- 少期における教員養成及び教育学部問題』同時代社。
- 山崎準二 2002, 「教育系大学・学部における『新課程』の現状と今後の在り方に関する調査結果報告」, 岡本靖正『変動期における教員養成システム構築に向けての政策研究(中間報告書)』。
- 叶林 2003, 「浙江大学の調査報告」(COE 組織班報告資料, 2003 年 2 月 25 日)。
- American Association of University Professors (2001). *Policy Documents & Reports*, 9th. edition .
- Brinkman, P. T. and Leslie, L. L. (1986). 'Economies of Scale in Higher Education: Sixty Years of Research,' *Review of Higher Education*, Vol.10-1.
- Chen, D. Y. (2002). "On the Amalgamation of Chinese Higher Educational Institutions in the 1990's," 田正平主編 (2002). *國際視野中的高等教育* .
- Cohn, E., Rhine, S. L. and Santos, M. C. (1989). 'Institutions of higher education as multi-product firms: Economies of scale and scope,' *The Review of Economics and Statistics*, Vol.71.
- Cullen, R. (1982). *Review of the organization and structure of TAFE*, Public Service Board of Victoria, Melbourne.
- Gamage, D. T. (1992). 'Recent reforms in Australian higher education with particular reference to institutional amalgamations,' *Higher Education*, Vol.24.
- Goedegebuure, L. C. J. (1992). *Mergers in higher education: A comparative perspective*, CHEPS.
- Heaton, C. & Throsby, D. (1997). *Cost functions for Australian universities: A survey of results with implications for policy, Paper 2*, Discussion Paper No.360, Centre for Economic Policy Research, Australian National University.
- Lloyd, P., Morgan, M. and Williams, R. (1993). 'Amalgamations of universities: Are there economies of size or scope?', *Applied Economics*, Vol.25 .
- Gamage, D. T. (1992). 'Recent reforms in Australian higher education with particular reference to institutional amalgamations,' *Higher Education*, 24.
- Robinson, E. E. (1977). 'Mergers in Higher Education,' In A. Knowles (ed.) *The International Encyclopedia of Higher Education*, Jossey-Bass.
- Norgard, J. D. & Skodvin, Ole-Jacob (2002). 'The importance of geography and culture in mergers: A Norwegian case study,' *Higher Education*, Vol. 44-1.
- Office of Training Further Education (1997), *Institutional Amalgamations in Post-Secondary Education and Training: Review of Literature and Annotated Bibliography -- Paper 7*.
- Harman, G. & Robertson-Cunningham, R. (edit.) (1995). *The Network UNE*

- Experience: Reflections on the Amalgamated University of New England 1989-1993.*
- Harman, G. (2000). *Institutional Mergers in Australian Higher Education since 1960, Higher Education Quarterly*, Vol 54-4.
- Harman, G. & Harman, K. (2002). *Institutional Mergers in Higher Education: Lessons From International Experience*, unpublished.
- Harman, K. & Meek, V. L. (2002). 'Introduction to special issue: "Merger revised: international perspectives on mergers in higher education," *Higher Education*, Vol. 44-1.
- Jansen, J. D. (edit.). (2002). *Mergers in Higher Education Lessons Learned in Transitional Contexts*, University of South Africa.
- Jiyun K. (2003). *Strengthening Competitive edge of Universities*, Ministry of Education & Human Resources Development, Republic of Korea.  
<http://www.moe.go.kr/en/index.html>
- Lang, D. & Eastman, J. (2001). *Mergers in Higher Education: Lessons from Theory and Experience*.
- Lang, D. (2002). 'There Are Mergers, and There Are Mergers: The Forms of Inter-institutional Combination,' *Higher Education Management and Policy*, Vol.14-1.
- Martin, J. & Samels, J. E. (1994). *Merging Colleges for Mutual Growth* .
- Zekan, D. L. (1994). 'The Implication of a public Institutional Merger,' in Martin, J. & Samels, J. E., *ibid*.

## 【資料】

### 大学統合と買収に関するガバナンスの基準 (Governance Standards in Institutional Mergers and Acquisitions)

次の声明は、学問の自由とテニユアに関する委員会(委員会 A)と大学及びカレッジの管理委員会(委員会 T)の合同委員会によって作成され、1981年11月に評議会(Council)と親委員会によって公表が承認された「大学統合及び買収について(On Institutional Mergers and Acquisitions)」の長い草案からの抜粋である。1983年2月に委員会 T は、大学教員(faculty)の役割に関する「実行上の手続き基準(Procedural Standards in Implementation)」と題する声明の次の部分を、独立して公表することを承認した。

統合において、大学教員の権利(right)と職務上の特権(prerogatives)を保護するには、合併につながるあらゆる討議に、初期から、かつ十分に大学教員が参加することが求められる。まず大学の合併や買収の計画立案と、次に実行における大学教員の役割は、声明「大学とカレッジの管理について(Statement on Government of Colleges and Universities)」に示されたような責任と権限の分割原則から由来する。なぜなら「大学とカレッジの管理について」の声明によると、「大学教員は、カリキュラム、教科事項と教授方法、研究、大学教員の地位、教育過程に関する学生生活の側面のような基本的領域の第1次的責任を有する」からであり、そして、これらの領域は、合併や買収によって不可避免的に影響をこうむり、関連する機関の大学教員が、併合や買収の立案と実行に重要な役割を果たす立場にあることが避けられない。この役割は、全米大学教授連盟の声明「予算及び給与事項における大学教員の役割(The Role of the Faculty in Budgetary and Salary Matters)」に特に述べられている。

大学教員は、機関の改組(transformation)、重複するプログラムの廃止や縮小をもたらす他の機関と運営の提携(affiliation)や統合(merger)を含めて、機関の目的や基本的性格を変えるような決定には、基本的な役割を果たすべきである。

削減についての決定が最終的になされる前に、彼らの仕事が影響をうける立場にある人々は、意見をのべる十分な機会が与えられるべきである。

統合(merger)する場合には、双方の機関の教員は、双方の機関の教育プログラムと教員の地位に影響を及ぼす交渉に、共同して参加すべきである。

連携(affiliate)の決定や約束がなされる前や、その決定が提携(affiliation)の観点で

あってもプログラムの削減についての決定が最終的になされる前に、双方の機関の教員が関与すべきであるということが本質的なのである。機関提携 (institutional affiliation) の可能性についての予備的ないし打診の討議は、教員の十分な参加がなくてもできる場合もあるかもしれない。しかし、提携 (affiliation) で生じそうな問題を討議する過程では、双方の機関から教員の十分な参加がおこなわれなければならない。十分な教員の参加なく行われた機関間の連携 (institutional affiliation) についてのいかなる最終的な約束も、声明「大学とカレッジの管理について」及び 声明「予算と給与事項における大学教員の役割について」に示された原則に反することになる。

統合 (merger) の状況を乱用する可能性は、財政危機が急迫するかすでにそうなっている状況で、上述したのと同様に、テニユアの公約への例外的な待遇が基礎に提案されるケースが最も多い。テニユアの義務を修正することを正当化する理由として財政危機が提案されるので、各機関における財政状況の判断は非常に重要であり、その帰結は広範囲に及び、限定された運営者の集団だけで単独になされることではない。財政危機の文脈で統合 (merger) を求めるいかなる決定も、関係する機関の教員による可能な限り十全な参加を通して行われるべきである。過酷な財政難を経験している機関の教員は、可能な限り早く明確に困難さを情報開示 (informed) されるべきであり、可能な負債消滅の代替案としての統合 (merger) を求めるいかなる決定においても、十分に参加すべきである。

一方の機関が財政危機にあるときに二つの機関が統合 (merger) することは、教員の職 (position) を守り、教員の地位 (status) を保護する機会となるかもしれない。同時に、統合がテニユアの義務を破る手段として採用されないことに、注意を払わねばならない。連盟は、この声明に述べられた基準を遵守することを保障するために、統合の過程において可能な限り早く助言と援助を提供する。あらゆる統合の状況において、連盟は、不服申し立てと訴訟のためにその設定した手続きに従って、これらの基準を守るように準備している。

(American Association of University Professors (2001). *Policy Documents & Reports*, 9th. edition.)

## 第9章 フランスの大学における組織改革と連携の推進

大場 淳

本稿は、フランスの大学における様々な組織改革を歴史的観点も踏まえて概観し、それが管理運営や意思決定構造にどのような変化をもたらしたか、また、多様な社会的需要に対して大学がどのように対応し、どのように他の機関や地域との連携を模索してきたかについて論ずるものである。

### 1. 大学の地位・組織とその変遷

#### (1)大学の地位

フランスの高等教育は、大学及び高等専門学校(grandes écoles)等の大学以外の機関によって担われている。このうち、大学(universités)は、海外領土を除くフランス本土に82大学が設置されており<sup>1)</sup>、2002-2003年度現在、高等教育就学者221万人中140万人を受け入れる最大の高等教育部門である(MJENR 2003)。大学は、教育行政を担当する国民教育省<sup>2)</sup>の所管に置かれており、その他の高等教育機関は、同省を含む様々な省庁等の所管に属している。例えば、高級官僚養成機関として日本でもよく知られている国立行政学院(ENA: Ecole nationale d'Administration)は、首相府所管の教育研究機関である。大学は、1880年2月27日法及び同年3月18日法により国家の独占とされ、大学のみが学位授与権を有することが定められた。なお、私立の高等教育機関が大学の名称を冠することがあるが、国の定める大学学位授与権がなく、大学といえは基本的には国立の大学のことを意味する。また、国と地方の権限配分においても同様であり、公立大学は一部例外的に海外自治領土(ニュー・カレドニア等)にあるのみでフランス本土には存在しない。

現在の大学は、大学紛争の後に制定された1968年の高等教育基本法(Loi d'orientation de l'enseignement supérieur)(Faure法)で基礎が作られ、更に1984年の高等教育法(Loi sur l'enseignement supérieur)(Savary法)<sup>3)</sup>で制度的充実が図られ、現在に至っている。大学は、Savary法により、法人格を有する「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設(EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel)」とされ、この地位によって大学には、行政、財政、教育、学術上の自治<sup>4)</sup>が与えられている。

大学の自治は次の三つの要素を含むとされる(MJENR 2002b)。

十分な組織的自律性。特に組織規範に関する自律性であって、大学の諸活動の大



部分が、法令によってではなく、管理運営評議会で定められた諸規範によって支配されなければならない。

国との関係を契約化し、経済的・財政的な環境に組み込まれることを可能にすることによって、教育研究に関して十分な決定権を持つこと。

事後的な財政評価を行うことなどによって、規制が緩和されること。

しかしながら、法制上大学は法人格を有する自律した組織であるとは言え、実際の運営は国家による様々な規制によって縛られており、自治といっても極めて限定的なものにし過ぎない。例えば、教職員は原則として公務員であり、定員、給与、服務等について細かく国の法令で定められているのが現状である。大学は長らく自治の拡大を求めてきており、例えば、「大学の自治」と題した 2001 年の大学長会議(CPU: Conférence des Présidents d'Université)のシンポジウムやその際に採択された基本方針「大学の自治と責任：新たな公共サービスに向けて」に典型的にそうした要求が示されている(CPU 2001)。

## (2)大学の組織的な変遷

フランスは、長い大学の歴史を有する国である。中世から続いた大学は、革命期に一度廃止された後に、1806 年、ナポレオンにより国が管理する帝国大学(Université impériale)に統合されて復活した。帝国大学は全国を統轄する組織であり、実際の教育は、全国を大学区(académie)に分けて、各大学区ごとに独立した神学、医学、法学、理学、文学の 5 学部<sup>5)</sup>を置いて実施することとされていた。この方針は、カリキュラムの統一や学位を国が認定することなどと併せて、全ての者に高等教育の機会を均等に提供することを一目的としていたが、実際は、全大学区にこれら 5 学部の全てが置かれた訳ではなかった。

帝国大学では、全国にある傘下組織における教員人事や管理運営などが一元的に行われることとなったが、国の関与はさほど大きくはなかった。大学の教員人事等はそれぞれの各学問分野を代表する研究者に支配されることとなり、各大学区における学部の独立性と併せて、パリを頂点とする学問分野(学部)別の階層構造が形成されることとなった。そして、帝国大学を継いだフランス大学(Université de France)は 1854 年に廃止され、学部支配体制は一層強固になった。

この状態は 19 世紀末まで続いたが、1870 年の普仏戦争敗北後、ドイツの大学の影響を受けてフランスでも改革が取り組まれた。1893 年に大学区ごとに学部の連合体に法人格を与えることとし、1896 年、法律でこの連合体を大学(université)と呼ぶこととした<sup>6)</sup>。しかしながら、この改革は学部の独自性、学問分野別の階層構造を相当に崩すには至らなかった。改革が機能しなかった理由として、Musselin(2001, 33 頁)は、フランスの大学ではドイツのように研究が重視されるには至らなかったこと、学部を統合するような組織

作りに失敗したことを挙げている。1939年、政府は大学とは別に国立科学研究センター(CNRS: Centre national de la Recherche scientifique)を設置し、学際的な取組みを重視して研究を行わせることとした。

1968年、政治的危機を背景として大学の改革が断行され、学部は教育研究単位(UER: unité d'enseignement et de recherche)<sup>7)</sup>に再編整理され、複数の学問領域からなる大学が組織されることとなった(Faure法の制定)。このときの方針では、パリのような大都市では複数の大学を設置し(ただし、全ての大学は複数領域とする)、中規模の都市では1大学に統合することとした。小規模の都市では、UERが自律的組織として、近隣の大学の傘下に置かれることとされたが、その後の高等教育の拡大に伴って、中規模の都市にも複数の大学が置かれ、小規模の都市にあったUERも大学として多くが独立していった。1970年までに、全国で73の学部が632のUERに再編され、66大学が設置された。

Faure法は、大学に自治を与えるとともに、学長の権限を強化し、外部者を含む全員参加型の自治体制等を整備した。それまでのフランスの大学は、二つの大きな力学で動いていたと言われる(Musselin 2001, 53頁)。一つは、万人に平等に高等教育を提供するという力学であり、国家学位や大学の地位・構造の調和、全国への均衡な配置、無償制等を含む国家制度の構築として現れる。他方は、学部支配の力学であり、これはパリ大学を頂点とする各学問領域に閉じた構造をもたらし、大学として一体的に機能することを妨げていた(「学部共和国(République des facultés)」の構造)。Faure法は、そのような学部支配の力学の消滅を目指していた。しかし、学部支配構造はその後も形を変えて残り、1984年のSavary法制定後も状況は変わらなかった。Musselin(2001, 55頁)は、この状態をもって、「学部共和国」としての大学は解体されたものの、「学問領域の後見下の大学(universités sous la tutelle des disciplines)」に置き換えられたに過ぎないと述べている。その結果、大学は同一的で差がなく、教育は学問的な性格が強く社会の需要に対応できず、学生の就職も限られたものとなった。そして、そのことは、グランド・ゼコルを始めとする大学外高等教育機関の発展を促し、他国に例を見ない大学以上の威信を持った高等教育機関の存在を許すこととなったのである。

他方、Faure法は大学に広汎な自治を与えることとしたが、予算や定数の配分は国によって管理され、また、教員人事も学問領域支配構造が続き、法人格を有しているとは言え、与えられた自治は極めて限定的であった。1982年に制定された分権法<sup>8)</sup>によっても権限の委譲は行われず、国家学位、定数配分、人事、設備、予算の管理は、全面的に国の責務とされ<sup>9)</sup>、その枠組は基本的に現在まで維持されている。

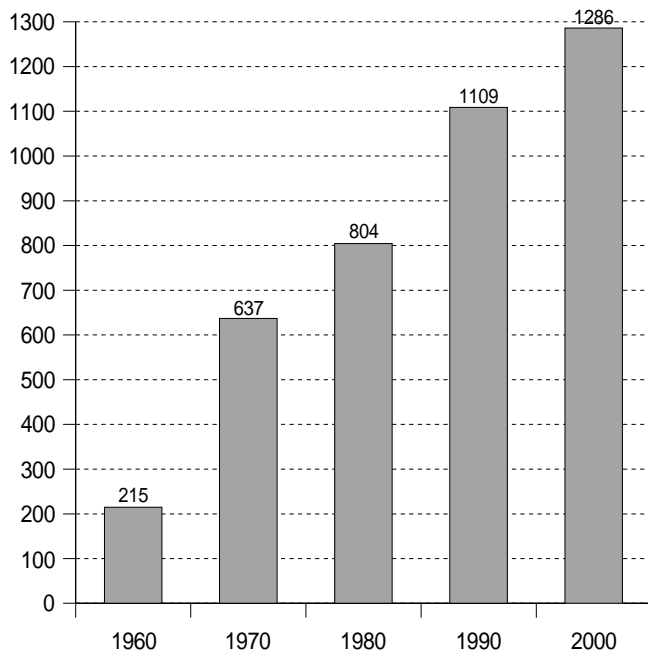
### (3)高等教育の大衆化等への対応

戦後の高等教育大衆化等に伴って大学教育の多様化が進み、また、様々な社会的需要を反映して、学部(後に教育研究単位(UFR))以外に、技術教育短期大学部(IUT: institut

universitaire de technologie)<sup>10)</sup> や教員養成センター (IUFM: institut universitaire de formation des maîtres)<sup>11)</sup> といった様々な教育研究組織が大学内に構築されてきた。大学は、基礎的な教育研究組織である UFR を中心に組織されつつも、非常に多様な内部組織を抱える複合的な高等教育機関となってきた。

1989 年、増え続ける学生 (図 1 参照) の収容を主目的として、契約政策 (politique de contractualisation)<sup>12)</sup> が始められ<sup>12)</sup>、また、1989 年に策定された大学 2000 計画 (Plan Université 2000)<sup>13)</sup> は国と地方が密に連携して大学整備に当たることとし、以降大学の自律性が高まるとともに、より多くの関係者が大学運営に関与するようになった。1990 年代には、CNRS と大学との 4 年間契約 (contrat quadriennal) の展開によって混成研究単位 (UMR: unité mixte de recherche) の各大学への設置が進み、大学の研究も社会の要請を意識したより戦略的なものになってきている (CNRS 2002)。

図 1 フランスにおける大学登録者数の推移 (IUTを除く)



出典: DEP 2003

大学には、2002 年現在、約 48,000 人の研究教員 (enseignants-chercheurs)<sup>14)</sup> がおり、約 3,000 の研究グループや研究室に配置されている。研究グループ等のうち、中心的な役割を担う約 1,200 は、CNRS と共同で出資される UMR (前述) を含む他の研究機関との共同研究単位である。UMR 等は、大学の要請によって設立されるが、評価は各研究機関によって行われる。かかる研究組織はフランス独特のものと言われている<sup>15)</sup>。研究予算の配分は、1990 年代以降、CNRS 等との契約によって配分される部分が多くなり、現在では

研究費 (研究教員人件費を除く) の約 9 割が契約に基づくものである。

契約政策は、国が大学に焦点を当てた政策を進めることによって、先に述べたような強固な学問領域支配体制を崩し、国と大学との関係を変え、また、大学内の力学にも多大な変化をもたらした。この結果、大学は唯一のモデル (l'Université) に拠るものではなくな

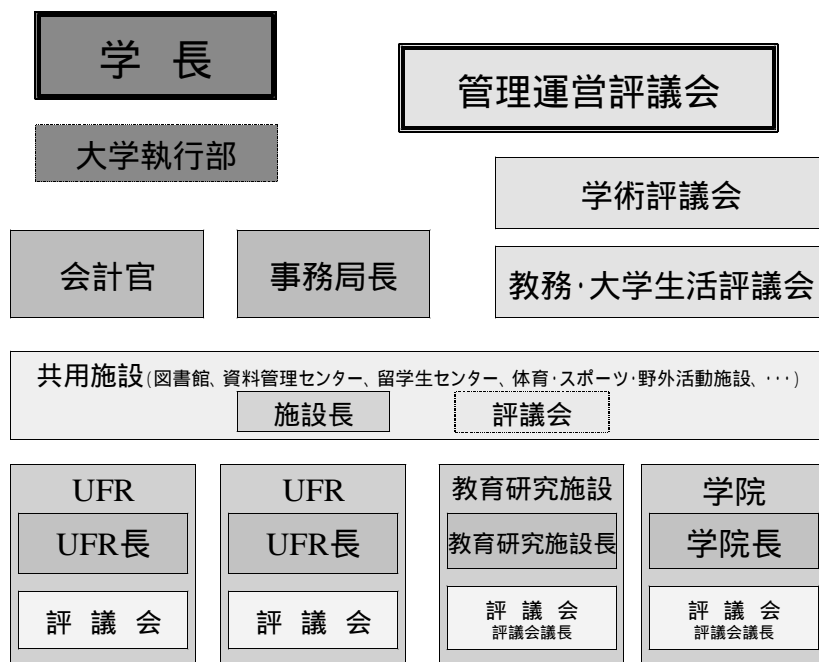
り、「(多様な)大学の出現(émergence des universités)」(Musselin 2001, 135 頁)をもたらすこととなった。各大学は、「大学政策を練り上げ、集合的な計画を策定し、取るべき方向や考慮すべき優先順位を共同で決定する」ことが求められ(同 134 頁)、大学管理運営に関して、合理化及び専門化が図られるとともに、その統治(gouvernement)方法が強化されることとなったのである(同 135 頁)。

1999 年の大学からの技術移転の促進等を目的とする技術革新法の制定や同年の大学三千年紀(Université de Troisième Millénaire)計画<sup>16)</sup>の策定等は大学の自律性の増大と地域社会との連携の強化を一層進め、また、ボローニャ宣言に始まる欧州高等教育圏創設の動きはフランスの大学の国際化を推進するとともにより一層の学生の多様化をもたらすことであろう。

## 2. 大学の組織

大学には、教育研究組織として、基礎的な組織である教育研究単位(UFR)、並びに、学院(école)、教育研究施設(institut)が置かれる。このほか共用施設として、図書館、生涯学習施設、進路指導施設、産業・商業活動施設等が置かれ、また、管理運営組織として学長や合議機関、事務組織などが置かれている。図 2 に組織の概略図を示した。

図 2 大学の組織



## (1)教育研究組織

大学は、学問分野ごとに組織された教育研究単位(UFR)を基礎として設立される。UFR には、教育研究組織として、学科(département)、研究実験施設(laboratoire)、研究センター(centre de recherche)が置かれ、これらは学内手続によって設置が決定される<sup>17)</sup>。また、管理運営機構として、教職員、学生、外部者からなる評議会(conseil)並びにUFR 内の教員から評議会で選出される長(directeur)が置かれ、それぞれ UFR の管理運営(administrer)、指揮監督(diriger)に当たる。

大学は、UFR 以外に、学内で一定の自律性を持つ教育研究施設(institut)と学院(école)(以下「学院等」という。)を置くことができる。学院等は、高等教育審議会(Conseil national de l'Enseignement supérieur)に諮られた後、政令で設置が決められる(Savary 法第 25 条)。この種の組織として、112 の IUT(前述)、82 の技術学院(école d'ingénieur)、ストラスブール政治学院(Institut d'Etudes politiques de Strasbourg)<sup>18)</sup>が各大学の内部組織として置かれている。なお、内部組織としての学院等以外に、"institut"及び"école"と位置付けられる教育研究組織が多数存在するが、その中には、法人格を有したまま大学に付置されている組織(例えば前述の IUFM)、大学とは別個の独立した組織(例えば国立応用科学学院(INSA: institut national des sciences appliquées)<sup>19)</sup>)が存在する。

学院等(内部組織としての)は、UFR と異なって、財政的自律を保ち、また関係各省大臣は当該組織に直接予算を交付することができるとされている(Savary 法第 33 条第 5 項)。UFR 同様に、学院等には評議会と長が置かれる。これらの長の職にはそれぞれの組織内の教員が就くものの、教育研究施設において当該組織内の評議会において選出されるのに対して、学院においては評議会の推挙によって所管大臣が任命することとされている。

UFR 及び学院等は、単独又は共同で各種の教育プログラムを提供しており、学生はそ  
のいずれかに登録し教育を受ける。UFR と学院等の違いは、表 1 の通りである。UFR が学問領域に従って構成されるのに対して、自律性の強い学院等は教育研究に特定のミッションが与えられていることが多い。また、評議会構成員において外部者が占める割合が高く、議長も外部者から選考されるなど、学外との関係がより重視されている。

## (2)共用施設

共用施設(service commun)は、図書館のような学生や教員の教育研究・学習活動を支援するための施設や生涯学習センターのような特定の活動目的を持ったセンターである。共用施設としては、図書館、生涯学習センターの外、資料管理センター、学生受入れ・情報・指導センター、産業・商業活動センターなどが含まれる。

表 1 UFR及び教育研究施設・学院

	UFR	教育研究施設・学院
組織	学問領域別に編成される大学の基礎的な教育研究単位。学科，研究実験施設，研究センター等からなる。	財政的自律を持ちつつ，独自のミッションをもって運営される教育研究組織。直接予算配分を受けることが可能。
長	評議会で UFR 内の教員から選出。任期 5 年（1 回のみ再任可）。組織の指揮監督に当たる。	組織内の教員から，教育研究施設においては評議会で選出，学院においては評議会の選考に基づいて関係大臣が任命。任期 5 年（1 回のみ再任可）。組織の指揮監督に当たる。
評議会	40 人以下。教員，それ以外の職員，学生，外部者（20 %以上 25 %以下）からなる。教員数はそれ以外の職員及び学生の合計数を下回らないこと。	40 人以下。教員，それ以外の職員，学生，外部者（30 %以上 50 %以下）からなる。教員数はそれ以外の職員及び学生の合計数を下回らないこと。
評議会議長	UFR 長が務める。	外部者の中から選出。任期 3 年（再任可）。

共用施設は，政令で定められた手続に従って，各大学ごとあるいは複数の大学の共通施設として設置される（Savary 法第 25 条）。その設置は，管理運営評議会の 3 分の 2 以上の多数による決定によって，また，複数の大学の共通施設の場合は大学間の協約（convention）によって行われる。

各共用施設には施設長（directeur）が置かれ，各施設長は管理運営評議会の諮問を経て学長が任命する場合（例えば産業・商業活動センター），学長の意見に基づいて国民教育大臣が任命する場合（例えば資料管理センター）などがある。また，評議会が置かれる場合があるが，その機能は施設によって異なっている。例えば，資料管理センターでは評議会がセンターを管理運営（administrer）することとされているが（政令 85-694 号），産業・商業活動センターではセンター長が学長の指揮監督の下で施設を管理運営し，必要に応じて評議会の支援を受けることができるとされている（政令 2002-549 号）。

### (3)管理運営組織

大学は，学長の決定（décision），管理運営評議会（conseil d'administration）の議決（délibération），学術評議会（conseil scientifique）及び教務・大学生活評議会（conseil des études et de la vie universitaire）の提議（proposition）によって管理運営される。

学長は，在籍する常勤のフランス国籍を有する研究教員の中から，前述の 3 評議会の全委員による総会において全構成委員数の絶対多数を得ることによって選出される。任期は 5 年で，再任は認められない。学長は組織の指揮監督に当たり，外部に対して大学を代表する。また，3 評議会の議長を務めるとともに，他の教職員全てを統督し，教員外の職員

の配置に関する権限を有している。学長の職務遂行を支援するため、学長の提案に基づいて大学執行部(bureau)が置かれる。表2に3評議会の概要を示した。

表2 3評議会の概要

	管理運営評議会	学術評議会	教務・大学生生活評議会
委員数	30～60名	20～40名	20～40名
委員構成	教員代表 40～45% 外部者 20～30% 学生代表 20～25% 技術・管理・労務・役務職員代表 10～15%	教職員代表(主として研究教員) 60～80% 第3期 <sup>20)</sup> 学生代表 7.5～12.5% 外部者 10～30%	教員及び学生代表 75～80%(両者は同数) 技術・管理・役務・労務職員の代表 10～15% 外部者 10～15%
権限・機能	大学の政策を定め、契約について議決し、予算の評決並びに会計報告の承認を行い、教職員ポストの配分を定め、教育・研究に関する協定の承認などを行う。	研究や学術情報に関する政策や研究費配分に関する基本方針を管理運営評議会に提案するとともに、教育プログラム、研究担当教員の資格審査、学内組織の研究プログラムや契約などについて諮問を受ける。	教育の基本方針について管理運営評議会に提案し、学位授与権設定と新たな専攻の設置の予審を行い、学生支援の諸方策の策定などについての決定を行う。

これらの組織は法令で定められたものであり、各大学には委員の配分等に若干の裁量があるだけで、全ての大学に同じように設置されているものである。しかしながら、各大学の歴史やUFR等の構成、置かれた地域の状況などから、その運用の実態は様々である<sup>21)</sup>。

#### (4)事務組織

大学には事務局長(*secrétaire général*)と会計官(*agent comptable*)が置かれる。事務局長は、学長の推薦によって国民教育大臣から任命され、学長の命の下で大学の管理事務(*gestion*)に従事する。会計官は、学長の推薦によって、国民教育大臣及び財務大臣の共同布告(*arrêté conjoint*)により任命される。会計官は、国の会計官(*Comptable public*)としての地位を持ち、学長の決定により大学の財務責任者の職務を行うことができる。事務局長及び会計官は、管理運営評議会等管理運営に関する審議機関に投票権無しで出席する。

各大学には、事務局長以下に事務局が編制される。事務局は大学の管理運営に関して、財務や人事、教務、国際交流など様々な事務に従事する。前述の3評議会の庶務を務めるのも、大学の事務局である。

事務局の構成は大学の規模や構成などによって異なるが、総務、経理、人事、教務、国際交流、広報、情報システムなどの担当部門が置かれる。また、事務局とは別に会計官を長とする会計室(agence comptable)が置かれる。

ボルドー第3大学の例を図3に、サボワ大学の例を図4に、それぞれ下に示す。

図3 ボルドー第3大学の事務組織

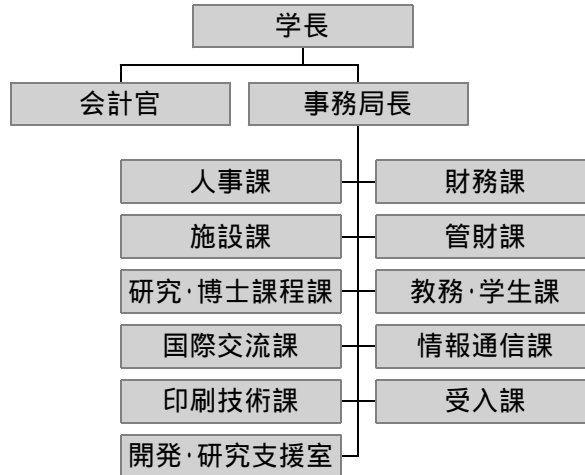
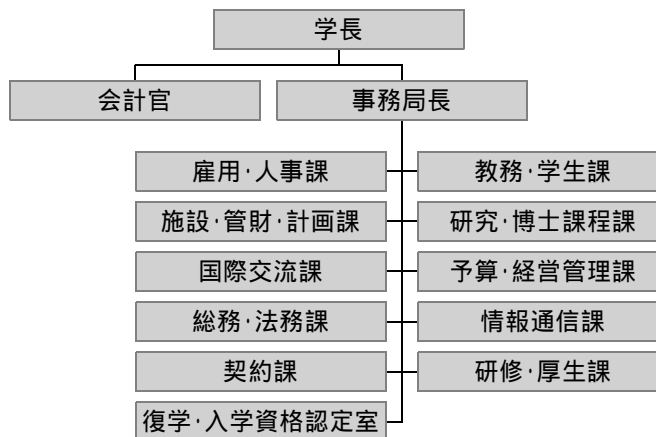


図4 サボワ大学の事務組織



日本の国立大学については、規模が同程度の場合、部課の構成はほぼ共通するが、フランスの国立大学については、人事を担当する課などは共通して見られる半面、それ以外に多様な事務組織が存在している。また、大学の経営面における事務局の関与の度合いも大学によって少なからぬ相違があり、例えば、3評議会に投票権無しで出席すると法令上規



定される事務局長の当該評議会における実際の発言権や影響力も大学によってまちまちである。

### 3. 学部の連合体から統合された大学へ～契約政策の所産

#### (1) 契約政策の導入

契約によって国の予算配分を行うという契約政策は大学に限った政策ではなく、国の事務の近代化の一環として、特に 1980 年代から多くの分野で導入された政策である。高等教育行政においては、既に 1983 年から研究分野において 4 年契約を国と大学が締結することによって、一部の予算配分が行われるようになっていた。その主たる目的は、国と国家施設との間に新たな関係を成立させること、大学の自律性を拡大すること、複数年にわたる戦略的計画を立てることによって責任を明確にすることの 3 点であった。この政策は、1989 年には他の高等教育機関にも適用されるとともに、大学の全分野へ拡大されることとなった。そして、翌年以降、準備の整った大学との間に契約が締結され、4 年毎に契約が更新されてきている。

契約は各大学毎に交渉・締結される。その基礎となるのは、大学の強い部分と弱い部分の分析と大学の位置する地域的・国家的・国際的環境の状況把握を踏まえて作成される大学政策に関する戦略的な計画である。当該計画には大学の目標と優先事項が定められ、契約においてその実現に必要なとされる資源が規定される。新たな契約の策定に際しては、直前の契約の成果が参酌される。

国民教育省は、契約に先んじて手引書を関係大学に配布し、契約に際しての国の方針を示している。2003-2006 年の契約に向けて示された方針は、表 3 にあるような 2 分野 6 項目に渡り、手引書において 116 頁を費やして詳細に説明されている (MEN 2001)。

表 3 4 年契約手引書の項目

---

#### (1) 使命にかかる方針

教育の提供、文献情報サービス (documentation)、学生生活、組織、管理  
研究、技術、博士課程教育  
国際的な門戸開放に関する政策

#### (2) 使命遂行の支援にかかる方針

人的資源管理  
資産  
教育・研究・管理のための情報通信技術

---

出典：MEN 2001

各大学は契約初年の前年2月末までに、前期契約の成果一覧、大学戦略についての梗概、上記方針への対応、これらとは別に研究に関する契約にかかる書類一式（博士課程教育施設の認証申請、研究単位の承認申請等）を国民教育省へ提出しなければならない。これらを基に各大学は国民教育省と交渉し、そして契約が締結され、それにかかる予算配分を受ける。

日本の国立大学の法人化後に実施される中期目標・中期計画と比較して、例えば、対象とする範囲や年限、評価法などに少なからぬ相違はあるものの、その精神や内容において多分に類似点を見いだすことができよう。

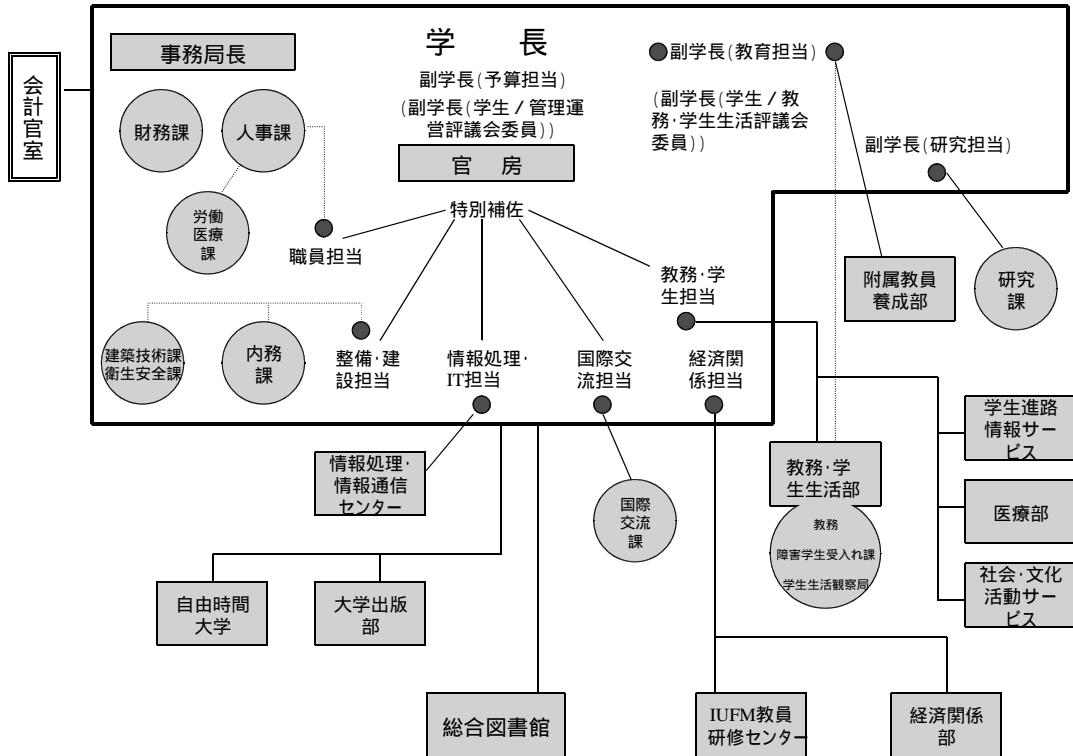
## (2)大学として意思決定を行うための組織整備

契約政策の第一の目的は増大し多様化する学生の受入れへの対応であったが、結果として大学が一つの組織として実体的に機能することを可能とした。すなわち、各大学が計画を策定するに当たって、大学の政策や将来の発展方向にかかる優先事項を含む必要があり、そこには全学に関わる内容（学生の受入れ体制の改善、落第率の減少など）が含まれ、全学的な立場での検討を必要としたためである。そして、計画を決定するに際しては、学内において交渉を重ねつつ、妥協を図りながら最終的な合意形成を必要とした。

こうした合意形成は、学問領域別に組織が構成される大学においては、従来は非常に困難であった。1983年に導入された研究に関する4年契約は、制度的には1989年以降のそれに類似するものではあったが、実際の運用において、大学ではなく各研究グループへの予算配分になったため、従来の構造へ変革をもたらすことはなかった（Musselin 2001, 140頁）。しかし、1989年の契約政策は、大学が前面に出てきて国と契約を行うこととされたことから、大学としての意思決定を行うための組織作りが不可欠となったのである。この点、Musselin（2001, 105頁）は、契約政策の導入は、学問領域の理論によって動かされて個々の大学の事情をあまり参酌しなかった国の行政の在り方を否定し、「大学を手続きの中心に据え、学問領域に基づく基準を最小化或いは周辺化し、それまで後見的な運営方式（筆者注：各大学の教育の在り方や教員人事等をそれぞれの学問領域で決定すること）を特徴付けていた実践と原則を数箇月のうちに覆してしまった」と述べている

例えば、オルレアン大学では、特に国民教育省との4年契約締結及びその前提である大学の戦略的計画策定に備えて、学長及び学長を補佐する副学長及び特別補佐(chargés de mission)から構成されるチームを中心とした執行体制を敷いている（図5）<sup>22)</sup>。

図5 オルレアン大学の執行体制

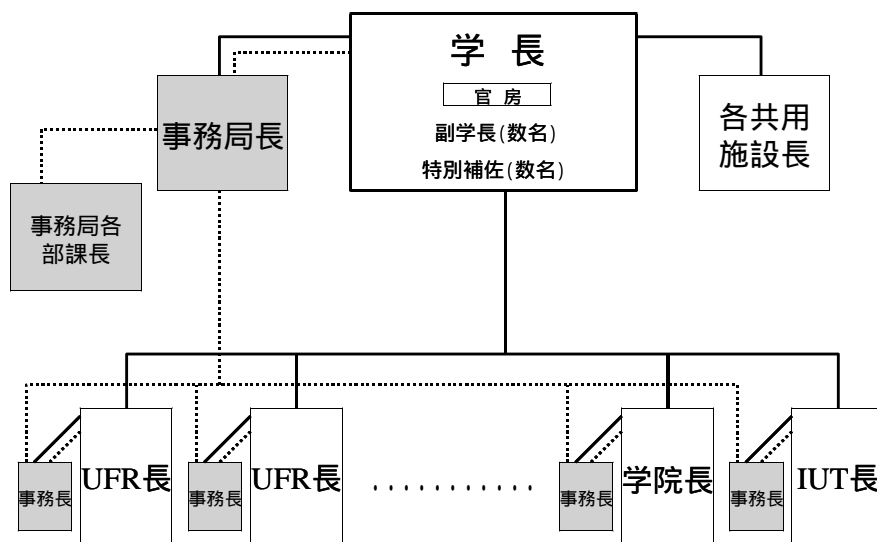


出典：Université d'Orléans (1999)

この図から、学内の様々な組織から特別補佐が任命されていることが分かる。しかし、当該学長チームの中には、事務局長は加わっておらず、また、事務局幹部の参加も少ない。そうした人的構成は大学行政管理に関する専門的な知識に欠けるところがあるものの、チームとしての一体性及び専門性(technicité)によって、契約準備段階で大きな実績があったとされている。また、オルレアン大学では、大学運営が効率的に行われるための最も重要な要素として「連合体としての大学(établissement d'allure fédérale)」が重視され、それは、学長、学長チーム、部局長間の相互の信頼関係によって成り立っているとされている。そのような状況は同大学では以前から見られたものの、現在、最もよく機能しているとされており、その状態を指して「中央集権と地方分権」あるいは「集中と分散」の均衡にあると表現している。

当該連合体組織は図6のように示される。図中、実線は連合関係を、点線は指揮命令関係を表している。

図6 オルレアン大学における連合体組織



出典：Université d'Orléans (1999)

### (3)管理運営の変化

契約政策の導入は管理運営に様々な変化を与えたが、具体的には、自己の組織に関する様々なデータの収集・分析とそれに基づく意思決定、並びに大学の有する資源の有効活用に努めるようになったことに最も現れたと言われる（Musselin 2001, p.137）。

大学は、契約に必要な計画を策定するに当たって、目標や優先事項を決めなければならない。その際、学内の合意を得るためには、執行部が自己の組織に関する様々なデータ（分野別等の学生数の推移、学部等における職員と学生の比率、管理する資産など）を有した上で、それに基づいた説得力のある提案を行うことが効果的である。予算や定員の配分に関する提案等を行うにおいても、同様にデータが必要不可欠である。また、逆にUFR等から予算や定員を要求するに際しても、やはりデータを示しつつ行う方が執行部や他のUFR等に対して説得力を増す。その結果、例えば、定員の配分において、従来のようなUFR等による順送りによる配分は減少していった。

多くの大学で、データ収集や分析の仕事に当たらせるため、専門職が雇用された。また、大学間で協力しつつ情報化を進める努力も行われ、学生管理に関する Apogée や予算・会計管理に関する Nabuco といった共通ソフトウェアの開発へとつながった。こうした情報化は、事務の簡素化につながることから事務官には概ね好評であったものの、各教科の特性から派生する必要性などが考慮されていないことなどから一般に教員には不評であったと言われる。しかし、全学を通して同じシステムを使用することは、大学全体からそれぞれの立場などを考えるのに大きく寄与した。

また、契約は計画実施に必要な資源を包括的に配分したため、各大学はその使用について多大な注意を払うようになった。例えば、新たなコースの設置に関して、当該コースの学術的妥当性だけでなく、設置に必要な資源（人員や場所など）や各種規定との整合性についても、教務・学生生活評議会の審議事項となることとなった。そして、そのことは大学人が、資源の管理について責任の所在を明確にし、第一の要因と併せて、大学がより自律的に運営することを可能にしたのである。そして、契約の締結を重ねるに連れて、自己の学問領域への帰属意識の強い教員の意識も次第に変わり、大学全体として活動を行う環境が醸成されてきたのである。

#### (4)大学の自律性の拡大と内部の力関係の変化

フランスの大学は、1968年のFaure法制定以来、いずれの政府も大学も「自治」を重要視することを表明してきたが、これまで見てきたように政府から大学への権限の委譲もほとんどなく、政府と大学の関係は基本的には変わらなかった。その理由について、Friedberg et Musselin(1993, p.14)は、政府から権限の委譲がないことを大学側が非難しつつも、自己の責任で大学運営を行うよりは政府の定める規範に従って予算配分を受ける方がより簡便とみなしたためと述べている。しかしながら、契約政策の導入は、大学が一つの統合された組織体としてより自律的に活動することによって、将来の自治の拡大へとつながることもなった。

半面、学長を中心とする大学執行部に権力が集中するようになり、少なからぬ大学において、契約政策導入以前以上にUFR等との軋轢が生じるようになったことも否めない。学長は、契約締結に際して大学を代表して国民教育省と交渉し、その際は単なるUFR等の利益代弁者ではなく、全学的観点から大学の発展向上を最優先に交渉を行い、契約の実施に際してはUFR等へ大学共通の目的等に従うよう求めるのである。その結果、学長は単なる「同輩中の主席」ではなくなり、学問領域の特性やUFR等の自治などが考慮されなくなる傾向が生じる。例えば、機構・定員要求において、あるUFRが最優先で要求したポストが、大学から計画として国民教育省に送られる際には当該UFRの第二順位あるいは第三順位のポストの下に位置付けられたり、空席になった教職員定数は執行部の管理に移ったり、研究実験施設の統合整理が行われたりなどといったことがあり得るようになったのである。

#### (5)その他の変化

各大学は、大学の外部に対してそれぞれの独自性や特性を強調するようになり、例えば、置かれた地域の需要に応じた教育を提供するようになった(Musselin 2001, p.143)。また、大学の名称も、地名(都市名)+番号ではなく、関係する高名な学者の名前を冠したり、より地域を意識した名称としたり、大学の象徴となるロゴを定めたりするようになっ

た。日本の大学で「ユニバーシティ・アイデンティティ」を意識し始めるようになってきたことと軌を一にしていると思われる。

なお、以上に述べてきた契約政策の影響は、全ての大学に均等に現れている訳ではない。現在、学内合意を図りつつ契約政策を積極的に活用してより戦略的な運営を行っている大学と、学部(UFR 等)自治が強い旧態依然の大学との間に大きな差が生じつつある状況にあり、その差は今後一層拡大するものと考えられる。

#### 4．大学を中心とした高等教育・研究機関、地域との連携

近年、情報化、国際化、欧州連携の進展などを受けて、大学の内部組織が変化するだけでなく、他の高等教育・研究機関や地域の自治体や経済・産業界との連携が進み、それに対応した組織が大学の内外に構築されてきている。本節では幾つかそういった組織の例を取り上げて紹介するとともに、それらについての具体的例を示すこととする。

##### (1)連携を推進するための組織

ア 産業・商業活動センター(SAIC: Services d'activités industrielles et commerciales)

1999年の技術革新・研究に関する法律で設置が決められた新しい種類の共用施設である。関係政令(2002-549/2002-601/2002-1347)が整備されたのは2002年であるが、既に2001年夏から試行的な整備が進んでいる。

SAICは、学内研究施設の企業への貸与や知的所有権の運用など、生涯教育(formation continue)を除く学内の全ての産業・商業活動に従事する。その主たる活動は以下の通りである。

産業的・商業的な協約や合意(第三者との試験、研究、調査、分析、専門的助言・指導などに関する契約)の実施の交渉並びに遂行。

特許、使用許可(ライセンス)、知的・産業的所有権、研究活動の開発及び活用。

企業創始者や設立間もない企業に対する施設や備品、資金の提供。

出版活動、賃貸借(施設及び物品)の管理。

その他の大学活動の商業化。

SAICの設置は、管理運営評議会の2/3以上の多数による決定によって行われ、その組織規約も管理運営評議会で決められる。センター長は、学長が管理運営評議会に諮った後に任命する。センター長は、学長の命の下でセンターの管理運営にあたり、SAICの指揮監督に従事する。SAICには、必要に応じて、センター長の補助機関として評議会を設置することができる。

また、SAICは、単一の大学内部ではなく、複数の大学が共同で設置することができる。その場合は、各大学の管理運営評議会の議決を経て協約が締結されることによって行われ

る。センター長の任命方式や運営方法，構成，評議会の権限・運営法は，当該協約で決められる。

SAIC の予算は，大学の一般会計とは別の附属会計(budget annexe)に計上される。そこには，収入として活動による収益の全て，支出として活動に必要な人件費や物件費等の全てが含まれ，効果対費用が明確になるようになっている。このため，国が雇用する職員<sup>23)</sup>の人件費については，SAIC の活動への参加の度合いに応じて国に対して負担することとされている。また，SAIC は，契約に基づいて（最長3年），非常勤の職員を採用することも可能である。

この共用施設の特徴としては，他の学内組織と比較して組織編成の自由度が高いこと（例えば，評議会の設置が任意である），収入及び公務員である職員の人件費を含む支出が明白であって費用対効果の評価が容易であること，非常勤職員を前提としていることなどが挙げられる。

#### イ 大学と国立技術学院の連携

既に 82 の技術学院が大学の内部組織として設置されている旨述べたが（2(1)参照），現在，国民教育省によって，更なる統合・連携のための政策が進められている。この政策は，学院が国際的な広がりをもって教育を行うことを可能とするとともに，研究に基づく教育や研究のための教育を充実することを目的としている。

Savary 法第 43 条は，官立及び私立の高等教育機関が大学等に付置(rattachement)乃至統合(intégration)されるための手続を定めているが<sup>24)</sup>，国民教育省は付置・統合を容易にするため，付置・統合される機関に従前の組織規約を採用するよう努めている。プレスト，メス，サン＝ティエンヌ，タルブの4国立技術学院の大学への付置を定めた政令 2000-271 号はその例であって，本政令第 2 条は，国立技術学院は大学等に付置されるのが適切である旨規定している。

#### ウ 大学理工科センター(centre polytechnique universitaire)

1985 年の技術・専門教育に関する計画法(Loi de programme no 85-1371)第 13 条で規定されていたが，1999 年に政令 99-1225 号で設置が決定されたナント大学の理工科学院(Ecole polytechnique de l'Université de Nantes)が最初のセンターである。同学院は，ナント大学に付置されていた二つの教育研究施設（Insitut universitaire des sciences de l'ingénieur 及び Institut de recherche et d'enseignement supérieur aux techniques de l'électronique）を統合して設置されたものである。法令上は大学内部組織としての学院であるが，同学院は直接に人員と予算の配分を国から受ける（同政令第 3 条）。同学院は，技師の養成・研修，研究・技術の開発，産業開発への支援，成果の活用を行うこととされている。

更に、トゥルーズ国立理工科大学の2学院（Ecole nationale supérieure de chimie de Toulouse 及び Ecole nationale supérieure d'ingénieurs de génie chimique）が統合されて、国立化学工学高等学院（Ecole nationale supérieure des ingénieurs en arts chimiques et technologiques）が設置され（政令 2000-1158 号）、エクス＝マルセイユ第1大学及びエクス＝マルセイユ第3大学の3教育研究施設（Institut universitaire des sciences pour l'ingénieur de Marseille, Aix-Marseille-III, Institut universitaire des systèmes thermiques industriels, Aix-Marseille-I, Institut de formation d'ingénieurs Charles-Fabry, Aix-Marseille-I）が統合されて、エクス＝マルセイユ第1大学附属マルセイユ理工科学院（Ecole polytechnique universitaire de Marseille, Aix-Marseille-I）が設置されるなど、次々と大学理工科センターの設置が相次いでいる。

これは、技師養成校と大学とを連携させることによって、教育システム全体の効率化を図ることを目的としている。これによって、大学教育の一部がより実践的になり、産業界との連携が深まることが期待されている。

#### エ 欧州大学拠点 (pôle universitaire européen)

1990年、大学2000年計画の枠組みで、一地域に集中して存在する高等教育機関及び研究機関等で構成される「欧州大学拠点」が構想され、これまでボルドー、グルノーブル、リール及び北パ＝ド＝カレ、リヨン、モンペリエ及びラングドック＝ルーシヨン、ナンシー＝メス、ストラスブル、トゥルーズ、レンヌの9箇所に設置された。これは、大学を中心としつつ、周辺に存在する高等教育・研究機関を連携させることによって、欧州あるいは国際水準の一大拠点を国内に形成するものである。各拠点では、構成する機関が共通の目的に基づいて協同するため、調整や協力の援助を行ったり、周辺の自治体や経済界、国際的なパートナーとの連携のための枠組みが作られている。

欧州大学拠点は、Savary 法第 45 条で規定される公的利益団体 (GIP : groupement d'intérêt public)<sup>25)</sup> の一形態であるが、大学が主体となって、地域の公私立の研究機関、高等教育機関、自治体、企業等とともに形成するものである。拠点には、管理運営のため、管理運営評議会及び拠点長が置かれる。国民教育省は発展契約を通じて予算を配分し、その発達を促進している。

#### オ デジタル・キャンパス (CN : campus numérique)

国際競争が増大する中、フランスの高等教育の卓越性を維持向上し、近代化することを目的として、2000年に始められた政策である。新しい情報通信技術を活用して、遠隔地から高等教育を提供するこのプログラムに対して、2000年に49件、2001年に66件、2002年に36件の提案が採択され、2003年4月までに64デジタル・キャンパスが開学している。なお、2002年度募集のプログラムには、情報通信技術によって教育活動を支



援する「学習デジタル環境(ENT: environnements numériques de travail)」が含まれており、2003年4月までに4件のENTが構築された。

デジタルキャンパスは、既存の大学等が参加するコンソーシアムによって運営される。その設置形態は、協約によるもの、公的利益団体（前述）、財団、有限会社など様々である<sup>26)</sup>。コンソーシアムに参加するのはフランスの大学等だけではなく、国外の高等教育機関、内外の企業などといった協力機関も含まれている。2003年4月現在、82大学を含む400近くの教育機関等の参加を得て、デジタル・キャンパスが運営されている。これらのうち、68%が国外の協力機関の参加を得ており、また、全体の9%は協力機関の全ては国外の機関である。参加機関の内訳を表4に、主要な実施領域を表5にそれぞれ示した。

表4 デジタル・キャンパスの参加機関

---

( 高等教育機関 )	
大学 ( INP を含む )	82
IUFM	29
その他の高等教育機関	22
( 協力機関 )	
国立遠隔教育センター ( CNED ) の参加する CN	19
企業	50
団体 ( association )	48
( 国外 )	
大学	45 ( 27 国 )
うち欧州内	21
うち仏語圏	21

---

出典： <http://www.educnet.education.fr/superieur/campus.htm> ( 2003 年 4 月現在 )

表5 デジタル・キャンパスの主要実施領域

---

科学技術 ( Sciences et Techniques )	18 %
情報通信技術，教育工学 ( TIC et Ingénierie de formation )	8 %
医学，保健 ( Médecine et Santé )	15 %
法学，経済，経営 ( Droit, Economie, Gestion )	8 %
人文・社会科学 ( Sciences humaines et sociales )	9 %
学際領域	7 %

---

出典： <http://www.educnet.education.fr/superieur/campus.htm> ( 2003 年 4 月現在 )

デジタルキャンパスが提供する教育は、情報通信技術を活用しつつ、受講者の地理的・時間的な制約を受けずに、各受講者の希望や震度に応じた自由度の高い教育を提供することを目的としている。教材は、インターネット、CD-ROM、ビデオ、マルチメディア、書籍など様々な形態で用意される。なお、CN のうち 24 %のみが全てのプログラムを遠隔教育で行うこととしており、その他は教室などを活用したプログラムとなっている（全体の 5 %は教室利用のみ）。

講義の対象は、2002 年 1 月の調査によれば、126 のプログラム中、33 が通常の学習プログラム、67 が生涯学習プログラム、34 がその両者を対象とするプログラムである。また、受講水準は、第 1 期が 288 人（うち生涯学習が 78 人、以下同じ）、第 2 期が 2,503 人（720）、第 3 期 993 人（639）、その他 1,955 人（1,925）となっている（MJENR 2002c）。

なお、コンソーシアム自体は高等教育機関としては位置付けられず、受講希望者はコンソーシアムを構成するいずれかの大学に登録した上で講義を受けることになる。

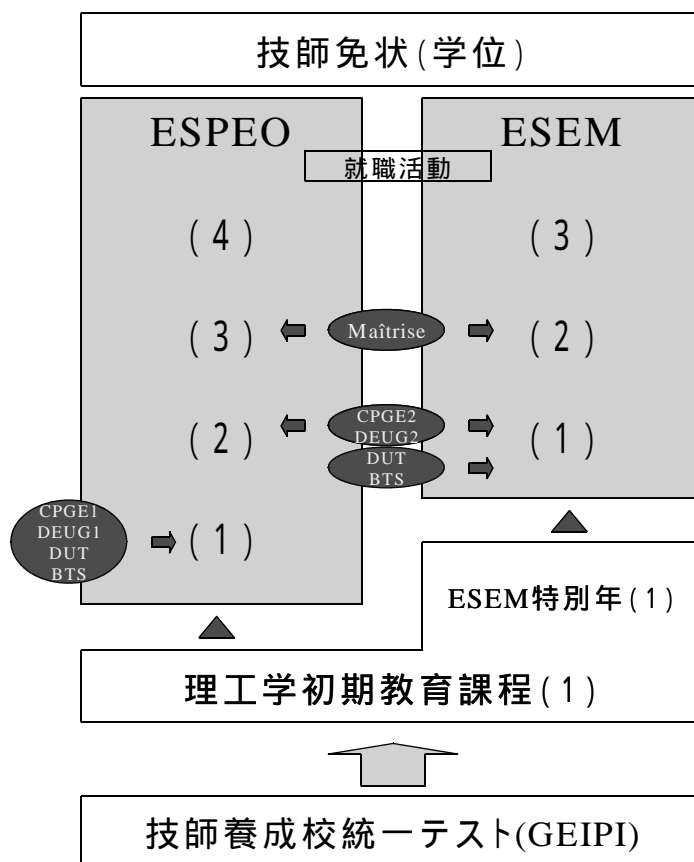
## (2)具体的な取組の例

### ア オルレアン大学理工科学院

オルレアン大学は、2002 年 4 月、エネルギー・物質高等学院(ESEM)及び電子光学技法高等学院(ESPEO)を統合して、理工科学院(Ecole polytechnique de l'Université d'Orléans)を設置した。これは、企業の需要に対応するべく、教育研究領域を拡大し、複数分野の知識をもって革新性のある幹部候補生を育てることをめざすことを目的として設置されたものである。

ESEM と ESPEO は、理工学院に統合された後も、一定の独立性をもって教育を行う。学生は技師養成校統一テストを受けた後、合格が認められれば共通課程である理工学初期教育課程（1 年）<sup>27)</sup>を受け、試験に合格すれば、その後は選択によって ESPEO 又は ESEM 進学を前提とした特別年へと進むことができる。また、相応する免状（学位）を保持していれば、ESPEO/ESEM のそれぞれ第 1～3 学年、第 1・2 学年に、直接入学することも可能であるなど、教育に柔軟性を持たせることとしている。

図7 オルレアン大学理工学院教育課程



出典：IPUO (2003)

#### イ ポワティエ大学企業連携センター

ポワティエ大学は、パリ南西約 300km に位置するポワティエ市に本部を置く大学である。法学・社会科学、経済学、医学・薬学などの 7 UFR、7 学院・教育研究施設を有する総合大学ある。ポワティエ市の外、4 都市にキャンパスが分散して置かれている。学生数は 24,000 人で、うち 3,200 人が外国人学生である。

ポワティエ大学では、1990 年代末、対外担当の副学長を設置するとともに、2000 年に関係業務を大学企業連携センター(CURE: Centre universitaire de relations avec les entreprises)に集中させ、企業への唯一の窓口とした。

CURE は、国と州の発展契約の枠組みで設けられた組織で、運営もその資金に拠っている。CURE は学内組織及び連携組織の集合体であり、次の組織が置かれている。

#### 研究活用室(Cellule de valorisation de la recherche)

大学の研究室が、学外の企業や公共機関等と研究に関する契約を結ぶに当たって、知的所有権やその活用、使用料などに関して助言し手続を行うなどの支援を行う。また、企業等との連携活動の開拓を推進し、また、大学の研究者に研究成果を活用するよう働きかけを行う。

研究活用室は、CNRS 及び ENSMA<sup>28)</sup> と共用の組織である。

#### 教育・参加・学習再開支援サービス(SAFIRE: Service d'Accompagnement à la Formation, à l'Insertion et à la Reprise d'Etudes)

大学の職業教育の枠内で行われる学生の企業研修や学位取得者の募集等に関する企業への情報提供、大学での学習再開あるいは学位取得を目的とした職業知識認定を希望する者への支援などを行う。

#### ポワトゥ・シャラント州ベンチャー企業設立支援サービス(Incubateur Régional Poitou-Charentes)

市場分析、市場参入戦略の策定、実施計画の作成、広報戦略の策定などに関して専門的な助言や提言を行うことによって、大学の研究を活用したベンチャー企業の設立支援を行う。当サービスは、企業設立のプロジェクト提案を受けて、内部の選考委員会が提案を評価し、支援すべきプロジェクトの選択を行う。

当サービスは、CNRS、ENSMA、ラ＝ロシェル大学と共用の組織である。

#### 大学施設活用管理室(Bureau de gestion de la Plate-Forme Technologique)

主として地域の中小企業を対象として、大学が有する施設や設備を活用を提供する。企業は、各種の試験や測定、計算あるいはサービス提供等を行ったり、人を派遣して最新の技術を身に付けさせたりすることができる。

#### ウ ボルドー欧州大学拠点(PUEB: Pôle universitaire européen de Bordeaux)

PUEB は、ボルドーにある4大学、アキテンヌ州、ジロンド県、ボルドー都市圏<sup>29)</sup>、ボルドー市を構成員とする連合体組織である。PUEB では、更に、ポー大学、グランド・ゼコル、研究機関、商工会議所、地方学生厚生センター<sup>30)</sup>等が、これらの構成員とともに密接な連携・協力を行っている。PUEBの主たる活動は表6の通りである。

表6 ボルドー欧州拠点の主たる活動

---

広報活動：ボルドーで提供される教育と研究を紹介すること。

外国人学生・研究者の受入れ：国際交流館(Maison internationale)等によって可能な限り快適に受入れを行うこと。

留学への支援：語学教育支援プログラムによって学生の留学を支援すること。

国際協定：DEBUCI<sup>(31)</sup>を活用して国際協定の締結に努めること。

---

出典：<http://www.poleuniv.u-bordeaux.fr/> (平成15年2月参照)

PUEBには、管理運営について決定を行う管理運営評議会(Conseil d'administration)、諮問機関である運営方針委員会(Comité d'orientation)が置かれている。管理運営評議会は、PUEBの構成員代表からなる8名の委員で構成される。運営方針委員会は、管理運営評議会委員及び以下の代表を含む外部委員から構成される。

- ・ 仏語圏政府間機構附属仏語情報・教育新技術研究所(Agence Intergouvernementale de la Francophonie - Institut francophone des Nouvelles Technologies de l'Information et de la Formation)
- ・ 仏ソクラテス機構(Agence Socrates-France)
- ・ 完全・部分仏語大学連合 = 仏語表現ネットワーク大学(Association des Universités Partiellement ou Entièrement de Langue Française - Université des Réseaux d'Expression Française)
- ・ ボルドー・ジロンド経済発展機構(Agence de développement économique de Bordeaux et de la Gironde)
- ・ 原子力委員会アキテンヌ科学技術研究センター (Commissariat à l'Energie Atomique / Centre d'Etudes Scientifiques et Techniques d'Aquitaine)
- ・ 農業・環境技術研究所(Institut de recherche pour l'ingénierie de l'agriculture et de l'environnement)
- ・ ボルドー病院センター(Centre Hospitalier de Bordeaux)
- ・ ボルドー商工会議所(Chambre de Commerce et d'Industrie de Bordeaux)
- ・ ボルドーグランド・ゼコル協会(Club des grandes écoles de Bordeaux)
- ・ 国立科学研究センター(Centre National de la Recherche Scientifique)
- ・ 地方学生厚生センター(Centre Régional des Oeuvres Universitaires et Scolaires)
- ・ フランス海洋開発研究所(Institut Français de Recherche pour l'Exploitation de la MER)
- ・ 国立農業問題研究所(Institut National de la Recherche Agronomique)

- ・国立健康医学研究所(Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale)
- ・アキテンヌ人文科学館(Maison des Sciences de l'Homme d'Aquitaine)
- ・ポー大学(Université de Pau)

## エ コンソーシアム <sup>カネージュ</sup> CANEGE(Consortium CANEGE)

CANEGE(Campus numérique en économie et gestion)は、経営・経済の分野のデジタルキャンパスを構築するコンソーシアムである。当該コンソーシアムは、パリ第9大学、グルノーブル第2大学、ナンシー第2大学、ニース大学、パリ第11大学(法・経済・経営学部)、パリ第1大学附属パリ企業管理学院が、国立遠隔教育センターと連携して運営に当たっている。

CANEGE は、デジタル化された教育内容を遠隔操作によって科目毎に提供するものであり、得られた単位はヨーロッパ単位互換(ECTS)システムに則って必要単位に換算することが可能である。提供される教育内容とその担当は表7の通りである。

表7 CANEGE のプログラムと提供大学

プログラム <sup>32)</sup>	科目数	提供大学
経済・経営 DEUG	24	ニース, グルノーブル2, パリ11
経営科学 Maîtrise	24	パリ9, パリ11, ナンシー2
企業経営適性証明書 DESS	20	パリとナンシーとニースの企業管理学院
資格取得のための継続教育	12	パリ9, ナンシー2, グルノーブル2, ニース

出典：<http://www.canege.org/>

これら全ての科目について、講義内容は全てデジタル化され(双方向授業, 事例研究, 自己テストを含む), チューター制やフォーラム, チャット, 掲示板, テレビ会議などによって、遠隔にて講義のフォローアップができるように工夫されている。

講義の対象として想定している者は、地理, 年齢, 身分にかかわらず、通常の大学教育を受ける者並びに継続職業訓練を受ける者であり、特に後者を重点的に対象とすることとしている。

CANEGE において教育を実践して行くに当たって、コンソーシアムは次のような点に

ついて共通政策を設けて対応することとしている。

学生受入れ及び進路指導のための共通窓口の設置  
進学に際しての学歴並びに職業経験の認定手法の共通化  
電子化される資料作成についての連携政策  
上記の資料への遠隔からの活用についての手段の統一  
各大学の教員グループによる個別のフォローアップ  
単位互換による講義の単位認定と国家学位の取得

## 5 . 結語

フランスでは学位授与権を有する大学は全て国立であり、高等教育への進学を平等に提供するという考え方から、画一性が重視されてきた。学生数や教育研究分野等に基づく画一的な予算・人員配分、国から大学への学位授与権の資格付与(habilitation)などといった各種施策によって、国によって大学の水準維持が図られる中央集権的なシステムがとられてきたところである。

しかし、1980年代以降、州(région)の創設などに見られるように、国全体として地方や国の下部機関等への分権が急速に進み、遅れてではあったが<sup>33)</sup>、高等教育行政分野においても大学等への権限委譲や自治の拡大が図られるようになった。1980年代に始められた契約政策は、特に1990年代以降、大学の自治の拡大に大きく寄与してきている。また、自治の拡大は大学の個性拡大にもつながるものであったが、国際化が進む中、学生は大学や提供する学位、教授陣の評判で進学先を選ぶようになり、各大学は特徴を發揮しつつ学生獲得の競争を行うようになってきている。この点、Belloc(2002)は、「国家学位」のレベルだけでは、大学は市場に受け入れられるとは限らなくなった旨指摘しているところである。

そうした変化の背景には、一つには経済・社会の世界化とヨーロッパ統合という国際的な動きがあり、他方では、地域の経済的・社会的発展における大学の役割が認識されてきたことにある(Belloc 2002)。このような環境の下、多くの大学は自律性を拡大させつつ、個性的で特徴ある教育・研究を行うための組織作りに努めてきた。その動きは決して速いものではないが、次第に大学が一つの機関としてより戦略的に機能する方向に動いており、その流れは不可逆的なものとなっている(Musselin 2001)。また、情報化の進展や高等教育の国際的な競争を反映して、それに対応できるような組織を形成するような施策も採られている。

今後の大学組織は、一層多様化する学生に対応した教育を提供することや国際的な競争に堪え得る研究を行うことをめざして、ある程度の規模を有したより自律性の高い組織へと発展して行くものと考えられる。そして、評価制度が充実され、その管理運営はより専

門化したものとなるであろう。既に学長の任期が1期限りであることが問題点として指摘されているところである。また、自律性が拡大されるとともに、大学予算において契約による予算の占める割合は、今後一層増えることが予想される。その結果、政府は、公教育と位置付けられる高等教育の国民への平等な提供、地方政府との関係において難しい舵取りを迫られるであろう。具体的には、入学者の不選抜や学費無償の原則を今後とも維持できるかは予断を許さず<sup>34)</sup>、また、地方政府が国へ求めている高等教育に関する地方への権限委譲に関して大学側が強く反対していることへの対応をどうするかなどである。

折しも、本稿で度々言及した契約政策は、実施後10数年を経て、第三者によって全体的な評価が行われ、その結果が2004年1月に公表された(CGP 2004)。当該評価は、契約政策を多くの局面において評価しつつも、今後のフランスの高等教育が大きな変革の時期を迎えることを予想し、更なる改善のための提案を行っている。ここで詳細を触れることはできないが、契約政策が同国の大学政策の中で占めた位置に鑑みれば、これまでの総括とも言える当該評価は大変興味深く、フランスの大学の将来を見通す手懸かりとなり得よう。また、契約政策と日本の国立大学法人化との間に共有するものが少なくない点からも、我が国にとっても見逃せないものと思われる。

#### 【注】

- 1) この数値には、法令上大学に位置付けられている国立理工科大学(INP: institut national polytechnique)を含まない(全3校)。
- 2) フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記する。直近では、2002年5月の政変で、「国民教育省」から「青少年・国民教育・研究省」に組織が変わった。
- 3) Savary 法は制定後数次の改正を経て、現在では教育法典(Code de l'Education)に収録されている。
- 4) 「自治」は仏語の"autonomie"の訳語であるが、この語は日本語の「自律性」にも相当する。本稿では、日本語の文脈で両者を使い分けている。
- 5) 学部は"faculté"の訳語として用いているが、時代によっては「大学」と訳しても差し支えない。本稿では一貫して「学部」を用い、また、"université"の訳語を「大学」としている。
- 6) 各大学は、大学区長(recteur)の下、学部会議(Conseil des facultés)を設置し運営に当たった。
- 7) 日本の学部に相当する組織。Savary 法以降、教育研究単位(UFR: unité de formation et de recherche)となっている。
- 8) 1982年3月2日法律第82-213号。地方行政組織の再編、権限・財源の委譲、地方議



- 員・公務員の地位等について定めた。教育に関しては、例えば、中学校の所管が国から県(département)に移された。
- 9) 国民教育省の出先機関である大学区(académie)が全国に置かれているが、大学行政に関する権限は極めて限られている。
  - 10) 技術の発達に対応しつつ、経済的・技術的發展に必要とされる新たな教育を行うことを目的として、1966年の政令で設置が決められた教育組織。養成課程は高卒後2年で、主として各種職業に適応する技術教育を行う。教育の15～30%は、関係する業界から講師を迎えて行われている。
  - 11) 第1級・第2級教員並びに生徒指導専門員(conseiller principal d'éducation)の養成、現職教員の研修、指導法研究などを行う高等教育機関。原則として、各大学区ごとに設置され、法人格を有したまま大学に付置される。管理運営評議会が置かれ、その議長は大学区長が務める。IUFM長は、管理運営評議会によって内部の教員から選ばれた3人の候補者から、国民教育大臣が任命する。
  - 12) 予算配分の一部を大学と国の間の契約によって行う。なお、大学等が複数年にわたる契約を締結できる旨、既に1984年のSavary法(第20条)で定められていた。
  - 13) 国は、5年間で160億フランの予算を高等教育に投資し、同期間に同額を地方に負担するよう求めた。
  - 14) 教育以外に研究も担当する大学教授(professeur d'université)及び助教授(maitre de conférence)。
  - 15) Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche, "La recherche universitaire", <http://www.recherche.gouv.fr/recherche/univ/rechuniv.htm> (2002年1月現在)。
  - 16) 国と地方の連携拡大を前提とした大学の整備計画。施設の近代化だけでなく、学生受入れの改善、企業との連携、ネットワーク整備などが盛り込まれている。
  - 17) それらの設置は、学術評議会の提言に基づいて、管理運営評議会で委員3分の2以上の多数による決定によって行われる。管理運営評議会等については後述。
  - 18) 大学に置かれる政治学院は全国で9校あるが、内部組織として置かれているのはストラスブル校のみである。それ以外は、法人格を有したまま大学に付置されている。
  - 19) 主として産業界の需要に対応して、技師(ingénieur)の養成、技師及び技術者(technicien)の研修、科学技術研究及びその移転を行う教育研究機関。技師養成教育の修学期間は5年(高卒後)。全国に5校置かれ、4年次の編入学を除く学生募集は共通に行われ、応募者の希望等に応じて修学先が決定される。
  - 20) 日本の大学院にほぼ相当する大学教育課程。
  - 21) 管理運営組織の意思決定過程については、大場(2003a)を参照されたい。
  - 22) 特別補佐は2003年2月のWeb情報(2002年8月最終更新)では7名であり、担当

- はそれぞれ人的資源，国際関係，財務，情報通信技術，センター群，養成・教育，学生生活・キャンパス活動となっている。
- 23) フランスの（国立）大学は法人であるが，教員を含む職員は公務員で，任命権者は国民教育大臣であり，人件費は国が負担している。
- 24) 付置及び統合は，付置乃至統合される高等教育機関の要望及びその先の大学等の提案を受けて，政令によって決定される。付置される場合は，当該高等教育機関は，法人格並びに財政的自律性を保持する。
- 25) 行政的・財政的自律性を持つ公法人で，大学等と他の大学等，その他の公私立機関が設立協定を締結し，所管大臣の許可を受けることによって設立される。共通の学術的・技術的・職業専門的・教育的・文化的活動，または，共用施設やサービスの管理を行う。
- 26) 2002 年 1 月の調査では，協約(convention)によるもの 25，基本協定(accord-cadre)によるもの 2，公的利益団体 9，財団 2，有限会社(SARL)2 であった（予定を含む）（MJENR 2002c）
- 27) 教育内容は，一般教育・語学（25 %），技術（20 %），基礎科学科目（30 %），技師のための数学ツール（25 %）である。
- 28) ポワティエにある国立機械・航空工学学院(Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et d'Aérotechnique)。
- 29) 都市圏(communauté urbaine)は，1966 年の都市圏に関する法律で設置が定められた自治体相互の協力を目的とする共同体である。
- 30) CROUS(centre régional des oeuvres universitaire et scolaire)。奨学金，学生宿舎，大学食堂，外国人学生受入れなどを取り扱う学生支援のための組織。フランスでは，当該業務を行う学生支援組織は大学内部には置かれず，国立学生厚生センター(CNOUS: Centre national des oeuvres universitaire et scolaire)の下で，CROUS が全国統一的去に行っている。
- 31) Données de la Base universitaire des Coopérations internationales。教育研究に関してフランスの大学と外国の大学との国際交流に関する取決等を収録している。モンペリエにある国立高等教育情報センターに置かれている。
- 32) 表内，それぞれ，DEUG は大学 1・2 年次，Maîtrise は 4 年次，DESS は 5 年次の教育課程である。
- 33) Musselin は，大学は 1982 年の分権法の恩恵を全く受けなかったとしている（Friedberg et Musselin 1993）
- 34) 入学者選抜については，既にパリ第 9 大学が半ば法令を無視する形で実施していたが，2004 年 3 月，政令改正によって制度化されることとなった。多くの大学人は，これが一つの突破口となることを期待していると伝えられている（2004 年 3 月 10 日 France2 報道）。また，学費についても，高年次の職業コースを中心に導入するべきと

の強い意見がある。

#### 【参考文献】

- 大場淳 (2003a) 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展 日本国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察」『大学論集』第 33 号, 広島大学高等教育研究開発センター。
- 大場淳 (2003b) 科学研究費補助金報告書『21 世紀の大学像構築と戦略的組織改革の国際比較研究』(代表: 有本章) のフランス関係部分: 第 1 部第 2 章第 3 節 (2) 「フランスの動向」及び第 2 部第 6 章「フランス」(事例研究)
- Belloc, Bernard (2002) "Incitations et transparence: Instruments de changement dans l'enseignement supérieur" *Conférence générale IMHE 2002*, OECD.
- Centre national de la Recherche scientifique (CNRS) (2002), *Projet d'établissement du CNRS Février 2002*, Mission de la stratégie du CNRS.
- Commissariat Général du Plan (CGP) (2004) *Les universités françaises en mutation : la politique de contractualisation (1984-2002)*.
- Conférence des Présidents d'Université (CPU) 2001 *Autonomie des Universités, Les actes du colloque annuel de la Conférence*, Lille 22-23 Mars 2001.
- Direction de l'Evaluation et de la Prospective (DEP) (2003) *Repèrea & Références statistiques*, Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche
- Friedberg, Erhard et Musselin, Christine (1993) *L'État face aux universités en France et en Allemagne*, Anthropos.
- Institut polytechnique de l'Université d'Orléans (IPUO) (2003) "Polytech'Orléans - Journée ouvertes: samedi 15 mars 2003".
- Ministère de l'Education nationale (MEN) (2001) *Mode d'emploi: Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la recherche Vague A 2003-2006*
- Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2002a), *Les établissements d'enseignement supérieur - Structure et fonctionnement - Guide pratique Edition 15 mai 2002*.
- Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2002b), *Budget coordonné de l'enseignement supérieur - Année 2003*.
- Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2002c), *Campus numériques, état des lieux en janvier 2002*.
- Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) (2003), *Première estimations de la rentrée 2003 dans l'enseignement supérieur*, note

d'information 03.60.

Musselin, Christine (2001), *La longue marche des universités françaises*, Presse Universitaires de France.

Université d'Orléans "Projet d'Établissement 2000-2003 - Document stratégique de synthèse" 1999.

Université de Poitiers "Pour une université du 21ème siècle - Projet d'établissement 2000-2003" 1999.

## 第10章

### フランスにおける大学事務の情報化と管理運営支援活動

- 大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE) -

大場 淳

フランスの大学は国によって設置され、その財源の大半を国に依存している。大学は法人格を享有し、国に対して一定の自治を有する組織である。その管理運営制度については大枠が法令で定められているものの、大学が置かれた状況等によって管理運営の在り方や組織編成の詳細は様々である<sup>1)</sup>。近年、大学に与えられる自治が拡大し、どの大学においても管理運営の改善向上が課題となっている。

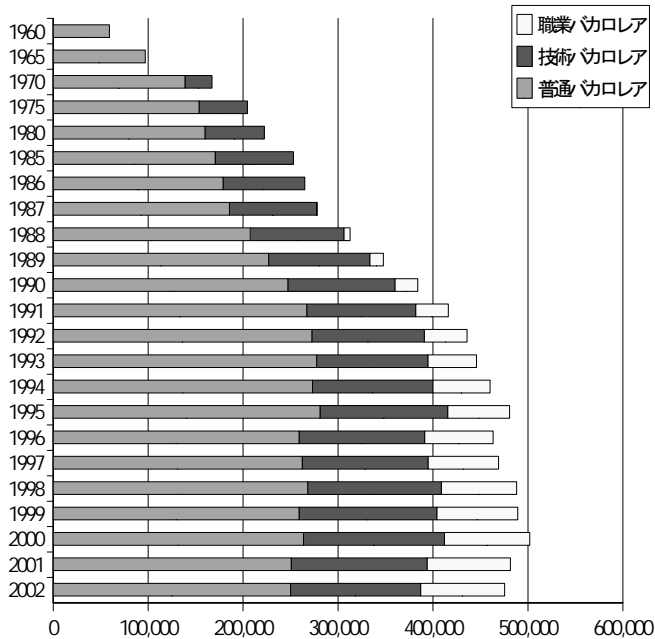
大学・高等教育機関相互支援機構(Agence de Mutualisation des Universités et des Etablissements d'enseignement supérieur: AMUE)は、大学の有する自治を尊重しつつ、それぞれが有する優れた経験や知識を共有することによって、大学の機能向上を促すことを目的として活動を行う組織である。また、AMUE は各大学が参加する相互支援のための組織として機能するだけでなく、国(国民教育省<sup>2)</sup>)の認証を受けて設置され、財源の多くを国に依存しており、他方、国にとっては大学自治を阻害しない形でその政策を実現するための手段ともなっている。

本稿では、AMUE の組織や活動内容等を紹介するとともに、大学の管理運営等に与えた影響について若干の考察を加えることとしたい<sup>3)</sup>。

#### 1. AMUE の歴史と活動の概要

フランスでは、1980年代後半からバカロレア合格者が急増し、高等教育機関への進学者増大を招いた(図1)。制度上入学者選抜を行うことのできない大学にとって、学生の受入れが重大な懸案となったのである。政府は施設の拡張<sup>4)</sup>、教員の採用拡大などに努めるとともに、各大学の自主的な取り組みを促すため、「契約政策(politique de contractualisation)」を1990年から導入した<sup>5)</sup>。しかし、事務機構については基本的には人員を増やさないこととし、合理化をもって対応することとしたところである。AMUE が設立されたのは、そのような環境の中でのことであった。

図1 バカロレア合格者の推移



AMUE の前身は、大学事務に適したソフトウェアを開発し全国に普及すること等を目的として 1992 年に設置された大学・高等教育機関管理情報化協会 (Groupement Informatique pour la Gestion des Universités et Etablissements: <sup>ジグエ</sup>GIGUE) である。

GIGUE は、国民教育省において大学との契約や大学 2000 計画を担当した大学計画発展局 (Direction de la programmation et du développement universitaire: DPDU)6) の元職員によって構想され、大学の協力を得つつ設立されたものである (Musselin 2001, 133 頁)。

GIGUE は、先ず大学の財務管理の情報化に取り組み、次いで教務、教職員人事管理などの情報化のためのソフトウェアの開発を進めた。これらのソフトウェアは、大学において事務の合理化に寄与しただけでなく、管理運営の在り方へも多大な影響を与えた。

1997 年に GIGUE の設置期間 (5 年) が満了したことに伴って、情報分野以外にも拡大して協力を進めることとして組織改編を行い、GIGUE は大学・高等教育機関近代化機構 (Agence de Modernisation des Universités et des Etablissements d'enseignement supérieur: AMUE) (以下「前 AMUE」と言う) となった。前 AMUE は GIGUE が開発したソフトウェアの改善・普及に努めるとともに、これらに伴う諸活動 (ソフトウェア設置や利用者の研修等)、そして大学管理運営一般に関する支援活動 (テーマ別の集会やセ

ミナーの開催や経験を共有するためのネットワーク形成等)へと活動を広げていった。また、1997年、本部事務局、会議室、関係団体の事務室を置く大学会館(Maison des Universités)をパリのラテン地区(カルティエ・ラタン)近くに設置した。大学会館は情報発信に努め、そのホームページには高等教育に関する最新情報やセミナーの報告書、出版物など様々な情報が掲載され、また、大学長会議、大学附設教員養成センター長会議、事務局長会議といった関係団体のホームページも併設されている。その情報量は極めて豊富であり、このホームページを閲覧することによってフランスの高等教育事情の概要を把握することが可能である。

前AMUEは、2002年の設置期間(5年)満了に伴って、現在の大学・高等教育機関相互支援機構に名称を変更するとともに(略称は変わらず)、大学運営に関する支援活動の拡大等を目的<sup>7)</sup>として組織改編を行い、現在のAMUEとなった。その結果、従来からあった配給部(Département de la Distribution)を改組して、製品部(Département Produits)と事業部(Département Services)の2部を編成して活動を展開することとなった。特に事業部が行う活動については、前AMUEにおいて配給部の3～4名の職員からなる1室で行っていたものが、約15名の職員で行うこととなり、大幅に拡大された。これによって、情報交換のための会合開催が活動の中心であったところから、大学の必要性に応じたより多様で充実した支援活動(セミナー、研修、職能別ネットワーク形成、大学へ赴いての活動など)を展開することが可能となった。

## 2. AMUEの組織と運営

AMUEの法的地位は、Savary法<sup>8)</sup>第45条で規定される公的利益団体(GIP: groupement d'intérêt public)<sup>9)</sup>である。AMUEへの加盟は任意であり、各大学は管理運営評議会<sup>10)</sup>の決定に基づいて加盟申請を行う。2003年3月現在、フランス本土にある国立大学のうちパリ第二大学を除く全ての大学が加盟している。加盟大学は会費<sup>11)</sup>を払う義務を負うが、個別の研修等を除く全ての支援活動を無償で受けることができ、また、使用料を別途支払うことによってAMUEの開発したソフトウェアを利用することができる。AMUEの予算は、前述の会費やソフトウェア利用料等の自己収入及び国民教育省との契約<sup>12)</sup>によって配分される補助金から構成されており、全体の予算は約15百万ユーロである(2002年)。

AMUEの基本方針を決定するのは、全大学が参加する総会(assemblée générale)と代表からなる管理運営評議会(conseil d'administration)である。それぞれの組織や権限等は以下の表の通りである。

	総会 (AG)	管理運営評議会 (CA)
構成員	・ AMUE の加盟機関全て	・ 大学長会議第一副議長 <sup>13)</sup> ・ 10 名の AG 選出者 <sup>14)</sup>
任期	加盟している間	3 年 (更新可)
議長	CA 議長が務める	絶対多数による選出
主たる権能	・ 年間活動計画の採択 ・ 加盟大学の義務の内容の決定 ・ 各年度決算の承認 ・ CA 構成員 (administrateur) の選任と解任 ・ 新加盟者の承認	・ 収入支出見通し状況の採択 ・ 財務会計報告の採択 ・ AMUE 会長 (CA/AG 議長) の選出と解任 ・ 所長 (directeur) の任命と解任 ・ AMUE の組織及び機能に関すること (特に内部組織及び財務に関する規定)
開催頻度	最低年 1 回	最低年 2 回
会議の開催	CA 議長の招集又は加盟機関の 3 分の 1 以上の要求による	CA 議長の招集による

AMUE には、組織を代表し総会及び管理運営評議会の議長を務める会長 (président) のほか、事業を実施する組織を統轄しつつ日常業務の遂行に当たる所長 (directeur) が置かれる。また、国 (国民教育省及び財務省) の代表が、投票権無しで総会及び管理運営評議会に参加する。

### 3. 大学管理ソフトウェアの開発

AMUE は大学管理の合理化のため、大学事務の情報化を推進することを主たる活動として発展してきた。AMUE は大学からの意見を取り入れつつ、大学運営に関する様々なソフトウェアを開発し大学に提供してきた。

以下に、その主要 3 ソフトウェアである財務管理の ナビュコ Nabuco、教育事務管理の アボジェ Apogée、人事管理の アルページュ Harpège について見てみたい。

#### (1) Nabuco

大学の教育研究政策を反映させつつ財務上の事務を容易にし、かつ戦略的な財務管理を可能とするソフトウェアである。大学の様々な組織的枠組みに柔軟に対応することが可能であって、各大学はその必要に応じて Nabuco をカスタマイズして利用することができる。



Nabuco は、特に次の点で大学管理運営に改善をもたらすことを目指した。

各大学の戦略を反映する管理予算の導入。

大学内における経理責任者の明確化。

予算の定期的かつ厳格な点検による適切な管理運営の確認への誘導。

Nabuco は、予算、予算執行管理、支出、収入、内部における賦役提供、会計一般等にかかる 12 項目の管理が可能で、それら全てについて入力されたデータの関連性が図られている。各大学は、得られたデータに基づいて、財務状況に関する総合的な見通しを立てることが可能になる。

また、大学は Nabuco を用いて学内の財務管理システムを自由に設定することが可能である。各大学は、学内組織を数段階に分けて予算単位に分割しつつ責任部署を定め、予算に関する権限を分配することができる。各責任部署は一定の予算を有し、その責任者は学長によって任命される。それによって、次のような合理化が可能とされている。

多数の部署への小規模予算配分にかかる弊害の低減。

予算の使用者の管理が可能であること。

学内における教職員の配置に応じて予算組織へのアクセスを個人に合わせる事が可能であること。

予算使用者の仕事に適応したメニューの作成。

図2 Nabuco(1999年版)の起動画面

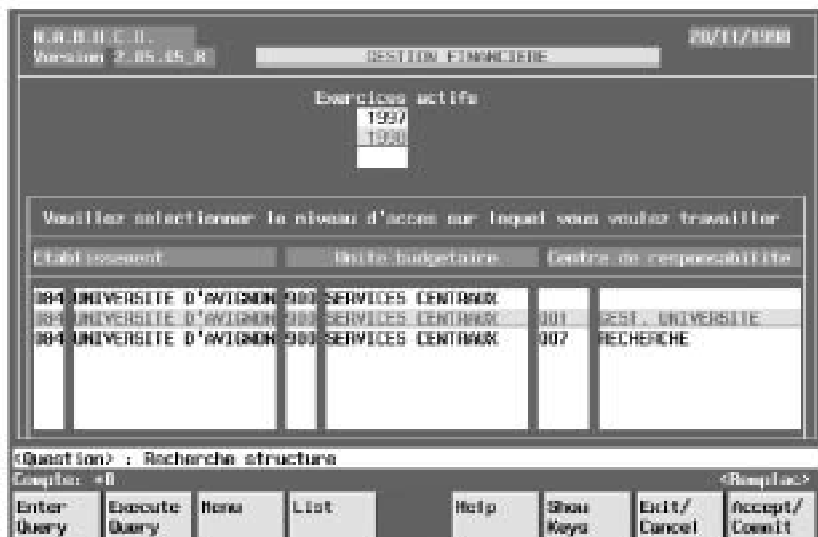


図2は Nabuco の起動直後の画面である。利用者は会計年度 (exercices actifs) を選択し (画面上部、タイトルの下)、大学レベル (Etablissement)、予算単位レベル (Unité budgétaire) (概ね部局単位)、責任部署単位 (Centre de responsabilité) の処理を選択する (画面中程)。

出典 : Université d'Avignon 1999 "Nabuco - Généralités sur l'utilisation du logiciel, imprimé le 06/04/99"

Nabuco は大学の財務合理化に大きく寄与したが、大学の財務に関しては他の公的機関と共通する点が少なくなく、ある程度汎用生のあるソフトも開発されてきている。このため、今後は独自のソフトウェア開発から、そういった汎用ソフトへの依存を高めていくものと見込まれている。

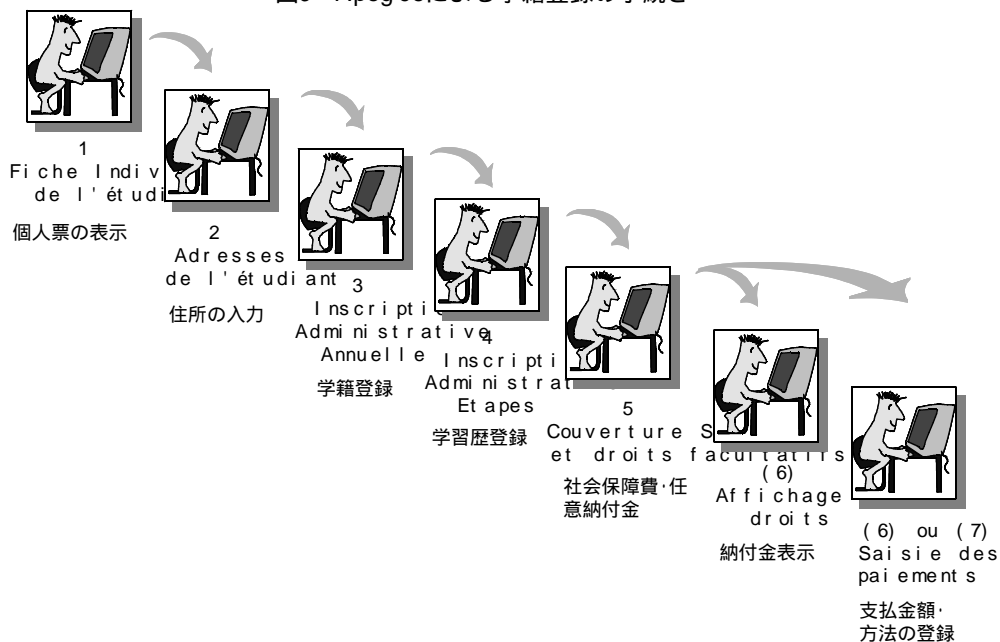
(2) Apogée ( Application pour l'administration des étudiants )

Apogée は、大学の教育活動にかかる事務の支援を行うためのソフトウェアである。1992 年、ローヌ=アルプ、オベールニュ、ブルゴーニュの 3 大学によって開発され、他のいくつかの大学での試験運用を経て 1996 年から一般利用が開始された。2002 年現在、70 以上の機関で用いられている。

Apogée は 28 の構成単位 (module) からなる。対象とする事務の範囲は学生による学籍登録や授業登録、授業クラス編成、教室利用の管理、成績の管理、インターンシップ管理など非常に多様であり (別表 1 参照)、各大学はそれぞれの実情に応じて必要な構成単位を利用することが可能である。

図 3 は Apogée を利用した学生による学籍登録の手続きである。また、続く図 4 は図 3 の手続き 1 (図左上の最初の手続き) で示される Apogée の個人票画面である。

図3 Apogéeによる学籍登録の手続き



出典：AMUE 2001 "Formation Apogée Module 3 - Réaliser une inscription administrative et le paiement des droits" の図に筆者が日本語訳を加筆した

図4 学生の個人票の画面

出典：Université Versailles Saint Quentin 2001 "Charte de saisie -  
Inscription administrative année universitaire 2001-2002"

主として事務官の業務が対象であった Nabuco と異なって、教員の活動に深く関わる Apogée に対する教員と事務官の間で評価が大きく分かれた。事務の効率化や学生との関係改善の点等から、事務官は当該ソフトウェアの導入を非常に肯定的に受けて止めたのに対し、教員は、事務が増大することやそれぞれの教育現場の実態を反映しないことなどを理由として、一般に Apogée の導入には批判的であった (Musselin et Gérard 2001)。Apogée が導入されるに当たって、教員は当該ソフトウェアが求める規則に則ってシラバスを組んだり、試験のルールや評価の基準を定めたりしなければならない。特に、年度の始めにこういった事項を決定しなければならないことは、年度の途中でルール等を変更することに慣れた教員の中には自己の権限の侵害とも受け取る者もあった (Klets 外 1998, 5 頁)。

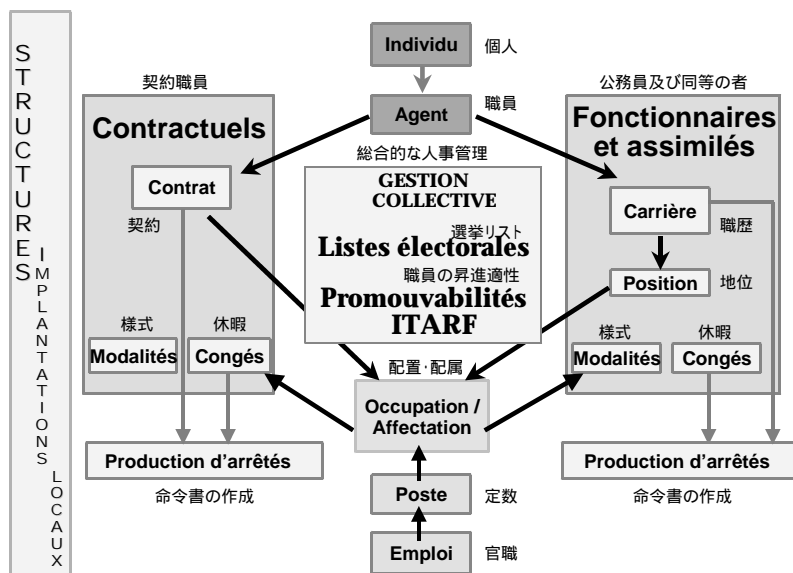
Apogée が対象とする教育関係の事務は大学事務の中でも最も大学固有のものであり、今後とも AMUE が主体的に開発していくべき分野と考えられている。現在、高等教育におけるヨーロッパの連携が急速に進められ、ヨーロッパ単位互換制度 (European credit transfer system: ECTS) や共通の学位段階 (学士 3 年、修士 2 年) の導入などが実施・検討される中で、Apogée の更新作業が進められ、それを踏まえた利用者向けのセミナーが開催されている。

### (3) Harpège ( Harmonisation de la Gestion des Personnels )

フランスの大学には非常に数多い種類の教職員がおり、その人事は複雑である。伝統的に大学を含む公共機関の人事は極めて中央集権的に管理されてきたが、1990年代から人事に関して分権が進められ、一部の権限は大学において行使することが可能となった<sup>15)</sup>。その結果大学における人事にかかる事務が増大し、人事管理を効率的に行う必要が出てきたことに対応して開発されたソフトウェアである。

Harpège の開発には大学が積極的に参画し、大学側の需要を反映する形で行われた。1997年の試行的配備を経て1998年から正式に頒布され始め、2002年現在62の大学等で採用されている。Harpège は、教職員の採用、配置、異動、内部試験、昇任手続から休暇処理など、人事管理にかかる事務の情報化を広汎に行う。図5にHarpègeの機能の概要を示す。

図5 Harpègeの機能の概要

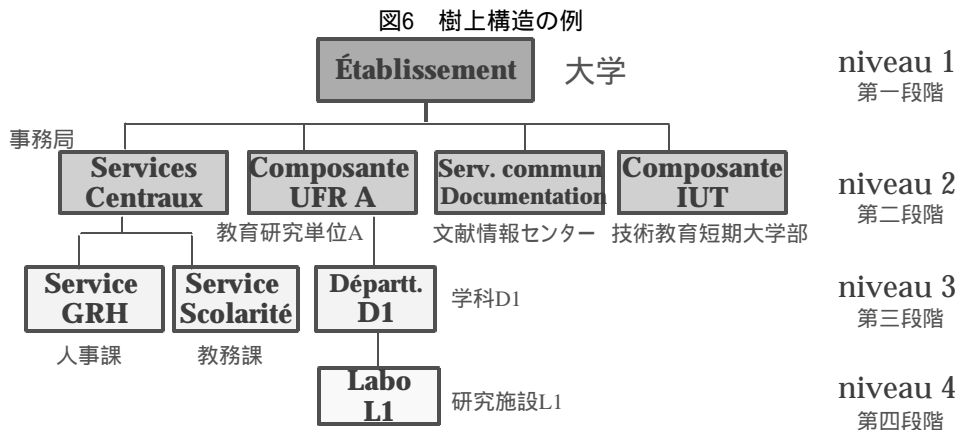


出典：AMUEのホームページの図に筆者が日本語訳を加筆した

Harpège は事務の合理化に寄与したばかりではなく、大学全体の組織構成（管理部門及び部局）を樹状の形で明確に示し、それぞれの組織と教職員、定員、ポストの関係を明らかにし、各組織の定員及びポスト、教職員の分配状況、内部組織や権限の分配状況が確実に把握できるようになった。このことは、大学の執行当局において正確に教職員の状況を把握することを可能とするとともに、人事に関しての執行当局の権限増大に寄与した。

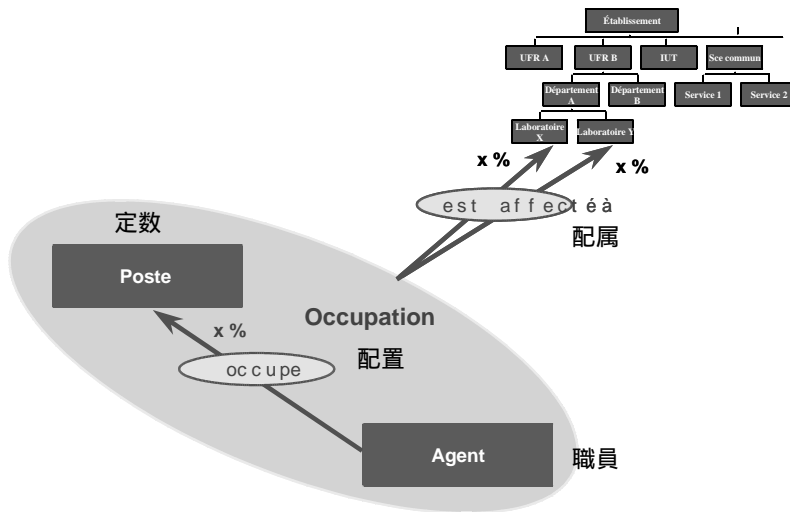
図6に樹状構造の例を示し、図7に職員を大学が有する定数に配置した後に各部署へ

配属させる例を示す。図 7 の例では、職員の配属が一箇所にとどまらず、二箇所それぞれ勤務時間の  $x\%$  の割合で勤務する形で配属されており、時間単位での職員の勤務時間管理が可能であることが分かる。



出典：AMUE 2002 "Harpège Séminaire fonctionnel Sites 2003, 7 novembre 2002" の図に筆者が日本語訳を加筆した

図7 樹状構造への職員の配置の例



出典：同上

教職員の人事に関しては近年分権化が進んでいるとは言え、未だ中央（国民教育省）に

において処理される事務が多く、大学に委ねられた権限は休暇の管理など限られた部分にとどまっている。しかしながら、大学の自治は拡大する傾向にあり<sup>16)</sup>、人事に関して大学事務の効率化が今後一層求められる見込みである。

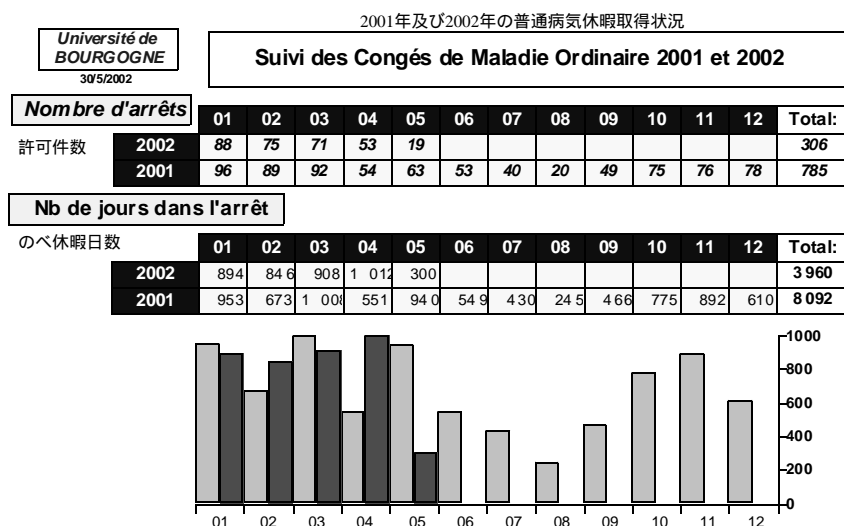
#### 4. 大学における事務情報化の推進とその影響

事務情報化による影響は、第一には事務の効率化・合理化が図られたことである。このことは説明するには及ばないであろう。

次に、学内におけるデータの量的拡大並びに整合化・共有化に寄与したことが挙げられる。すなわち、データそのものが収集されていなかったり、また、各部署で異なった方法や形式によって収集されていたデータが統一した形で全学的に収集されるようになり、以前より正確に大学の状況を把握することが可能になった。また、データの整合化・共有化により、各部署が置かれた状況を客観的に比較することが可能となるとともに、学内における様々な活動や状況について透明性が確保されることとなった。

図8は、ブルゴーニュ大学における2001年及び2002年の病気休暇取得状況について、Harpègeから得られたデータを比較したものである。同大学では、関係情報を全学から集めて集中的に管理することによって教職員の健康状態の動向を把握し、健康維持増進の対策立案の一助としている。

図8 ブルゴーニュ大学における病気休暇の取得状況



出典：AMUE 2002 "Séminaire Harpège - Présentation de l'univers Business Objects d'Harpège 4 et 5 juin 2002" の図に筆者が日本語訳を加筆した

また、Apogée は、事務の簡素化に寄与しただけでなく、大学の執行当局に対して大学の教育活動全般に関する信頼のおける情報を提供することとなった。執行当局は、得られたデータに基づいて、当該分野の大学運営について実際の数値に基づいた将来予想、計画の策定、計画実施後のフォローアップができるようになった。

第三には、各大学共通のソフトウェアが導入されることによって、大学間のデータ互換性が保たれ、各大学が他の大学との比較が可能となったことが挙げられる。例えば、Apogée によって、分野別の学位取得率や就職率の大学間比較が可能になり、各大学における当該分野別の教育上の問題点（教育手法や雇用者側が要求する教育内容との整合性など）を明らかにすることに寄与した。また、大学間で互換性のとれたデータは、国民教育省に対して、高等教育政策立案のための重要な基礎資料を提供することともなった。

また大学事務の情報化は、教員と事務官の関係にも影響を与えた。Apogée を導入した大学では、事務官が当該ソフトウェアを中心とした大学の教育情報システムの専門家となる例も数多く現れ、中には従来教員の領域とされてきた教育活動にも関与し、教員に対して提言をする例も見られるようになった。例えば、ある大学の教育研究単位では、学生の成績評価の算出方法（試験の方法や評価手法）を簡素化した場合について事務官がシミュレーションして、教員と討論を行ったことが報告されている（Kletz 外 1998, 5 頁）。

AMUE のソフトウェアは、単に技術的なツールとして作成されただけではなく、大学内で広範で野心的な変革をもたらすものとして構想されていた（Musselin 2001, 201 頁）。例えば、前述のように財務管理ソフトウェアの Nabuco は単に会計事務処理を支援するだけではなく、各大学が自己の財務会計組織の在り方と権限の分配について検討することを必要とし、大学の予算・財務政策を発展させるための道具としても働くよう設計されていた。特に、国との契約締結に当たり各大学は大学政策に関する戦略的な計画を策定する必要があったが、AMUE のソフトウェアはそれに必要なデータを提供した。すなわち、当該計画には大学の目標と優先事項並びにその実現に必要なとされる資源が規定されていなければならない、そのためには先ず大学が有する資源（人的・物的）、学生の登録状況、予算の執行状況などについて正確に把握することが必要とされたからである。

これらの改革は、大学構成員の視野を広げ、全学的視点で物事を考えることにも寄与し、また、部局間の人的・物的資源配置の不均衡も明確になり、学内での資源配分の在り方へも変化を与えている。国との契約締結にかかる大学計画の策定に際しては、情報化によって得られるデータは学内における意思決定に際して執行当局側が各部局を説得するのに有力なツールとなった。そして、そのことは、大学を代表して国との契約の交渉を行う学長の立場をより強固なものとし、学長を中心とした全学執行体制の確立に寄与してきたのである。また、それとともに大学行政を推進する上で事務官に求められる知識や能力も、大学の戦略策定やその実現に必要なものへと変わってきた。

## 5 . 大学管理運営への支援活動

AMUE は大学の情報化支援を目的として設立され発展してきたが、その活動分野を管理事務一般、そして大学運営へと広げ、学長や副学長、その他の教職員を対象としたセミナーを開催したり、各種参考書を出版することなどによって、管理運営支援活動に積極的に取り組むようになってきている。2002 年の組織改編以降、大学管理運営支援業務は AMUE の二大業務の一つとして位置付けられた。

2002 年の AMUE の改組に当たって、管理運営支援活動における優先事項は以下のよう

に定められている。

- 大学全体に有益な革新的活動・実践を行う大学間の交流を組織すること。

- 大学の経験と実践例の調査と普及。

- 各大学の実情を踏まえた実情観察，研究，将来予測のためのチームの組織。運営 (pilotage) の文化及び管理のための指標の普及。

- 外部パートナーを探すこと及び置かれた環境の判断についての支援。

この方針に基づいて、AMUE は、以下のような活動を展開している。

- 各分野の専門家を招聘してのテーマ別のセミナー及び研究集会の開催。

- 特に Web を活用した、方法論解説書 (outil méthodologique)、事業解説書、各種資料の普及。

- 具体的な目標に基づいた実践的な研修（一又は複数の大学を対象とする）。

- 各大学の専門家及び管理職で構成される委員会の下で行われる研究活動。

- 各職種又は職務に必要な理論と知識を提供するための研修活動。

- 職種別テーマを議論し、相互支援のためのネットワークを形成するための地域毎の担当職員集会。

- 情報の一層の普及及び活動の確実なフォローアップのための各大学における窓口担当の開拓。

AMUE の開催するセミナー等は、大学の関心事項を踏まえつつ、大学の教職員の人事や人材活用、財務・会計、教務、学生支援、情報化などから、大学教育の改革、最近のヨーロッパ統合を受けた大学教育の在り方など、極めて多岐に及んでいる。これらのセミナー等に各大学の担当者等が参加できるだけでなく、その結果は出版されインターネット上で公開されている。

以下にセミナーの例を示すとともに、別表 2 に 2002 年以降の AMUE のセミナー等の報告書一覧を掲載する。



— セミナーの例 —

セミナー主題：「人材資源管理における質的改善の取り組み：管理職」

プログラム（題目～講演者役職）：

趣旨説明～ AMUE 事業部長

公共部門における管理職概念の定義の試み～経営学講師

円卓会議「高等教育における管理職」

行政管理職と教員管理職

病院における管理職と医師の関係～病院長兼大学病院事業部長

地方行政における管理職と地方議員の関係～大学事務局長

管理職人事政策

施設省における管理職人事政策～施設省上級管理職人事室橋脚・道路技師担当官

フランシュ＝コンテ大学における人事管理政策

円卓会議「高等教育における管理職の養成」

総括～経営学講師（上記と同じ）

## 6 . AMUE の今後と日本への示唆

### (1)AMUE の今後の活動

以上に見てきたように、フランスの大学における事務の情報化は単に合理化を進めただけでなく、教員と事務官の職務分担へ影響を及ぼし、また、大学執行当局が全学の状況を正確に把握することを可能として、学長を中心とした全学執行体制の確立に寄与してきた。そのことは、学部の独自性に終止符を打ったとされる 1968 年の大学改革以来においてもさしたる実質を持たなかった大学の自治が<sup>17)</sup>、1990 年代において契約政策の導入とともに拡大し、学内における学長のリーダーシップの確立が強く求められるようになるとともに、事務官に期待される役割が高度になったことと軌を一にしている。そのような状況の中で、AMUE が、その活動を大学事務の情報化支援にとどめず、管理運営支援活動へと広げてきたことは必然であったと言えよう。

最後に AMUE の課題と将来の方向性について、現在 AMUE において構想されていること等を私見も交えて述べたい。

先ず、ソフトウェアの開発・普及については、次第に大学管理運営にも適用できる汎用性の高い製品が開発されるに連れて、AMUE で全ての製品の設計・開発を行う必然性は薄れてきている。現に、当該業務において民間の開発業者の参画を得る割合が高まってきており、例えば、支払い処理のためのソフトウェア Astre(Paie)は IBM の開発による製品である。こういった傾向は、特に財務など大学と他の公共部門（例えば病院）の業務内

容がさほど異ならない分野で顕著であって、いずれソフトウェアは共通化されるものと見られている。しかしながら、学生管理など大学固有の事務と考えられる分野については、可能な限りの外部化は進められるものの、市場の狭さに鑑みて<sup>18)</sup>、今後とも基本的な部分の開発はAMUEが推進していくこととしている。

また、これまでAMUEが普及させてきた数種類のソフトウェアはその内部でのデータの整合性は図られているものの、それぞれ独立した体系の下で構築されており、一部を除いて相互のデータ間の整合性が図られていない。今後、これらのシステムを統合して統一した大学管理情報システムの構築が検討されているところである。また、その際には、国の情報収集システムとの一体化も検討されることとされている。ここから得られる情報は、各大学の戦略策定に必要なデータを供給するだけでなく、国の高等教育政策の重要な基礎データとなることであろう。

大学管理運営への支援活動については、今後大学間の競争が欧州全体あるいは世界的規模で拡大し、また、これ以上の高等教育への公財政投資も期待できない以上、更なる管理運営の改善・高度化は必須であって、これまで以上の支援活動が求められよう。AMUE自体はその名が示す通り相互支援のための機関であって、その支援活動の中心は、大学で行われている優れた実践を把握し、外部の専門家の支援を受けつつ大学間の情報交換の場を設けることによって当該実践の普及を図ることにある。今後、それを超えて、より専門的で体系的な知識の提供を含んだ支援活動を行うことが期待されるようになるのではないだろうか。AMUEはそういった機能を有していないが、現在のところ他にAMUE以上に管理運営支援活動を行っている機関が存在しないことから、より長期で体系的な職員研修や管理者向けのセミナー等の開発を、大学と連携を図りつつAMUEが行うことが考えられる。

## (2) 日本へ示唆するところ

我が国においては、大学が国公立といった多様な設置者によって設立されていることや、総合大学や単科大学といった大学の規模の相違、特に私立大学における学生獲得をめぐる競争的な関係、国公立においては管理運営に関する自治が限定的であったことなどの理由から、大学間の連携がほとんど発達してこなかった。例えば、国立大学の集まりである国立大学協会の主たる機能は国の高等教育政策への対応や提言等を行う協議の場であって、大学間の協力を進める場としてはほとんど機能していない。日本私立大学協会や(社)日本私立大学連盟といった団体はある程度の協力活動を進めてはいるものの、どちらかという国からの補助金獲得などのロビー活動が中心的な機能であったと考えられる。

近年、大学コンソーシアム京都(1998年)のような地域間の連携、日本私立大学連盟加盟大学によるソフトウェア会社の設立(2002年)のような分野別の連携の取組が見られるようになり、また、日本私立大学連盟が(財)私学研修福祉会の主催で「アドミニス

トレーナー研修」を始めるなど、大学間の連携による大学管理運営の支援事業も拡大してきている。しかしながら、当該ソフトウェア会社が GIGUE の設立に 10 年遅れて設立されたことを見るように、まだ始まったばかりと言えよう。

国際競争の拡大や財政状況の悪化といったフランスの高等教育が直面している状況は日本においても変わるところがなく、18 歳人口の減少の度合いや国の財政状況はフランス以上に厳しい。今後、日本の大学において一層の経営の高度化や事務の合理化が図られるであろうことは言うまでもないが、これまで以上に連携を進め、施設利用や情報システム開発など様々な面での共通化を図りつつ経験を共有化しなければ、一大学だけの努力では経営に行き詰まることであろう。

しかしながら、フランスと比較して多様な大学を有する日本の高等教育機関が総体として連携を行うことは困難であるばかりでなく、益するところも少ないと思われる。ある程度大学が種別化することを前提としつつ、設置主体や地域、業務など様々なレベルにおいて多面的な連携が図られることが期待される。

#### 【注】

- 1) フランスの大学の地位や管理運営制度については大場 2003a 及び同 2003b 参照。
- 2) フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記する。直近では、2002 年 5 月の政変で、「国民教育省」から「青少年・国民教育・研究省」に組織が変わった。
- 3) なお、本稿で「大学」という場合は、主として大学(université)を念頭に置いて記述しているが、基本的には他の国立高等教育機関についても該当する。
- 4) 政府の施策は、特に大学 2000 計画(Plan Université 2000)に見て取れる。
- 5) 大学の運営予算の一部を、各大学が策定する大学政策に関する戦略的な計画に基づいて締結する契約によって配分する政策。詳しくは、大場 2003a 参照。また、OECD 編(服部憲児訳)『高等教育における評価と意思決定過程 - フランス、スペイン、ドイツの経験 - 』広島大学大学教育研究センター高等教育研究叢書 43 (1997 年)のフランスの項も参照されたい。
- 6) DPDU は、1989 年の国民教育省の改組によってできた局である。同省において、大学運営を担当する初めての局であった。
- 7) AMUE は、改編に際して次の重点目標を設定した： AMUE の活動や方向付けに大学の一層の参画を得ること、AMUE と国民教育省の連携の強化、多様な支援活動を提供する機関としての AMUE の位置付け、大学における統合的な情報システム開発。
- 8) 1984 年 1 月 26 日の高等教育に関する法律。制定以来数次の改正を経て、現在は教育

法典に収録されている。

- 9) 行政的・財政的自律性を持つ公法人で、大学等と他の大学等、その他の公私立機関が設立協定を締結し、所管大臣の許可を受けることによって設立される。共通の学術的・技術的・職業専門的・教育的・文化的活動、または、共用施設やサービスの管理を行う。
- 10) 大学の議決機関で、教員・その他の職員・学生の代表及び外部者からなる 30 ~ 60 名の委員で構成される。管理運営評議会は、大学の政策を定め、契約について議決し、予算の評決並びに会計報告の承認を行い、教職員ポストの配分を定め、教育・研究に関する協定の承認を行うなどといった権限を有している。詳しくは大場 2003a を参照。
- 11) 加盟機関の予算規模によって、2,180 又は 4,360 ユーロ（税別）である。なお、他の GIP は免除される。
- 12) 現在の契約は 2001 年に締結され、対象期間は AMUE の設置期間と同じ 2002 ~ 2006 年である。各年の配分額は 65 百万フラン（=9,909,186 ユーロ）と決められているが、最初の 2 年の評価結果により、3 年目以降は 70 百万フランに増額されることが可能とされている。
- 13) 議長は国民教育大臣であるため、第一副議長が大学を代表する者である。
- 14) その内訳は、大学長が 3 名、大学長会議の推薦による元学長 2 名、大学附設教員養成センター長 1 名、技術者養成学院長会議の推薦による技術者養成学院長 1 名、事務局長会議の推薦による事務局長 1 名、会計官会議による会計官 1 名、大学情報管理担当者協会の推薦による情報管理責任者 1 名である。
- 15) 職員人事制度及び職員人事に関する分権については大場 2003b 参照。
- 16) 2003 年 5 月現在、大学の自治に関する法律が国会で審議されている。
- 17) Musselin (2001, 15 頁) は、1968 年に始められた改革が、1988 年に国民教育省が学部中心の政策から大学中心の政策へと転換することによって初めて実現された旨述べている。
- 18) 英語圏の大学向けには既に学生管理等の分野においても汎用ソフトウェアが開発・販売されているが、仏語圏の大学向けには開発されていない。

#### 【参考文献】

大場淳 2003a 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展 日本の国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察」『大学論集』第 33 号、広島大学高等教育研究開発センター

大場淳 2003b 「フランスの国立大学における事務組織と職員」『大学行政管理学会誌』No.6 2002、大学行政管理学会

Agence de Mutualisation des Universités et Etablissements (AMUE) 2003 "Bilan

d'Activités 2002 (Version du 20 février 2003)"

Kletz, Frédéric *et al.* 1998 "L'implantation d'Apogée dans les établissements universitaires - Impacts organisationnels et modernisation de gestion" Ecole des Mines de Paris

Ministère de l'Education nationale (MEN) et Agence de Modernisation des Université et des Etablissements d'enseignement supérieur (AMUE) 2001 "Contrat de Développement 2002-2006"

Musselin, Christine 2001 *La longue marche des universités françaises*, PUF

Musselin, Christine et Gérard, Stéphanie 2001 *Analyse comparative du gouvernement de quatre universités*, La Maison des Universités

<http://www.cpu.fr/Amue/>

本稿の記述は、上記文献・Web サイトの外、2003年3月に行ったAMUE 所長及び Christine Musselin 氏へのインタビューに基づいている。

別表 1

Module 1	Apogée の目的と機能の概要
Module 2	Apogée 各機能への接続
Module 3	学籍登録(inscription administrative)と登録料の支払い
Module 4	学籍登録の確認と変更
Module 5	支払いと返還の会計管理
Module 6	授業登録(inscription pédagogique)とその確認・変更
Module 7	委員会及び審査会の決定の登録
Module 8	学籍の参照と更新
Module 9	教育構造(structure des enseignements) <sup>1)</sup> の理解
Module 10	教育構造の登録と利用
Module 11	評価・成績管理方法の登録
Module 12	教育評価
Module 13	試験の開催
Module 14	評点と成績の登録
Module 15	外部ソフトウェアからの評点の登録
Module 16	Apogée における評点と成績の標準化
Module 17	成績の決定と公開
Module 18	第二試験の開催
Module 19	授業クラス編成(constitution des groupes)の手引き
Module 20	授業クラス：系統立て、分類、不両立性(incompatibilité) <sup>ii)</sup>
Module 21	授業クラスへの学生配属
Module 22	インターンシップ管理
Module 23	試験開催の手引き
Module 24	試験日程作成の準備
Module 25	試験日程の作成
Module 26	学位論文、研究指導資格授与、技術研究免状
Module 27	用語解説
Module 28	登録情報の要点一覧

出典：AMUE 2001 "Formation Apogée - Objectifs et grandes fonctionnalités d'Apogée"

i) 学位授与権の設定、教育方針の策定、授業登録、成績評価等、教育を行うに当たっての諸々の方針・手順・手続き等。

ii) 開講場所が地理的に離れていたり、同じ時間に開講されるなどの理由で、特定の講義間の同時登録を認めないこと。

別表 2

出版日	題 名
2004/02/05 2004/02/12	学習デジタル環境(ENT)の道具 1 / 2 Outil sur les environnements numériques de travail (ENT) 1/2
2004/02/04	欧州高等教育圏の創設：欧州各国の動向 Construction de l'espace européen de l'enseignement supérieur : regards d'Europe
2003/12/15	高等教育機関における公的調達の新手法 La nouvelle approche de l'achat public dans les établissements d'enseignement supérieur
2003/11/13	学習デジタル環境(ENT)の計画 Les projets d'environnement numérique de travail (ENT)
2003/11/12	公務員採用試験 Les concours de recrutement des fonctionnaires
2003/10/10	フランスの大学へのLMD <sup>1)</sup> の適用 Mise en place du LMD dans les universités françaises
2003/09/30	情報通信技術についての経験共有の場を活性化する Animer un espace de mutualisation des expériences TIC
2003/09/16	情報通信技術の活動者の一覧表 Tableau synoptique des acteurs des TIC
2003/07/15	将来の学生の大学 Web サイトへの受入れ：どのように大学教育の紹介を行うか？ L'accueil des futurs étudiants sur le web de l'établissement : Comment leur présenter l'offre de formation ?
2003/07/08	情報通信技術の使命：2003年4月から12月までの戦略、行動、手法 Mission TIC : Stratégie, actions et moyens d'avril à décembre 2003
2003/06/25	意思決定支援のための財務情報の活用 Valoriser les informations financières pour aider à la décision
2003/06/20	高等教育機関における人事資源管理の分散化 La déconcentration de la gestion des ressources humaines dans les établissements d'enseignement supérieur
2003/06/10	LMD システムの枠組みにおける教育チーム Les équipes de formation dans le cadre du système LMD
2003/04/07	人材資源管理における質的改善の取り組み：管理職 Les démarches qualitatives en Ressources Humaines : l'encadrement
2003/04/06	人材資源管理における質的改善の取り組み：人材資源文化と高等教育文化 Les démarches qualitatives en Ressources Humaines : culture RH et culture du supérieur
2003/04/02	人材資源管理における質的改善の取り組み：集団文化と個人文化 Les démarches qualitatives en Ressources Humaines : culture collective, culture individuelle
2003/01/09	ヨーロッパ高等教育圏の建設：フランス高等教育の方向性 Construction de l'espace européen de l'enseignement supérieur: déclinaison française

2002/12/20	Apogée を用いた教務運営 Le pilotage de la scolarité à partir d'Apogée
2002/09/24	教育の評価 Evaluation des enseignements
2002/09/10	高等教育機関への新職員の受入れ L'accueil des nouveaux personnels dans les établissements d'enseignement supérieur
2002/07/07	公的調達政策 Politique d'achat public
2002/05/28	公務員採用試験 Les concours de recrutement des fonctionnaires
2002/04/26	CROUS <sup>ii)</sup> と大学の接近：どのような行動が可能か？ Le rapprochement CROUS/Universités : quelles actions possibles ?
2002/04/04	情報システムに関する情報交換会 Bourse aux outils 2002
2002/03/26	高等教育機関運営への支援 L'aide au pilotage des établissements
2002/02/28	大学及びその環境における学生による活動 L'initiative étudiante dans l'université et son environnement
2002/02/26	科学技術 DEUG <sup>iii)</sup> の改革：結果及び展望 Rénovation du DEUG Sciences et Technologies : bilans et perspectives
2002/02/19	「教務及び学生生活の近代化」ガイドの提出 Présentation du guide "Moderniser la scolarité et la vie de l'étudiant"
2002/02/08	大学における情報通信技術の展望 L'enjeu des T.I.C. dans les universités
2002/01/30	人事資源管理と研究教員 <sup>iv)</sup> GRH et enseignants-chercheurs
2002/01/30	文学系教科の専門職化 La professionnalisation des filières littéraires
2002/01/16	資産目録と減価償却：よりよい資産管理ための手段 Inventaire et Amortissements : des leviers pour une meilleure gestion du patrimoine

- i) License/Master/Doctorat。ヨーロッパの高等教育に関する連携の枠組みにおける学位構造である。
- ii) 1955年4月16日の法律によって設立された国立学生支援センター(Centre national des oeuvres universitaires et scolaires: CNOUS)傘下の地方学生支援センター(centre régional des oeuvres universitaires et scolaires: CROUS)。各地区にあって、奨学金、学生宿舎、大学食堂、外国人学生受入れなどといった学生支援のための事業を行う。
- iii) 一般大学教育免状(diplôme d'études universitaires générales: DEUG)。大学第一期(2年間)の修了時に与えられる学位。
- iv) 教育以外に研究も担当する大学教授(professeur d'université)及び助教授(maître de conférence)。



# 資料編

## オーストラリア高等教育に関する新聞記事一覧

この「資料編」は、組織班の研究活動の一環として実施された、オーストラリア高等教育に関する調査において収集された新聞記事の一覧である。収集対象としたのは、オーストラリアで高等教育関連の情報を提供するメディアとして広く知られる、全国紙 The Australian の Higher Education Supplement，および Campus Review の二紙（ともに週刊で、毎水曜日発行）である。対象期間は 1994 年から 2003 年までの 10 年間である。

記事（括弧内は記事数）は、その内容に従って、「大学全般（理念・政策・改革）」（75）、「大学運営」（39）、「機関統合」（26）、「企業主義・商業化」（120）、「国際化」（356）、「質的保証」（141）の 6 つのカテゴリーに分けて整理されており、合計 757 の記事を掲載している。記事によっては 2 つ以上のカテゴリーにわたる内容のものもあるが、最も中心的に扱っているテーマに従って分類し、カテゴリーごとに掲載年順に並んでいる。

内容を簡単に紹介しておけば、「大学全般」は、1987-91 年に実施されたドーキンズ改革をはじめ、1997-98 年のウェスト・レビュー、2002-03 年のネルソン改革など、オーストラリア高等教育の政策や改革に関する記事を中心に収集されている。「大学運営」には、1990 年代に入ってマルチキャンパス化したオーストラリア大学のマネジメントに関する記事や、大学のガバナンスに関する調査を行ったホア報告（1995 年）などに関する記事が含まれている。

「機関統合」は、1990 年代のオーストラリアで活発化した高等教育機関の「統合」に関する記事を扱っている。「企業主義・商業化」では、大学活動（とりわけ研究活動）のプライベート化や産学連携に関する記事が、「国際化」では、近年オーストラリアで増加著しい留学生に関する記事やオフショア活動（offshore activities）に関する記事が中心となっている。最後の「質的保証」は、90 年代のオーストラリア高等教育が一貫して取り組んできた「品質」の維持・向上に関わる活動に加え、オーストラリア大学質保証機構（AUQA）の設置など近年の質的保証システム構築に関する記事を扱っている。

以上の記事は、専属の記者だけでなく、現在オーストラリアにおいて高等教育研究をリードする研究者（例えば、G. Harman や S. Marginson）や主要大学の副学長（vice-chancellors）らの寄稿も得ており、過去 10 年間におけるオーストラリア高等教育の変容を読み解くのに格好の素材を提供してくれている。

なお、The Australian, Higher Education Supplement の最新記事（一部）はウェブ・サイト（<http://www.theaustralian.news.com.au/>）において閲覧可能である。また、Campus Review は、ウェブ・サイト（<http://www.camrev.com.au/>）において購読可能である。

（文責：杉本和弘）

## 1 . 大学全般 ( 理念 · 政策 · 改革 )

- Maslen, G., 'The Dawkins legacy: permanent revolution?', *Campus Review*, 13-19 January 1994.
- Meek, L., 'Lesson for economic rationalists- and in their own terms', *Campus Review*, 20-26 January 1994.
- Crittenden, B., 'Universities and economic utility', *Campus Review*, 8-14 1995.
- Coaldrake, P., 'Universities or reform schools?' *Campus Review*, 6-12 July 1995.
- Marginson, S., 'Universities and the new perpetual motion', *Campus Review*, 30 November- 6 December 1995.
- Penington, D., 'Politics, Reform and Envy', *The Australian*, 13 December 1995.
- Levy, V., 'Novel view, of campus change', *Campus Review*, 14-20 March 1996.
- Marginson, S., '1983-1996 Labor in Review: higher education revolutionaries', *Campus Review*, 14-20 March 1996.
- Aitkin, D., 'No room for blinkered vision in ', *The Australian*, 14 August 1996.
- Maslen, G., 'Australian shake-up "fascinates" UK inquiry head', *Campus Review*, 14-20 August 1996.
- Reid, I., 'Face the dilemma of learn versus earn', *The Australian*, 21 August 1996.
- Sutherland, S., 'Identity Crisis', *The Australian*, 4 September 1996.
- Gungwu, W., 'Autonomy is worth paying for', *The Australian*, 25 September 1996.
- Gavin, M., 'Boundary shift incorporates market', *The Australian*, 9 October 1996.
- Reinecke, I., 'Info-smart strategists a step ahead of the rest', *The Australian*, 23 October 1996.
- 'Broad framework for shape of things to come', *Campus Review*, 22-28 January 1997.
- Maslen, G., 'Cuts separate Sandstones from the Wannabees', *Campus Review*, 29 January- 4 February 1997.
- Ryan, M., 'Review must recognise new technology', *Campus Review*, 5-11 February 1997.
- Richardson, J. and Coorey, M., 'West guidelines reveal Hilmer agenda: NTEU', *The Australian*, 19 February 1997.
- Harman, G., 'Let the battle for the research high ground begin', *Campus Review*, 5-11 March 1997.
- Osborne, M., 'A question of balance: Musings on the West review', *Campus Review*, 12-18 March 1997.
- Osmond, W., 'Why defining a vision is such a murky business', *Campus Review*, 12-18

March 1997.

Illing, D., 'VCs divided over draft submission to West review', *The Australian*, 9 April 1997.

Healy, G., 'Voucher system would quadruple costs: study', *The Australian*, 9 April 1997.

Stanley, G., 'Taking the proper measure of modern universities', *Campus Review*, 23-29 April 1997.

Harpe, M. de la, 'UWA pushes diversity as objective for West', *Campus Review*, 23-29 April 1997.

Juddery, B., 'Think of long term, review told', *Campus Review*, 23-29 April 1997.

Donaghy, B., 'No applause for Vanstone in protest', *Campus Review*, 7-13 May 1997.

Juddery, B., 'Challenges to the West Review', *Campus Review*, 7-13 May 1997.

Donaghy, B., 'HECS view for West review', *Campus Review*, 7-13 May 1997.

Harman, G., 'Can the West review make a difference? ', *Campus Review*, 14-20 May 1997.

Coorey, M., 'Call for rethink of university system', *The Australian*, 21 May 1997.

Coorey, M., 'Enough instability already: VC', *The Australian*, 21 May 1997.

Cant, S., 'Lost jobs and quality the price for vouchers', *The Australian*, 21 May 1997.

Collins, H., 'A partnership fruitful for all', *Campus Review*, 21-27 May 1997.

Harman, G., 'What the "Group of Eight" told the West committee', *Campus Review*, 4-10 June 1997.

Healy, G., 'Vanstone brandishes a big stick over fees', *The Australian*, 20 August 1997.

Healy, G. and Spencer M., 'West seeks finance and policy overhaul', *The Australian*, 12 November 1997.

'West: The reform agenda', *The Australian*, 12 November 1997.

'Future depends on policy rethink', *The Australian*, 12 November 1997.

Phillips, D., 'West-ward turns could pay off', *The Australian*, 12 November 1997.

Osmond, W., 'West's bold five-year "rights" plan', *Campus Review*, 12-18 November 1997.

Maslen, G., 'It's a sell-out, say academics and students', *Campus Review*, 12-18 November 1997.

Osmond, W., 'Three steps to a brilliant career', *Campus Review*, 12-18 November 1997.

'Spectre of "land charge" haunts the Go8', *Campus Review*, 12-18 November 1997.

Marginson, S., 'Review needs broader focus', *The Australian*, 19 November 1997.

Richardson, J., 'West's MODEL T', *The Australian*, 19 November 1997.

Spencer, M., 'Research criticisms discomfort review head', *The Australian*, 19 November 1997.

Illing, D., 'In future, the customer will always be right: Phillips', *The Australian*, 19 November 1997.

Moodie, G., 'The high value of good costing', *The Australian*, 26 November 1997.

Osmond, W., 'West paper slammed', *Campus Review*, 26 November- 2 December 1997.

Ryan, Mary-Ellen, 'Mixed reviews for West', *Campus Review*, 26 November- 2 December 1997.

Osborne, M., 'A Nightmare vision on demand', *The Australian*, 3 December 1997.

Merrilees, M., 'Charting the death of altruism', *Campus Review*, 14-20 January 1998.

James, R., 'Wanted: a blueprint for education', *Campus Review*, 14-20 January 1998.

Illing, D., 'Round table accuses West of failure', *The Australian*, 4 February 1998.

Harman, G., 'Economics makes its market', *Campus Review*, 4-10 February 1998.

Osmond, W., 'West paper roundly condemned', *Campus Review*, 4-10 February 1998.

Kemp, D., 'Tertiary opportunity for-all is the next big challenge', *The Australian*, 22 April 1998.

Illing, D., 'Kemp reveals hardline uni reform agenda', *The Australian*, 22 April 1998.

Moodie, G., 'Policy by numbers', *The Australian*, 22 April 1998.

'Vision splendid, with an eye on the bottom line', *The Australian*, 22 April 1998.

Kemp, D., 'Strategic developments in higher education', *Campus Review*, 22-28 April 1998.

Maslen, G., 'Unions united in criticism of West Review', *Campus Review*, 22-28 April 1998.

Harman, G., 'Research still suffers in latest West report findings', *Campus Review*, 22-28 April 1998.

Bremner, B., 'West's four-step funding overhaul', *Campus Review*, 23-28 April 1998.

Maslen, G., 'Criticism underlies VC caution on West', *Campus Review*, 22-28 April 1998.

Fulcher, G., 'Novel view of the corporate fantasy', *Campus Review*, 6-12 may 1998.

Maslen, G., 'HECS liabilities will put Australian students in debt by more than \$10b', *Campus Review*, 31 January – 6 February 2001.

'PMs remarks slammed by NTEU', *Campus Review*, 31 January – 6 February 2001.

Elson-Green, J., 'Webb puts spin on higher education', *Campus Review*, 9-15 May 2001.

Nelson, B., 'Corporate evolution', *The Australian*, 1 May 2002.

- Allport, C., 'Crossroads misguided', *Campus Review*, 8-14, May, 2002.
- Illing, D., 'Suit the system', *The Australian*, 10 July 2002.
- Moses, I., 'Opening up to a nation and the world', *Campus Review*, 30 October – 5 November 2002.
- Balzary, S., 'Meeting the challenges of reform – the business case', *Campus Review*, 21-27 May 2003.

## 2 . 大学运营 ( Management )

- 'Harnessing administrative friction', *Campus Review*, 31 March- 6 April 1994.
- Gallagher, M., 'The modern vices', *Campus Review*, 28 April- 4 May 1994.
- Aitkin, D., '...and why they're necessary', *Campus Review*, 28 April- 4 May 1994.
- McNicol, 'VCs in reply: The case for caution', *Campus Review*, 12-18 May 1994.
- Illing, D., 'Discussion paper overlooks option of public funding', *Campus Review*, 11-17 August 1994.
- Wells, J., 'NTEU warns of quality compromise', *Campus Review*, 11-17 August 1994.
- Moodie, G., 'How to manage admin's academic ascendancy', *The Australian*, 25 January 1995.
- Smith, S., 'Dawkin's child comes of age', *Campus Review*, 9-15 February 1995.
- Coaldrake, P., 'Unis must face workplace revolution', *Campus Review*, 2-8 March 1995.
- Illing, D., 'Holistic path for best management', *The Australian*, 6 September 1995.
- Domberger, A. and Dixon, R., 'Change, strife and turbulence at Sydney University', *The Australian*, 1 November 1995.
- Harpe, M. de la, 'Strength in diversity', *Campus Review*, 30 November- 6 December 1995.
- Johnston, C. and Maslen, G., 'Hoare report focuses on governance', *Campus Review*, 14-20 December 1995.
- Murphy, P., 'Dependency a blight on best practice', *The Australian*, 20 December 1995.
- Coaldrake, P., 'Hoare report fosters fresh approach', *The Australian*, 17 January, 1996.
- 'Hoare and changing the face of tenure', *Campus Review*, 18-24 January 1996.
- Staff Reporters, 'Resistance to Hoare mounting', *Campus Review*, 15-21 February 1996.
- Juddery, B., 'Hoare report "ambivalent and inconsistent" says ANU', *Campus Review*,

- 14-20 March 1996.
- Jones, P., 'Just what does good management of universities entail', *Campus Review*, 3-9 July 1996.
- Dodgson, M., 'Science management is a plus', *The Australian*, 28 August 1996.
- Healy, G., 'Melbourne studies elite grad school', *The Australian*, 9 October 1996.
- Coorey, M., 'G8 moves to bypass VCs', *The Australian*, 16 October 1996.
- Ryan, M., 'Men "behaving corporately" at southern Qld', *Campus Review*, 12-18 March 1997.
- Brown, G., 'Let's give the world of marketing a fair spin', *Campus Review*, 19-25 March 1997.
- Osmond, W., 'Uni executives "lack skills" for new role', *Campus Review*, 28 May- 3 June 1997.
- 'Call fkor training to meet challenges', *Campus Review*, 28 May- 3 June 1997.
- Ryan, M., 'Griffith's radical restructure', *Campus Review*, 25 June- 1 July 1997.
- Richardson, J. and Illing, D., 'Go8 sets up discrete marketing', *The Australian*, 20 August 1997.
- Coorey, M., 'CSU chief fires rocket at "self-interested" Go8', *The Australian*, 10 September 1997.
- 'CQU windfall tip in new market era', *Campus Review*, 8-14 October 1997.
- Maslen, G., 'Academics' vitriolic reply to Jones', *Campus Review*, 26 August-1 September 1998.
- Encel, S., 'Shaping the future', *Campus Review*, 27 March-2 April 2000.
- Carr, K., 'Defending Australian education', *Campus Review*, 31 January-6 February 2001.
- Haughton, E., 'How to train the higher education bosses', *Campus Review*, 10-16 July 2002.
- Edwards, M., 'Academic take on corporate experience', *The Australian*, 19 February 2003.
- 'Flinders University academic calls for national framework agreement', *Campus Review*, 9-15 April 2003.
- 'Poor management hits performances', *Campus Review*, 9-15 April 2003.
- Maslen, G., 'Uni governance to be streamlined with more accountability and transparency', *Campus Review*, 17-23 September 2003.
- Healy, G., 'Paper challenges academic autonomy', *Campus Review*, 22-28 October 2003.

### 3 . 機関統合 ( Merger )

Illing, D., 'Monash and Mt Eliza schools merge in bold business plan', *Campus Review*, 31 March-6 April 1994.

Donaghy, B., 'Tightening resources lead to SA uni merger "rumours"', *Campus Review*, 19-25 May 1994.

Mssingham, P., 'The anatomy of a uni divided', *Campus Review*, 22-28 June 1995.

Robbins, M., 'It's true: breaking up is hard to do', *The Australian*, 25 September 1995.

Storey, R., 'Curtin rises on institutional marriage vows', *The Australian*, 24 April 1996.

Tideman, D., 'Will parochialism sink merger?', *The Australian*, 1 May 1996.

Tideman, D., 'Adelaide looks at Flinders links, but not merger', *The Australian*, 19 June 1996

Storey, R., 'VCs discuss Curtin, Murdoch merger', *The Australian*, 17 July 1996.

Tideman, D., 'Talks begin on degree of unity for State unis', *The Australian*, 24 July 1996.

Storey, R., 'Uni merger high on Perth's agenda', *The Australian*, 7 August 1996.

Storey, R., 'Merger no answer: Gale', *The Australian*, 4 September 1996.

Harpe, M. de la, 'Murdoch and ECU consider merger', *Campus Review*, 16-22 October 1996.

Levy, V., 'The Seven Year Itch', *Campus Review*, 26 March-1 April 1997.

Anderson, D., 'Fishing for truth on mergers', *Campus Review*, 18-24 February 1998.

Spencer, M., 'Business schools merged', *The Australian*, 3 June 1998.

Healy, G., 'Dawkins reforms branded a failure', *The Australian*, 19 August 1998.

'The business school merger tango', *Campus Review*, 26 August-1 September 1998.

Lawnham, P., 'UWS plan to merge branches', *The Australian*, 13 October 1999.

Lawnham, P., 'Differences impede UWS merger', *The Australian*, 19 April 2000.

Simmonds, C., 'Future for West in co-operative action', *The Australian*, 24 May 2000.

Lawnham, P., 'Chubb pushes cost-saving plan', *The Australian*, 24 May 2000.

Lawnham, P., 'Reid brokers breakthrough on merger deal', *The Australian*, 5 July, 2000.

Alcorn, G., 'USQ business and commerce staff await merger proposal', *Campus Review*, 6-12 December 2000.

Harpe, M. de la, 'Curtin set to approve merger of divisions', *Campus Review*, 31 January – 6 February 2001.

Elson-Green, J., 'Newcastle to reshape with mega faculties', *Campus Review*, 14-20



March 2001.

'Unitec cancels merger talks and looks to future', *Campus Review*, 7-13, May, 2003.

#### 4 . 企業主義・商業化 ( Entrepreneurialism / Commercialisation )

Maslen, G., 'CRCs: the university look industry likes', *Campus Review*, 27 January-2 February 1994.

Illing, D., 'Research tool is LaTrobe soft entry into commerce', *Campus Review*, 17-23 March 1994.

Illing, D., 'Incubator effect to fast track La Trobe R&D park growth', *Campus Review*, 24 February-2 March 1994.

Juddery, B., 'Now push is on top research partnership', *Campus Review*, 31 March-6 April 1994.

Juddery, B., 'Changed "outputs" measurements for funding causing uni concern', *Campus Review*, 14-20 April 1994.

Richardson, J., 'Unlinked R&D found "less effective": patents report', *Campus Review*, 14-20 April 1994.

Aubert, E., 'Private universities: a new trend for Australia', *Campus Review*, 9-15 June 1994.

Bergquist, P., 'The economic value of useless research', *Campus Review*, 27 October-2 November 1994.

Rozycki, J., 'Uni research must excel to attract corporate funds', *Campus Review*, 17-23 November 1994.

Healy, G., 'Report urges unis to sharpen business skills', *The Australian*, 25 January 1995.

'Mobile antenna adds reach to remote satellite phone network', *Campus Review*, 9-15 February 1995.

Illing, D., 'IT giant to invest \$90m at Ballarat', *The Australian*, 1 March 1995.

Maslen, G., 'Investing by degrees', *Campus Review*, 9-15 March 1995.

Illing, D., 'BHP forges Wollongong link', *The Australian*, 22 March 1995.

Haddrick, A., 'Norvet negotiates strategic move into international pharmaceuticals market', *Campus Review*, 18-24 May 1995.

Illing, D., 'Ballarat the first to sign BHP partnership', *The Australian*, 29 November

1995.

Richardson, J., 'Crean keen on uni business activity', *The Australian*, 13 December 1995.

Storey, R., '\$15m boost for energy study', *The Australian*, 20 December 1995.

Adam, S., 'Yesterday's paper chase becomes a "wired" pursuit', *Campus Review*, 1-7 February 1996.

Maslen, G., 'How to link industry, the academy and business', *The Australian*, 7 March 1996.

Illing, D., 'Unis "frustrate" industry partners', *The Australian*, 20 March 1996.

Johnston, C., 'Taking the fruits of research to market', *Campus Review*, 28 March-3 April 1996.

Coorey, M., 'R&D park a chip off the Silicon block', *The Australian*, 22 May 1996.

'Macquarie commercial arm earns \$6.2m', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Juddery, B., 'Low tenure/non-tenure ratios "threaten" research', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Healy, G., 'IT center plugs in, turns on and looks for partners', *The Australian*, 18 September 1996.

Coorey, M., 'UWS's linked structure sets benchmark', *The Australian*, 2 October 1996.

Harpe, M. de la, 'Murdoch University and Malaysian TV joint venture', *Campus Review*, 7-13 May 1997.

McDermott, L., 'Adjunct posts a link with enterprise', *Campus Review*, 14-20 May 1997.

Kennedy, F., 'Industry link-ups a good earner', *The Australian*, 11 June 1997.

Juddery, B., 'Market focus urged for review', *Campus Review*, 25 June- 1 July 1997.

Maslen, G., 'Unis adopt corporate strategy', *Campus Review*, 2-8 July 1997.

Healy, G., 'Privatisation push gathers pace on three campuses', *The Australian*, 9 July 1997.

Illing, D., 'Call to sideline the Go8 to field a first 15', *The Australian*, 9 July, 1997.

Maslen, G., 'Melbourne University Inc: \$150m private sector plan', *Campus Review*, 9-15 July 1997.

Maslen, G., 'Research funding faces axe', *Campus Review*, 20 July-5 August 1997.

'But exactly what does business want?', *Campus Review*, 20-26 August 1997.

Healy, G., 'Melbourne gives nod to private uni', *The Australian*, 3 September 1997.

Osmond, W., 'Macquarie feasts on hotel deal', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

Healy, G., 'Private uni to offer world-class salaries', *The Australian*, 10 September

1997.

Illing, D., 'Plans for \$60, privateer in north', *The Australian*, 10 September 1997.

Maslen, G., '\$5m IT institute opened', *Campus Review*, 29 October-4 November 1997.

Moodie, G., 'Blue-chip Universities', *The Australian*, 3 December 1997.

Healy, G., 'Private uni spins off global perspective', *The Australian*, 17 December 1997.

Maslen, G., 'Melbourne proceeds with private offshoot plan', *Campus Review*, 14-20 January 1998.

Maslen, G., 'Warning of global privatisation', *Campus Review*, 4-10 February 1998.

Maslen, G., 'Universities under fire over "commercial games"', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

Healy, G., 'Sheehan to run Melbourne Private', *The Australian*, 8 April 1998.

Maslen, G., 'New head for private Melbourne uni', *Campus Review*, 8-14 April 1998.

Warren, G., 'Deakin set for ATM growth', *Campus Review*, 10-16 June 1998.

Maslen, G., 'Victoria's hi-tech hothouse', *Campus Review*, 10-16 June 1998.

Maslen, G., 'Report slams open university business', *Campus Review*, 24-30 June 1998.

'\$200m Melbourne University Private approved', *Campus Review*, 29 July-4 August, 1998.

Illing, D., 'CSIRO in \$80m venture', *The Australian*, 2 September 1998.

'Macquarie research park storms ahead', *Campus Review*, 24-30 March 1999.

'Griffith celebrates biotechnology boost', *The Australian*, 19 May 1999.

Walker, V., 'Report shows Curtin's a big earner for State', *The Australian*, 23 June 1999.

Richardson, J., 'Market is devaluing creativity', *The Australian*, 4 August 1999.

Thorp, D., 'Campus business to grow', *The Australian*, 22 December 1999.

Thorp, D., 'Learning packaged with job', *The Australian*, 28 June 2000.

Simmonds, C., 'Online debut for degrees', *The Australian*, 10 August 2000.

Lawnham, P., 'Future of Anutech clouded by losses', *The Australian*, 16 August 2000.

Israel, M., Dr., 'Conflicts of disinterest', *The Australian*, 16 August 2000.

Lawnham, P., 'Biotron a potential bonanza', *The Australian*, 24 January 2001.

'Uni of Melbourne in commercial windfall', *Campus Review*, 31 January-6 February 2001.

Illing, D., 'Boards united in overhaul', *The Australian*, 28 March 2001.

Illing, D., 'Privately staving off mediocrity', *The Australian*, 28 March 2001.

Court, M., 'Scope for investors amid the scheming spires', *The Australian*, 28 March

2001.

Maslen, G., 'Probe into MUP on the cards', *Campus Review*, 28 March-3 April 2001.

Maslen, G., 'Why Gilbert defends the push to privatisation', *Campus Review*, 28 March-3 April 2001.

Elson-Green, J., 'Griffith and Progen sign research deal', *Campus Review*, 28 March-3 April 2001.

Maslen, G., 'University commercial arms flex muscles', *Campus Review*, 4-10, April 2001.

Myton, D., 'Gilbert fights for the Melbourne corner', *Campus Review*, 4-10, April 2001.

Malatesta, G., 'Chancellor wary of commercial links', *The Australian* 11 April 2001.

Maslen, G., 'Unis' commercial ventures generate \$1.5b', *Campus Review* 11-17 April 2001.

'A welcome boost for the parents' bottom line', *Campus Review* 11-17 April 2001.

Carr, K., 'Private now on parade', *Campus Review*, 30 May – 5 June 2001.

Elson-Green, J., 'Concerns of 'back door' entry with franchise deals', *Campus Review*, 25 April-1 May 2001.

'Commercial ventures must not erode public funding, inquiry told', *Campus Review*, 25 April-1 May 2001.

Maslen, G., 'Top end of town applauds Monash', *Campus Review*, 6-12 June 2001.

'Working together – the way ahead', *Campus Review*, 13-19 June 2001.

Brown, C., 'Fostering the spirit of enterprise', *Campus Review*, 25-31 July, 2001.

Harman, G., 'The drawbacks of industry partnerships', *Campus Review*, 25-31 July 2001.

Myton, D., 'Time for a commercial break?', *Campus Review*, 25-31 July 2001.

Richardson, J., 'Laboratories as factories', *The Australian*, 22 August 2001.

Elson-Green, J., 'Murdoch dean is WA business woman of year', *Campus Review*, 26 September-2 October 2001.

Madden, J., 'State review will target commercial interests', *The Australian*, 10 October 2001.

Peacock, T., 'Innovative pentangle', *The Australian*, 6 February 2002.

Maslen, G., 'MUP must conduct 'proper' research or risk losing university title – Kosky', *Campus Review*, 13-19 February 2002.

Maslen, G., 'Ramsey recommends MUP operates under current conditions and name', *Campus Review*, 13-19 February 2002.

Myton, D., 'Universities and business need to take full advantage of knowledge

economy', *Campus Review*, 27 March-2 April 2002.

Myton, D., 'Pragmatism with principle', *Campus Review*, 10-16 April 2002.

'The business end', *Campus Review*, 24-30 April 2002.

Madden, J., '\$4m loss hits Deakin in its Prime', *The Australian*, 1 May 2002.

English, B., 'Risky business', *Campus Review*, 8-14 May 2002.

Allport, C., 'Union is not opposed to the commercial reality', *Campus Review*, 5-11 June 2002.

Madden, J., 'Let unis mind their business', *The Australian*, 19 June 2002.

'eBusiness in education', *Campus Review*, 10-16 July 2002.

Lawnham, P., 'Reversing the deficit', *The Australian*, 17 July 2002.

Maslen, G., 'Universities find right chemistry for new institute', *Campus Review*, 31 July-6 August 2002.

Maslen, G., 'Unis must now report commercial ventures', *Campus Review*, 7-13 August 2002.

Maslen, G., 'Growing costs stall synchrotron research', *Campus Review*, 21-27 August 2002.

Moodie, G., 'Spread the research dollar', *The Australian*, 25 September 2002.

Illing, D., 'Spinning money not the myths', *The Australian*, 25 September 2002.

Illing, D., 'Brains trust has problems getting its heads together', *The Australian*, 25 September 2002.

Peacock, T., 'Commercial successes to fund early research', *The Australian*, 25 September 2002.

Hodges, L., 'Fear and loathing among the vice-chancellors', *Campus Review*, 25 September-1 October 2002.

Maslen, G., 'Melbourne Private must restructure or cease calling itself a uni, says Vic govt', *Campus Review*, 16-22 October 2002.

Toncich, D., 'The business of universities in business and industry', *Campus Review*, 23-29 October 2002.

Maslen, G., 'CRC program continues to forge uni and industry links', *Campus Review*, 6-12 November 2002.

De la Harpe, M., 'Global interest in academic's palliative care project', *Campus Review*, 6-12 November 2002.

Young, L., 'Sydney signs up with Callista research', *Campus Review*, 13-19 November 2002.

Lawnham, P., 'Joining hands to commercialise', *The Australian*, 20 November 2002.

'CD research increases capacity', *Campus Review*, 20-26 November 2002.

'Technology brings New England student face to face with teachers', *Campus Review*, 20-26 November 2002.

Maslen, G., 'Monash synchrotron funding up by \$57m', *Campus Review*, 5-11 February 2003.

Maslen, G., 'Monash e-press program an Australian first', *Campus Review*, 9-15 April 2003.

Hall, K., 'Research on the market', *The Australian*, 2 April 2003.

Cunningham, S., 'The creative industries idea', *Campus Review*, 23-29 July 2003.

Illing, D., 'UQ is Boeing all the way', *The Australian*, 1 October 2003.

## 5 . 国際化 ( Internationalisation )

Illing, D. and Aubert, E. 'Monash and UNSW consortium claims new coup as joint venture signed with Indonesian foundation', *Campus Review*, 3-9 February 1994.

Aubert, E., 'Malaysian enrolments boom despite diplomatic row . . .', *Campus Review*, 3-9 March 1994.

Aubert E., 'Tertiary sector prominent in Aust Indonesia drive', *Campus Review*, 24-30 March 1994.

Rivers, J., 'Report warns NZ govt is missing the overseas boat', *Campus Review*, 14-20 April 1994.

Illing D., 'Cuts raise fears in Vic TAFE', *Campus Review*, 14-20 April 1994.

Juddery, B., 'Asian competition hots up', *Campus Review*, 16-22 June 1994.

Simmonds, C., 'WA external students valued at \$140m', *Campus Review*, 14-20 July 1994.

Illing, D., 'Ballarat secrecy', *Campus Review*, 14-20 July 1994.

Rivers J., 'NZ uni, college do deal with Malaysia', *Campus Review*, 14-20 July 1994.

Illing D., 'Monash adopts intellectual property policy', *Campus Review*, 14-20 July 1994.

Illing D., 'National group to target Vietnam education push', *Campus Review*, 25-31 August 1994.

DeYoung, P., 'Growth in Indonesian student visas', *Campus Review*, 22-28 September

1994.

Donaghy, B., 'UniSA signs Indonesia deal', *Campus Review*, 20-26 October 1994.

Rivers, J., 'Audit unit assesses quality adherence', *Campus Review*, 20-26 October 1994.

'Overseas students swell to 63,000', *Campus Review*, 17-23 November 1994.

Maslen, G., 'RMIT to open Penang college', *Campus Review*, 24-30 November 1994.

De Young, P., 'Indonesia seeks funding controls', *Campus Review*, 12-18 January 1995.

Donaghy, B., 'Salvage bid for Malay campus', *Campus Review*, 12-18 January 1995.

Maslen, G., 'Budget forces Melbourne to roster unqualified staff', *Campus Review*, 12-18 January 1995.

'Foreign students call for fair go', *Campus Review*, 19-25 January 1995.

Donaghy, B., 'Malaysian campus gets go ahead', *Campus Review*, 2-8 February 1995.

'CQU unveils Fiji campus plan', *Campus Review*, 2-8 February 1995.

Maslen, G., 'Code proposed for uni marketing', *Campus Review*, 23 February-1 March 1995.

'Malaysian venture survives gaffe', *Campus Review*, 20-26 April 1995.

Maslen, G., 'Market shakeout likely as foreign study growth slows', *Campus Review*, 27 April-3 May 1995.

Tideman, D., 'Twinning deal back on track', *The Australian*, 17 May 1995.

Donaghy, B., 'Adelaide signs new Malaysian partner', *Campus Review*, 18-24 May 1995.

Healy, G., 'Union call for caution on twinning', *The Australian*, 24 May 1995.

Maslen, G., 'Overseas students eye immigration', *Campus Review*, 25-31 May 1995.

Illing, D., 'Sharper focus needed on internationalisation', *The Australian*, 14 June 1995.

Juddery, B., 'Melbourne unis winning race for overseas students', *Campus Review*, 22-28 June 1995.

Maslen, G., 'University administrators slow to take up email opportunity- AHEIA', *Campus Review*, 22-28 June 1995.

Rivers, J., 'Students win rebate after fund agreement', *Campus Review*, 22-28 June 1995.

Juddery, B., 'Aust fees a plus for overseas students', *Campus Review*, 22-28 June 1995.

Rivers, J., 'NZ unions wary over bulk funding', *Campus Review*, 13-19 July 1995.

Juddery, B., 'Report highlights lack of ARC cash for overseas links', *Campus Review*, 13-19 July 1995.

Healy, G., 'OLA nets worldwide web of students', *The Australian*, 26 July 1995.

Johnston, C., 'The bucks stop here', *Campus Review*, 27 July 1995.

Johnston, C., 'The bucks stop here: are unis over-servicing? ', *Campus Review*, 27 July 1995.

Maslen, G., 'Open learning expands abroad', *Campus Review*, 27 July-2 August 1995.

Vicziany, M., 'Lookout...here there be Asian dragons', *Campus Review*, 10-16 August 1995.

Smith, S., 'Students back global education approach', *Campus review*, 14-19 September 1995.

Newsome, R., 'Massive growth in foreign students', *Campus Review*, 5-11 October 1995.

Robbins, M., 'Uni expansion tipped as student numbers grow', *The Australian*, 11 October 1995.

'Students as consumers: conscience over cash', *Campus Review*, 19-25 October 1995.

Johnston, C., 'Strength of MBA is based on an international view', *Campus Review*, 26 October-1 November 1995.

Richardson, J., 'Global market puts emphasis on partnerships', *The Australian*, 6 December 1995.

Powell, S., 'Monash bids for a branch campus in Malaysia', *The Australian*, 10 January 1996.

Healy, G., 'MOU seen as a trailblazer', *The Australian*, 17 January 1996.

Healy G., 'RMIT claims Asian first', *The Australian*, 17 January 1996.

Juddery B., 'Malaysia opens doors to foreign campuses', *Campus Review*, 18-24 January 1996.

'RMIT set to open SE Asia campus', *Campus Review*, 18-24 January 1996.

Maslen, G., 'Melbourne move to radical budget incentives regime', *Campus Review*, 29 February-6 March 1996.

Coorey, M., 'China in the market for our unis', *The Australian*, 27 March 1996.

Osmond, W., 'Global goal "hollow" OS student summit told', *Campus Review*, 28 March-3 April 1996.

Donaghy, B., 'UniSA programs go to Asia', *Campus Review*, 25 March-3 April 1996.

Coorey M., 'Subcontinental focus in new student drive', *The Australian*, 3 April 1996.

De la Harpe, M., 'Curtin in business in Mongolia', *Campus Review*, 4-10 April 1996.

'New AIEF office in Bangkok to build on international links', *Campus Review*, 17-23 April 1996.



Osmond, W., 'UNSW given go-ahead on Malaysia campus deal', *Campus Review*, 24-30 April 1996

'International education in Australia: a brief history', *Campus Review*, April 1996.

'IDP internationalization studies', *Campus Review*, April 1996.

'Korea's golden students tour Australia with IDP', *Campus Review*, April 1996.

Juddery, B., 'International students earn \$1.8b for unis', *Campus Review*, 15-21 May 1996.

Maslen, G., 'Off-shore campuses not vital', *Campus Review*, 15-21 May 1996.

Osmond, W., 'Overseas activities risky', *Campus Review*, 15-21 May 1996.

Osmond, W., 'Academics favoured to head international offices', *Campus Review*, 15-21 May 1996.

Maslen G., 'Scholarships worth \$30m', *Campus Review*, 15-21 May 1996.

Illing, D., 'Overseas markets threatened: IDP', *The Australian*, 22 May 1996.

'Australia's lonely offshore alumni', *Campus Review*, 19 June 1996.

Storey, R., 'ECU will help develop mobile videophone', *The Australian*, 26 June 1996.

Osmond, W., 'Funding fight worries minister', *Campus Review*, 26 June- 2 July 1996.

Osmond, W., 'Vanstone provides \$3.5m in grants for international links', *Campus Review*, 26 June- 2 July 1996.

Osmond, W., 'International Student body faces an uncertain future', *Campus Review*, 3-9 July 1996.

Illing, D., 'Saturated market blamed for overseas student slump', *The Australian*, 10 July 1996.

'International students in our construction of racism on campuses', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Lewis, B., 'Culture shock drags Thai students down', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Lewis, B., 'Malaysia searches for the right regulatory mix', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Lewis, B., 'Education turns over a new leaf of privatisation in post-Maoist China', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Maslen, G., 'OS students action urged', *Campus Review*, 17-23 July 1996.

Osmond W., 'CQU celebrates with first Fiji graduates', *Campus Review*, 24-30 July 1996.

'World expert fosters global links', *Campus Review*, 31 July- 6 August 1996.

'The global campus at USQ thanks to Net', *Campus Review*, 7-13 August 1996.

McCarthy, J., 'Tasmania students get credit in China', *The Australian*, 14 August 1996.

Illing, D., 'CQU commitment to "internationalise"', *The Australian*, 14 August 1996.

'HK parents' handover fears boost enrolments in Australia', *Campus Review*, 21-27 August 1996.

Maslen, G., 'Battle commences for overseas students', *Campus Review*, 4-10 September 1996.

Jones, C., 'Call to respect Asia-Pacific cultural identity', *The Australian*, 11 September 1996.

Maslen, G., 'Science and engineering face foreign student domination', *Campus Review*, 11-17 September 1996.

Coorey, M., 'La Trobe wins \$4m China contract', *The Australian*, 11 September 1996.

Healy, G., 'Consortium moves into Malaysia', *The Australian*, 18 September 1996.

'USQ has significant ties with Malaysia', *The Australian*, 25 September 1996.

Jones, C., 'Note of caution on offshore programs', *The Australian*, 9 October 1996.

Tideman, D., 'International students make up 8.4pc of total', *The Australian*, 23 October 1996.

Walsh, P., 'Deakin in global network', *The Australian*, 23 October 1996.

'The global student market: prospects and problems', *Campus Review*, 23-29 October 1996.

Maslen, G., 'Racism threat to \$1b foreign market', *Campus Review*, 13-19 November 1996.

Osmond, W., 'UNSW signs Malaysian agreement', *Campus Review*, 6-12 November 1996.

'Course quality brings 4pc of world's international students to Australia', *Campus Review*, 27 November- 3 December 1996.

'Agreement strengthens links with Malaysia', *Campus Review*, 27 November- 3 December 1996.

'IDP Education Australia- who we are, what we do', *Campus Review*, 27 November- 3 December 1996.

Maslen, G., 'Foreign student enrolments near 100,000', *Campus Review*, 29 January-4 February 1997.

Kell, P., 'Globalising education: how the world has turned', *Campus Review*, 5-11 February 1997.

Maslen, G., 'RMIT plan to widen international perspective', *Campus Review*, 12-18

February 1997.

Juddery, B., 'ANU's Asian MBA falls in a \$2m hole', *Campus Review*, 19-25 March 1997.

'Quality is the key to Australia's success', *Campus Review*, 26 February- 4 March 1997.

Healy, G., 'Elite network forges global campus plan', *The Australian*, 2 April 1997.

Osmond, W., 'Overseas student rise belies gloom', *Campus Review*, 2-8 April 1997.

McDermott, L., 'New England cuts cost centres', *Campus Review*, 2-8 April 1997.

Maslen, G., 'International uni network launched', *Campus Review*, 2-8 April 1997.

Maslen, G., 'Monash set for Malaysia university breakthrough', *Campus Review*, 9-15 April 1997.

'Swinburne program chosen for Israel', *Campus Review*, 16 April 1997.

Osmond, W., 'Joint venture expands global horizons', *Campus Review*, 30 April-6 May 1997.

Osmond, W., 'Shareholders flock to IDP venture', *Campus Review*, 7-13 May 1997.

Field, H., 'Sound notions of internationalism', *Campus Review*, 14-20 May 1997.

Richardson, J., 'Overseas intake grows', *The Australian* 14 May 1997.

De la Harpe, M., 'Less theory and more practice', *Campus Review*, 21-27 May 1997.

Redmond, P., 'Making the most of our international potential', *Campus Review*, 21-27 May 1997.

'Overseas students rise by 17per cent', *Campus Review*, May 1997.

Economic and Political Incentives, 'The importance of being internationalist', *Campus Review*, 28 May-3 June 1997.

Beanland, D., 'RMIT looks to global unis', *Campus Review*, 11-17 June 1997.

Maslen, G., 'Unis use "unethical scams" to entice overseas students', *Campus Review*, 18-24 June 1997.

'Competition for students hots up', *Campus Review*, September 1997.

Osmond, W., 'Federal report backs education', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

'Multiculturalism in action', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

'Foreign students up by 18.9pc', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

Thwaites, T., 'Monash builds North Korea links', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

'Uni teacher awards plan outlined', *Campus Review*, 3-9 September 1997.

Coorey, M., 'Charles Sturt in UK deal to attract foreign students', *The Australian*, 10 September 1997.

Osmond, W., 'IDP alert as student visas drop', *Campus Review*, 10-16 September 1997.

Thwaites, T., 'Monash joins ABC in radio venture', *Campus Review*, 10-16 September 1997.

Illing, D., 'CQU loses out in joint ventures', *The Australian*, 17 September 1997.

'IDP at forefront of global education', *Campus Review*, 17-23 September 1997.

Coorey, M., 'Foreign fees could dry up', *The Australian*, 24 September 1997.

'Managing commercialisation', *The Australian*, 24 September 1997.

McDermott, L., 'Sydney uni's global focus', *Campus Review*, 24-30 September 1997.

Healy, G., 'VCs seek action on offshore role', *The Australian*, 1 October 1997.

Healy, G., 'RMIT's Chinese foray powered by HK gift', *The Australian*, 1 October 1997.

Healy, G., 'Offshore recruiter warns of slump', *The Australian*, 8 October 1997.

'Student influx flattened by racism fears', *Campus Review*, 15-21 October 1997.

Healy, G., 'Unis rate NO3 with overseas students', *The Australian*, 22 October 1997.

Coorey, M., 'Half-price degree for offshore students', *The Australian*, 22 October 1997.

Juddery, B., 'China research collaboration', *Campus Review*, 22-28 October 1997.

Abbott, T., 'Sending our students to Asia', *Campus Review*, 22-28 October 1997.

Maslen, G., 'Taskforce to probe Asian losses', *Campus Review*, 29 October-4 November 1997.

Healy G., 'Uni snubs AVCC's watchdog initiative', *The Australian*, 5 November 1997.

Mullan, T., 'Uni sets up Asia-Pacific think-tank', *Campus Review*, 5-11 November 1997.

Stewart, I., 'RMIT bucks trend, expects more Asians', *The Australian*, 19 November 1997.

Healy, G., 'Rivals unite to take on the world', *The Australian*, 19 November 1997.

Cohen, D., 'Driven by great expectations', *The Australian*, 19 November 1997.

'Formal opening for Malaysian college', *Campus Review*, 19-25 November 1997.

Osmond, W., 'Kemp AVCC hopeful of visits to China', *Campus Review*, 29 October-November 1997.

Maslen, G., 'Kemp urged to settle overseas marketing row', *Campus Review*, 26 November- 2 December 1997.

'World-wide strategies place Australia at cutting edge', *Campus Review*, December 1997.

Windsor, G., 'Mortley to investigate OS markets', *The Australian*, 3 December 1997.

Maslen, G., 'Gilbert denies AVCC row', *Campus Review*, 3-9 December 1997.

Maslen, G., 'Foreigners to join uni council', *Campus Review*, 3-9 December 1997.

Maslen, G., 'Australia warned of racist image', *Campus Review*, 10-16 December 1997.

'Call for "client" approach to overseas students', *Campus Review*, 10-16 December 1997.

'IDP at forefront of global education', *Campus Review*, 10-16 December 1997.

Healy, G., 'Open market offers unlimited rivalry', *The Australian*, 4 February 1998.

Illing, D., 'VCs act to sustain Asian enrolments', *The Australian*, 1 February 1998.

Mullan, T., 'Asian thrift underlines Australian excellence', *Campus Review*, 11-17 February 1998.

Osmond, W., 'Call to boost Chinese intake', *Campus Review*, 11-17 February 1998.

Stewart, I and Lumpur, K., 'Monash to pioneer Malaysian campus', *The Australian*, 18 February 1998.

Illing, D., 'Dollar draws Asia students from US, UK', *The Australian*, 25 February 1998.

Maslen, G., 'Making a world-class effort', *Campus Review*, 25 February 1998.

'Monash beats world rivals in Malaysian coup', *Campus Review*, 25 February- 3 March 1998.

'Hidden foes in the Global Alliance push', *Campus Review*, 25 February-3 March 1998.

Maslen, G., '\$4.4bn export windfall tipped', *Campus Review*, 25 February-3 March 1998.

Osmond, W., 'Chipman's global alliance takes shape', *Campus Review*, 4-10 March 1998.

Maslen, G., 'La Trobe takes on Go8', *Campus Review*, 4-10 March 1998.

Maslen, G., 'Monash's expanding horizons', *Campus Review* 4-10 March 1998.

Mullan, T., 'China snaps up new course', *Campus Review*, 18-24 March 1998.

Gough, K., 'Swinburne builds Thai presence', *The Australian*, 25 March 1998.

Maslen, G., 'Swinburne joins offshore uni rush', *Campus Review*, 25-31 March 1998.

Illing, D., 'Asian demand to endure', *The Australian*, 1 April 1998.

Spencer M., 'AVCC okays pact with Malaysia', *The Australian*, 1 April 1998.

Harpe, M. de la, 'Curtin's 'simple public gesture' of reconciliation', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

Hamilton, S., 'Call for more support for internationalisation', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

'Unifying strategies bring global village closer', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

Maslen, G., 'Relaxation of student visa restrictions on the cards', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

Illing, D., 'Moving Monash', *The Australian*, 8 April 1998.

Healy, G., 'International network launched', *The Australian*, 8 April 1998.

Illing, D., 'Enrolments defy Asian crisis', *The Australian*, 29 April 1998.

Illing, D., 'Distance heads student growth', *The Australian*, 13 May 1998.

Cleverley, J., 'Connecting Australian and Chinese education', *Campus Review*, 13-19 May 1998.

Harkness, A., 'Invasion of American- style education fundamentals', *Campus Review*, 13-19 May 1998.

Richardson, J., 'Locals slip in Asian big league', *The Australian*, 20 May 1998.

'IDP plea for action', *Campus Review*, 20-26 May 1998.

Osmond, W., 'IDP calls for action on Asia', *Campus Review*, 20-26 May 1998.

Osmond, W., 'Hawke attacks racist 'garbage'', *Campus Review*, 20-26 May 1998.

Marsden, A. and Maslen, G., 'Australian students leave Indonesia', *Campus Review*, 20-26 May 1998.

Marsden, A., 'Asia-Pacific study credit streamlined', *Campus Review*, 10-16 June 1998.

Maslen, G., 'Report slams open university business', *Campus Review*, 24-30 June 1998.

De la Harpe, M., 'ECU alliance to offer courses in Malaysia', *Campus Review*, 24-30 June 1998.

Bremner, B., 'Poor report from foreign students', *Campus Review*, 24-30 June 1998.

Pryor, C., 'Unis fight damage from Hanson', *The Australian*, 24 June 1998.

Illing, D., 'Malaysian visas drop 80pc', *The Australian*, 1 July 1998.

Niland, J., 'Creating world-class universities in Asia', *Campus Review*, 1-7 July 1998.

Spencer, M., 'Malaysian open full degree doors', *The Australian*, 8 July 1998.

'IDP warns of misleading student visa figures', *Campus Review*, 15-21 July 1998.

'Training for IDP's new reps', *Campus Review*, 15-21 July 1998.

'Anger over new fee for OS students', *Campus Review*, 22-28 July 1998.

Maslen, G., 'Monash plans more offshore sites', *Campus Review*, 22-28 July 1998.

Spencer, M., 'Visa laws hit rights: Chipman', *The Australian*, 29 July 1998.

Maslen, G., 'Unis forge new links in global market', *Campus Review*, 29 July-4 August 1998.

Maslen, G., 'Swinburne VC tips offshore future', *Campus Review*, 5-11 August 1998.

'Curtin extends construction to HK, China', *Campus Review*, 12-18 August 1998.

'AVCC revamps code of ethics', *Campus Review*, 12-18 August 1998.

'AVCC boosts overseas links', *Campus Review*, 12-18 August 1998.

Mullan, T., 'Queensland in pro-Asia campaign', *Campus Review*, 12-18 August 1998.

Maslen, G., 'Australian unis forge Internet links with Asia', *Campus Review*, 2-8 September 1998.

Maslen, G., 'Graduate then migrate proposal', *Campus Review*, 2-8 September 1998.

Illing, D., 'Good prospects for foreign grads', *The Australian*, 7 October 1998.

'Racism fears on campus', *The Australian*, 7 October 1998.

'Offshore campus risks seen in Jakarta riots', *Campus Review*, 7-13 October 1998.

Elson-Green, J., 'QUT ups foreign intake', *Campus Review*, 7-13 October 1998.

Australia signs tertiary deal with China', *Campus Review*, 14-20 October 1998.

Spencer, M., 'QUT leads attack on visa rules', *The Australian*, 21 October 1998.

Maslen, G., 'Foreign degree' in accounting for Chinese students at Deakin', *Campus Review*, 11-17 November 1998.

'International student numbers increase despite economic crisis', *Campus Review*, 11-17 November 1998.

Maslen, G., 'Govt marketing funds 'pathetic'', *Campus Review*, 25 November-1 December 1998.

Maslen, G., 'Overseas students keep coming: IDP', *Campus Review*, 25 November-1 December 1998.

Illing, D., 'Overseas students fill federal funds gap', *The Australian*, 16 December 1998.

Egan, C., 'Merger to link key services', *The Australian*, 13 January 1999.

De la Harpe, M. 'Overseas students face uphill struggle', *Campus Review*, 3 February 1999.

Maslen, G., 'Australians lose out in academic job pool', *Campus Review*, 3 February 1999.

Mcilveen, L., and Richardson, J., 'Curtin sets sights on Sarawak idyll', *The Australian*, 3 February 1999.

Osmond, W., 'Overseas student visas fall by 25%', *Campus Review*, 3-9 February 1999.

Croweller, A., 'Foreign study plan targets Indonesia', *The Australian*, 10 March 1999.

'AVCC criticises 'complacent' overseas student visa readings', *Campus Review*, 10-16 March 1999.

'ECU wins contract with Thai institutes', *Campus Review*, 10-16 March 1999.

Harpe, M. de la, 'UWA research link with Italian universities', *Campus Review*, 10-16 March 1999.

Pryor, C., 'Curtin's Sarawak campus kicks off', *The Australian*, 17 March 1999.

Maslen, G., 'Unis across Australia report rises in overseas students', *Campus Review*, 17-23 March 1999.

'Curtin begins teaching at its Malaysian campus', *Campus Review*, 17-23 March 1999.

'\$20m public health facility at Curtin', *Campus Review*, 17-23 March 1999.

Healy, G., 'Melbourne merger looks to Asia', *The Australian*, 14 April 1999.

Illing, D., 'Hong Kong's demand for Mandarin is just the ticket', *The Australian*, 21 April 1999.

Mirauda, N., 'Curtin exports safety courses', *The Australian*, 19 May 1999.

Thorp, D., 'Vietnamese expansion in the offing for RMIT', *The Australian*, 25 August, 1999.

Illing, D., 'Unis make up for overseas dip', *The Australian*, 1 September 1999.

'Our unis disappoint visitors', *The Australian*, 13 October 1999.

Simmonds, C., 'Survey says the future lies offshore', *The Australian*, 13 October 1999.

Lawnham, P., 'Foreign enrolments are on the rise', *The Australian*, 13 October 1999.

Thorp, D., 'Boost for Monash abroad', *The Australian*, 24 November 1999.

Illing, D., 'Chinese market ready for boom', *The Australian*, 24 November 1999.

Thorp, D., 'Swinburne goes global', *The Australian*, 1 December 1999.

Lawnham, P., 'UNSW has global appeal', *The Australian*, 8 December 1999.

'Growing overseas demand', *The Australian*, 8 December 1999.

'La Trobe moves into nursing for Japan', *The Australian*, 1 March 2000.

Lawnham, P., 'RMIT to integrate overseas students', *The Australian*, 19 April 2000.

Thorp, D., 'Mt. Eliza MBA for Beijing', *The Australian*, 10 May 2000.

Lawnham, P., 'Disquiet over international services', *The Australian*, 7 June 2000.

Lawnham, P., 'Joint degree opens door to China market', *The Australian*, 5 July 2000.

Cohen, D., 'Singapore invests in maturity', *The Australian*, 16 August 2000.

Maslen, G., 'NTEU says minister is 'trying to pass the buck'', *Campus Review*, 24-30 January 2001

Elson-Green, J., 'IDP chief blasts 'inaccuracies' in English proficiency testing report', *Campus Review*, 24-30 January 2001.

Maslen, G., 'Academic performance only criterion in assessing 'all' students' success', *Campus Review*, 31 January-6 February 2001.

Elson-Green, J., 'International students wrongfully singled out as benefactors of university greed', *Campus Review*, 14-20 February 2001.

Elson-Green, J., 'Hyam turns tide at the helm', *Campus Review*, 14-20 February 2001.

Illing, D., 'Monash uni tag out in S Africa', *The Australian*, 21 February 2001.



Lawnham, P., 'Net casts ever wider for overseas students', *The Australian*, 21 February 2001.

Maslen, G., 'GUA offers first courses via the internet in June', *Campus Review*, 28 February-6 March 2001.

'Students claim Melbourne and Queensland putting profits first with online uni proposal', *Campus Review*, 28 February-6 March 2001.

Maslen, G., 'Malaysian on uni building spree', *Campus Review*, 4-10 April 2001.

Maslen, G., "Concerned' Toronto pulls out of Universitas 21", *Campus Review*, 9-15 May 2001.

Illing, D., 'Global e-university gets ready to roll', *The Australian*, 23 May 2001.

Malatesta, G., 'Plagiarism probe slammed', *The Australian*, 30 May 2001.

Maslen, G., 'U21 negotiations with Thomson Learning near conclusion', *Campus Review*, 27 June-3 July 2001.

Maslen, G., 'Overseas intake puts Monash at the top of student numbers table', *Campus Review*, 27 June-3 July 2001.

Malatesta, G., 'Ease visa limits: VCs', *The Australian*, 4 July 2001.

Maslen, G., 'Former overseas students help boost Australia's trained professional numbers', *Campus Review*, 25-31 July 2001.

Mason, A., 'Terrell's vintage view', *Campus Review*, 25-31 July 2001.

Madden, J., 'Deal opens way for global uni', *The Australian*, 12 September 2001.

King, D., 'Test of reasoning abilities to clear up doubts', *The Australian*, 20 September 2001.

Gillies, M., 'Decisive action needed- and now is the time', *Campus Review*, 14-20 November 2001.

'New international campus at Monash opens next month', *Campus Review*, 16-22 January 2002.

Maslen, G., 'Unis' enrolments jump 30% in decade with international students at helm', *Campus Review*, 30 January-5 February 2002.

'Asian students majority unis' overseas intake', *Campus Review*, 30 January-5 February 2002.

Lawnham, P., 'Corporate push for soft skills', *The Australian*, 1 March 2002.

Maslen, G., 'Beijing overload leads to Adelaide processing visas', *Campus Review*, 6-12 March 2002.

Maslen, G., 'Construction begins for RMIT in Vietnam', *Campus Review*, 20-26 March 2002.

Maslen, G., 'New laws offer loans to overseas postgrads', *Campus Review*, 20-26 March 2002.

Elson-Green, J., 'Growing NZ market challenge', *Campus Review*, 20-26 March 2002.

Myton, D., 'Universities and business need to take full advantage of knowledge economy', *Campus Review*, 27 March-2 April 2002.

Maslen, G., 'Monash looks to Malaysia', *Campus Review*, 17-23 April 2002.

Myton, D., 'The Ring of significance', *Campus Review*, 17-23 April 2002.

Maslen, G., 'Foreign students' English standards not sufficient, claims Auditor General', *Campus Review*, 24-30 April 2002.

Masters, G.N., 'Report: higher tertiary entrance ranks with parental behaviour contributions', *Campus Review*, April/May 2002.

Evans, S., 'NZ government plans education levy to attract more international students', *Campus Review*, 1-7 May 2002.

Marginson, S., professor, 'A good look backwards', *Campus Review*, 8-14 May 2002.

Maslen, G., 'Colombo plan 50 years on: no longer guests, just paying customers', *Campus Review*, 8-14 May 2002.

Maslen, G., 'RMIT research and development agreement provides opportunities for staff and student work with in Vietnam', *Campus Review*, 8-14 May 2002.

De la Harpe, M., 'Milestone for Murdoch, Indonesia study program', *Campus Review*, 15-21 May 2002.

Maslen, G., 'IRA connection to RMIT Uni's Vietnam arm', *Campus Review*, 22-28 May 2002.

Evans, S., 'NZ international student levy to raise \$2.8 million', *Campus Review*, 5-11 June 2002.

'State schools will not pay more, says minister', *Campus Review*, 5-11 June 2002.

Madden, J., 'Alliance opens new worlds of e-learning', *The Australian*, 12 June 2002.

Korporaal, G., '... school looks beyond Hong Kong', *The Australian*, 19 June 2002.

Illing, D., 'James Cook determined to attract Asian students', *The Australian*, 19 June 2002.

Elson-green, J., 'New generation' unis form global network to boost communication', *Campus Review*, 26 June – 2 July 2002.

Maslen, G., 'Asian language and cultural studies in crisis', *Campus Review*, 28 August -3 September 2002.

'Red letter day for Deakin in Beijing', *Campus Review*, 28 August-3 September 2002.

Maslen, G., 'Survey finds foreign postgraduates challenged by the Australian system',

- Campus Review*, 4-10 September 2002.
- Maslen, G., 'Asia remains our largest student pool', *Campus Review*, 11-17 September 2002.
- 'DEST promises workshop to examine key issues in international education', *Campus Review*, 11-17 September 2002.
- Elson-Green, J., 'Partnership challenge policy: Gallagher', *Campus Review*, 18-24 September 2002.
- 'Three scenarios for growth in the international market', *Campus Review*, 18-24 September 2002.
- 'Representing City and Guilds', *Campus Review*, 18-24 September 2002.
- Buckell, J., 'Undergraduate visitors save, but pay later', *The Australian*, 25 September 2002.
- Myton, D., 'Meeting the challenge of new times', *Campus Review*, 25 September-1 October 2002.
- Kell, P., 'USM & RMIT unit in global initiative', *Campus Review*, 25 September-1 October 2002.
- Maslen, G., 'Warning over foreign IT graduates', *Campus Review*, 2-8 October 2002.
- Lawnham, P., 'Migration a useful carrot', *The Australian*, 9 October 2002.
- Illing, D., 'Institutions, business cast net together', *The Australian*, 9 October 2002.
- Maslen, G., 'Melbourne Private must restructure or cease calling itself a uni, says Vic govt', *Campus Review*, 16-22 October 2002.
- Davis, G., professor 'Momentum for significant change', *Campus Review*, 30 October-5 November 2002.
- Marginson, S., 'Crossroads: the hard yards are yet to be run', *Campus Review*, 30 October-5 November 2002.
- 'Melbourne to help out with Malaysian school', *The Australian*, 6 November 2002.
- Dunstan, P., 'Foreign students: who cares?', *The Australian*, 6 November 2002.
- 'Melbourne to help out with Malaysian school', *The Australian*, 6 November 2002.
- Dunstan, P., 'Foreign students: who cares?', *The Australian*, 6 November 2002.
- Maslen, G., 'New immigration policy threatens unis' income from foreign students', *Campus Review*, 4-10 December 2002.
- Hoare, D., 'Rewards flow as local firm buys Chinese uni', *The Australian*, 15 January 2003.
- Young, L., 'Going places', *Campus Review*, 29 January-4 February 2003.
- Illing, D., 'Offshore lapses at Newcastle', *The Australian*, 5 February 2003.

- Maslen, G., 'RMIT takes its English teaching expertise to China', *Campus Review*, 12-18 February 2003.
- Evans, S., 'Survey results point to downturn in the international education market', *Campus Review*, 5-11 March 2003.
- De la Harpe, M., 'Is the West wild with globalisation?', *Campus Review*, 5-11 March 2003.
- Maslen, G., 'Chinese student numbers growing', *Campus Review*, 12-18 March 2003.
- Peddle, B., 'Flexible learning', *Campus Review*, 26 March-1 April 2003.
- Healy G., 'Proposed Cairns Uni outlines updated strategy', *Campus Review*, 23-29 April 2003.
- Maslen, G., 'New rules could boost regional foreign student numbers', *Campus Review*, 30 April-6 May 2003.
- 'Visa changes to impact IT diplomas', *Campus Review*, 30 April-6 May 2003.
- Yaman, E. and Karvelas, P., 'Fee rises 'threaten overseas market'', *The Australian*, 14 May 2003.
- De la Harpe, M., 'Curtin Uni research reveals international student fare less well', *Campus Review*, 12-18 June 2003.
- Elson-Green, J., 'IDP calls for more international funds', *Campus Review*, 18-24 June 2003.
- 'Fees main source of foreign complaints', *Campus Review*, 2-8 July 2003.
- Maslen, G., 'Risky reliance on foreign fees', *Campus Review*, 9-15 July 2003.
- 'Postgraduate growth', *Campus Review*, 9-15 July 2003.
- Maslen, G., 'Education and globalisation', *Campus Review*, 9-15 July 2003.
- 'Rising dollar turning foreigners off studying English in Australia', *Campus Review*, 16-22 July 2003.
- Hodges, L., 'In pursuit of growth', *Campus Review*, 3 July-5 August 2003.
- Myton, D., 'Higher ed exports 'not at risk' in plagiarism row', *Campus Review*, 6-12 August 2003.
- Illing, D., 'Foreign students make up one in five', *The Australian*, 20 August 2003.
- Elson-Green, J., 'All Aspects covered in delivering international education', *Campus Review*, 20-26 August 2003.
- Healy, G., 'Push to quadruple Cairns' education exports', *Campus Review*, 10-16 September 2003.
- 'Growth in value of Australian education exports slows', *Campus Review*, 24 September-1 October 2003.

Hyam, L., 'The three keys', *Campus Review*, 24 September-1 October 2003.  
Myton, D. and Maslen, G., 'Our share of global demand set to surge', *Campus Review*, 29 October-4 November 2003.  
Buckell, J., 'Boom in overseas students', *The Australian*, 29 October 2003.  
Buckell, J., 'Forgeries clog study- visa flow', *The Australian*, 29 October 2003.  
Malsen, G., 'Foreign private providers could get 'subsidies'', *Campus Review*, 5-11 November 2003.  
Maslen, G., 'Business is big business at our universities', *Campus Review*, 5-11 November 2003.

## 6 . 質的保証 ( Quality Assurance )

'Failure is in not defending threatened quality standards', *Campus Review*, 27 January- 2 February 1994.  
Donaghy, B. and Richardson, J., 'Quality quotient still unclear- say some VCs', *Campus Review*, 10-16 February 1994.  
Aubert, E., 'Quality winners go to minister', *Campus Review*, 17-23 February 1994.  
'Quality: The portfolio review', *Campus Review*, 24 February- 2 March 1994.  
Aubert, E., 'VCs resolve to have greater say on quality', *Campus Review*, 17-23 March 1994.  
'Poor reward for quality effort', *Campus Review*, 17-23 March 1994.  
'Student straw poll weighs up the strengths on Sydney and Monash', *Campus Review*, 17-23 March 1994.  
'VCs to seek a greater say on quality guidelines', *Campus Review*, 17-23 March 1994.  
Leveratt, M., 'Quality perpetuating inequality', *Campus Review*, 17-23 March 1994.  
'What the Quality Committee said: the verdict for UniSA', *Campus Review*, 24-30 March 1994.  
Illing, D., 'Union has quality say to minister', *Campus Review*, 24-30 March 1994.  
Black, A., 'Correlates of quality: a quest for detail', *Campus Review*, 24-30 March 1994.  
Juddery, B., 'Aitkin warns on limited time to get quality review performance right', *Campus Review*, 24-30 March 1994.  
'Grad survey's "preliminary" teaching round', *Campus Review*, 24-30 March 1994.  
Juddery B., 'DEET set to oppose move for HEC Quality takeover', *Campus Review*, 31

- March-6 April 1994.
- Wilson, B., 'Search was for quality of self definition', *Campus Review*, 31 March-6 April 1994.
- 'Dole on, die in or fly out', *Campus Review*, 31 March-6 April 1994.
- Waters, N., 'Educational reform zeal continues as focus shifts to quality issues', *Campus Review*, 31 March-6 April 1994.
- Illing, D., 'NTEU says quality funds should reflect teaching cost', *Campus Review*, 14-20 April 1994.
- Illing, D., 'Quality committee won't use graduate survey', *Campus Review*, 21-27 April 1994.
- Simmonds, C., 'Quality round aftermath- Murdoch plays the FoI card', *Campus Review*, 21-27 April 1994.
- Illing, D., 'AVCC seeks a more open quality round', *Campus Review*, 28 April-4 May 1994.
- Aubert, E., 'Next quality round "greater challenge" says Wilson', *Campus Review*, 5-11 May 1994.
- Juddery, B., 'Tertiary's senate shadow', *Campus Review*, 12-18 May 1994.
- Ramsden, P., 'CEQ hits right note to fine-tune higher ed', *Campus Review*, 19-25 May 1994.
- Aubert, E., 'How Aust universities perform: the DEET tables', *Campus Review*, 26 May-1 June 1994.
- Aubert, E., 'New quality guidelines put more on show', *Campus Review*, 2-8 June 1994.
- Arthur, B., 'Indicators of quality, or a question of interpretation', *Campus Review*, 2-8 June 1994.
- Grichting, W., 'How the Quality Committee compares', *Campus Review*, 2-8 June 1994.
- 'Quality: The Gannicott table', *Campus Review*, 9-15 June 1994.
- 'Quality round ignores equity: report', *Campus Review*, 6-12 October 1994.
- Jansen, R., 'Masters courses to face quality threat as demand grows', *Campus Review*, 4-10 August 1994
- Illing, D., 'Quality Committee to study second round of reports', *The Australian*, 18 January 1995.
- Illing, D., 'VCs call for quality round to proceed', *The Australian*, 25 January 1995.
- Juddery, B., 'VCs urge protection of quality audit', *Campus Review*, 26 January- 1

- February 1995.
- Nicholls, J., 'Audit needed on quality allocation process', *The Australian*, 22 February 1995.
- Murphy, J., 'Networks hold clue to teaching quality', *Campus Review*, 2-8 February 1995.
- 'Quality: a bold step into the unknown', *Campus Review*, 2-8 March 1995.
- Johnston, C., 'Universities and thoroughly modern management', *Campus Review*, 2-8 March 1995.
- Healey, G., 'Quality cash set to widen funds gap', *The Australian*, 8 March 1995.
- Illing, D., 'Assurance ignores "actual quality"', *The Australian*, 8 March 1995.
- Authers, J., 'British quality comes under the microscope', *The Australian*, 8 March 1995.
- Yerbury, D., 'Round three and down for the count', *Campus Review*, 9-15 March 1995.
- Powell, S., Illing, D. and Healy, G., 'Disquiet over quality approach remains', *The Australian*, 15 March 1995.
- 'Report finds significant improvements', *The Australian*, 15 March 1995.
- 'How the committee decided the standards', *The Australian*, 15 March 1995.
- Maslen, G., 'Quality cash handout', *Campus Review*, 16-22 March 1995.
- Juddery, B., 'Quality rankings may give wrong impression', *Campus Review*, 16-22 March 1995.
- Hughes, D., 'Discontent in the ranks', *The Australian*, 22 March 1995.
- 'The shambles that is quality assurance', *Campus Review*, 23-29 March 1995.
- Healy, G., 'Quality round to give young unis a fair deal', *The Australian*, 12 April 1995.
- Smith, S., 'Tight deadline remains for quality audit', *Campus Review*, 13-19 April 1995.
- Richardson, J., 'Remove quality audit from politics: registrar', *The Australian*, 10 May 1995.
- Smith, S., 'Quality funding at risk', *Campus Review*, 29 June- 5 July 1995.
- Maslen, G., 'VCs welcome end to quality ranking', *Campus Review*, 6-12 July 1995.
- Illing, D., 'Funding axe to fall on quality round', *The Australian*, 9 August 1995.
- Illing, D., 'Quality time had by review team', *The Australian*, 16 August 1995.
- Illing, D., 'Time for change, says quality chief', *The Australian*, 30 August 1995.
- Illing, D., 'Quality committee chief defends evaluation process', *The Australian*, 11 October 1995.
- Glenn, A., 'Power and passion in quest for quality', *Campus Review*, 19-25 October

- 1995.
- Maslen, G., 'Quality process set to enter new post-Wilson era', *Campus Review*, 26 October-1 November 1995.
- Chan, G. and Illing, D., 'Quality assurance rewards drop by \$25m', *The Australian*, 1 November 1995.
- Johnston, C., '\$50m for third quality round', *Campus Review*, 2-8 November 1995.
- Carroll, M., 'Student associations vs quality management', *Campus Review*, 23-29 November 1995.
- Maslen, G., 'Quality audits "ineffective" in postgrad sector', *Campus Review*, 7-13 December 1995.
- Illing, D., 'Quality report targets universities' research', *The Australian*, 13 December 1995.
- 'Blending the two cultures', *The Australian*, 13 December 1995.
- Moodie, G., 'The \$70m quality assurance question', *The Australian*, 13 December 1995.
- Juddery, B., 'None perfect after 3<sup>rd</sup> quality round', *Campus Review*, 14-20 December 1995.
- De la Harpe, M., 'Reviews are "here to stay"', *Campus Review*, 14-20 December 1995.
- Illing, D., 'HEC in bid for triennial quality review', *The Australian*, 17 January 1996.
- Harman, G., 'Quality assurance: options for the next education minister', *Campus Review*, 15-21 February 1996.
- 'The trouble with university league tables', *Campus Review*, 11-17 April 1996.
- Healy, G., 'Melbourne leads drive to elite quality standards', *The Australian*, 17 April 1996.
- Armitage, C., 'Quantity sinks quality in UK', *The Australian*, 17 April 1996.
- Richardson, J., 'Quality campuses lead by example', *The Australian*, 10 July 1996.
- Osmond, W., 'Cuts "will not affect quality"', *Campus Review*, 10-16 July 1996.
- 'Brave new world of quality education', *Campus Review*, 21-27 August 1996.
- Illing, D., 'Quality linked to uni funding', *The Australian*, 11 September 1996.
- Lonsdale, A., 'Performance management: the fourth generation', *Campus Review*, 2-8 October 1996.
- Illing, D., 'Quality review "blows secrets"', *The Australian*, 26 March 1997.
- Osmond, W., 'Principles of quality being neglected, says US guru', *Campus Review*, 9-15 April 1997.
- Juddery, B. and Osmond, W., 'VCs push for global standards', *Campus Review*, 30



April-6 May 1997.

Singh, G., 'Questions over Vanstone's quality criteria', *Campus Review*, 20-26 August 1997.

Maslen, G., 'VCs lose the plot in quality matrix maze', *Campus Review*, 15-21 October 1997.

Juddery, B., 'Report on quality probe', *Campus Review*, 1-7 April 1998.

'Quality: the pursuit of the unquantifiable', *Campus Review*, 17-23 April 1998.

Healy, G., 'Uniform grading call to protect standards', *The Australian*, 27 May 1998.

Richardson, J., 'Code calls for quality', *The Australian*, 12 August 1998.

Illing, D., 'Quality assurance comes from within', *The Australian*, 9 September 1998.

'Moodie, G., 'Money will track teaching measures', *The Australian*, 7 October 1998.

'CEO 'waste of time and resources' says GCC study', *Campus Review*, 14-20 October 1998.

Harman, G., 'Finding the right path to quality assurance', *Campus Review*, 3-9 February 1999.

Illing, D., 'Feds target uni quality control', *The Australian*, 28 July 1999.

Thorp, D., 'Budgets linked to quality', *The Australian*, 11 August 1999.

Illing, D., 'Legal avenues to quality supervision outlined', *The Australian*, 11 August 1999.

Lawnham, P., 'Auditor investigates research centres', *The Australian*, 22 September 1999.

Thorp, D., 'Word is out on quality', *The Australian*, 6 October 1999.

Illing, D., 'AVCC calls for national audit board', *The Australian*, 27 October 1999.

Illing, D., 'Agency to assure quality', *The Australian*, 8 December 1999.

Illing, D., 'Funding not tied to new criteria', *The Australian*, 2 February 2000.

Illing, D., 'Audit to measure academic efforts', *The Australian*, 23 February 2000.

Lawnham, P., 'Quality control must begin on campus', *The Australian*, 3 May 2000.

O'Leary, J., 'National dictates fall short of quality', *The Australian*, 7 June 2000.

Illing, D., 'Peak body reaffirms standards', *The Australian*, 24 January 2001.

Baty, P., 'Defender of quality vindicated', *The Australian*, 24 January 2001.

Illing, D., 'Quality delayed, not denied', *The Australian*, 7 February 2001.

Illing, D., 'Winning confidence is agency's first task', *The Australian*, 14 March 2001.

Moodie, G., 'Keeping academic standards flying', *The Australian*, 14 March 2001.

Moodie, G., 'Measuring up to the best of British', *The Australian*, 28 March 2001.

Myton, D., 'PREQ row continues to simmer', *Campus Review*, 28 February-6 March

2001.

Illing, D., 'Public audits not imminent', *The Australian*, 4 April 2001.

Moodie, G., 'Finding merit in the mission', *The Australian*, 16 May 2001.

Illing, D., 'New audit to count', *The Australian*, 27 June 2001.

Illing, D., 'Auditors to check quality overseas', *The Australian*, 25 July 2001.

'Eight face quality test next year', *The Australian*, 6 March 2002.

Montgomery, B., 'Mock audit prepares UTas for real thing', *The Australian*, 15 May 2002.

Moodie, G., 'Trouble beyond compare', *The Australian*, 26 June 2002.

Illing, D., 'Standards safe: agency', *The Australian*, 26 June 2002.

Maslen, G., 'Vic commercial arms to face tougher monitoring', *Campus Review*, 26 June – 2 July 2002.

Illing, D., 'Pressure erode faith in local academic standards', *The Australian*, 3 July 2002.

De la Harpe, M., 'UWA sets out funding framework', *Campus Review*, 10-16 July 2002.

Maslen, G., 'Unis and agencies 'extremely open', says AUQA', *Campus Review*, 10-16 July 2002.

Woodhouse, D., 'The real cost of quality', *Campus Review*, 21-27 August 2002.

Maslen, G., 'Campus Review to publish audit report', *Campus Review*, 21-27 August 2002.

'What the AUQA is looking for', *Campus Review*, 21-27 August 2002.

'AUQA report on Victoria office released', *Campus Review*, 4-10 September 2002.

Elson-Green, J., 'Study designated to cut system's red tape', *Campus Review*, 2-8 October 2002.

Illing, D., 'Quality audit gives USQ high marks', *The Australian*, 16 October 2002.

Maslen, G., 'USQ welcomes first audit findings as endorsement', *Campus Review*, 23-29 October 2002.

Lawnham, P., 'Nudge for quality control', *The Australian*, 30 October 2002.

Lawnham, P., 'Simplify! quality audit tells Curtin', *The Australian*, 13 November 2002.

Maslen, G., 'Curtin Uni shines following audit', *Campus Review*, 20-26 November 2002.

Yaman, E., 'Students' mark to hit teachers', *The Australian*, 21 May 2003.

Illing, D., 'Quality control for off-shore educators', *The Australian*, 18 June 2003.

Myton, D., 'AUQA commendations an endorsement of UC', *Campus Review*, 25 June – 1 July 2003.

Matchett, S., 'Macquarie passes audit', *The Australian*, 6 August 2003.

Elson-Green, J., 'Senior Macquarie staff overseas as savage audit hits',  
*Campus Review*, 6-12 August 2003.

Elson-Green, J., 'AUQA blasts Macquarie', *Campus Review*, 6-12 August 2003.

'AUQA commends Macquarie, Australia's Innovative University', *Campus Review*,  
13-19 August 2003.

'Offshore operators must not dilute quality', *The Australian*, 13 August 2003.

# 活 動 報 告

## 21 世紀 COE プログラム「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」

### 組織班 活動報告（2002～2003 年度）

#### 1. 研究会開催

##### 1-1. 組織班主催

(1) 大学の統合・連携—大学組織改革の新たな試み—（2002 年度第 11 回公開研究会として開催）

- ・ 日 時：2003 年 1 月 25 日（於・広島大学高等教育研究開発センター）
- ・ 講演者：大津皓平（東京商船大学商船学部教授），伊藤洋（山梨大学副学長），唐木英明（東京大学大学院農学生命科学研究科教授），田崎宣義（一橋大学大学院社会学研究科長），森島朋三（大学コンソーシアム京都事務局長）

(2) 高等教育機関における統合と協同に関する国際セミナー：オーストラリア，日本，ヨーロッパ（2002 年度第 12 回公開研究会として開催）

- ・ 日 時：2003 年 2 月 17 日，18 日（於・広島大学学士会館）
- ・ 講演者：G・ハーマン（豪州・ニューイングランド大学名誉教授），羽田貴史（広島大学高等教育研究開発センター教授），R・ジェームズ（豪州・メルボルン大学助教授），K・ハーマン（豪州・ニューイングランド大学助教授）

(3) 第 1 回組織班研究会「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」

- ・ 日 時：2003 年 9 月 5 日（於・広島大学高等教育研究開発センター）
- ・ 講演者：羽田貴史（広島大学高等教育研究開発センター教授），米澤彰純（大学評価・学位授与機構助教授），安原義仁（広島大学大学院教育学研究科教授），大場淳（広島大学高等教育研究開発センター助教授），吉川裕美子（大学評価・学位授与機構助教授），福留東土（日本学術振興会特別研究員），黄福涛（広島大学高等教育研究開発センター助教授），渡辺達雄（広島大学高等教育研究開発センター COE 研究員），杉本和弘（広島大学高等教育研究開発センター COE 研究員），成定薫（広島大学総合科学部教授）

(4) 大学における教育成果と指標—日本・オーストラリアの比較—（2003 年度第 8 回公開研究会として開催）

- ・ 日 時：2003 年 10 月 24 日（於・広島大学高等教育研究開発センター）
- ・ 講演者：R・ジェームズ（豪州・メルボルン大学高等教育研究センター助教授）

(5) オーストラリア高等教育改革への適応 (2003 年度第 9 回公開研究会として開催)

・日 時：2003 年 11 月 7 日 (於・広島大学高等教育研究開発センター)

・講演者：J・クリーマン (豪州・ニューイングランド大学計画・機関調査部長)

(6) 大学の組織改革とガバナンス：オートノミィとアカウンタビリティ (COE 国際セミナーとして開催)

・日 時：2003 年 12 月 17 日, 18 日 (於・広島大学学生会館)

・講演者：A・グリーン (英国・ロンドン大学教授), A・ウェルチ (豪州・シドニー大学教授), K・モック (中国・香港シティ大学助教授), ファム・タイン・ギ (ベトナム・国立社会人文科学センター助教授), 大場淳 (広島大学高等教育研究開発センター助教授), T・キム (英国・ブルネル大学講師)

(7) 中国の大学における管理制度の改革—大学教授の招聘任用制度と手当制度の改革を中心に— (2003 年度第 11 回公開研究会として開催)

・日 時：2004 年 1 月 16 日 (於・広島大学高等教育研究開発センター)

・講演者：胡建華 (南京師範大学教育科学学院教授・名古屋大学客員教授), 熊慶年 (復旦大学高等教育研究所助教授・国立学校財務センター客員教授)

(8) アメリカの産学連携の現状とわが国への政策含意 (2003 年度第 14 回公開研究会として開催)

・日 時：2004 年 3 月 5 日 (於・広島大学高等教育研究開発センター)

・講演者：宮田由紀夫 (大阪府立大学教授)

## 1-2. その他関係する研究会

(1) COE 国際シンポジウム「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」

・日 時：2003 年 3 月 5 日 (於・広島大学中央図書館ライブラリーホール)

・講演者：木村孟 (大学評価・学位授与機構機構長), N・サンダース (英国・教育技能省高等教育部長), D・ディル (米国・ノースカロライナ大学教授)

(2) 第 31 回研究員集会「大学運営の構造改革」

・日 時：2003 年 11 月 21 日, 22 日 (於・広島大学中央図書館ライブラリーホール)

・講演者：R・バーンバウム (米国・メリーランド大学名誉教授), 大南正瑛 (京都橘女子大学長・元大学基準協会会長), 羽田貴史 (広島大学高等教育研究開発センター教授), 椎貝博美 (元山梨大学長), 山本清 (国立学校財務センター教授), 金子元久 (東京大学大学院教授)

(3) COE 国際セミナー／8 国会議「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」

- ・日 時：2004 年 2 月 3 日～5 日（於・広島ガーデンパレス）
- ・講演者：清成忠男（法政大学総長），L・E・ウェーバー（スイス・ジュネーブ大学前学  
長，同大学教授），R・グッドマン（英国・オクスフォード大学教授），P・コ  
ーン（米国・ペンシルバニア大学教授），李鉉清（韓国・韓国比較教育学会長），  
K・キリティカラ（タイ・キングモンクット工科大学教授），閻風橋（中国・北  
京大学助教授），前田早苗（大学基準協会大学評価・研究部第一主幹），A・ウ  
ェルチ（豪州・シドニー大学教授），有本章（広島大学高等教育研究開発センタ  
ー教授），山野井敦徳（広島大学高等教育研究開発センター教授），羽田貴史（広  
島大学高等教育研究開発センター教授），大膳司（広島大学高等教育研究開発セ  
ンター教授），黄福涛（広島大学高等教育研究開発センター助教授）

(4) 大学財政と大学運営における世界の動向（2003 年度第 13 回公開研究会として開催）

- ・日 時：2004 年 3 月 1 日（於・広島大学高等教育研究開発センター）
- ・講演者：B・ジョンストン（米国・ニューヨーク州立大学バッファロー校教授）

## 2. 海外調査

### (1) 中国調査

- ①日 時：2003 年 2 月 22 日～3 月 1 日
- ②参加者：羽田貴史，黄福涛，渡辺達雄，叶林
- ③訪問先：復旦大学，浙江大学，上海外国語大学
- ④目 的：大学の統合，TNE について
- ⑤方 法：インタビュー，文献収集

### (2) ニュージーランド・オーストラリア調査

- ①日 時：2003 年 3 月 15 日～26 日
- ②参加者：羽田貴史，成定薫，杉本和弘
- ③訪問先：オークランド大学，ニュージーランド大学学術監査部門（NZUAAU），西シド  
ニー大学，ディーキン大学，モナシュ大学
- ④目 的：質的保証システム，機関統合，企業の大学運営に関する調査
- ⑤方 法：インタビュー，文献収集

### (3) オーストラリア調査

- ①日 時：2003 年 7 月 19 日～8 月 3 日

- ②参加者：杉本和弘
- ③訪問先：オーストラリア大学質保証機構（AUQA）、メルボルン大学、バララット大学、スウィンバーン工科大学、タスマニア大学、RMIT 大学
- ④目的：オーストラリアの質的保証システムに関する調査
- ⑤方法：インタビュー、文献収集

#### （4）中国調査

- ①日時：2003年10月26日～11月2日
- ②参加者：黄福涛
- ③訪問先：廈門大学
- ④目的：廈門大学漳州分校の創立及び管理運営に関する訪問調査
- ⑤方法：インタビュー、資料収集

#### （5）台湾調査

- ①日時：2003年11月3日～6日
- ②参加者：羽田貴史、叶林
- ③訪問先：台湾教育部、台湾師範大学、淡江大学、台湾大学
- ④目的：台湾の大学政策、大学統合、法人化について
- ⑤方法：訪問調査とインタビュー

#### （6）フランス調査

- ①日時：2004年1月21日～2月2日
- ②参加者：大場淳
- ③訪問先：パリ政治学院、組織社会学研究所、パリ第12大学、Commissariat Général du plan, OECD
- ④目的：フランスの大学の組織変革及び質的保証に関する調査
- ⑤方法：インタビュー、文献収集

### 3. 国内調査

#### （1）大阪国際大学

- ①日時：2003年6月26日、27日
- ②参加者：羽田貴史、大場淳、杉本和弘、福留東土、岡野宏志、叶林、小貫有紀子
- ③目的：私立大学の統合に関する調査
- ④方法：インタビュー



(2) 埼玉大学, 学術・文化・産業ネットワーク多摩, 八王子産学公連携機構

①日 時: 2004年2月19日, 20日

②参加者: 羽田貴史, 成定薫, 黄福涛, 大場淳, 杉本和弘

③目 的: 埼玉大学: 群馬大学との統合, 連携大学院, 高大連携, 国際交流活動に関する調査/多摩および八王子: 機構の経緯, 目的, 活動状況等に関する調査

④方 法: インタビュー

#### 4. 学会発表

(1) 羽田貴史

- ・羽田貴史「教員養成系学部・大学の再編統合の動向と研究課題」第 61 回日本教育学会大会課題研究報告, 2002年8月, 福岡教育大学。
- ・羽田貴史「戦後教育と国家認識－福祉国家論と教育の諸相－」第 46 回教育史学会大会シンポジウム報告, 2002年10月, 中央大学。
- ・羽田貴史「Mergers and Cooperation of Higher Education Institutions in Japan」広島大学高等教育研究開発センター国際セミナー報告, 2003年2月, 広島大学高等教育研究開発センター。
- ・羽田貴史「学校教育法と大学法制」戦後教育法制研究会報告, 2003年7月5日, 国立教育政策研究所。
- ・羽田貴史「企業の大学経営とは何か」日本教育行政学会第 38 回大会, 2003年10月18日, 愛知教育大学。
- ・羽田貴史「戦後大学管理法制定史」戦後教育法制研究会報告, 2003年12月13日, 国立教育政策研究所。
- ・羽田貴史「国立大学法人制度をめぐる論点整理」第 31 回広島大学高等教育研究開発センター研究員集会報告, 2003年11月22日, 広島大学ライブラリーホール。
- ・羽田貴史「日本の高等教育システムにおけるガバナンス改革」(Governance Reforms in Japanese Higher Education Systems, 黄福涛と共同), *COE International Seminar/Eight-Nation Conference: Enhancing Quality and Building the 21st Century Higher Education System*, 2004.2

(2) 黄 福涛

- ・黄福涛「1990年代以来の中国における高等教育機関の統合」第 5 回日本高等教育学会大会, 2002年5月25日, 愛知学院大学。
- ・黄福涛「学士課程カリキュラムの国際化－1990年代以来の中国の大学を事例に－」第 6 回日本高等教育学会大会, 2003年4月24日, 神戸大学大学教育研究センター。

- ・ Huang, F., “Internationalization of Curricula in Higher Education in Comparative Perspectives—Case Studies of China, Japan and the Netherlands—”, The First World Curriculum Study Conference jointly organized by International Association for the Advancement of Curriculum Studies and East China Normal University, East China Normal University, Shanghai, China, October 27-29, 2003.
- ・ 黄福涛「日本の学士課程カリキュラム教育の改革」日中高等教育フォーラム（日本高等教育学会と中国高等教育研究会主催），2003年11月25－28日，中国上海師範大学。
- ・ Huang, F., “The Future of Chinese Universities: Drivers of changes, New Roles and National Agenda”, The 9<sup>th</sup> OECD/Japan Seminar: The Future of Universities: Roles, driving forces of change, scenarios and policy challenges, Organized by CERI/OECD, MEXT and the University of Tokyo, Mita Kyoyo Kaigisho, Tokyo, 11-12 December, 2003.
- ・ Huang, F., “Internationalization of University Curricula – A Historic and Comparative Perspective”, The International Workshop on Redefinition of East Asian Higher Education in the Current Context, Comparative Sociology on Cohesion and Conflict between Industry-Labour Policies and Education Policies in the Process of Modernization (II), School of Education, the University of Tokyo, 14 December, 2003.
- ・ 黄福涛「日本の高等教育システムにおけるガバナンス改革」（Governance Reforms in Japanese Higher Education Systems，羽田貴史と共同），*COE International Seminar/Eight-Nation Conference: Enhancing Quality and Building the 21st Century Higher Education System*, 2004.2

### (3) 大場 淳

- ・ Oba, J., 「Reforms of national universities in Japan」 OECD/IMHE 分科会，2002年9月16日，パリ。
- ・ 大場淳「フランスにおける大学・高等教育基機関互支援機構(AMUE)－大学事務の情報化と管理運営支援活動－」第6回日本高等教育学会大会，2003年5月25日，神戸大学大学教育研究センター。
- ・ 大場淳「国立大学法人化と教職員の身分保障」第44回中・四国法政学会大会シンポジウム，2003年9月20日，広島大学東千田キャンパス。
- ・ 大場淳「競争的環境の中での大学管理運営」日中高等教育フォーラム，2003年11月26日，上海師範大学。

### (4) 安原義仁

- ・ Yasuhara, Y., “Universities as a symbol of ‘civil society’? : Changing the legal status and nature of Japanese National Universities from state institutions to autonomous self-governing corporate bodies.”, Oxford-Kobe Seminars, the Anglo-Japanese Kobe seminar on the history of civil society, 27-29 March 2003, Kobe Institute, Kobe, Japan.
- ・ 安原義仁「オックスフォード大学の改革と開放 1878－1909 年－拡張講義からチュートリアル・クラスへ」イギリス都市生活史研究会, 2003 年 11 月。

(5) 成定 薫

- ・ なし

(6) 杉本和弘

- ・ 杉本和弘「オーストラリア高等教育における質的保証システムの構築過程」第 39 回日本比較教育学会大会, 2003 年 6 月 28 日, 玉川大学。

## 5. 研究業績

### 5-1. 羽田貴史

(1) 著書

- ①著書 (単著) なし
- ②共著 (共著, 分担執筆)
  - ・ 羽田貴史, 2002, 三尾忠男・吉田文共編『FD が大学教育をかえる』, 5－13 頁, 双葉社。
- ③編著 (編著, 共編著) なし

(2) 論文

①論文 (学術論文)

- ・ 羽田貴史, 2003, 「高等教育の再編成と教員養成大学・学部の統合」『教育学研究』70－2, 136－147 頁, 日本教育学会。
- ・ Hata, T., (2003), *Mergers and Cooperation of Higher Education Institutions in Japan*, in *Mergers and Cooperation among Higher Education Institutions: Australia, Japan and Europe*, RIHE (COE Program), Hiroshima University, pp.23-34.
- ・ 羽田貴史, 2003, 「戦後教育と国家認識—福祉国家論と教育の諸相」『日本の教育史学』46, 276－183 頁, 教育史学会。
- ・ 羽田貴史, 2004, 「企業の大学経営と集権的分権化」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 34 集, 21－40 頁。

- ・羽田貴史, 2004, 「大学組織の変容と質的保証に関する考察」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 1-18 頁。
- ・羽田貴史, 2004, 「日本型福祉国家論の形成と教育」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 19-37 頁。(「戦後教育と国家認識—福祉国家論と教育の諸相」『日本の教育史学』46, 2003 年, に修正加筆)
- ・羽田貴史, 2004, 「企業の大学経営と集権的分権化」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 59-78 頁。(『大学論集』第 34 集, 2004 年, を再録)
- ・羽田貴史, 2004, 「高等教育の再編成と大学統一教員養成大学・学部統合を中心に」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 145-164 頁。(『教育学研究』70-2, 2003 年, に修正加筆)
- ・Hata, T., 2003, "Formation of the Meiji Government in Relation to the Universities and Society: the Budget Controversy during the Early Stages of the National Assembly and the Issue Concerning the Independence of the Imperial University", in *Higher Education Research in Japan, English Versions of Articles Originally Published in Daigaku Ronshu, Vol.1*, RIHE, Hiroshima University, pp.43-77. (「明治国家の形成と大学・社会」〈『大学論集』第 27 集〉の英訳)

②論文(その他の雑誌論文等)

- ・羽田貴史, 2003, 「戦後の授業料思想」『IDE 現代の高等教育』No.454, 22-26 頁, 民主教育教会。
- ・羽田貴史, 2003, 「国立大学法人法の読み方—教育研究組織体としての国立大学へ」『教育学術新聞』(9月10日)。
- ・羽田貴史, 2003, 「リレーエッセイ〈現場〉としての大学 第 11 話 大学人のメンタリテ変容」『日本教育史往来』147, 5-8 頁。
- ・羽田貴史, 2003, 「〈書評〉竹内洋『大衆モダニズムの夢の跡 彷徨する「教養」と大学』」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 33 集, 184-185 頁。
- ・羽田貴史, 2004, 「〈書評〉細井克彦『戦後日本高等教育行政研究』」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 34 集, 254-255 頁。

(3) 報告書(編著, 共著, 分担執筆等)

- ・羽田貴史, 2002, 「大学の統合・連携を考える」広島大学高等教育研究開発センター編『大学組織の再構築—第 29 回(2001 年度) 研究員集会の記録—』広島大学高等教育研

究開発センター 高等教育研究叢書 71 号, 51-58 頁。

- ・羽田貴史, 2003, 「教員養成と教育学部像—新課程, 統合, モデル・カリキュラム—」『教師養成教育改革をめぐる現状と課題』日本教育学会中国地区研究活動準備委員会。
- ・羽田貴史, 2003, 『大学の統合・連携—大学組織改革の新たな試み—』広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 1, 趣旨及びまとめを執筆。
- ・羽田貴史, 2003, 「科学技術基本計画」など, 寺崎昌男・平原春好編『新版教育小事典』, 学陽書房。
- ・羽田貴史, 2003, 「はじめに」茂里一紘代表『21 世紀型行政システム下における法人型財務の開発研究』1-4 頁。
- ・羽田貴史, 2003, 「司会及び討論のまとめ」広島大学高等教育研究開発センター『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ—第 30 回 (2002 年度) 研究員集会の記録—』広島大学高等教育研究開発センター 高等教育研究叢書 75 号。
- ・羽田貴史, 2003, 「教師教育の再編動向と教育学の課題」日本教育学会特別課題研究委員会『教師教育の再編動向と教育学の課題〈1〉』, 1-21 頁。

#### (4) 訳書

①単訳 なし

②編訳 (監訳, 編訳等) なし

③共訳 (共訳, 分担訳等)

- ・羽田貴史・福留東土・串本剛・柳井伊砂・音野美晴, 2003, ウルリッヒ・タイヒラー著「比較の視野から見た高等教育改革」, 広島大学高等教育研究開発センター『戦後高等教育の終焉と日本型高等教育のゆくえ—第 30 回 (2002 年度) 研究員集会の記録—』広島大学高等教育研究開発センター, 高等教育研究叢書 75 号, 31-50 頁。
- ・羽田貴史・伊藤さと美・葛城浩一・渡辺達雄, 2004, ロバート・バーンバウム著「比較の視野から見た高等教育改革」, 広島大学高等教育研究開発センター第 31 回 (2003 年度) 研究員集会「大学運営の構造改革」配布資料。

#### (5) 講演等

①報告書

- ・羽田貴史, 国立大学協会教員養成特別委員会・日本教育大学協会『国際シンポジウム: 教員養成系大学・学部への教育評価, 研究評価を考える』(企画・主催及び司会) 2002.12.
- ・羽田貴史「コメント 教員養成系大学・学部の固有の評価を求めて」日本教育大学協会主催シンポジウム『教員養成系大学・学部独自の評価スタイルの確立をめざして』2004.2.
- ・羽田貴史「国立大学法人化と教員養成の課題」国立大学協会教員養成特別委員会特別シンポジウム, 2004.3.

- ・羽田貴史「法人化と高等教育センターのあり方」北海道大学高等教育機能開発総合センター研究会，2004.3.

## ②記録

- ・「教員養成と教育学部像」日本教育学会中国地区研究活動準備委員会シンポジウム基調講演，2002年5月。
- ・「戦後大学改革を評価する」桜美林大学新宿キャンパス，大学アドミニストレーション関連講座，2003年3月。
- ・「独立行政法人化での教員養成」全国大学高専教職員組合教員養成シンポジウム報告，2003年7月。全国大学高専教職員組合『全大教時報』27-3，9-12，23-31頁。
- ・「国立大学法人の課題」全国大学高専教職員組合第15回教育職員研究集会記念講演，2003年11月。
- ・「法人化,教員養成,北海道教育大学の課題」，北海道教育大学函館校講演，2003年11月。

## 5-2. 黄 福涛

### (1) 著書

- ①著書（単著） なし
- ②共著（共著，分担執筆）
  - ・黄福涛，2003，「大学の国際交流」山崎英則・片上宗二編集委員代表『教育用語辞典』，349-350頁，ミネルヴァ書房。
- ③編著（編著，共編著）
  - ・黄福涛主編，2003，『外国高等教育史』上海教育出版社（中国語）。

### (2) 論文

- ①論文（学術論文）
  - ・黄福涛，2002，“苏联高等教育模式形成的历史考察”，『清華大学教育研究』第5期，清華大学，57-64頁（中国語）。
  - ・黄福涛，2002，「大学カリキュラムの日中比較」，『IDE 現代の高等教育』No. 441，51-56頁，民主教育協会。
  - ・黄福涛，2002，“日本国立大学結構改革的現状与趨勢”，『比較教育研究』第10期，Vol.23，31-34頁，中国教育学会比較教育研究会刊（中国語）。
  - ・Huang, F., 2003, *Transnational Higher Education: A perspective from China*, *Higher education Research & Development*. 22(2), pp.193-203.
  - ・黄福涛，2003，「1990年代の中国における高等教育機関の合併」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第33集，21-35頁。

- ・黄福涛, 2003, 「全球化時代の高等教育国際化—歴史与比較的視角」『北京大学教育評論』第1巻第2期, 93—98頁(中国語)。
- ・Huang, F., 2003, **Policy and Practice of Internationalization of Higher Education in China**, *Journal of Studies in International Education* 7(3), pp. 225-240.
- ・黄福涛, 2003, 「古代東方的“高等教育”」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 1—9頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2003, 「古代西方的“高等教育”」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 10—51頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2003, 「欧州中世紀大学の産生与基本類型」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 52—82頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2003, 「中世紀後期欧州大学の变化与発展」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 83—123頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2003, 「法国, 英国和德国近代高等教育的形成与発展」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 124—171頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2003, 「沙皇俄国」黄福涛主編『外国高等教育史』上海教育出版社, 172—176頁(中国語)。
- ・黄福涛, 2004, 「大学カリキュラムの国際化—オランダの事例研究—」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第34集, 63—76頁。
- ・黄福涛, 2004, 「1990年代の中国における高等教育機関の合併」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 131—143頁。(『大学論集』第33集, 2003年, を再録)
- ・Huang, F., 2003, "Structures of Undergraduate Curriculums in Chinese Universities in the Latter Half of the 1990's: a Comparative Study between Japan and China", in *Higher Education Research in Japan, English Versions of Articles Originally Published in Daigaku Ronshu*, Vol.1, RIHE, Hiroshima University, pp.101-119.  
(「1990年代後半の中国における学士過程カリキュラムの構造」『大学論集』第31集)の英訳)

②論文(その他の雑誌論文等)

- ・黄福涛, 2003, 「〈書評〉清水一彦編「大学教育の再生をめざす—FD実践事例に学ぶ—」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第33集, 180—181頁。
- ・黄福涛, 2004, 「〈書評〉夏立憲『中国における民営大学の発展と政府の政策』」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第34集, 244—246頁。
- ・Huang, F., 2004, Book Review on *Third Delight: The Internationalization of Higher Education in China* by Rui Yang (Routledge New York & London, 2002) to be published in *Journal of Studies in International Education*. Volume 9. Number1,

Spring. pp.133-135。

(3) 報告書（編著，共著，分担執筆等）

- ・黄福涛，2003，「広東省の事例研究」，『21世紀の大学像構築と戦略的組織改革の国際比較研究』（課題番号：12571012）研究代表者 有本章，平成12年度－平成14年度文部科学省科学研究費補助金（基礎研究（B）（2））研究成果報告書，201－208頁。

(4) 訳書 なし

(5) 講演等

①報告書 なし

②記録

- ・「日本国立大学構造改革の現状与趨勢」，中国厦門大学高等教育科学研究所，2002年12月24日。
- ・「法人化与日本国立大学内部組織和機制改革」，中国浙江大学高等教育研究所，2003年2月25日。
- ・「大学課程の国際化－中国，日本和荷蘭的案例研究」，中国厦門大学高等教育科学研究所，2003年10月31日。
- ・「日本国立大学改革的政策選択与動向分析」，中国復旦大学高等教育科学研究所，2004年2月23日。
- ・「1990年代以来日本国立大学改革の現状，問題与展望」，中国武汉大学教育科学学院，2004年2月25日。

### 5-3. 大場 淳

(1) 著書

①著書（単著） なし

②共著（共著，分担執筆）

- ・大場淳，2003，「学術政策」，「大学職員」，「大学行財政」，「大学審議会」山崎英則・片上宗二編集委員代表『教育用語辞典』，ミネルヴァ書房。

③編著（編著，共編著）

- ・大場淳・山野井敦徳編，2003，『大学職員研究序論』広島大学高等教育研究開発センター 高等教育研究叢書 74号。
- ・大場淳編，2004，『諸外国の大学職員<<米国・英国編>>』広島大学高等教育研究開発センター 高等教育研究叢書 79号。



## (2) 論文

### ①論文（学術論文）

- ・ Oba, J., 2002, **La réorganisation des universités nationales au Japon - sur les plans du gouvernement, de la gestion personnelle et du financement -** OECD/IMHE, **IMHE General Conference 2002, pp.577-589.**
- ・ 大場淳, 2003, 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展－日本の国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察－」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 33 集, 37－56 頁。
- ・ 大場淳, 2003, 「大学職員のための大学院教育の可能性－公開講座の結果から－」『大学行政管理学会誌』第 6 号, 59－66 頁。
- ・ 大場淳, 2003, 「フランスの国立大学における事務組織と職員」『大学行政管理学会誌』第 6 号, 49－58 頁。
- ・ 大場淳, 2004, 「フランスの大学における「学力低下」問題とその対応」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部, 第 52 号, 371－380 頁, 広島大学大学院教育学研究科。
- ・ 大場淳, 2004, 「フランスの大学における学生支援－進路指導並びに大学情報・進路指導センター(SCUIO)の活動を中心に－」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 34 集, 41－61 頁。
- ・ 大場淳, 2004, 「国立大学法人化と教職員の身分保障」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター **COE 研究シリーズ 8, 103－130 頁。**
- ・ 大場淳, 2004, 「フランスの大学における組織改革と連携の推進」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター **COE 研究シリーズ 8, 165－193 頁。**
- ・ 大場淳, 2004, 「フランスにおける大学事務の情報化と管理運営支援活動－大学・高等教育機関相互支援機構 (AMUE) ー」, 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター **COE 研究シリーズ 8, 195－214 頁。**

### ②論文（その他の雑誌論文等）

- ・ 大場淳, 2004, 「(書評) 荻谷剛彦『階層社会日本と教育危機－不平等な再生産から意欲格差社会へ』」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 33 集, 170 頁－172 頁。
- ・ 大場淳, 2004, 「(書評) 服部憲児訳『ブルゴーニュ大学発展 4 年契約 1999～2002 年』」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第 34 集, 266－268 頁。

## (3) 報告書（編著, 共著, 分担執筆等）

- ・大場淳，2003，第1部第2章第3節(2)「フランスの動向」及び第2部第6章「フランス」『21世紀の大学像構築と戦略的組織改革の国際比較研究』（課題番号：12571012）研究代表者 有本章，平成12年度－平成14年度文部省科学研究費補助金(基礎研究(B)(2))研究成果報告書，66－83頁，215－226頁。

(4) 訳書 なし

(5) 講演等

① 報告書 なし

②記録

- ・「FD・SDの実際と課題：広島大学高等教育研究開発センターにおけるSDの取り組み」平成14年度第4回大学教育センター等合同研究会（SCSシンポジウム），2002年12月3日。
- ・「大学を巡る環境の変化とこれからの大学」広島大学高等教育研究開発センター 高等教育公開セミナー，2003年8月21日。
- ・「フランスの大学における教育の質的保証－第一期教育における現状と課題についての最近の動向－」広島大学高等教育研究開発センター COE組織班研究会，2003年9月5日。
- ・「大学事務組織とSD」立命館大学大学アドミニストレータ研究会，2003年10月30日。
- ・「大学組織の変容と今後の大学職員」大学コンソーシアム京都SDフォーラム，2003年12月13日。
- ・「Les transformations des universités d'État au Japon」組織社会学研究所（フランス）セミナー，2004年1月29日。

#### 5-4. 安原義仁

(1) 著書

①著書（単著） なし

②共著（共著，分担執筆）

- ・安原義仁，2003，「イギリスの大学評価－イングランド高等教育財政カウンスル(HEFCE)による教育評価の仕組み－」大南正瑛他編『大学評価文献選集』98－108頁，エイデル研究所。
- ・安原義仁，2004（近刊予定），「イギリス帝国大学間ネットワークの形成－1912年第一回帝国大学会議－」秋田茂編『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』（「イギリス帝国と

20 世紀」シリーズ第 1 巻), 269–288 頁, ミネルヴァ書房。

- ・安原義仁, 2004 (近刊予定), 「イギリスの大学・高等教育」, 有本章・羽田貴史・山野井敦徳編『高等教育概論』, ミネルヴァ書房。

③編著 (編著, 共編著)

- ・Yasuhara, Y.,(Introduced and edited), 2002, *University Reform in Great Britain (Part2) London and Regional Universities in England (9 volumes)* , Theorem Press.

(2) 論文

①論文 (学術論文)

- ・安原義仁, 2002, 「イギリスの大学評価と大学教育の改善—高等教育教授・学習開発機構 (ILT) と全英優秀教師顕彰制度 (NTFS) —」『大学評価研究』第 2 号, 18–23 頁, 大学基準協会。

②論文 (その他の雑誌論文等)

- ・安原義仁, 2003, 「イギリスの成績評価と学位の水準保証—学問領域別学位水準の基標化—」, 『IDE 現代の高等教育』No.449, 21–25 頁, 民主教育協会。

(3) 報告書 (編著, 共著, 分担執筆等)

- ・安原義仁, 2002, 「ケンブリッジ大学」など, 寺崎昌男・平原春好編『新版教育小事典』学陽書房。
- ・安原義仁, 2002, 「キングス・コレッジ」, 「ロンドン大学政治・経済学スクール」など, 松村昌家・P・スノードン他編『ロンドン事典』大修館書店。
- ・安原義仁, 2003, 「学位」, 「学歴社会」, 「教養」, 「博士」など, 岸本美緒編『歴史学事典』第 11 巻「宗教と学問」, 弘文堂。
- ・安原義仁, 2004, 「イギリス—さらなる拡大と水準の維持—」(高等教育の国際比較), 『インターコミュニケーション』No.48, NTT 出版。
- ・安原義仁, 2004 (近刊予定), 「チュートリアル・クラス労働者成人学生のオックスフォード進学と奨学金問題—個人の上昇か集団としての向上か—」, 『近代欧米における「個」と「共同性」の関係史の総合的研究』(平成 13–15 年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究 B (1) 研究成果報告書, 研究代表者, 友田卓爾)。

(4) 訳書

①単訳

- ・安原義仁, 2003, M・サンダーソン著『イギリスの大学改革 1809–1914』玉川大学出版部。

②編訳（監訳，編訳等） なし

③共訳（共訳，分担訳等）

- ・安原義仁，**2004**（近刊予定），M・サンダーソン著，藤井泰監訳『イギリスの教育と経済衰退－1870年から1990年代まで－』（第4章 エリートの教育，1870－1914年）晃洋書房。

(5) 講演等

- ・大学評価・学位授与機構学位審査研究部研究会での報告「イギリス高等教育の質と水準の保証システム－学外試験委員制度の変遷と役割－」**2003**年**2**月。
- ・九州工業大学教育方法等開発委員会での講演「**FD**活動の諸相－より良い大学教育をめざして－」**2003**年**4**月**4**日。
- ・九州工業大学平成**15**年度新任教員等実施研修「大学における**FD**活動－「優れた大学教師」をめざして－」**2003**年**4**月**4**日。
- ・「ヴィクトリア期イギリス高等教育の質・水準の保証と「連合制大学」」，**COE**組織班研究会，**2003**年**5**月**9**日。
- ・「イギリスの学位制度と教育の質的保証」，**2003**年**8**月**1**日（広島大学高等教育研究開発センター**2003**年度第**4**回公開研究会）。
- ・「ポリテクニク・カレッジの大学昇格と質的保証システムの変化」，**COE**組織班研究会，**2003**年**9**月**5**日。

## 5-5. 成定 薫

(1) 著書 なし

(2) 論文

①論文（学術論文） なし

②論文（その他の雑誌論文等）

- ・成定薫，**2004**，「情報化社会の進展と知の変容」，越智貢（編）『情報倫理学入門』**163**－**183**頁，ナカニシヤ書店。

(3) 報告書（編著，共著，分担執筆等）

- ・成定薫，**2002**，「大学の組織原理をどう再構築するか－管理運営と教育・研究組織をめぐる－」広島大学高等教育研究開発センター編『大学組織の再構築－第**29**回（**2001**年度）研究員集会の記録－』広島大学高等教育研究開発センター 高等教育研究叢書**71**号，**47**－**49**頁。

- ・成定薫「ヴァーチャル文学館構築の試み」、『FINE 広島 研究会報告集』第 13 号, 2003, 57-65 頁。
- ・成定薫「科学とは何か—「二つの文化論」から「知のモード論」へ」、『広島大学附属福山中・高等学校第 33 回 中・高等学校教育研究会要項』2003 年 9 月, 68-69 頁。

#### (4) 訳書

##### ①単訳

- ・成定薫, 2004, 「アカデミック・キャピタリズム」(および訳者解説), 『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』, 広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8, 79-101 頁。

##### ②編訳(監訳, 編訳等) なし

##### ③共訳(共訳, 分担訳等)

- ・渡辺正雄監訳, 成定薫・大谷隆昶共訳, 2003, C.ラッセル他著『宇宙の秩序 科学革命とキリスト教 I』すぐ書房。
- ・成定薫, 2004, P・G・アルトバック著「学問の自由論」山野井敦徳監訳, P・G・アルトバック著『構造改革時代における大学教員の人事政策—国際比較の視点から—』, 広島大学高等教育研究開発センター, COE 研究シリーズ 5, 99-112 頁。

#### (5) 講演等

##### ①報告書 なし

##### ② 記録

- ・「ポーリングの生涯—科学研究と平和運動」, 広島池田平和記念会館, 2002 年 4 月 20 日。
- ・「ネット社会の光と影—ネチケットのすすめ」, 広島県消費者月間講演会, 2002 年 5 月 8 日。

#### 5-6. 杉本和弘

##### (1) 著書

##### ①著書(単著)

- ・杉本和弘, 2003, 『戦後オーストラリアの高等教育改革研究』東信堂。

##### ②共著(共著, 分担執筆) なし

##### ③編著(編著, 共編著) なし

##### (2) 論文

##### ①論文(学術論文)

・杉本和弘，2004，「ニュージーランド高等教育における市場化政策の展開」，『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』，広島大学高等教育研究開発センター COE 研究シリーズ 8，39－57 頁。

②論文（その他の雑誌論文等） なし

(3) 報告書（編著，共著，分担執筆等） なし

#### (4) 訳書

①単訳 なし

②編訳（監訳，編訳等） なし

③共訳（共訳，分担訳等）

・杉本和弘，2004，D・D・ディル著「集団行動ディレンマとして見た大学の質—大学及び公共政策の課題—」，『21世紀型高等教育システム構築と質的保証』広島大学高等教育研究開発センター，COE 研究シリーズ 2，35－49 頁。

・杉本和弘，2004，M・シャトック著「英国の大学教授職—変化への対応失敗—」山野井敦徳監訳，P・G・アルトバック著『構造改革時代における大学教員の人事政策—国際比較の視点から—』，広島大学高等教育研究開発センター，COE 研究シリーズ 5，39－56 頁。

## 執筆者紹介（執筆順）

\* 所属は本書刊行時点のもの

（編集代表）羽田 貴史	広島大学高等教育研究開発センター	教授
杉本 和弘	広島大学高等教育研究開発センター	COE 研究員
成定 薫	広島大学総合科学部	教授
大場 淳	広島大学高等教育研究開発センター	助教授
黄 福涛	広島大学高等教育研究開発センター	助教授

高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容  
（COE 研究シリーズ 8）

2004(平成 16) 年 3 月 31 日 発行

---

編 著 広島大学高等教育研究開発センター  
〒739-8512 東広島市鏡山 1-2-2  
電話 (082)424-6240  
印刷所 株式会社 ニシキプリント  
〒733-0833 広島市西区商工センター7-5-33  
電話 (082)277-6954

---

ISBN4-938664-90-9



**COE Publication Series No. 8**

# **Governance and Organizational Change in Higher Education**



**Research Institute for Higher Education  
HIROSHIMA UNIVERSITY**

*March 2004*

ISBN4-938664-90-9